

# 那須塩原市地域防災計画

(令和6年度改訂案)

那須塩原市防災会議



## <目 次>

### 総 論

|     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| 第1節 | 計画の目的等 .....          | 1  |
| 第2節 | 防災関係機関等の責務と業務の大綱..... | 4  |
| 第3節 | 本市の地勢及び社会的条件.....     | 13 |

### 風水害等対策編

|      |                             |    |
|------|-----------------------------|----|
| 第1章  | 総則 .....                    | 1  |
| 第1節  | 本市の災害環境 .....               | 1  |
| 第2節  | 既往災害 .....                  | 1  |
| 第3節  | 災害危険区域 .....                | 4  |
| 第2章  | 災害予防対策 .....                | 7  |
| 第1節  | 防災意識の高揚 .....               | 7  |
| 第2節  | 地域防災の充実 .....               | 9  |
| 第3節  | 防災訓練の実施 .....               | 11 |
| 第4節  | 避難行動要支援者対策 .....            | 13 |
| 第5節  | 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備.....     | 18 |
| 第6節  | 風水害等に強いまちづくり.....           | 20 |
| 第7節  | 土砂災害・山地災害等対策.....           | 22 |
| 第8節  | 水防体制の整備 .....               | 25 |
| 第9節  | 積雪・雪崩等予防対策 .....            | 28 |
| 第10節 | 農林業関係災害予防対策.....            | 29 |
| 第11節 | 防災気象情報の観測・ 収集・ 伝達体制の整備..... | 31 |
| 第12節 | 情報通信網の整備 .....              | 32 |
| 第13節 | 避難体制の整備 .....               | 34 |
| 第14節 | 警察における活動体制の整備.....          | 39 |
| 第15節 | 消防・救急・救助体制の整備.....          | 40 |
| 第16節 | 保健医療体制の整備 .....             | 41 |
| 第17節 | 緊急輸送体制の整備 .....             | 43 |
| 第18節 | 防災拠点の整備 .....               | 46 |
| 第19節 | 建築物災害予防対策 .....             | 48 |
| 第20節 | インフラ施設等災害予防対策.....          | 49 |
| 第21節 | 危険物施設等災害予防対策.....           | 51 |
| 第22節 | 学校・社会施設等の災害予防対策.....        | 53 |
| 第23節 | 航空消防防災体制の整備.....            | 55 |
| 第24節 | 応援・受援体制の整備.....             | 56 |
| 第25節 | 孤立集落災害予防対策.....             | 59 |
| 第26節 | 災害廃棄物等の処理体制の整備.....         | 60 |
| 第3章  | 応急対策 .....                  | 61 |
| 第1節  | 活動体制の確立 .....               | 61 |
| 第2節  | 情報の収集・伝達及び通信確保対策.....       | 65 |

|      |                           |     |
|------|---------------------------|-----|
| 第3節  | 浸水・洪水・土砂災害等の災害拡大防止活動..... | 69  |
| 第4節  | 自治体・自衛隊等の応援協力.....        | 71  |
| 第5節  | 災害救助法の適用 .....            | 75  |
| 第6節  | 避難対策 .....                | 78  |
| 第7節  | 要配慮者の支援 .....             | 86  |
| 第8節  | 警察における活動 .....            | 88  |
| 第9節  | 救急・救助活動 .....             | 89  |
| 第10節 | 医療救護活動 .....              | 92  |
| 第11節 | 緊急輸送活動 .....              | 94  |
| 第12節 | 食料・飲料水・生活必需品等の供給.....     | 97  |
| 第13節 | 農林業関係対策 .....             | 100 |
| 第14節 | 保健衛生活動 .....              | 102 |
| 第15節 | 障害物等除去活動 .....            | 107 |
| 第16節 | 廃棄物等処理活動 .....            | 108 |
| 第17節 | 学校・社会施設等の応急対策.....        | 109 |
| 第18節 | 住宅応急対策 .....              | 111 |
| 第19節 | インフラ施設等応急対策.....          | 113 |
| 第20節 | 危険物施設等応急対策.....           | 116 |
| 第21節 | 広報活動 .....                | 119 |
| 第22節 | 自発的支援の受け入れ.....           | 121 |
| 第23節 | 孤立集落応急対策 .....            | 122 |
| 第4章  | 復旧・復興 .....               | 123 |
| 第1節  | 復旧・復興の基本的方向の決定.....       | 123 |
| 第2節  | 住民生活の早期再建 .....           | 125 |
| 第3節  | インフラ施設等の復旧 .....          | 130 |

## 震災対策編

|      |                         |    |
|------|-------------------------|----|
| 第1章  | 総則 .....                | 1  |
| 第1節  | 本市の地形・地質・活断層.....       | 1  |
| 第2節  | 本市の主な地震活動 .....         | 3  |
| 第3節  | 地震被害想定 .....            | 4  |
| 第2章  | 予防 .....                | 7  |
| 第1節  | 防災意識の高揚 .....           | 7  |
| 第2節  | 地域防災力の充実 .....          | 9  |
| 第3節  | 防災訓練の実施 .....           | 10 |
| 第4節  | 避難行動要支援者対策 .....        | 10 |
| 第5節  | 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備..... | 10 |
| 第6節  | 震災に強いまちづくり .....        | 11 |
| 第7節  | 地盤災害予防対策 .....          | 12 |
| 第8節  | 農林業関係災害予防対策.....        | 12 |
| 第9節  | 地震情報の観測・収集・伝達体制の整備..... | 13 |
| 第10節 | 情報通信網の整備 .....          | 13 |
| 第11節 | 避難体制の整備 .....           | 14 |

|      |                          |    |
|------|--------------------------|----|
| 第12節 | 警察における活動体制の整備.....       | 15 |
| 第13節 | 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備..... | 16 |
| 第14節 | 保健医療体制の整備 .....          | 18 |
| 第15節 | 緊急輸送体制の整備 .....          | 18 |
| 第16節 | 防災拠点の整備 .....            | 18 |
| 第17節 | 建築物等災害予防対策.....          | 19 |
| 第18節 | インフラ施設等の災害予防対策.....      | 22 |
| 第19節 | 危険物施設等災害予防対策.....        | 23 |
| 第20節 | 学校・社会施設等の災害予防対策.....     | 23 |
| 第21節 | 航空消防防災体制の整備.....         | 23 |
| 第22節 | 応援・受援体制の整備.....          | 23 |
| 第23節 | 孤立集落災害予防対策.....          | 24 |
| 第24節 | 災害廃棄物等の処理体制の整備.....      | 24 |
| 第3章  | 応急対策 .....               | 25 |
| 第1節  | 災害対策本部・災害警戒本部等の設置.....   | 25 |
| 第2節  | 情報の収集・伝達及び通信確保対策.....    | 26 |
| 第3節  | 自治体・自衛隊等の応援協力.....       | 27 |
| 第4節  | 災害救助法の適用 .....           | 27 |
| 第5節  | 災害発生時の避難対策 .....         | 28 |
| 第6節  | 要配慮者の支援 .....            | 29 |
| 第7節  | 警察における活動 .....           | 29 |
| 第8節  | 救急・救助・消火活動 .....         | 30 |
| 第9節  | 医療救護活動 .....             | 32 |
| 第10節 | 二次災害防止活動 .....           | 32 |
| 第11節 | 緊急輸送活動 .....             | 33 |
| 第12節 | 食料・飲料水・生活必需品等の供給.....    | 33 |
| 第13節 | 農林業関係対策 .....            | 33 |
| 第14節 | 保健衛生活動 .....             | 33 |
| 第15節 | 障害物等除去活動 .....           | 33 |
| 第16節 | 廃棄物等処理活動 .....           | 33 |
| 第17節 | 学校・社会施設等の応急対策.....       | 33 |
| 第18節 | 住宅応急対策 .....             | 33 |
| 第19節 | インフラ施設応急対策.....          | 33 |
| 第20節 | 危険物施設等応急対策.....          | 33 |
| 第21節 | 広報活動 .....               | 34 |
| 第22節 | 自発的支援の受け入れ.....          | 34 |
| 第23節 | 孤立集落応急対策 .....           | 34 |
| 第4章  | 復旧・復興 .....              | 35 |
| 第1節  | 復旧・復興の基本的方向の決定.....      | 35 |
| 第2節  | 住民生活の早期再建 .....          | 35 |
| 第3節  | インフラ施設等の復旧 .....         | 35 |

## 震災対策編 附編

### 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

|                                         |   |
|-----------------------------------------|---|
| 第1節 総 則 .....                           | 1 |
| 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備.....            | 1 |
| 第3節 関係者との連携協力の確保.....                   | 2 |
| 第4節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応..... | 2 |
| 第5節 防災訓練 .....                          | 3 |
| 第6節 地震防災上必要な教育及び広報.....                 | 4 |

## 火災対策編

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第1章 総 則 .....             | 1  |
| 第1節 本市の火災を取り巻く環境.....     | 1  |
| 第2節 本市に被害を及ぼした主な火災.....   | 1  |
| 第2章 予 防 .....             | 2  |
| 第1節 市民等の防災活動の促進.....      | 2  |
| 第2節 火災に強いまちづくり .....      | 3  |
| 第3節 迅速かつ円滑な応急対策への備え.....  | 4  |
| 第3章 災害応急対策 .....          | 6  |
| 第1節 活動体制の確立 .....         | 6  |
| 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策..... | 8  |
| 第3節 災害救助法の適用 .....        | 9  |
| 第4節 消火活動及び救助・救急活動.....    | 10 |
| 第5節 避難対策 .....            | 12 |
| 第6節 施設、設備の応急対策 .....      | 12 |
| 第7節 広報対策 .....            | 12 |
| 第4章 復 旧 .....             | 13 |

## 火山災害対策編

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第1章 総 則 .....             | 1  |
| 第1節 本市の火山の状況 .....        | 1  |
| 第2章 予防対策 .....            | 3  |
| 第1節 市民等の防災活動の促進.....      | 3  |
| 第2節 火山災害に強いまちづくり.....     | 5  |
| 第3節 災害応急対策への備え .....      | 7  |
| 第3章 応急対策 .....            | 11 |
| 第1節 活動体制の確立 .....         | 11 |
| 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策..... | 12 |
| 第3節 二次災害防止活動 .....        | 14 |
| 第4節 災害救助法の適用 .....        | 15 |
| 第5節 避難対策 .....            | 15 |

|      |                        |    |
|------|------------------------|----|
| 第6節  | 救急・救助、医療及び消火活動.....    | 18 |
| 第7節  | 緊急輸送活動 .....           | 19 |
| 第8節  | 降灰等対策 .....            | 20 |
| 第9節  | 施設・設備の応急対策 .....       | 20 |
| 第10節 | 広報活動 .....             | 21 |
| 第4章  | 復旧・復興 .....            | 22 |
| 第1節  | 復旧・復興の基本的方向の決定.....    | 22 |
| 第2節  | 民生の安定化及び公共施設等復旧対策..... | 23 |

## 原子力災害対策編

|     |                                 |    |
|-----|---------------------------------|----|
| 第1章 | 総 則 .....                       | 1  |
| 第1節 | 計画策定の趣旨 .....                   | 1  |
| 第2節 | 原子力災害対策重点区域.....                | 1  |
| 第3節 | 原子力災害の想定 .....                  | 2  |
| 第2章 | 予防 .....                        | 4  |
| 第1節 | 初動体制の整備 .....                   | 4  |
| 第2節 | 市民等への情報伝達体制の整備.....             | 6  |
| 第3節 | 避難活動体制等の整備 .....                | 7  |
| 第4節 | モニタリング体制の整備.....                | 8  |
| 第5節 | 市民等の健康対策 .....                  | 9  |
| 第6節 | 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備.....     | 10 |
| 第7節 | 緊急輸送体制の整備 .....                 | 10 |
| 第8節 | 普及・啓発等を通じた リスクコミュニケーションの充実..... | 11 |
| 第3章 | 応急対策 .....                      | 12 |
| 第1節 | 災害対策本部等の設置 .....                | 12 |
| 第2節 | 情報の収集・連絡活動 .....                | 15 |
| 第3節 | 市民等への情報伝達 .....                 | 16 |
| 第4節 | 屋内退避・避難誘導等 .....                | 18 |
| 第5節 | モニタリング活動 .....                  | 20 |
| 第6節 | 医療活動等 .....                     | 21 |
| 第7節 | 農林水産物・加工食品等の安全性の確保.....         | 22 |
| 第8節 | 児童・生徒等の安全対策.....                | 23 |
| 第9節 | 緊急輸送活動 .....                    | 23 |
| 第4章 | 復旧・復興 .....                     | 24 |
| 第1節 | 市民等の健康対策 .....                  | 24 |
| 第2節 | 風評被害対策 .....                    | 25 |
| 第3節 | 除染・汚染廃棄物等の処理.....               | 26 |
| 第4節 | 損害賠償請求 .....                    | 28 |
| 第5節 | 各種制限の解除 .....                   | 29 |

## 第 1 節 計画の目的等

本計画の目的や性格等について明らかにする。

### 第 1 計画の目的

那須塩原市地域防災計画は、本市における災害（「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号の規定による災害をいう。以下同じ。）に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、市、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市域、市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

### 第 2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき那須塩原市防災会議が策定する計画であり、市、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

### 第 3 計画の構成

この計画は、本市の地域における風水害等、震災、火災、火山災害及び原子力災害の対策を体系化したものであって、「風水害等対策編」、「震災対策編」、「火災対策編」、「火山災害対策編」及び「原子力災害対策編」から構成される。

各編は、「総則」、「災害予防対策」、「災害応急対策」、「復旧（・復興）」の各章から成っており、災害対策基本法第 2 条第 1 号の規定による災害のうち、「風水害等対策編」には暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流及び地すべりに関する対策を、「震災対策編」には地震に関する対策を、「火災対策編」には大規模な火事に関する対策を、「火山災害対策編」には噴火に関する対策を、「原子力災害対策編」には放射性物質の大量の放出に関する対策をそれぞれ記載するものとする。

なお、「火災対策編」、「火山災害対策編」及び「原子力災害対策編」において特別の定めがない対策については、「風水害等対策編」の規定に準じて対応するものとする。

### 第 4 計画の理念

那須塩原市では、これまで発生した様々な災害の教訓等を踏まえ、本市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、那須塩原市国土強靱化地域計画との整合を図りながら総合的かつ計画的に推進する。

### 第 5 計画の修正

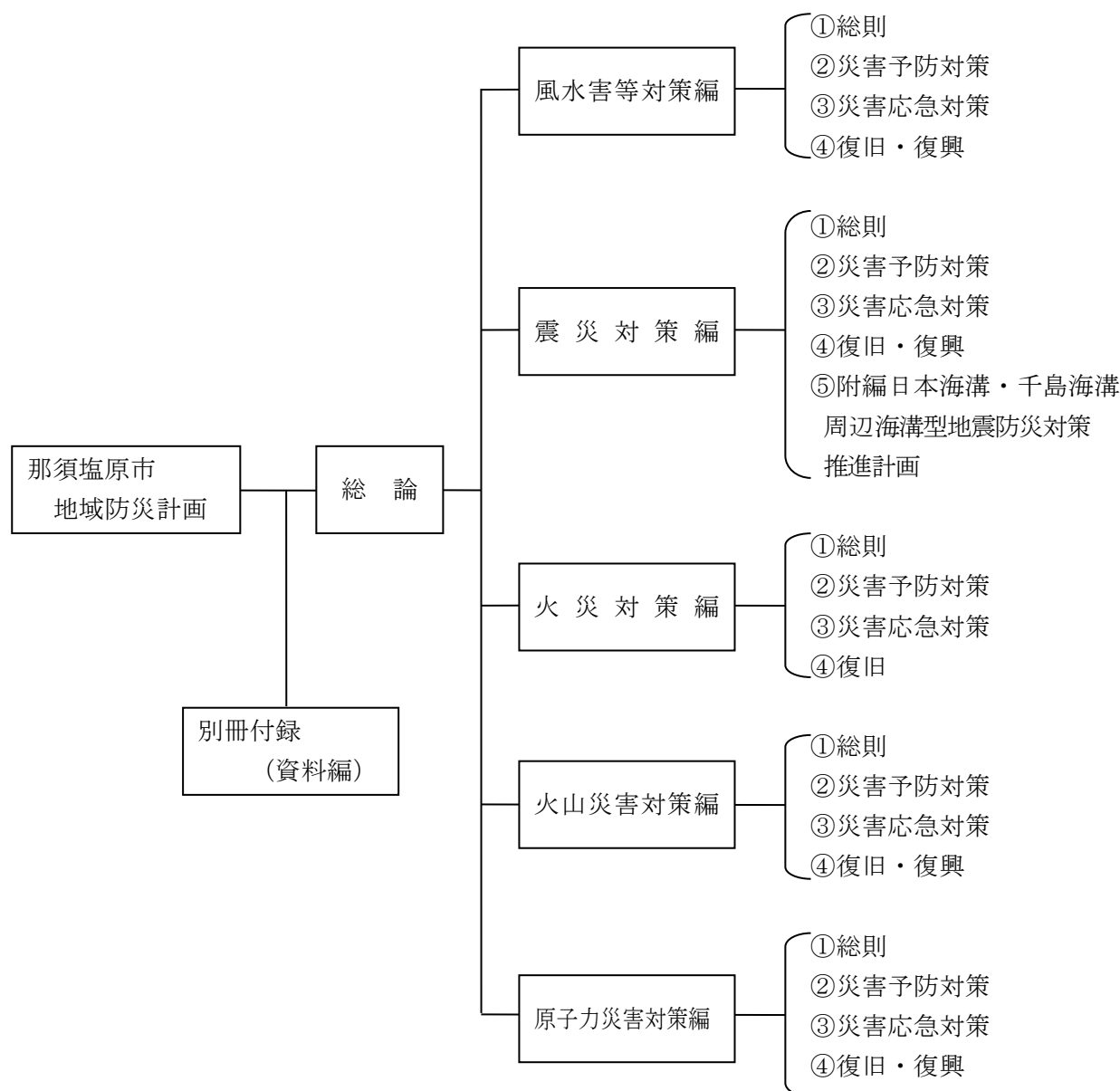
災害対策基本法第 42 条第 1 項の規定に基づき、市は、防災関係機関等と連携して、引き続き防災に関する調査・研究を行い、毎年計画に検討を加えながら、必要に応じこれを見直し、災害対策の確立に万全を期する。

なお、計画の見直しをする場合は、那須塩原市防災会議に諮るものとし、修正後の計画は、速やかに知事に報告をするとともに、その要旨を公表する。

〈資料編 1－1 那須塩原市防災会議条例〉

〈資料編 1－2 那須塩原市防災会議委員名簿〉

## 【計画の体系】



## 第6 他の計画との関係

### 1 国土強靱化地域計画

国土強靱化に関しては、那須塩原市国土強靱化地域計画が、市のあらゆる計画における強靱化の指針として位置づけられている。本計画もその指針との整合を図り、「強く」「しなやかな」地域づくり、発災時の防災・減災、早期復旧の取組を推進する。

### 2 業務継続計画

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（震災編）を別に定める。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証を踏まえた改訂を行う。

### 3 地区防災計画

本市の地域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第 42 条第 3 項に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合は、市防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

## 第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう、市、県、防災関係機関、市民等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

### 第1 防災関係機関等の責務

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、市や防災関係機関等による「公助」はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」及び、身近な地域コミュニティ等による「共助」の精神に基づく地域防災力の向上を図る必要がある。なお、各々の役割については、次のとおりである。

#### 1 市・一部事務組合

市は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、市の地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、市町村、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

また、消防機関（消防本部、消防署、消防分署及び消防団をいう。以下同じ。）は、市の責務が十分に果たされるよう、法令、市地域防災計画等で処理するよう定められた事項を市と連携して実施する。

#### 2 県

県（警察含む。）は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

また、本市や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号参照）

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び本市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第5号及び第6号参照）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、本市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

#### 5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

#### 6 市民

市民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、地域住民相互協力のもと自主防災組織を結成し、組織が行う自発的な防災活動に積極的に参加するなど、地域防災に寄与するよう努める。

### 第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務の大綱は、次のとおりである。

# 1 市

## ① 市

### 処理すべき業務の大綱

#### (1) 災害予防対策

- ア 防災に関する組織の整備
- イ 防災に関する知識の普及、教育
- ウ 防災に関する施設・設備の整備、点検
- エ 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検
- オ 県及び防災関係機関との連絡調整
- カ 自主防災組織等の育成支援
- キ 防災訓練等の実施及び自主防災組織等による防災訓練実施の促進
- ク 災害危険箇所の把握
- ケ 食料、生活必需品等の備蓄
- コ 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善
- サ 環境放射線量の測定及び公表
- シ その他法令及び本計画に基づく災害予防の実施

#### (2) 災害応急対策

- ア 災害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保
- イ 活動体制の確立
- ウ 消火・水防等の応急措置活動
- エ 被災者の救助・救急及び医療措置の実施
- オ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置
- カ 緊急輸送体制の確保
- キ 緊急物資の調達・供給
- ク 避難所の開設とその運営及び避難者の受入れ
- ケ 施設、設備の応急復旧
- コ 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持活動
- サ 市民への広報活動
- シ ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入れ
- ス 市民等の広域避難支援、屋内退避等の指示、立入制限
- セ 飲食物の安全性の確認、摂取制限
- ソ その他法令及び本計画に基づく災害応急対策の実施

#### (3) 災害復旧・復興対策

- ア 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進
- イ 民生の安定化策の実施
- ウ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施
- エ 除染、放射性物質に汚染された廃棄物の処理
- オ 風評被害による影響等の軽減
- カ その他法令及び本計画に基づく災害復旧・復興の実施

## ② 消防団

| 機関等の名称                                   | 管轄する地区                               | 処理すべき業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 那須塩原市消防団<br>(黒磯支団)<br>(西那須野支団)<br>(塩原支団) | 市内全域<br>(黒磯地区)<br>(西那須野地区)<br>(塩原地区) | <b>(1) 災害予防</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 団員の確保及び団員の能力の維持・向上</li> <li>イ 市及び消防本部が行う防災対策への協力</li> </ul> <b>(2) 災害応急対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 消防・水防活動</li> <li>イ 救助活動</li> <li>ウ 避難誘導活動</li> <li>エ 行方不明者等の搜索</li> <li>オ 災害情報の広報</li> <li>カ その他災害対策本部長が指示する災害応急対策</li> </ul> |

## 2 一部事務組合

| 機関等の名称                                                                | 管轄する地区                 | 処理すべき業務の大綱                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>那須地区消防組合</b><br>・ 消防本部<br>・ 黒磯消防署<br>（板室分署）<br>・ 西那須野消防署<br>（塩原分署） | 黒磯地区<br>西那須野地区<br>塩原地区 | <b>(1) 災害予防</b><br>ア 消防力の維持向上<br>イ 市と共同での地域防災力の向上<br>ウ 市民への防災教育<br><b>(2) 災害応急対策</b><br>ア 災害情報の収集・伝達<br>イ 救助救急活動・消火活動<br>ウ 浸水被害の拡大防止<br>エ 避難誘導活動<br>オ 行方不明者等の搜索<br>カ 危険物施設等の災害拡大防止活動<br>キ その他災害対策本部長が指示する災害応急対策 |
| 那須地区広域行政事務組合<br>・ 第2衛生センター                                            |                        | し尿・浄化槽汚泥の収集処理                                                                                                                                                                                                   |
| 黒磯那須共同火葬場組合<br>・ 那須聖苑                                                 |                        | 遺体の火葬                                                                                                                                                                                                           |
| 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合<br>・ 黒磯那須公設地方卸売市場                                    |                        | 食料等の供給                                                                                                                                                                                                          |

## 3 県

| 処理すべき業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>(1) 災害予防対策</b><br>ア 防災に関する組織の整備・改善<br>イ 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施<br>ウ 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進<br>エ 災害危険箇所の災害防止対策<br>オ 防災に関する施設・設備の整備、点検<br>カ 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検<br>キ 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検<br>ク 消防防災ヘリコプターの運用、点検<br>ケ 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備<br>コ 自主防災組織等の育成支援<br>サ ボランティア活動の環境整備<br>シ 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表<br>ス 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善<br>セ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施<br><b>(2) 災害応急対策</b><br>ア 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保<br>イ 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立<br>ウ 災害対応及び原子力等に関する専門家等の派遣要請<br>エ 災害救助法の運用<br>オ 消火・水防等の応急措置活動<br>カ 被災者の救助・救急及び医療措置の実施<br>キ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置<br>ク 緊急輸送体制の確保<br>ケ 緊急物資の調達・供給 |

- コ 災害を受けた児童、生徒の応急教育
- サ 施設、設備の応急復旧
- シ 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持活動
- ス 県民への広報活動
- セ ボランティア受入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入
- ソ 住民の避難、屋内退避、立入制限
- タ 県外避難者の受入れに対する総合調整
- チ 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示
- ツ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施

### (3) 災害復旧・復興対策

- ア 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進
- イ 民生の安定化策の実施
- ウ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施
- エ 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理
- オ 損害賠償の請求等に関する支援
- カ 風評被害による影響等の軽減
- キ 各種制限の解除
- ク その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

## 4 警察署

| 機関等の名称  | 処理すべき業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 那須塩原警察署 | <p>(1) 災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害警備計画の策定</li> <li>イ 災害対応装備資機材の整備</li> <li>ウ 危険物の保安確保に必要な指導、助言</li> <li>エ 防災知識の普及</li> </ul> <p>(2) 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害情報の収集・伝達</li> <li>イ 被災者の救出及び負傷者等の救護</li> <li>ウ 行方不明者の調査・捜索</li> <li>エ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導</li> <li>オ 被災地、避難場所、重要施設の警戒</li> <li>カ 緊急交通路の確保</li> <li>キ 交通の混乱防止及び交通秩序の維持</li> <li>ク 犯罪の防止など災害時の社会秩序の維持</li> <li>ケ 広報活動</li> <li>コ 死体の検分・検視</li> </ul> |

## 5 指定地方行政機関

| 機関名                 | 処理すべき業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関東財務局<br>(宇都宮財務事務所) | <p>(1) 災害における金融上の措置に関すること</p> <p>災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換、休日営業、保険金の支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応について、金融機関等関係方面に要請を行う。</p> <p>(2) 地方公共団体に対する融資に関すること</p> <p>地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために、災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する。</p> |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | <p>(3) 国有財産の管理、処分に関すること<br/>地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 関東信越厚生局               | 健康福祉に係る事務について、市に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な処置をとること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 関東農政局                 | <p>(1) 災害予防<br/>ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること<br/>イ 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、農業用河川工作物など施設の整備のほか、土砂崩壊防止、たん水防除、農地浸食防止等の事業の実施に関すること</p> <p>(2) 応急対策<br/>ア 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること<br/>イ 種もみ、その他営農資材の確保に関すること<br/>ウ 主要食糧の需給調整に関すること<br/>エ 生鮮食料品等の供給に関すること<br/>オ 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病虫害の防除に関すること<br/>カ 土地改良機械、技術者等の把握と、緊急貸出しや動員に関すること<br/>キ 農産物等の安全性の確認に関すること</p> <p>(3) 復旧対策<br/>ア 災害発着定の実施（農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急着定の実施）に関すること<br/>イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること<br/>ウ 風評被害対策に関すること</p> |
| 関東森林管理局<br>（塩那森林管理署）  | <p>(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること</p> <p>(2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</p> <p>(3) 国有林林産物等の安全性の確認に関すること</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 関東経済産業局               | <p>(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること</p> <p>(2) 商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関すること</p> <p>(3) 被災中小企業の振興に関すること</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 関東東北産業保安監督部           | <p>(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に関すること</p> <p>(2) 鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関すること</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 関東運輸局<br>（栃木運輸支局）     | <p>(1) 運輸事業の災害予防に関すること</p> <p>(2) 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送（迂回輸送を含む）等に関する指導、調整に関すること</p> <p>(3) 運輸事業の復旧、復興に関すること</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 東京管区气象台<br>（宇都宮地方气象台） | <p>(1) 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること</p>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 関東総合通信局               | <p>(1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること</p> <p>(2) 災害時テレコム支援チーム（M I C－T E A M）による災害対応支援に関すること</p> <p>(3) 災害対策用の移動通信機器及び移動電源車の貸し出しに関すること</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                      | <p>(4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事</p> <p>(5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等情報提供に関する事</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 栃木労働局<br>(黒磯公共職業安定所)<br>(大田原公共職業安定所) | <p>(1) 産業安全（鉱山関係を除く）に関する事</p> <p>(2) 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関する事</p> <p>(3) 労働者の被ばく管理の監督指導に関する事</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 関東地方整備局<br>宇都宮国道事務所                  | <p>直轄する道路（国道4号）についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関する事</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>ア 防災上必要な教育、訓練</p> <p>イ 通信施設等の整備</p> <p>ウ 公共施設等の整備</p> <p>エ 官庁施設の災害予防措置</p> <p>オ 豪雪害の予防</p> <p>(2) 災害応急対策</p> <p>ア 災害に関する情報の収集等</p> <p>イ 建設機械と技術者の現況の把握</p> <p>ウ 災害時における復旧用資材の確保</p> <p>エ 災害発生が予想される時又は災害時における応急工事</p> <p>オ 災害時のための応急資機材の備蓄</p> <p>カ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</p> <p>キ 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関する事</p> <p>(3) 災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること</p> |
| 関東地方環境事務所                            | <p>(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報提供</p> <p>(3) 放射性物質による汚染状況の情報収集及び情報提供並びに汚染等の除去への支援</p> <p>(4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 国土地理院<br>関東地方測量部                     | <p>(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供</p> <p>(2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</p> <p>(3) 地殻変動の監視</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

## 6 自衛隊

| 機関名                       | 処理すべき業務の大綱                                                                         |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 陸上自衛隊<br>東部方面特科連隊<br>第2大隊 | 天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のために派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施する。 |

## 7 指定公共機関

| 機関名              | 処理すべき業務の大綱                                                                                                                                                             |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本郵便(株)<br>市内郵便局 | <p>(1) 郵便事業の業務運行及びこれらの施設等の保全</p> <p>(2) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事</p> <p>(3) 災害特別事務取扱等</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>ウ 被災地あて救援用郵便物の料金免除</p> |

|                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本赤十字社<br>栃木県支部                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関する事</li> <li>(2) 災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関する事</li> <li>(3) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関する事</li> <li>(4) 義援金品の募集、配分に関する事</li> <li>(5) 日赤医療施設等の保全に関する事</li> <li>(6) 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事</li> </ul>                                                                                                                                     |
| 日本放送協会<br>宇都宮放送局                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報の収集に関する事<br/>災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集</li> <li>(2) 報道に関する事<br/>災害・気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知</li> <li>(3) 受信者対策に関する事<br/>避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供</li> <li>(4) 放送通信施設の保守に関する事<br/>陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守</li> </ul>                                                                                                                      |
| 東日本高速道路(株)<br>関東支社宇都宮管理事務所                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高速自動車国道の保全及び復旧に関する事</li> <li>(2) 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 東日本旅客鉄道(株)<br>大宮支社（市内 JR 駅）                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害により路線が不通になった場合の旅客の輸送手配及び、不通区間における自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送に関する事</li> <li>(2) 災害により路線が不通となった場合の措置に関する事<br/>ア 列車の運転整理、折返し運転、う回を行う<br/>イ 路線の復旧、脱線車両の複線、修理をし、検査のうえ速やかな開通手配をする</li> <li>(3) 路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視に関する事</li> <li>(4) 死傷者の救護及び処理に関する事</li> <li>(5) 事故の程度に応じた部外への救護要請や報道機関への連絡に関する事</li> <li>(6) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理に関する事</li> </ul> |
| 東日本電信電話(株)                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平素から設備自体を物理的に強固にするなど、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事</li> <li>(2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関する事</li> <li>(3) 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段確保に関する事</li> <li>(4) 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事</li> <li>(5) 災害復旧及び報道機関等との連携に関する事</li> </ul>                                                                                                                                    |
| 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社                             | 電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関する事                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 東京電力ホールディングス(株)<br>東京電力パワーグリッド(株)<br>日本原子力発電(株) | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子力施設の防災管理に関する事</li> <li>(2) 従業員等に対する教育、訓練に関する事</li> <li>(3) 関係機関に対する放射線量の情報提供に関する事</li> <li>(4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事</li> <li>(5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事</li> <li>(6) 原子力災害発生時における通報連絡体制の整備に関する事</li> <li>(7) 市の実施する原子力防災活動に対する協力に関する事</li> <li>(8) 除染、放射性物質により汚染された廃棄物に関する事</li> </ul>                                                                   |
| KDDI(株)<br>(株)NTTドコモ                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 通信施設の運用と保全に関する事</li> <li>(2) 災害時における携帯電話等通信の疎通に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## 8 指定地方公共機関

| 機関名                                                                                                       | 処理すべき業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 栃木県土地改良事業団体<br>連合会<土地改良区>                                                                                 | 水門、水路の操作に関する事                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (一社) 栃木県 L P ガ<br>ス協会                                                                                     | (1) ガス施設の安全・保全に関する事<br>(2) 災害時におけるガスの供給に関する事                                                                                                                                                                                                                   |
| (株) 栃木放送<br>(株) エフエム栃木<br>(株) とちぎテレビ                                                                      | (1) 市民に対する防災知識の普及に関する事<br>(2) 情報の収集に関する事<br>災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集<br>(3) 報道に関する事<br>災害及び気象予警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の<br>周知<br>(4) 受信対策に関する事<br>避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供<br>(5) 放送通信施設の保守に関する事<br>陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守<br>(6) 義援金品の募集、配分等の協力に関する事 |
| (一社) 栃木県トラック協会<br>(塩那支部)<br>(一社) 栃木県バス協会<br>(一社) 栃木県タクシー協会                                                | 災害時における貨物自動車等による救援物資、避難者及び帰宅困難者等の<br>輸送の協力に関する事                                                                                                                                                                                                                |
| (一社) 栃木県医師会<br>那須郡市医師会<br>(一社) 栃木県歯科医師会<br>(一社) 栃木県薬剤師会<br>(公社) 栃木県看護協会<br>(公社) 栃木県柔道整復師会<br>(公社) 栃木県栄養士会 | 災害時における医療救護活動に関する事                                                                                                                                                                                                                                             |
| 栃木県石油商業組合                                                                                                 | 災害時における燃料調達への協力に関する事                                                                                                                                                                                                                                           |
| (一社) 栃木県建設業<br>協会（那須支部）                                                                                   | (1) 被災地における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に<br>関する事<br>(2) 防災協定に基づく救助活動等における資機材、重機、人員の協力に関<br>する事                                                                                                                                                                      |

## 9 市内公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

| 機関名                                                                                   | 処理すべき業務の大綱                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 那須野農業協同組合<br>栃木県開拓農業協同組合<br>栃木県酪農業協同組合<br>(県北支所)<br>那須塩原市森林組合<br>たかはら森林組合<br>大田原市森林組合 | (1) 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関する事<br>(2) 農作物、林産物、酪農等の災害応急対策についての指導に関する事<br>(3) 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関する事<br>(4) 協同利用施設の災害応急対策、復旧に関する事<br>(5) 飼料、肥料等の確保対策に関する事<br>(6) 農林水産物等の出荷制限への協力 |
| 那須塩原市商工会<br>西那須野商工会                                                                   | (1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等<br>の協力に関する事<br>(2) 災害時における物価安定についての協力に関する事<br>(3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事                                                              |
| (一社) 那須塩原市建<br>設業協会                                                                   | (1) 防災協定に基づく救出活動等における重機、車両の協力に関する事<br>(2) 道路、橋りょう等の災害復旧への協力に関する事<br>(3) 応急仮設住宅の建設等の協力に関する事                                                                                        |

|                                      |                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 那須塩原電設協会                             | 防災協定に基づく公共施設の電気復旧への協力に関する事                                                                                                                                                |
| 那須塩原管工事業協同組合                         | 防災協定に基づく水道施設の災害復旧への協力に関する事                                                                                                                                                |
| 栃木県電気工事業工業組合                         | 防災協定に基づく公共施設の電気復旧への協力に関する事                                                                                                                                                |
| 全建総連栃木県建設労働組合（黒磯支部・高林支部・西那須野支部・塩原支部） | (1) 避難所等の公共施設の応急補修<br>(2) 応急仮設住宅の建設<br>(3) 緊急を要する資機材の調達及び輸送<br>(4) その他市が必要と認める緊急応急作業                                                                                      |
| （社福）那須塩原市社会福祉協議会                     | (1) 災害予防<br>ア 在宅要援護者対策<br>イ 市が行う災害対策への協力<br>(2) 災害応急対策<br>ア 市災害ボランティアセンターの設置・運営<br>イ 在宅要援護者の応急対策<br>ウ 被災者の保護及び救援物資の支給<br>エ その他市が行う避難及び応急対策への協力<br>オ 被災者生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 |
| 黒磯観光協会<br>西那須野観光協会<br>塩原温泉観光協会       | 市が行う観光施設の被害調査等への協力に関する事                                                                                                                                                   |
| 塩原温泉旅館協同組合<br>板室温泉旅館組合               | 塩原温泉街地区・板室温泉街地区の緊急避難場所の提供及び緊急時の食料提供の協力に関する事                                                                                                                               |
| 病院等経営者                               | (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事<br>(2) 災害時における入院患者等の安全確保に関する事<br>(3) 災害時における負傷者等の医療と助産に関する事<br>(4) 被ばく医療への協力に関する事<br>(5) 被災した病院等の入院患者の受け入れに関する事                                  |
| 社会福祉施設経営者                            | (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事<br>(2) 災害時における入所者の安全確保に関する事<br>(3) 被災した社会福祉施設の入所者の受け入れに関する事<br>(4) 福祉避難所としての施設の提供に関する事                                                           |
| 危険物等施設の管理者                           | 災害時における危険物等施設の安全確保に関する事                                                                                                                                                   |

### 第3節 本市の地勢及び社会的条件

本市の地勢、社会的条件の変化を明らかにし、社会構造の変化に伴う災害態様の多様化等に対応する。

#### 第1 本市の地勢

那須塩原市は、栃木県の北部に位置し、東は那珂川を境に那須町に、西は日光市、塩谷町及び矢板市に、南部は大田原市に、北部は福島県南会津郡南会津町、下郷町及び西白河郡西郷村に隣接している。市の位置、面積については下表のとおりである。

|        |                                                                                                                                                                                                   |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務所の位置 | 共壘社 108 番地 2 東経 140° 02′ 46″ 北緯 36° 57′ 42″                                                                                                                                                       |
| 面 積    | 592.74 km <sup>2</sup>                                                                                                                                                                            |
| 地 域    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・極東 東経 140° 08′ 29″ （豊岡地内）</li> <li>・極南 北緯 36° 50′ 13″ （一区町地内）</li> <li>・極西 東経 139° 43′ 59″ （二方鳥屋山付近）</li> <li>・極北 北緯 37° 09′ 18″ （福島県南会津郡下郷町境）</li> </ul> |
| 東西間    | 36.4 km                                                                                                                                                                                           |
| 南北間    | 35.3 km                                                                                                                                                                                           |
| 標 高    | 市役所 294.37m 最高 1,916.9m 最低 210.0m                                                                                                                                                                 |

#### 第2 人口の状況

##### 1 人口の推移

令和6（2024）年7月1日現在の総人口は111,357人（うち外国人は2,324人）で、総世帯数は49,766世帯である。

国勢調査によると、本市の人口のピークは平成22（2010）年度の117,146人で、それ以降は減少に転じている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も本市の人口減少は続くと言測されている。

##### 2 一世帯当たりの平均人員

令和6（2024）年7月1日現在の一世帯当たりの平均人員は2.28人で、県と同水準である。

核家族化の進行等により、本市の世帯当たり人口は減少が続いており、高齢者のみ世帯も増加すると予想される。

##### ○総人口・世帯数の推移

| 区分          | H 2    | H 7     | H12     | H17     | H22     | H27     | R 2     |
|-------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口（人）       | 97,771 | 105,127 | 110,828 | 115,032 | 117,812 | 117,146 | 115,210 |
| 世帯数（世帯）     | 29,180 | 33,257  | 37,124  | 40,917  | 44,602  | 45,608  | 47,454  |
| 一世帯当たり人数（人） | 3.35   | 3.16    | 2.99    | 2.81    | 2.64    | 2.57    | 2.43    |

（資料：国勢調査）

### 3 年齢階層別の状況

本市の年少人口は約 13%、老年人口は約 28%で、国、県と同水準である。今後も少子高齢化は進行し、年少人口割合の減少、老年人口割合の増加が続くと予想される。

○年齢階層別人口

| 区分                       | H 2               | H 7               | H12               | H17               | H22               | H27               | R 2               |
|--------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 0～14 歳（人）<br>（年少人口割合）    | 21,077<br>(21.6%) | 19,739<br>(18.8%) | 18,792<br>(17.0%) | 17,961<br>(15.6%) | 17,118<br>(14.5%) | 16,026<br>(13.7%) | 14,558<br>(12.6%) |
| 15～64 歳（人）<br>（生産年齢人口割合） | 66,486<br>(68.0%) | 72,204<br>(68.7%) | 75,786<br>(68.4%) | 77,538<br>(67.4%) | 77,391<br>(65.7%) | 72,853<br>(62.2%) | 67,987<br>(59.0%) |
| 65 歳以上（人）<br>（老年人口割合）    | 10,169<br>(10.4%) | 13,184<br>(12.5%) | 16,250<br>(14.7%) | 19,532<br>(17.0%) | 23,303<br>(19.8%) | 28,267<br>(24.1%) | 32,665<br>(28.4%) |

（資料：国勢調査）

### 第3 土地利用

地目別に面積をみると、1 位が「山林」、2 位が「田」、3 位が「畑」、4 位が「宅地」となっている。ただしこれらの面積を合わせても総面積の 4 割に満たない。本市域は西側の一帯には那須火山群や高原火山群の山体が連なっており、その多くが国有林である。このため、実態としては市域西側の山地部分では山林、東側の平地部分では農地や都市的土地利用を主体とした土地利用となっている。

○土地利用の現況（令和 2 年）

（単位：ha、%）

| 田               | 畑              | 宅地             | 池沼           | 山林              | 牧場           | 原野           | 雑種地            | その他              | 合計                |
|-----------------|----------------|----------------|--------------|-----------------|--------------|--------------|----------------|------------------|-------------------|
| 6,609<br>(11.2) | 3,791<br>(6.4) | 3,599<br>(6.1) | 107<br>(0.2) | 8,618<br>(14.5) | 166<br>(0.3) | 501<br>(0.8) | 2,509<br>(4.2) | 33,374<br>(56.3) | 59,274<br>(100.0) |

（資料：課税課）

### 第4 経済・産業

本市の産業構造は、令和 2 年度における県内総生産に占める産業別総生産の割合は、第 1 次産業が 3.3%、第 2 次産業が 34.9%、第 3 次産業が 61.4%となっている。栃木県の平均と比較して第 1 次産業と第 3 次産業が高い一方、相対的に第 2 次産業が低位となっている。産業別就業者数もおおむね同様の傾向にあるが、従業者 1 人あたりの生産額は第 3 次産業より第 2 次産業の方がやや高くなっている。

○産業別総生産額（令和 2 年度）

（単位：億円、%）

| 区分    | 第 1 次産業   | 第 2 次産業      | 第 3 次産業      | 域内総生産         |
|-------|-----------|--------------|--------------|---------------|
| 那須塩原市 | 157 (3.3) | 1,654 (34.9) | 2,914 (61.4) | 4,744 (100.0) |

（注）産業別総生産額に控除すべき額を含むため、その合計と市内総生産額は一致せず、構成比の合計も 100%にはならない。

（資料：とちぎの市町村民経済計算）

○産業別就業者（令和 2 年度）

（単位：人、%）

| 区分    | 第 1 次産業   | 第 2 次産業      | 第 3 次産業      |
|-------|-----------|--------------|--------------|
| 那須塩原市 | 275 (1.9) | 4,588 (31.3) | 9,253 (63.1) |

（資料：国勢調査）

## 第5 交通網の状況

本市の交通網は、鉄道については市の東端を東北新幹線とＪＲ東北本線がほぼ並行して南北に通っており、市域内には東北新幹線那須塩原駅のほか、ＪＲ東北本線の黒磯駅、西那須野駅の計３駅が立地する。

高速自動車道としては市の中央やや東側を東北自動車道が南北に通っており、市域内に西那須野塩原ＩＣが立地するほか、市域北側に近接する那須ＩＣ、黒磯板室ＩＣも利用可能である。

幹線国道としては国道４号が東北新幹線やＪＲ東北本線とほぼ並行して通っている。本市域内の国道４号は複数の区間で改築事業が行われており、そのうちの西那須野バイパス及び黒磯バイパスは事業が完了している。現在では西那須野バイパスと並行する区間で西那須野道路の整備が実施中となっている。これらの幹線交通路網により、県内外とのアクセス性に優れた交通網が形成されている。

また、市域南部には大田原市や日光市（旧藤原町方面）とを結節する国道４００号や市域中部を矢板方面へと結節する主要地方道矢板那須線、矢板那須線から分岐して市の中心部を通り、大田原市方面に至る主要地方道大田原高林線、西那須野塩原ＩＣ付近から那須町に繋がる主要地方道西那須野那須線などにより周辺都市との結節が図られている。

その他、主要地方道藤原塩原線や主要地方道塩原矢板線など観光用途にも用いられる道路等があり、多様な幹線道路交通網が形成されている。

## 第6 社会構造の変化に対する防災面の対応

### 1 都市化に伴う防災対策

都市化の進展に伴う、危険地域への居住地の拡大等への対応として、災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用や居住の誘導、危険地域等の情報公開、開発抑制等の各種予防対策を講じる。

### 2 要配慮者の増加に伴う防災対策

高齢者などの要配慮者の増加に伴い、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を他の福祉施策と連携して行うとともに、関連施設における災害に対する安全性の向上を図る。

### 3 産業構造の変化に伴う防災対策

ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度が増すとともに、これらの施設での災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響を与えることとなる。このため、これらの施設の耐震化、補完機能の充実等を進める。

### 4 人的ネットワークの促進

都市化、核家族化等に伴い、住民意識、生活環境が変化し、近隣扶助の意識の低下が見られることから、地域における住民、自主防災組織等の連携強化を促進するとともに、住民参加による防災訓練の実施等を通して防災意識の高揚を図る。

### 5 男女共同参画の視点による防災体制の確立

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。



# 第1章 総則

## 第1節 本市の災害環境

気象状況、地勢、河川、豪雪地帯の状況等、本市の自然的条件を明らかにし、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策の効果的な実施に資する。

### 第1 気象

本市は、太平洋側気候であり内陸に位置するため、最高気温と最低気温との格差が大きい。初夏から初秋にかけて雷の発生が多く、盛夏期でも比較的雨量が多い。冬季は朝夕の冷え込みが激しいため平野部でも最低気温が氷点下の日が多い。那須おろしと呼ばれる季節風が吹き、那須連山は日本海側気候の様相を呈している。

### 第2 地勢

本市の面積は、592.74 km<sup>2</sup>、東西約36km 南北約35km で栃木県面積の9.3%を占めている。市面積の約半分が那須連山からなる山岳部が占めている。残りの半分は、北側を那珂川、南側を箒川に挟まれた緩やかな傾斜の扇状地（海拔約210mから560m）となっている。

| 本市の主な山 |             | 本市の主な川 |             |
|--------|-------------|--------|-------------|
| 三本槍岳   | 海拔 1,916.9m | 那珂川    | 流路延長 27.5km |
| 大佐飛山   | 海拔 1,908.4m | 蛇尾川    | 流路延長 20.0km |
| 日留賀岳   | 海拔 1,848.8m | 熊 川    | 流路延長 16.0km |
| 白倉山    | 海拔 1,460.0m | 箒 川    | 流路延長 23.0km |
| 二方鳥屋山  | 海拔 1,262.2m |        |             |

### 第3 豪雪地帯

旧黒磯市及び旧塩原町は、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯に指定されており、雪害の防除をはじめとする豪雪対策事業が実施されている。

## 第2節 既往災害

本市に被害を及ぼした主な水害・台風、竜巻等風害・雪害の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

### 第1 主な風水害

#### 1 平成10年8月末豪雨〈那須水害〉

平成10（1999）年8月26日から31日にかけて、前線が日本付近に停滞し、台風4号が日本の南海上をゆっくりと北上した。この期間、台風の影響も加わり前線に向かって暖かく湿った空気が南から流入して前線の活動が活発となり、北日本や東日本を中心に雨が断続的に続き、北日本の太平洋側から関東地方にかけて記録的な大雨となった。

旧黒磯市（農業試験場）では26日から5日間の総降水量が685mmに達した。特に、27日には、1時間降水量84mm（18時～19時）、5時間降水量203mm（17時～20時）、日降水量388mmの豪雨を記録した。このため、赤沼・石田坂地区の余笹川が氾濫し、下中野地区の熊川護岸が決壊し、死者1人、

家屋、家畜、農地、公共施設等に多くの被害をもたらした。

那須水害の総雨量

| 那須       | 八方が原   | 黒磯     | 大田原    | 塩谷     | 今市     | 鹿沼     | 宇都宮    |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1,254 mm | 931 mm | 689 mm | 578 mm | 567 mm | 552 mm | 398 mm | 268 mm |

## 2 平成27年9月関東・東北豪雨

日本海を北東に進む台風18号から変わった温帯低気圧に、太平洋上から湿った暖かい空気が流れ込み、日本の東の海上から日本列島に接近していた台風17号から吹き込む湿った風とぶつかったことで南北に連なる雨雲（線状降水帯）が継続して発生したため、9月9日から11日にかけて関東北部や東北南部を中心に記録的な大雨となった。

10日0時20分には栃木県全域に大雨特別警報が発表され、日光市では72時間で600mmを超える雨量を記録。本市でも特に塩原地区において大雨となり、ダムからの放水も重なって箒川の水位が上昇した。9日23時には、塩原・箒根地区全域に避難勧告を発令し、9か所の避難所を開設、最大で81人が避難所に避難した。10日は市内全小中学校が休校となった。

塩原地区では、土石流や地すべり、土砂崩れなどの土砂災害が発生し、住家の半壊や住家・非住家の浸水被害が生じたほか、断水や停電も発生し、市民生活にも大きな影響を与えた。また、洪水や冠水による農作物の被害や農業施設、市道、林道等の被害もあり、復旧に多くの時間と費用を要した。

## 3 令和元年台風第19号（東日本台風）

令和元（2019）年10月12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した令和元年東日本台風（台風第19号）の接近や通過により、台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。

市内においても、上ノ原観測点で565mm、塩原ダムで347mmの総雨量を観測する大雨となった。

市内では12日6時19分に大雨警報、13時44分に暴風警報、15時50分に土砂災害警戒情報がそれぞれ発表され、19時50分には大雨特別警報が発表されると同時に、那須塩原市災害対策本部が設置された。また、宇都野地区と和田山地区に避難勧告が発令されている。

この台風により、市道4箇所で行き止まりになったほか、黒磯地区の4箇所、西那須野地区の3箇所、塩原地区の16箇所、計23箇所で行き止まりや土砂崩れなどの道路被害をはじめとする土木施設被害が発生した。

人的被害の発生は無かったものの、建物被害として黒磯地区で4軒、西那須野地区で31軒、塩原地区で1軒、計36軒の床下浸水被害が発生している。農業に与えた被害も甚大で、施設被害で5,898,000円、農作物被害では59,336,000円に達している。

## 4 令和2年9月豪雨

令和2（2020）年9月の豪雨は、本州に停滞した前線に向かって小笠原近海を進んだ熱帯低気圧から温かく湿った風が吹き込むことによって発生した。

9月11日の夜に本市に大雨警報（土砂災害）及び洪水警報が発表され、那須塩原市は避難勧告（レベル4）が発令されている。

市内の道路や河川の被害は比較的軽微であったが、箒川で橋を修理していた高齢の男性が川に流されて死亡している。

## 第2 主な雪害

### 1 平成26年2月14～16日大雪

平成26年2月14日から15日にかけて西日本から北日本の広い範囲で大雪となり、関東甲信地方

では記録的な大雪となった。また、那須では 88cm の積雪となり、市内で軽傷 2 名、停電約 64, 200 軒、農畜産物・農業施設の被害が発生した。

### 第3節 災害危険区域

洪水、土砂災害等の災害想定、危険箇所等の概要を把握し、的確な災害対策に資する。

#### 第1 洪水

##### 1 洪水浸水想定区域

###### (1) 洪水予報河川等

洪水予報河川の指定区間である那珂川、余笹川、蛇尾川については、水防法に基づき想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が指定されている。

これらの浸水深は蛇尾川流域では3.0m未満であり、那珂川及び余笹川流域では最大5.0～10.0m未満で3.0m以上の浸水が想定される範囲も広い。浸水継続時間はおおむね12時間以内の範囲が多いが、那珂川及び余笹川流域では一部でそれ以上の範囲もみられる。那珂川流域の越堀では一部で最大336時間（2週間）に達する。

| 河川<br>管理者 | 対象河川 | 想定条件                       | 浸水想定区域の状況                                                                                                     |
|-----------|------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 栃木県       | 那珂川  | 那珂川流域<br>の48時間総<br>雨量555mm | 黒磯地区の那須町との境界付近、東北自動車道より下流側の河川沿いに浸水区域が分布する。浸水深は最大5.0～10.0mに達する。家屋倒壊等氾濫想定区域は、河岸浸食が浸水区域に広く分布し、氾濫流は滑走斜面側の一部に分布する。 |
|           | 余笹川  | 余笹川流域<br>の48時間総<br>雨量760mm | 黒磯地区の東端河川沿いに浸水区域があるが、防御斜面側の狭い範囲に限られる。浸水深は3.0～5.0mの範囲が広く、一部で5.0～10.0mに達する。家屋倒壊等氾濫想定区域は、河岸浸食、氾濫流ともに浸水区域に広く分布する。 |
|           | 蛇尾川  | 蛇尾川流域<br>の24時間総<br>雨量644mm | 県道35号より下流側の黒磯地区と西那須野地区の境界付近を中心の下流側に向かって浸水区域が広がり、浸水深は最大で0.5～3.0mである。家屋倒壊等氾濫想定区域は、河岸浸食が浸水区域に広く分布し、氾濫流は分布しない。    |

###### (2) その他の河川

洪水予報河川及び水位周知河川以外の主な中小河川である蛇尾川、熊川、百村川、箒川、鹿股川、シラン沢川、那珂川（上流）、蕪中川、沢名川、今尾頭川、巻川、高野川は、水防法に基づき、想定最大規模の降雨に伴う洪水浸水想定区域が指定されている。

蛇尾川、熊川、百村川、巻川及び蕪中川の浸水範囲は広いが、百村川及び巻川の浸水範囲が市内にかかる部分は限定的である。また、浸水深はいずれも概ね3.0m未満である。

箒川、鹿股川、シラン沢川、那珂川（上流）、高野川及び沢名川の浸水範囲は、ほぼ河道沿いに限られる。特に鹿股川、シラン沢川及び高野川の浸水範囲は局所的である。

| 河川<br>管理者 | 対象河川 | 想定条件                      | 洪水浸水想定区域の状況                                                                                                                                       |
|-----------|------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 栃木県       | 箒川   | 箒川流域の<br>24時間総雨<br>量537mm | 塩原ダム上流側の国道400号に沿った狭い範囲での浸水が想定されている。上流側に開けた地形の影響で、浸水範囲は下流側で狭くなっているが、浸水深は5.0～10.0mに達している。上流側では浸水範囲がやや面状に広がり、浸水深はおおむね0.5～3.0mに止まるが、ウトウ沢川との合流地点付近の一部で |

| 河川<br>管理者 | 対象河川        | 想定条件                         | 洪水浸水想定区域の状況                                                                                                                                                   |
|-----------|-------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           |             |                              | 5.0～10.0mに達している。                                                                                                                                              |
|           | 蛇尾川         | 蛇尾川流域の<br>24 時間総雨<br>量 644mm | 主に県道 30 号の交点付近より下流側に向かって浸水区域が広がり、下流端は国道 4 号付近に達する。浸水深はおおむね 0.5m 未満だが、東北自動車道より上流側では 0.5～3.0m が筋状に分布し、局地的に 3.0～5.0m、5.0～10.0m の範囲が分布する。                         |
|           | 熊川          | 熊川流域の<br>24 時間総雨<br>量 682mm  | 北那須広域農道との交点より下流側の河川沿いに浸水区域が分布し、黒磯板室 IC より下流でやや広がりをみせる。JR 東北本線・東北新幹線との交点付近より上流では河川の両岸に浸水区域が分布するが、それより下流では右岸側に限られる。浸水深はおおむね 0.0～0.5m だが、河道近くでは 0.5～3.0m の範囲もある。 |
|           | 百村川         | 百村川流域の<br>24 時間総雨<br>量 690mm | 西那須野地区の大田原市との境界付近、国道 400 号に沿って浸水区域が分布する。浸水深は 0.5～3.0m の範囲が主で、その外側に 0.0～0.5m の範囲が分布する。                                                                         |
|           | 鹿股川         | 鹿股川流域の<br>24 時間総雨<br>量 537mm | 鹿股川の河道沿いに局所的な浸水がみられる。浸水深は 3.0～5.0m ないし 5.0～10.0m と深い、建物の立地等がない場所である。                                                                                          |
|           | シラン沢川       | シラン沢川流域の 24 時間<br>総雨量 537mm  | 河沿いの狭い範囲にほぼ連続的に浸水区域が分布する。浸水深は 0.5m 未満から 10.0m 未満まで多様だが、3.0m 未満の範囲が多い。下流の箒川との合流点付近では浸水範囲がやや広がり、幕岩の集落が含まれる。                                                     |
|           | 那珂川<br>(上流) | 那珂川流域の<br>48 時間総雨<br>量 555mm | 深山ダムから東北自動車との交点までの区間で、河川沿いに浸水区域が点在する。浸水深は、最大 3.0～5.0m となる場所もある。                                                                                               |
|           | 巻川          | 蕪中川流域の<br>24 時間総雨<br>量 690mm | 浸水区域は、主に下流側の大田原市に分布する。市内の浸水区域は塩原地区の大田原市との境界付近より下流側に分布するほか、相の川の右岸側にも分布する。                                                                                      |
|           | 今尾頭川        | 今尾頭川流域の 24 時間総<br>雨量 1,125mm | 塩原地区の箒川との合流点付近に浸水区域が分布する。浸水深は最大 0.5m～3.0m 未満で、浸水区域内に宿泊施設が立地する。                                                                                                |
|           | 高野川         | 高野川流域の<br>24 時間総雨<br>量 690mm | 塩原地区の那珂川合流点付近の両岸に浸水区域が分布する。浸水深は 0.5m～3.0m 未満が多いが、3.0m～5.0m 未満の地区もある。                                                                                          |
|           | 沢名川         | 沢名川流域の<br>48 時間総雨<br>量 555mm | 那珂川合流点付近の狭い範囲に浸水区域が分布し、浸水深は最大 0.5m～3.0m 未満である。浸水区域内に建物は立地していない。                                                                                               |
|           | 蕪中川         | 蕪中川流域の<br>24 時間総雨<br>量 690mm | JR 東北本線との交点より下流側に浸水区域が分布する。河川沿いの浸水区域は狭く、深いところで 3.0m～5.0m の浸水となる。また、河道の南側に広がる浸水区域は、0.5～3.0m 浸水深である。                                                            |

### (3) ダム下流

県は、現時点の河川の整備状況を勘案し、想定最大規模の降雨によりダム下流河川が氾濫した場合の浸水想定区域をダム下流域の洪水浸水想定区域図として公表しており、本市域では塩原ダム下流の洪水浸水想定区域図が公表されている。

| 河川<br>管理者 | ダム名  | 想定条件                  | 洪水浸水想定区域の状況                                                                                                            |
|-----------|------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 栃木県       | 塩原ダム | 箒川流域の24時間総雨量<br>627mm | 箒川沿いの低地で浸水が想定される。ダムから宇都野橋付近までは両岸が浸水し、それより下流の浸水は右岸に偏る。浸水深は0.5～3.0mが多く、河道沿いの一部では3.0～5.0mに達する。浸水区域の外縁部には0.5m未満の範囲も一部みられる。 |

## 2 重要水防箇所

市内を流れる箒川、熊川、蕪中川には、洪水時に越水や漏水などの危険があり、水防活動が必要な重要水防箇所が数箇所存在する。

〈資料編2-6 重要水防箇所一覧表〉

## 第2 土砂災害

市内にはがけ崩れ、土石流、地すべりの危険箇所として把握された土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区がそれぞれ約200箇所以上あり、これらは市北部の山地に集中して分布する。

土砂災害警戒区域・山地災害危険地区の状況

| 種類       | 急傾斜地の崩壊 | 土石流    | 地すべり | 合計  |
|----------|---------|--------|------|-----|
| 土砂災害警戒区域 | 154     | 45     | 9    | 208 |
| うち特別警戒区域 | 152     | 35     | 0    | 187 |
| 種類       | 山腹崩壊    | 崩壊土砂流出 | 地すべり | 合計  |
| 山地災害危険地区 | 114     | 85     | 2    | 201 |

〈資料編2-7 土砂災害警戒区域指定箇所一覧表〉

〈資料編2-8 土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表〉

## 第3 雪崩

豪雪地帯に指定されている旧黒磯市、旧塩原町には、県の調査により雪崩危険箇所が47箇所、雪崩危険箇所に準ずる箇所が9箇所把握されている。

雪崩危険箇所等の状況

|              | 旧黒磯町 | 旧塩原町 | 合計   |
|--------------|------|------|------|
| 雪崩危険箇所       | 20箇所 | 27箇所 | 47箇所 |
| 雪崩危険箇所に準ずる箇所 | 3箇所  | 6箇所  | 9箇所  |

〈資料編2-15 雪崩危険箇所等一覧表〉

## 第2章 災害予防対策

### 第1節 防災意識の高揚

市民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

#### 第1 市民に対する防災意識の高揚

##### 1 自主防災思想の普及、徹底

市（総務部）は、市民に対し、自主防災思想や正確な防災、気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

その際、内閣府（防災担当）「減災のてびき～今すぐできる7つの備え～」などを活用する。

##### 2 防災知識の普及啓発推進

市（総務部）及び消防本部等（消防本部、消防署及び消防分署をいう。以下同じ。）は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、民間団体等とも連携しながら防災知識の普及啓発を推進する。

また、県と連携し、家庭等で普段からできる防災対策について、市民（特に若い世代）へ継続的に周知していく。

###### (1) 普及啓発活動

###### ア 主な普及啓発活動

- ㊦ 防災講演会、講習会、出前講座等の開催
- ㊧ ハザードマップ、防災パンフレット、チラシ等の配布
- ㊨ 広報誌、SNS等による広報活動の実施
- ㊩ ホームページや電子メールなどによる防災情報の提供
- ㊪ 防災訓練の実施
- ㊫ 防災器具、災害写真等の展示
- ㊬ 各種表彰の実施

###### イ 消防団員（水防団員）、那須塩原市防災士連絡会等による防災普及啓発活動の促進

市（総務部）及び消防本部等は、消防団員（水防団員）、那須塩原市防災士連絡会等による地域における防災普及啓発活動を促進する。

###### 〈資料編2-1 那須塩原市地域消防防災活動協力員の設置及び運営に関する要綱〉

###### (2) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ア 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- イ 水防月間（5月1日～5月31日）
- ウ 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- エ がけ崩れ防災週間（6月1日～6月7日）
- オ 土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）
- カ 防災週間（8月30日～9月5日）
- キ 雪崩防災週間（12月1日～7日）
- ク とちぎ防災の日（3月11日）

## 第2 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

本章・第22節・第1・3に準ずる。

## 第3 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

市（総務部・保健福祉部・産業観光部）及び消防本部等は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- ・危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇薬等の危険物の保安管理施設
- ・病院、社会福祉施設
- ・ホテル、旅館、大規模小売店舗、鉄道駅等の不特定多数の者が利用する施設

## 第4 職員に対する防災教育

市（総務部）は、職員に対して災害時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、那須塩原市災害応急対策計画初動体制等のマニュアル等の作成・配布を行い、かつ、各部局に対して災害対応マニュアル等の作成を促すとともに、定期的に防災訓練及び講習等を実施して、防災教育の徹底に努める。また、消防本部等も市と同様に、職員、消防（水防）団員等に対する防災教育の徹底に努める。

〈資料編2-2 那須塩原市災害応急対策計画初動体制〉

## 第5 防災に関する調査研究

市（総務部）は、県及び消防本部等と緊密な連携を取り合い、地域の災害危険性、被害想定などの調査の推進に努める。

特に、平成10（1999）年に発生した那須水害の実態を継承するため、関係する資料の整理、保存及び活用を進める。

## 第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市（各部）は、防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

## 第7 言い伝えや教訓の伝承

市（総務部・教育委員会事務局教育部）及び市民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや教訓等を、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりするなど、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

また、県等と連携して自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

## 第8 県職員及び市町職員向け災害救助法等の研修の実施

市（総務部）は、災害救助法、被災者生活再建支援法、激甚災害の法制度等について理解を深めるため、県が開催する市職員向けの研修会に職員を参加させる。

## 第2節 地域防災の充実

自主防災組織の育成・強化、消防団員の確保と団活動の活性化を行うとともに、ボランティアの活動支援体制整備を行う。

### 第1 個人・企業等における対策

#### 1 市民個人の対策

市民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加するなど、平常時から災害に対する備えを心がける。

〈資料編2-3 個人の防災心得〉

#### 2 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化や従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努め、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

市（総務部・産業観光部）は、資料や情報の提供等により、企業、事業所等の従業員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価等により企業防災力の向上を図るほか、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスをを行う。

### 第2 自主防災組織の育成・強化

#### 1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次に掲げるような地域防災活動を実施する。

- (1) 危険箇所等の把握
- (2) 防災資機材の整備
- (3) 防災知識や技術の習得
- (4) 避難行動要支援者の把握
- (5) 活動体制・連携体制の確立

#### 2 市による自主防災組織の育成・強化

市（総務部）は、那須塩原市自主防災組織の育成等に関する要綱の趣旨に基づき、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の自治会等を積極的に活用して、組織の結成促進と育成を図る。また、消防署等と連携して、結成後の組織活動の惰性化を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動に住民が楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。

〈資料編2-37 那須塩原市自主防災組織の育成等に関する要綱〉

### 第3 消防団（水防団）の活性化の推進

市（総務部）及び消防本部等は、次の事業等を実施して消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上及び地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動のほか、防災訓練や会合等を通して自主防災組織等との連携を図る。

ア 消防団活性化総合計画の策定

イ 消防団活動に必要な各種資材の整備・充実

- ウ 消防団員に対する各種教育訓練の実施
- エ 女性消防団員、機能別消防団員の加入促進事業の実施
- オ 地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報等

#### 第4 女性防火クラブの育成・強化

市（総務部）及び消防本部等は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブの育成・強化を推進する。

#### 第5 災害関係ボランティアの環境整備

##### 1 ボランティアの育成、環境整備

市社会福祉協議会は、市民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動に関する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティアの育成や活動環境の整備に努める。

- ア ボランティア広報紙の発行
- イ ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施
- ウ ボランティア団体の育成・指導
- エ 災害救援ボランティア活動マニュアルの策定

##### 2 行政とボランティア団体との連携

市社会福祉協議会は、市（保健福祉部）と協力して、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時からボランティア団体との連携を図り、ボランティア活動の実施体制の整備、ボランティア活動拠点の確保等について検討する。

#### 第6 人的ネットワークづくりの推進

市（総務部・保健福祉部）は、消防機関や警察等の防災関係機関、自主防災組織や女性防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を推進することにより人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救護といった応急活動が、相互協力により効果的に実施される体制づくりに努める。

#### 第7 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市は、災害時における迅速な避難行動の実現や地域住民の防災意識の高揚に有効な地区防災計画策定が市内で行われるよう、自主防災組織等を支援する。

また、市（市防災会議）は、一定の地区の住民等から提案された地区防災計画を災害対策基本法に基づいて、市地域防災計画に位置付ける必要があるか判断する。

## 第3節 防災訓練の実施

初動対応を重視した実践的な訓練を行う。

### 第1 総合防災訓練

市（総務部）は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、市民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。

また、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等住民は防災訓練に積極的に参加するよう努める。

なお、総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮しながら、主に次のような訓練を複数組み合わせて実施する。

- ア 職員の参集、災害対策本部設置訓練
- イ 情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練（災害情報の発信訓練）
- ウ 避難誘導及び避難行動要支援者避難支援訓練、避難所・救護所設置運営、炊き出し訓練
- エ 応急救護、応急医療訓練
- オ ライフラインの応急復旧訓練
- カ 警戒区域の設定、交通規制訓練
- キ 救援物資・緊急物資輸送訓練
- ク 水防訓練
- ケ 救出・救助訓練

### 第2 防災図上訓練

市（総務部）は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模な風水害を想定した防災図上訓練を定期的に繰り返し実施する。なお、図上訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定等を考慮し、より現実的な内容となるよう努める。

特に、災害発生初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、その他職員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められるような内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応ができる体制の強化に努める。

### 第3 非常招集訓練

市（総務部）は、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模な風水害を想定した非常招集訓練を定期的に実施する。非常招集訓練は、実際の災害発生を想定し、休日、夜間などの時間帯を設定して行うなど、職員の参集体制などを確認しながら実施する。

### 第4 通信訓練（情報収集・伝達訓練）

市（総務部）は、防災関係機関等と連携して、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。また、自主防災組織等との連携による市民等への災害時の情報収集、伝達について検証を行うものとする。

### 第5 水防訓練

水防管理団体（市）は、消防本部等と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団の参加を得た水防訓練を実施する。

## 第6 土砂災害訓練

市（総務部）は、防災関係機関と連携して、土砂災害警戒情報を活用した避難指示発令時等、土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した住民及び要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と住民の防災意識の高揚を図る。

## 第7 市民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の高揚や、組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関の参加を得て次のような訓練を実施する。

市（総務部）は、防災関係機関と協力して、自主防災組織が行う訓練が効果的に実施されるよう支援を行う。

- ア 情報伝達訓練
- イ 避難訓練、避難誘導訓練
- ウ 救出・救護訓練等
- エ 避難行動要支援者避難支援訓練

## 第4節 避難行動要支援者対策

要配慮者のうち災害時の一連の行動に際して支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備、公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の安全確保を図る。

### 第1 現状と課題

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者は、高齢化の進行、国際化の進展等により、増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われる。最近の主な大規模災害では、逃げ遅れた高齢者が犠牲となるケースや、被災後のストレスや疲労により高齢者が死亡するケースが多く見られることから、避難行動要支援者に対する対策を一層強化する必要がある。

### 第2 地域における安全性の確保

市（総務部・保健福祉部）は、自主防災組織や自治会、民生委員、消防機関、警察署、福祉関係機関等と協力して、災害時における避難行動要支援者の安全確保を図るための対策を実施する。なお、本計画に定めるほか、対策の詳細は、「那須塩原市避難行動要支援者援護マニュアル」に示す。

〈資料編2-38 那須塩原市避難行動要支援者援護マニュアル〉

#### 1 地域の支援体制の整備

市（保健福祉部）は、民生委員、自主防災組織の長（又は自治会長）、警察署、消防機関、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

#### 2 避難行動要支援者名簿の作成等

##### (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を必要とする者と定義し、次に掲げる者とする。

- ア 75歳以上の高齢者のみ世帯
- イ 介護保険における要介護判定で要介護3以上の者
- ウ 身体障害者手帳1・2級所持者
- エ 療育手帳A1・A2所持者
- オ 精神保健福祉手帳1級所持者
- カ 難病患者のうち避難行動等に支援を要する者
- キ その他市長が認める者

##### (2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市（保健福祉部）は、避難行動要支援者の要件を満たす対象者を把握するため、市の各部等で把握している次の情報を集約するよう努めるとともに、市が所有していない情報が必要な場合は当該情報を把握している関係機関に対して情報提供を求める。

- |               |            |                |
|---------------|------------|----------------|
| ア 住民基本台帳      | イ 高齢者台帳    | ウ 要介護認定台帳      |
| エ 身体障害者更生指導台帳 | オ 療育手帳管理台帳 | カ 精神保健福祉手帳管理台帳 |

##### (3) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、市（保健福祉部）は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

#### (4) 避難行動要支援者名簿の管理

市（保健福祉部）は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

### 3 避難行動要支援者名簿の提供

市（保健福祉部）は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、次の方法により名簿情報の提供を行う。

#### (1) 名簿情報の提供

ア 避難行動要支援者のうち、平常時から避難支援等関係者に対し個人情報を提供することに同意した者については、その名簿情報をあらかじめ避難支援等関係者に提供する。

イ 現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

#### (2) 避難支援等関係者

名簿情報を提供する避難支援等関係者は次のとおりとする。

- |               |              |               |
|---------------|--------------|---------------|
| ア 自治会及び自主防災組織 | イ 警察         | ウ 消防          |
| エ 民生委員・児童委員   | オ 地域包括支援センター | カ 指定特定相談支援事業所 |
| キ 市社会福祉協議会    | ク その他市長が認めた者 |               |

#### (3) 情報漏えい防止措置

名簿情報には避難行動要支援者に関する秘匿性の高い個人情報も含まれることから、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するため、市（保健福祉部）は、避難支援等関係者への名簿情報の提供に際し、適正な情報管理が図られるよう、守秘義務の周知徹底や保管方法の指導など必要な措置を講ずる。

### 4 避難行動要支援者個別避難計画の作成

市（保健福祉部）は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速かつ適切に行うため、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして、災害発生時に避難支援を行う者（避難支援等実施者）、避難支援を行うに当たっての留意点及び避難場所、避難経路等の具体的な支援方法を個別避難計画として定める。

また、避難行動要支援者及び避難支援等実施者が同意した場合は、災害対策基本法に基づいて、避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。なお、地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合性を確保し、両計画の一体的な運用が図られるよう調整に努める。

### 5 情報伝達体制の整備

市（総務部・保健福祉部）は、多様な情報通信機器等の整備に加え、避難支援等関係者の協力を得るなどして、避難行動要支援者の心身の状態に応じた手段により避難情報等が確実に伝達される体制の整備に努める。

### 6 福祉避難所の確保等

#### (1) 福祉避難所の指定

市（保健福祉部）は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、避難行動要支援者が安心して避難生活ができる体制を整備した避難所を福祉避難所として指定し、必要数を確保する。また、避難所開設時には相談窓口等を設置できるよう準備する。

なお、本市では、福祉避難所を機能別に次の3つに区分し、このうち、地域福祉避難所及び拠点福祉避難所を、災害対策基本法による指定福祉避難所として指定し、受け入れ対象者を公示する。

| 種類                   | 内容                                                                                                                          |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域福祉避難所<br>(指定福祉避難所) | 避難行動要支援者等が必要な支援を受けられる体制を整備した避難所。<br>指定一般避難所内において要支援者が介護や健康相談を受けることができるなど一定の配慮がされたエリアを確保する。                                  |
| 拠点福祉避難所<br>(指定福祉避難所) | 避難行動要支援者等のニーズに応じた物資の提供、情報伝達方法の整備、<br>相談窓口の設置、病院や社会福祉施設への移送の準備・支援を行う避難所。<br>必要に応じて地域福祉避難所の支援を行う。<br>災害の状況に応じて開設される二次的避難所である。 |
| 民間福祉避難所              | 民間の社会福祉施設等のうち、災害時に民間福祉避難所として避難者の受け入れが可能な施設とし運営法人との協定に基づき開設する避難所。<br>災害の状況に応じて開設される二次的避難所である。                                |

## 7 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時において避難支援等関係者は、自身と周囲の安全確保を最優先する。避難行動要支援者は、避難支援等関係者が支援できない可能性があることを十分理解し、平常時から災害発生に備えておくことが望ましい。

## 8 幼児対策

市（子ども未来部）は、保育園・幼稚園等の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

## 9 防災知識の普及・啓発

市（保健福祉部）は、避難行動要支援者又はその家族等に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなどして防災に関する広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を深めるよう努める。

# 第3 社会福祉施設等における安全性の確保

## 1 施設の整備

### (1) 公立社会福祉施設

市（保健福祉部）及び県（保健福祉部）は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

### (2) 民間社会福祉施設

市（保健福祉部）及び県（保健福祉部）は、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うことや、非常用通報装置を設置することについて指導していく。

## 2 非常災害に関する計画の作成

市（保健福祉部・子ども未来部）及び県（保健福祉部）は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、休日・夜間も含めた非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制や非常通信手段を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者にも周知するとともに、当該計画に基づいて避難

訓練を実施する。

### 3 社会福祉施設機能の弾力的運用

市（保健福祉部）は、災害により被災した高齢者、障害者等の避難行動要支援者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホーム等のショートステイの活用など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

また、避難行動要支援者が指定の避難所に避難ができない場合などに、社会福祉施設を一時避難所に指定するなど、避難施設としての運用ができるよう調整を図る。

〈資料編 2－39 福祉避難所一覧表〉

### 4 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の情報提供等

市（総務部・建設部・保健福祉部）は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）について、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難経路等の周知を行い、警戒避難体制を確立するなど防災体制の整備促進に努める。

なお、市長は避難確保計画について報告を受けたときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な助言及び勧告を行うことができる。

県（保健福祉部・教育委員会事務局・その他部局）及び市（総務部・建設部・保健福祉部）は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。

〈資料編 2－48 浸水想定区域・土砂災害警戒区域における警戒避難体制〉

### 5 防災教育・訓練の充実

市（保健福祉部）は、要配慮者利用施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を推進するよう指導する。

なお、市長は避難確保計画に基づく訓練について報告を受けたときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な助言及び勧告を行うことができる。

## 第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

### 1 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

市（各部等）は、高齢者及び障害者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、公民館、社会福祉施設及び公園等。）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、避難行動要支援者に配慮した施設の整備を推進する。

### 2 一時避難のための配慮

市（各部等）は、洪水等の際に自力での避難が困難な避難行動要支援者のために、自ら設置又は管理する公共的施設について、一時避難としての使用が可能となるよう配慮する。

## 第5 外国人に対する対策

### 1 外国人への防災知識の普及

市（市民生活部・総務部）は、外国語の防災啓発パンフレットの作成等により、防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供に努める。

また、市（総務部）は、避難所、避難路等の案内看板等の設置に当たっては、「やさしい日本語」の使用や多言語化やマークのJ I S規格のピクトグラムの使用など外国人への配慮に心がける。

### 2 地域等における安全性の確保

市（市民生活部・総務部）は、自主防災組織等と連携して、外国人（日本語の理解が十分でない者）が災害時の行動に支障をきたすことがないように、地域全体で支援する体制づくりを推進する。

また、外国人雇用の多い企業、事業所等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教育を実施するよう指導する。

### 3 災害時における外国人への情報提供、相談体制等の整備

市（市民生活部・総務部）、那須塩原市国際交流協会は、災害時に実施する外国人支援施策及び災害情報をなるべく多くの言語で発信する体制の整備に努める。また、必要に応じて県（産業労働観光部）及び（公財）栃木県国際交流協会等と連携し、災害時外国人サポーター（通訳・翻訳等のボランティア）及び災害時外国人キーパーソン（災害情報について外国人住民に対しSNS等で発信できる人）の活用など災害時における適切な支援体制の整備を行う。

## 第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

### 第1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

#### 1 市民の備蓄推進

災害発生から2～3日間は、平常時のルートによる物資の供給や外部からの支援が困難になるおそれがあることから、市民は、本章・第2節・第1のとおり、自分の身は自分で守るという「自助」の精神に基づき、非常持出品の他、最低3日分（推奨1週間以上）の食料、飲料水、生活必需品を各家庭において備蓄するよう努める。また、市（総務部）は、広報紙、インターネット等各種媒体及び自主防災組織等を通して市民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

#### 2 市の備蓄推進

市（総務部）は、食料、飲料水、生活必需品の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。更に、関係機関との協定締結により流通備蓄を行うほか、必要に応じて近隣市町との共同備蓄を行い、災害時に必要となる食料及び生活必需品等の供給に万全を期すよう努める。

目標数量は、地震被害想定による予測被害量（震災対策編参照）等を参考に設定する。

#### 3 備蓄体制の整備

市（総務部）は、災害時に緊急に必要となる次のような食料、飲料水、生活必需品等を市庁舎等の公共施設に現物備蓄し、常に適正な管理を行うものとする。

特に、避難所開設時に必要な物品を速やかに搬送できるよう、公民館など市有施設を有効に活用した分散備蓄に努める。また、東日本大震災における教訓を活かし、停電下における夜間、冬季の避難所運営を念頭に、避難者の待遇を考慮した物品の配備を行うほか、避難行動要支援者や女性、子ども、食物アレルギーのある者にも配慮した品目選定を心がけ、それらのニーズ把握に努める。

##### ○備蓄品目

- ・食料等                      インスタント米、缶詰、ペットボトル水等
- ・生活必需品                毛布、タオル、トイレットペーパー、医薬品、簡易トイレ等
- ・避難行動要支援者用      粉ミルク、哺乳瓶、離乳食、車いす、杖、身障者用ポータブルトイレ、紙おむつ（大人用・子ども用）等
- ・その他                      発電機、投光器、暖房器具、燃料、段ボールベッド等

〈資料編2-4 備蓄品目、数量等一覧〉

#### 4 他市町との協定

市（総務部）は、大規模災害に備えて県域を越えた市町村との災害時応援協定の締結に努める。

〈資料編2-25 災害時における市町村相互応援関係〉

〈資料編2-26 那須塩原市と県外市等との災害時応援協定書〉

#### 5 調達体制の整備（流通備蓄の実施）

市（総務部）は、備蓄の困難な食料品及び生活必需品の災害時における調達体制の整備を図るとともに、避難行動要支援者や女性、子ども、食物アレルギーのある者など多様なニーズを補完するため、卸売業者、小売業者、旅館ホテル業者と食料及び生活必需品の調達に関する協定等の締結をする。

特に塩原地区（温泉街）・板室地区については、道路が長期にわたって寸断された場合に孤立化するおそれがあることから、塩原温泉旅館協同組合・板室温泉旅館組合と食料等提供等協定を締結する。

○調達品目

- ・食 料 おにぎり、生鮮野菜、果物、食肉製品、鮮魚、牛乳等
- ・生活必需品 肌着、寝具、洗面具、懐中電灯、炊事用具、使い捨て食器、生理用品等
- ・光熱材料 灯油、ポリタンク、ガスコンロ等
- ・避難行動要支援者用 粉ミルク、ほ乳瓶、紙おむつ（大人用・子ども用）、特別用途食品等

〈資料編 2－5 塩原温泉旅館協同組合及び板室温泉旅館組合との食料等提供等に関する協定書〉

〈資料編 2－4 3 民間企業との災害時における物資供給等の協力に関する協定〉

## 6 企業・事業所等の備蓄推進

企業・事業所等は、災害時に備えて、従業員の食料、飲料水等のほか、事業継続に必要な2～3日間分の物資等の備蓄を行うよう努める。

## 第2 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

市（総務部・建設部）及び消防機関は、地域の実情に応じ必要と想定される資機材（消火活動、水防活動、人命救助活動、被災住民の避難生活等において必要な資機材）を中心に、備蓄、調達体制を整備する。

また、市（総務部）は、自主防災組織に対し財政的な支援を行い、地域における防災資機材の整備促進に努める。

〈資料編 2－4 備蓄品目、数量等一覧〉

〈資料編 2－1 4 水防資材一覧表〉

## 第3 物資・資機材等備蓄スペースの確保

市（総務部）は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うに当たり、備蓄倉庫を確保するほか、学校や公民館等避難所となる施設の空きスペースを積極的に活用するものとする。

## 第4 物資の供給体制及び受け入れ体制の整備

市（保健福祉部・市民生活部・産業観光部）は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受け入れ体制の整備に努める。

## 第5 輸送手段の調達体制の整備

市（総務部）は、災害時における備蓄品の配送を行うに当たり必要な輸送用車両等の調達体制を整備しておく。

## 第6節 風水害等に強いまちづくり

防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、治水・砂防・治山対策及び道路アンダー冠水対策を実施する。

### 第1 災害に強いまちづくり

#### 1 災害に強い都市整備の計画的な推進

##### (1) 防災を意識したまちづくり計画の策定

市（企画部・建設部）は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画を策定する。

##### (2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定

都市計画マスタープランでは、安全で安心できるまちづくりの方針を定めており、市（建設部）は、市民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

#### 2 災害に強い都市構造の形成

##### (1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

市（建設部）は、土地区画整理事業等の面的整備事業に合わせて区画道路や公園、水路などを一体的に整備するなど、防災上危険な密集市街地や消防活動困難区域の解消などの災害に強い都市づくりを推進する。

##### (2) 防災機能を有する施設の整備

市（各部等）、県（県土整備部・その他各部局）等の関係機関は、相互連携により、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

##### (3) 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

本章・第4節・第3に準ずる。

#### 3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

##### (1) 公園の整備

市（総務部・建設部）は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設を備え、災害時の活動拠点や避難場所となりうる公園の整備を推進する。

##### (2) その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等の機能に配慮した施設の整備に努める。

#### 4 緊急時における電源の確保

市（各部等）は、災害時に長時間の停電が発生した場合の電源を確保するため、公共施設、事業所及び一般家庭等への太陽光発電装置や蓄電池の設置又は非常用発電機の用意を促進することにより、災害に強いまちづくりを推進する。

### 第2 治水対策

県（県土整備部）は、治水対策として、水害に対する総合的な流域対策の検討や、河川特性、地域の風土や文化等を反映させた地域住民参画による河川整備計画を策定し、効果的、経済的な河川整備の推進を図る。また、洪水災害を未然に防止するために、効果的な河川改修を図る。

また、県（県土整備部）は、砂防対策として、治水上有害となる土砂流出を防止し、下流河道に対する流送土砂を軽減することを目的として、砂防事業の実施を図る。

市（建設部）は、県と随時連絡を取り合い、これらの整備に関して要望・意見があれば述べていく。

#### 〈資料編 2－6 重要水防箇所一覧表〉

### 第3 道路アンダー冠水対策

道路管理者（県道については県県土整備部、市道については市建設部。以下同じ。）は、冠水箇所を公表して注意を喚起し、併せて冠水情報板の整備及び監視カメラの設置、進入防止柵の設置、初動対応の短縮を図る。

#### 1 冠水箇所の公表

道路管理者は、「車道部がアンダーパス構造となっており、集中豪雨時において冠水する可能性がある箇所」を道路冠水箇所としてドライバー等に注意を促すため公表する。

#### 2 対策工事等の推進

道路管理者は、局所的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対処するための工事について、被害の発生するおそれが高い箇所について重点的に対策工事等を推進する。

○対策工事等の例

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| ・監視カメラの設置          | ・冠水情報板や通報装置の設置 |
| ・冠水喚起看板やチェックラインの設置 | ・排水ポンプの設置      |
| ・進入防止柵の設置          | ・設備や排水路の点検     |

#### 3 初動体制の確立

市（建設部・総務部）は、消防本部等と連携して、毎年度「那須塩原市ゲリラ的集中豪雨発生時連絡体系図」を整備して初動体制の確立を図るとともに、訓練の実施等により初動対応の時間の短縮を図る。

また、市（総務部）は、集中豪雨時の初動対応の迅速化を図るため、市内各所に雨量計を設置し、これらの観測データを本庁、各支所及び消防署（分署）で閲覧できるようシステムの整備を図る。

#### 〈資料編 2－17 市内雨量・水位観測所一覧表〉

## 第7節 土砂災害・山地災害等対策

土砂災害、宅地造成地災害、山地災害、土石流等について、計画的な予防対策を実施する。

### 第1 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（崖崩れ・地すべり・土石流）から市民の生命、身体及び財産を守るため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域に対する危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等を推進する。

#### 1 土砂災害警戒区域の指定等

- (1) 県（県土整備部）は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）として指定する。

〈資料編2-7 土砂災害警戒区域指定箇所一覧表〉

- (2) 市（総務部）は、警戒区域について次に掲げる事項を本計画に定める。

- ア 土砂災害関連情報の収集・伝達、予報又は警報の発令・伝達に関する事項（第3章・第2節）
- イ 避難場所、避難経路に関する事項（資料編）
- ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項（本章・第3節）
- エ 警戒区域内の要配慮者利用施設施設で、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地（資料編）
- オ 救助に関する事項（第3章・第9節）
- カ 警戒避難体制に関する事項（資料編）

〈資料編2-46 避難情報の判断・伝達マニュアル〉

- (3) 市（総務部・保健福祉部）は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、警戒区域内の住民及び要配慮者利用施設に配布する。

〈資料編2-48 浸水想定区域・土砂災害警戒区域における警戒避難体制〉

- (4) 県（保健福祉部・教育委員会事務局・その他部局）及び市（総務部・建設部・保健福祉部）は、本計画（資料編）にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。

なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。また、市長は、避難確保計画及び避難確保計画に基づく訓練について報告を受けたときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な助言及び勧告を行うことができる。

〈資料編2-48 浸水想定区域、土砂災害警戒区域における警戒避難体制〉

#### 2 土砂災害特別警戒区域の指定

県（県土整備部）は、市長の意見を聴いて、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。県（県土整備部）及び市（建設部）は、当該土砂災害特別警戒区域において次の措置を実施する。

- ・ 特定の開発行為に対する制限

（住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為） 県知事

- ・ 建築基準法に基づく建築物の構造規制（都市計画区域外も建築確認の対象） 建築主事

- ・ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

及び勧告による移転者への融資、資金の確保の支援措置 県知事

〈資料編2-8 土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表〉

## 第2 宅地造成地災害防止対策

豪雨、長雨等に起因する崖崩れによる造成地の被害を防止するため、市（建設部）は、都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）及び建築基準法に基づき、宅地造成地における擁壁の構造、敷地の安全等について規制を行うなどの対策を実施する。

## 第3 被災宅地危険度判定制度の整備

市（建設部）は、豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定制度を整備する。

- (1) 被災宅地の危険度を判定する技術者を確保するため、判定士認定要綱等を整備し、宅地危険度判定士を養成する。
- (2) 被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の体制を確立し、連絡網等を整備して効果的な運用を図り、判定支援を行う体制の整備に努める。
- (3) 栃木県被災宅地危険度判定地域連絡協議会及び県内市町等との判定士の派遣に係る連絡調整を図るほか、判定実施体制の整備について連携を図る。

## 第4 地すべり等の対策

市（総務部・建設部・産業観光部）は、県と連携して危険箇所に関する情報を広く住民に提供する。また、市（総務部・保健福祉部）は、危険箇所周辺の住民及び要配慮者利用施設等に対して、降雨があった場合には次の事項に注意し、異常を察知した場合は、市又は警察に速やかに通報するよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・降雨量の増加
- ・湧水や地下水の濁り、増加、変動等
- ・地山における斜面の段差、亀裂や凹地、湧水や湿地の発生等
- ・擁壁や舗装道路のクラック（亀裂やひび割れ）
- ・落石や小崩落の発生等

〈資料編2－9 地すべり危険箇所一覧表〉

## 第5 山地災害対策

県（環境森林部）は、これらの山地災害危険地区における被害発生を防ぐため、パトロール等による情報収集を実施するとともに、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策工事（森林の整備）を実施する。

市（産業観光部）は、県（環境森林部）に協力し、対策工事が未着工の箇所を中心に表示板を設置するなど広く住民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生の未然防止及び被害の軽減を図る。

〈資料編2－10 山地災害危険地区一覧表〉

## 第6 急傾斜地崩壊対策

### 1 急傾斜地崩壊防止工事

県（県土整備部）は、急傾斜地の所有者、管理者、占有者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者が施工することが、困難又は不適当と認められるもののうち緊急度の高い箇所より、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、崩壊防止工事を実施する。

〈資料編2－12 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表〉

## 2 土地所有者等に対する防災措置

### (1) 土地所有者等に対する指導

市（建設部）は、土砂災害警戒区域等の調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。また、県（県土整備部）は、急傾斜地崩壊危険区域の指定区域において、市と協力し、土地所有者、管理者、占有者に対して、必要な防災工事を施すよう指導を行う。

### (2) 助成・融資制度の周知

県（県土整備部）及び市（建設部）は、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）及び土砂災害警戒区域等において、土地所有者、管理者、占有者による防災工事や家屋の移転等を行う場合に、公的助成又は融資制度が活用できる旨、周知を行う。

- ・ かけ地近接等危険住宅移転事業（所管：国土交通省）
- ・ 地すべり等関連住宅融資（所管：住宅金融支援機構）

## 第7 土石流防止対策

### 1 砂防指定地の指定

県（県土整備部）は、土石流の発生を助長する行為を制限するため、砂防法第2条により「治水砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として積極的に指定を行う。

### 2 砂防工事の推進

県（県土整備部）は、土石流の発生するおそれが高い溪流、保全対象となる人家、公共的な施設の多い溪流について重点的に砂防工事を推進する。

## 第8 盛土等による災害防止に向けた対応

県（環境森林部・県土整備部）は、盛土等（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害に対し、盛土規制法に基づき次の対策を実施する。

- (1) 県（県土整備部）は、市（建設部）の意見を聴いて、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定する。
- (2) 県（環境森林部・県土整備部）は、規制区域において次の措置を実施する。

ア 新たに行われる盛土等に対する工事規制

イ 災害防止に向けた既存盛土等に対する監督処分等

なお、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定するまでの間において、県（環境森林部・農政部・県土整備部）は、危険な盛土等が確認された場合には、各法令に基づき速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

## 第8節 水防体制の整備

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等の被害の軽減を図るため、水防体制や水防施設の整備を推進する。

### 第1 水防管理団体の責務

本市は水防法第4条に基づく指定水防管理団体として、水防組織の整備、市水防計画の変更等を適宜実施する。

### 第2 水防活動体制の整備

#### 1 資器材等の整備

##### (1) 市

市（総務部）は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、栃木県水防計画に定められた基準により、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

〈資料編2－14 水防資材一覧表〉

##### (2) 県

県（県土整備部）は、水防管理団体（市）の行う水防作業を援助するため、水防資材を備蓄する。

#### 2 水防施設の維持管理

県（県土整備部）と市（総務部）は、水防活動拠点となる蛇尾川河川防災ステーション等の適正な維持管理に努める。

##### ○蛇尾川河川防災ステーションの整備概要

|         |                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------|
| 設 置 場 所 | 那須塩原市上中野72－5                                             |
| 備 蓄 資 材 | 根固めブロック（2t…25個、3t…47個、4t…163個）                           |
| 備 考     | 那須塩原市水防センターを併設（鉄骨2階建 197.9㎡）<br>1階…水防倉庫、2階…水防団の詰所となっている。 |

#### 3 観測・伝達体制の強化

市（総務部）は、県防災行政ネットワークを通じて河川水位、雨量情報を収集するほか、市独自に整備している雨量観測システムにより、現在雨量や将来予測雨量などの情報を収集し、迅速な初動対応の実施に活用する体制を強化する。

また、異常気象時は、防災情報伝達システム（防災ラジオ）、消防団緊急伝達システム、電話応答システム、広報車（消防団車両含む。）等を利用し、市民に対して雨量・水位情報等の提供を行う体制を強化する。

〈資料編2－17 市内雨量・水位観測所一覧表〉

#### 4 訓練、研修等による水防団の育成・強化

(1) 市（総務部）及び消防本部等は、平常時から水防団（消防団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

(2) 市（総務部）及び消防本部等は、計画的に水防団（消防団）による水防訓練を実施する。

#### 5 重要水防箇所における対策

水防管理団体（市）及び消防本部等は、河川ごとの重要水防箇所において、あらかじめ具体的な水

防工法を検討し、水防訓練を実施する。

#### 〈資料編 2－6 重要水防箇所一覧表〉

### 第3 洪水浸水想定区域における対策

#### 1 洪水浸水想定区域の指定

県（県土整備部）は、洪水予報を実施する指定河川について、洪水時の円滑な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合の想定水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市に通知する。

#### 2 市が実施する対策

(1) 市（総務部）は、洪水浸水想定区域の指定及びダム下流河川の浸水想定範囲の情報提供があった場合、次の事項を本計画に定め、住民及び要配慮者利用施設等に周知する。

ア 洪水予報の伝達方法（第3章・第2節）

イ 避難場所（資料編）

ウ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項（第3章・第6節）

エ 不特定かつ多数の者が利用する地下街等で、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保し、浸水防止を図る必要があると認められる施設の名称及び所在地（該当なし）

オ 利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設の名称及び所在地（資料編）

カ 市の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場等で、浸水防止を図る必要があると認められる施設の所有者等からの申し出があった場合は、その名称及び所在地（該当なし）

(2) 市（総務部）は、本計画に定めたこれらの施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(3) 市（総務部）は、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布した上で、その有効利用を進める。

(4) 水防管理者（市長）は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

#### 〈資料編 2－48 浸水想定区域・土砂災害警戒区域における警戒避難体制〉

### 第4 施設等の水害予防対策

#### 1 河川管理施設等

(1) 平常時の予防対策

河川管理者（県大田原土木事務所）、水防管理者（市建設部）は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関との協議調整を図る。

(2) 事業計画

河川管理者は、河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、積極的に、河川改修や遊水池、防災調節池等の河川整備を実施する。

#### 2 ダム施設

(1) 予防対策

ダム施設の管理者（県塩原ダム管理所）は、治水や利水で十分なダム機能を発揮させるため、

操作規則・細則に基づく点検や維持管理の実施等、貯水池周辺の安全確保の徹底に努める。また、放流する際に、操作規則・細則に基づき関係機関に通知する体制を確保するとともに、あらかじめ設定した区間において警報施設及び警報車による放流警報を河川利用者及び下流住民へ周知する体制の整備に努める。

(2) 保守管理目標

ダム施設の管理者は、河川管理者が実施する定期検査を受検し、ダム施設の機能を良好な状態で保つように努める。

## 第5 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

市は、「栃木県減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築し、また、近年の激甚な水害・土砂災害、気候変動の影響や将来予測及び社会状況の変化などを踏まえ、各流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害・土砂災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

なお、取組の検討にあたっては、自然を活用して防災機能を高めるグリーンインフラの観点からも検討を行う。

## 第9節 積雪・雪崩等予防対策

積雪・雪崩による被害軽減のため、特に豪雪地帯において除雪体制の整備、雪崩防止対策等を行う。

### 第1 豪雪地帯対策基本計画による対策の推進

豪雪地帯においては、県（総合政策部）が策定した「栃木県豪雪地帯対策基本計画」に基づき、道路整備や、除排雪体制の充実、防雪施設の整備等克雪対策を効果的に推進していく。

### 第2 積雪対策

#### 1 道路整備

冬期間における住民の安全な生活の確保を図るため、市（建設部）及びその他の道路管理者は、次のような道路や施設の整備、点検、維持管理等を行う。

- ・積雪、堆雪等を考慮した道路整備
- ・防護柵、スノーシェッド、スノーシェルター、消融雪施設等防雪施設の整備
- ・路盤改良                      ・流雪溝の設置                      ・堆積帯、チェーン着脱帯の確保

#### 2 除雪体制の整備

豪雪等発生時に、緊急に道路交通を確保し、また、住民の除雪中の事故防止を図るため、市（建設部）及びその他の道路管理者は、次のような除雪を実施する体制の整備に努める。

- ・除雪機械等の整備充実                      ・除雪要員等の動員体制                      ・所管施設の点検
- ・除雪資機材、融雪剤等の備蓄                      ・備蓄品の保管庫の整備
- ・地域コミュニティの共助による雪処理活動の実施                      ・除雪委託業者の確保

#### 3 連絡体制の強化

異常な降雪により通信障害が発生した場合においても、連絡体制が確実に機能するよう通信手段の多様化に努める。

#### 4 道路除雪の優先付け

市（建設部）及びその他の道路管理者は、主要幹線道路や緊急輸送道路など、交通寸断により社会経済活動に与える影響が大きい道路について、優先的に除雪を行う。また、道路除雪について優先基準の明確化を図る。

#### 5 市民に対する広報

市やライフライン関係機関は、停電等の復旧情報を迅速に市民へ広報する体制の整備に努める。

### 第3 雪崩予防対策

#### 1 森林の整備等

県（環境森林部・県土整備部）は、雪崩防止機能を高度に発揮させるため森林の整備や雪崩防止工事を実施する。

#### 2 住民への周知

市（建設部・総務部）及び県（環境森林部・県土整備部）は、雪崩危険箇所の周辺の住民等を中心に広く危険箇所の周知を行う。

〈資料編2－15 雪崩危険箇所等一覧表〉

## 第 1 0 節 農林業関係災害予防対策

農林水産施設整備等の予防対策の実施に努める。

### 第 1 農地、農業用施設、林業用施設対策

土地改良区、水利組合等の農地、農業用施設、林業用施設の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

市（産業観光部）は、県（環境森林部・農政部）と連携して、その対策の実施に当たり、老朽化等により施設の改良が必要なものについては、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

#### 1 各施設の共通的な対策

##### (1) 管理体制の整備

農業用ダム、頭首工、大規模排水機等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

##### (2) 施設等の点検

農地、農業用施設、林業用施設の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

#### 2 農業用ダム・ため池施設対策

農業用ダム・ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じ、災害の未然防止に努める。また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努める。

市（産業観光部）は、防災重点ため池のハザードマップについて、浸水想定区域内の住民等に警戒避難行動を周知する。

〈資料編 2－16 農業用ダム一覧表〉

#### 3 農業用排水施設対策

頭首工、大規模排水施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

#### 4 林道施設対策

林道の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、危険箇所の整備等に努める。また、災害時に重要道路が使用不能な状態となった場合に、代替路となる林道の計画的な整備等に努める。なお、代替路になり得る林道として、栃木県地域防災計画では林道下塩原新湯線・那須岳線をあげている。

### 第 2 農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、農業協同組合連合会、酪農業協同組合、農事組合法人、森林組合、市（産業観光部）等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

#### 1 管理体制の整備

農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

## 2 各施設の予防対策

施設管理者は、平時から適切な施設の維持管理等を行い、災害の予防に努める。

## 第 1 1 節 防災気象情報の観測・ 収集・伝達体制の整備

防災気象情報の収集及び伝達体制の整備に努めるとともに、各機関の情報の相互利用体系の確立に努める。

### 第 1 気象情報等の収集

#### 1 宇都宮地方気象台から発表される気象注意報、警報の収集

市（総務部）は、日ごろから県防災行政ネットワーク等を通じて、気象注意報、警報等の情報の収集に努める。また、市民の避難等応急活動が円滑に実施できるよう、県、自主防災組織等と連携し、報道機関の協力を得るなどして防災気象情報について広く周知を図る。

### 第 2 防災気象情報等の伝達体制の整備

市（企画部・総務部）は、防災気象情報を速やかに関係住民等に対して周知する手段として次のような通信体制の整備を図る。

- ①防災情報伝達システム（防災ラジオ）、消防団緊急伝達システム、市ホームページ等による周知体制の整備
- ②広報車（市職員、消防職員、消防団員、警察官）による周知体制の整備
- ③自治会、自主防災組織への連絡網の整備
- ④電話回線が混乱した場合の通信体制の確保
  - ・衛星携帯電話の配備（本庁及び各支所）
  - ・避難所となる学校体育館への災害時優先電話設備の整備
- ⑤携帯メールによる情報伝達体制の整備
  - ・市民等に対する那須塩原市メール配信サービス（みるメール）（以下「みるメール」という。）の配信登録の促進
  - ・各携帯電話会社が運営する緊急速報メールの活用
- ⑥報道機関を活用した災害情報の伝達体制の整備

### 第 3 自主防災組織等の連絡体制の整備

市（総務部）は、防災気象情報等を自主防災組織等に対して迅速に伝達するシステムを構築して警戒地域の住民に周知を図る。

また、自主防災組織においては、会長及び役員が率先してみるメールなど防災情報取得のためのメール配信登録を行うとともに、地区内住民等に対して災害情報を速やかに伝達できるよう連絡網の整備に努める。

## 第 1 2 節 情報通信網の整備

関係機関と連携した防災行政ネットワークの整備を図る。また、地域住民への伝達手段の整備等、通信手段の充実に努める。

### 第 1 現状と課題

災害時において被害を最小限に抑えるためには、災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有が大変重要となる。平成 10 年 8 月末豪雨災害（那須水害）においても、公衆回線の途絶や停電が発生したことにより、被災した地域との通信が困難な状況が発生するなど、情報収集や通信手段の確保の重要性が改めて認識された。

このため、市においては、災害情報を的確に、かつ、迅速に市民等に伝達する情報通信機器等を整備するとともに、電話回線の途絶や停電などの事態を想定した情報伝達体制の整備に努めるほか、県防災行政ネットワークやインターネットを活用して、確実な情報収集体制を確立する必要がある。

なお、市は本節に掲げる伝達手段を活用した災害情報の伝達体制を整備するためマニュアルを定めるものとする。

### 第 2 市が整備する情報通信機器等

#### 1 防災情報伝達システム（防災ラジオ）

市（総務部）は、大規模災害時における地域住民等への被害情報等の提供及び避難指示等の伝達手段として、防災情報伝達システム（防災ラジオ）を活用し、災害時の円滑な災害情報の伝達体制の整備を図る。

〈資料編 2－18 防災情報伝達システム（防災ラジオ）屋外拡声子局配備一覧〉

#### 2 消防団緊急伝達システム

市（総務部）及び消防本部等は、消防団員の円滑な招集を図るために設置している消防団緊急伝達システムについて、災害時においては市民等への緊急情報の伝達手段として有効な活用が図れるよう努める。

〈資料編 2－19 消防団緊急伝達システム設置一覧〉

#### 3 市広報車・消防団自動車

市（総務部）及び消防本部等は、防災情報伝達システム（防災ラジオ）や消防団緊急伝達システムの聞こえにくい場所においての、避難指示等の伝達に活用するため広報車、消防団自動車の一層の配備を図るとともに、効果的な広報活動を実施するためのマニュアルを整備する。

#### 4 電話応答システム

市（総務部）は、電話応答システムによる災害情報（雨量情報・河川水位情報・災害警戒情報・行政情報）の入手方法等を、広報紙等を通じて市民等に周知するよう努める。

#### 5 市ホームページ

市（総務部・企画部）は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、注意すべき気象情報や被害の状況などの配信ができるよう、平常時から実効性の高い活用方法を検討するとともに、災害により市ホームページからの情報配信ができない場合に備え、他市町のホームページから災害情報等の代理配信ができる体制を整備する。

〈資料編 2－50 災害時におけるホームページ代理掲載に関する覚書〉

## 6 那須塩原市メール配信サービス（みるメール）

市（企画部・総務部）は、市民に対する情報提供のツールとしてみるメールを十分に活用し、併せて市民の配信登録を促進する。

## 7 衛星携帯電話・災害時優先電話

市（総務部）は、電話回線が使用できない状況下において、災害対策本部等と被災現場間の通信を確保し、災害情報の収集及び災害対応に関する適切な指示を行うため、本庁及び各支所に衛星携帯電話をそれぞれ複数台ずつ配備するほか、本庁舎及び支所庁舎に設定されている災害時優先電話の職員への周知を図る。

また、避難所となる各学校体育館にN T Tの特設公衆電話の設備を整備し、避難者の安否情報などの発信の際にこれを活用する。

## 第3 消防本部等の対策

消防本部等は、各地域の災害状況をいち早く把握し、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、消防・救急無線の適正な維持管理に努める。

## 第4 県防災行政ネットワーク

市（総務部）は、県、県内市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するために、県防災行政ネットワークについて、適宜県（危機管理防災局）と連携して、停電対策、障害時の対策等を講じることで、災害時の情報収集・伝達手段の途絶を防止することに万全を期す。

## 第 1 3 節 避難体制の整備

避難所等の選定、避難誘導體制や避難所運営体制の整備を促進するとともに、逃げ遅れをなくするため、「自らの命は自らが守る」という意識のもと早期避難の重要性を市民に周知する。

### 第 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び整備

市（総務部）は、発生する災害の規模等を想定の上、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定緊急避難場所又は指定避難所として指定する。

また、市（保健福祉部）は、避難行動要支援者が必要な支援を受けられる体制を整備した福祉避難所を指定する。

さらに、市（総務部・保健福祉部）は、現在指定している箇所が、避難した住民を受け入れる施設として適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、4に記載する事項に留意し適切な整備、又は、指定替えを行う。なお、新たに避難所を指定したり、指定を解除したりした場合には、速やかに公示して市民に周知するとともに、県（危機管理防災局）に対して報告を行う。

#### 1 指定緊急避難場所の指定

- (1) 市（総務部）は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等の公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）として指定し、本計画（資料編）に定める。また、現在指定している施設が適切であるか随時確認を行い、適切でない場合、整備又は指定替えを行う。指定に際しては、その旨を県（危機管理防災局）に通知するとともに、公示する。
- (2) 災害対策基本法の基準に基づき、管理体制、安全性等を考慮して指定するものとする。
- (3) 市（総務部）は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

〈資料編 2－2 1 指定避難所一覧表〉

#### 2 指定避難所の指定

- (1) 市（総務部）は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定避難所（以下「避難所」という。）として指定し、本計画（資料編）に定める。現在指定している施設が適切であるか随時確認し、適切でない場合、整備又は指定替えを行う。指定に際しては、その旨を県（危機管理防災局）に通知するとともに、公示する。
- (2) 災害対策基本法の基準に基づき、施設の規模、災害の影響、物流機能等を考慮して指定する。
- (3) 指定避難所の指定については、上記(2)の基準に加えて、次のことにも留意するものとする。
  - ア 原則として地区別に指定し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
  - イ 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。
  - ウ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。
  - エ 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができること。

〈資料編 2－2 1 指定避難所一覧表〉

#### 3 指定福祉避難所の指定

- (1) 市（保健福祉部）は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な避難行動要支援者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活

ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。

また、現在指定している施設が適切であるか随時確認し、適切でないと判断された場合、整備又は指定替えを行う。指定に際しては、その旨を県（危機管理防災局）に通知するとともに、受け入れ対象者を特定の上、公示する。

(2) 2の指定避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき指定するものとする。

ア 耐震化、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策が図られ、バリアフリー化された施設であること。

イ 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。

(3) バリアフリー化されており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センターや介護保険施設、障害者支援施設等の施設を活用すること。

(4) 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

#### 〈資料編 2－39 福祉避難所一覧表〉

### 4 指定避難所の整備

市（各部等）は、避難所施設の整備に当たっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のような事項に留意するものとする。

#### ○整備に当たっての留意事項

- ・避難受け入れ施設においては、耐震性を確保すること。
- ・電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- ・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に、視聴覚障害者等に対する伝達方法について、特段の配慮を行うこと。
- ・換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ・観光客等地区外の避難者の避難に資するため、J I S規格のピクトグラムを使用した誘導標識や案内板の設置に努める。
- ・外国人（日本語の理解が十分でない者）の避難に資するため、案内板等の外国語化や多言語表示シートの整備に努めること。
- ・食料、飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ・避難行動要支援者の避難状況に応じ迅速に障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ・要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ・施設の衛生、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮した環境整備に努めること。
- ・非常用電話、インターネット接続環境（公衆無線LANなど）等の通信設備及び携帯電話の充電設備の整備に努めること。
- ・必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
- ・安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。
- ・指定避難所内のレイアウト図など施設の利用計画を作成しておくこと。

### 5 学校等における竜巻被害対策としての緊急避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するように努める。また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

## 第2 避難に関する知識の周知徹底

市（総務部）は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、避難所の位置、避難に当たっての注意事項、避難所への持出品、避難指示等の意味やその発令があった時にとるべき避難行動等避難に必要な知識等について幅広い年代の市民への周知徹底に努める。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、避難所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避を行うべきことについて、市（総務部）は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

### ○主な周知方法

- ・ 自主防災組織、自治会等を通じた周知
- ・ 避難所マップ配布、広報紙、インターネットによる周知
- ・ 標識、誘導標識、案内板等の設置による周知

## 第3 避難実施・誘導体制の整備

### 1 避難基準の設定

市（総務部）は、国の避難情報に関するガイドラインに示されている情報等により土砂災害や浸水が予想される地域の住民に対する避難指示等を行う基準を検討し、設定する。

また、対象区域ごとに当該区域内の世帯数、居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など、避難指示等の実施に当たって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

〈資料編 2－4 6 避難情報の判断・伝達マニュアル〉

〈資料編 2－4 8 浸水想定区域・土砂災害警戒区域における警戒避難体制〉

### 2 避難指示等の伝達手段の整備

市（総務部）は、土砂災害警戒区域や、浸水が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、本章・第12節のとおり、防災行政無線を中心とした通信施設の整備を推進するとともに、市民のみるメール配信登録の促進、職員による広報車等での伝達や、消防団及び自主防災組織等を活用した戸別伝達等多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、身体などの状況に応じた情報の伝達方法等に十分に配慮する。

### 3 避難誘導体制の確立

#### (1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

市（総務部）は、消防機関、警察等の協力を得て、自主防災組織等に対し、平常時から次のことに留意して避難誘導体制を確立しておくよう指導する。

- ・ 各地区ごとに事前に避難誘導の責任者を決定しておくこと。
- ・ 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ・ 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- ・ 避難経路となる道路の安全確認を行うこと。
- ・ 水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生する可能性があることを考慮すること。

#### (2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

##### ア 避難行動要支援者対策

本章・第4節に準ずる。

##### イ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

消防本部等は、スーパー、映画館等不特定かつ多数の人が集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明及び予備電球の確保等について指導を行うとともに、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

また、市（産業観光部）は、旅館組合等を通じて、旅館、ホテル等の宿泊施設の管理者に対して、滞在する観光客等の避難誘導についての体制整備に努めるよう指導を行う。

## 第4 避難所管理・運営体制の整備

### 1 避難所管理体制の確認

市（各部等）は、各指定避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、避難所が円滑に開設できるよう責任者への連絡手段・方法等を毎年度確認しておく。

### 2 職員派遣体制の整備

市（保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局教育部）は、災害発生初期において避難所の管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

### 3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

市（総務部・保健福祉部・子ども未来部）は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、避難所の円滑な自主運営体制の確立を図るための方策を連携して検討する。

〈資料編2-52 那須塩原市避難所運営マニュアル〉

### 4 指定管理者等との役割分担の明確化

市（総務部・保健福祉部・教育委員会事務局教育部）は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

### 5 専門家等との情報交換

市（保健福祉部）及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

### 6 ペット同行避難体制の整備

市（総務部・環境戦略部）は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受け入れ体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育する等の注意事項を、獣医師会等の協力を得ながら避難所マニュアルに記載する。

また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適切な飼育管理について啓発する。

### 7 在宅避難者等の支援体制の整備

市（総務部・各部等）は、避難所から離れた地区での在宅避難者等の発生に備え、在宅避難者等が利用しやすい支援拠点の選定や、在宅等避難者の支援策及び支援体制の検討に努める。

また、市（総務部・保健福祉部・各部等）は、車中泊避難生活者の発生に備え、車中泊避難スペース候補地の選定や、車中泊避難者の支援策（エコノミークラス症候群等の発症予防、物資の備蓄等）の検討に努める。

## 第5 帰宅困難者に対する避難誘導、受け入れ体制の整備

震災対策編・第2章・第11節・第1に準ずる。

なお、風水害の発生時においても、橋りょうの破損や線路の埋没などにより鉄道の運行が停止とな

る事態が発生することが考えられることから、市（総務部・市民生活部・保健福祉部・子ども未来部）は、災害規模に応じた帰宅困難者の発生数を想定し、それに応じた対応人員の配置や代替輸送体制、避難誘導及び受け入れ体制の整備を図る。

## 1 代替輸送の確保及び避難誘導

市（市民生活部）は、鉄道事業者、輸送事業者等と連携して、帰宅困難者の発生に備えた代替輸送のための体制の整備を図る。

また、帰宅困難者（鉄道乗客）の避難誘導に当たっては、市（総務部）は、平常時から鉄道事業者との連携を図り、線路からの安全な避難及び避難所までの誘導に関する人員の配置や方法等について体制を確立する。

## 2 帰宅困難者の避難所への受け入れ

市（総務部・保健福祉部・子ども未来部）は、災害時の帰宅困難者の発生を想定し、あらかじめ指定避難所の中から鉄道駅に近い施設を受け入れ避難所として設定する。

また、帰宅困難者の受け入れ避難所に対しては、食料や飲料水などの必要物品を速やかに搬送できるよう、鉄道事業者等と連携して体制を整備する。

〈資料編 2－5 2 那須塩原市避難所運営マニュアル〉

## 第 1 4 節 警察における活動体制の整備

災害情報の収集伝達、避難誘導、救出救助等の平常時からの体制強化を図る。

### 第 1 各機関との相互連携

#### 1 防災関係機関との連携

県警察（那須塩原警察署）は、災害警備活動が的確に行われるよう、平常時から防災関係機関と情報交換を行うなど連携するとともに、大規模災害に係る社会秩序の維持、避難誘導対策、災害警備計画の樹立等について、相互調整を図りながら調査研究を行う。また、防災訓練や、市民等への防災思想・知識の普及活動を連携して実施する。

#### 2 ボランティア団体、自主防犯組織との連携

県警察は、平常時から、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民の不安除去等を行うボランティア団体との連携を図る。

## 第 1 5 節 消防・救急・救助体制の整備

被災者の救助活動・応急措置・救急搬送等のため、消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

### 第 1 組織の充実強化

市（総務部）及び消防本部等は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、消防団員の減少やサラリーマン化をはじめ、一部では高齢化の問題を抱えている消防団について、団員の確保と資質の向上を図るほか、機能別消防団員及び女性消防団員の加入を推進し、平日の日中時間帯における人員確保に努める。

### 第 2 救急・救助用車両・資機材等の整備

消防本部等は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、人員、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

### 第 3 医療機関との連携強化

消防本部等は、災害発生時に同時多発が予測される救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

### 第 4 応援受け入れ・連携体制の整備

消防本部等は、本章・第 24 節・第 2 のとおり広域的な救急・救助応援受け入れ体制を整備する。また、同節・第 3 のとおり、警察及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

## 第 1 6 節 保健医療体制の整備

負傷者への医療救護活動や保健活動のため、保健医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

### 第 1 保健医療体制の整備

#### 1 市の対策

市（保健福祉部）は、県（保健福祉部）及び医療機関等と連携し、次のとおり初期医療体制の整備を図る。

- (1) 消防本部等及び関係医療機関と連携し、救護所にあてるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。
- (2) 救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材の整備を図る。
- (3) 救護班の編成及び出動体制を確立する。
- (4) 管内における被災者搬送先医療機関との連絡体制を整備する。

#### 2 医療機関の対策

医療機関は、自らの被災状況の早期把握や、医療継続の可能性の判断ができる体制を整備するとともに、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）に被災状況等を入力する体制を整備する。また、被災地へ出動する救護班の編成や、救護所の設置など救急医療の体制を整備する。

### 第 2 後方医療体制等の整備

#### 1 後方医療体制の整備

市（保健福祉部）は、災害時に県から医療機関情報の提供、医療資機材の補給、医療救護活動の活動支援、広域的な医療救護活動の調整等を円滑に受けられるよう、県との連携を確保する。

〈資料編 2－2 2 栃木県と栃木県医師会等が締結した災害時の医療救護に関する協定〉

#### 2 災害拠点病院との連携

市（保健福祉部）、消防本部は、災害拠点病院（那須赤十字病院）と連携し、超急性期の救護活動や重症患者等の搬送・治療及び入院等の救護体制を整備する。

#### 3 広域災害・救急医療情報システム（E M I S）の活用体制の整備

市（保健福祉部）及び消防本部は、国、県、医師会、病院、消防本部等をネットワークで結ぶ広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を活用した迅速な搬送体制の確立と救急医療の提供体制の整備を図る。

### 第 3 応援要請及び受援体制の整備

市（保健福祉部）は、医師、保健師など保健・医療人材の不足、医薬品・医療器材の不足等により保健医療活動が十分に実施できない場合に備えて、県（保健福祉部）への応援要請方法や受援体制を整備する。

### 第 4 医療体制の確保

医療機関は、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備等医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- (1) 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護

送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。

- (2) 年間2回以上避難訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。
- (3) 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- (4) 病院、診療所においては、重症患者、高齢者、乳幼児等自力では避難することが困難な患者は、避難誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮を図る。

また、介護老人保健施設等については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。

- (5) 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

## 第5 防疫体制の整備

市（保健福祉部・環境戦略部）は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症に対処するため防疫体制の整備に努める。また、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ及び衛生害虫の駆除を行うために常に次の資材を備蓄し、すぐに活用できるよう整備しておく。

○防疫活動のために整備しておくべき資材

- ・作業着、マスク、手袋、ゴーグル等
- ・噴霧器
- ・消毒剤、薬剤等

## 第 1 7 節 緊急輸送体制の整備

被災地域へ応急対策活動人員、支援物資等緊急輸送体制の整備を図る。

### 第 1 緊急輸送道路の指定

道路管理者は、緊急輸送道路について、計画的な道路整備、維持管理に努めるとともに、関係者等に対して周知徹底を図る。また、随時指定路線の見直しを行い、必要がある場合、関係者間での協議の上、指定路線の変更を行う。

なお、緊急輸送道路の路線区分、設定基準は次のとおりであり、本章・第 18 節で定める防災拠点や、主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとなっている。

| 区分          | 設定基準                                                                                                    |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 次緊急輸送道路 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路</li> <li>・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路</li> </ul> |
| 第 2 次緊急輸送道路 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路</li> </ul>               |
| 第 3 次緊急輸送道路 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 次、第 2 次緊急輸送道路の機能を補完する道路</li> </ul>                         |

### 市内の緊急輸送道路指定状況

| 区分                  | 路線名                   | 指定区間                                                                                    |
|---------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 次<br>緊急輸送<br>道路 | 東北自動車道                | 佐野市高山町[群馬県境]<br>～那須町豊原乙[福島県境]                                                           |
|                     | 国道 4 号                | 野木町野木[茨城県境]<br>～那須町豊原乙[福島県境]                                                            |
|                     | 国道 400 号              | 大田原市金燈籠交差点[大田原高林線交点]<br>～那須塩原市西三島交差点[国道 4 号交点]                                          |
|                     | 主要地方道<br>黒磯黒羽線        | 那須塩原市共壱社交差点 [黒磯高久線交点]<br>～那須塩原市鍋掛豊浦交差点 [国道 4 号交点]                                       |
|                     | 一般県道<br>黒磯高久線         | 那須塩原市共壱社交差点 [黒磯黒羽線交点]<br>～那須塩原市市役所交差点 [那須塩原市役所前市道]                                      |
|                     | 市道<br>共壱社豊浦線          | 那須塩原市市役所入口交差点[黒磯高久線交点]<br>～那須塩原市共壱社[那須塩原市役所前]                                           |
| 第 2 次<br>緊急輸送<br>道路 | 東北自動車道                | 那須塩原市鹿野崎 [黒磯板室インター線連絡]<br>～那須塩原市鹿野崎 [黒磯板室 I C]                                          |
|                     | 国道 400 号              | 那須塩原市西三島交差点[国道 4 号交点]<br>～那須塩原市関谷 [国道 400 号下塩原バイパス交点]                                   |
|                     |                       | 那須塩原市塩原 [国道 400 号下塩原バイパス交点]<br>～日光市上三依[国道 121 号交点]                                      |
|                     | 国道 400 号<br>(下塩原バイパス) | 那須塩原市関谷 [国道 400 号交点]<br>～那須塩原市関谷 [国道 400 号交点]                                           |
|                     |                       | 那須塩原市塩原 [国道 400 号交点]<br>～那須塩原市関谷 [国道 400 号交点]                                           |
|                     | 主要地方道<br>大田原高林線       | 那須塩原市大原間南交差点 [国道 4 号交点]<br>～那須塩原市鹿野崎[黒磯板室インター線交点]                                       |
|                     | 主要地方道<br>西那須野那須線      | 那須塩原市豊住町 [黒磯田島線連絡] ～那須塩原市豊浦豊町交差点[黒磯高久線交点]<br>那須塩原市豊浦豊町交差点[黒磯高久線交点]～那須町那須分岐点交差点[黒磯高久線連絡] |

| 区分                | 路線名               | 指定区間                                                   |
|-------------------|-------------------|--------------------------------------------------------|
|                   | 一般県道<br>黒磯高久線     | 那須塩原市豊浦豊町交差点〔西那須野那須線交点〕<br>～那須塩原市共壱社交差点〔黒磯黒羽線交点〕       |
|                   |                   | 那須塩原市市役所交差点〔那須塩原市役所前市道〕<br>～那須塩原市大塚新田交差点〔国道4号交点〕       |
|                   | 一般県道<br>那須野が原公園線  | 那須塩原市千本松〔那須野が原公園〕<br>～那須塩原市那須野が原公園入口〔国道400号交点〕         |
|                   | 一般県道<br>黒磯板室インター線 | 那須塩原市鹿野崎〔大田原高林線交点〕<br>～那須塩原市鹿野崎〔黒磯板室IC連絡〕              |
|                   | 一般県道<br>黒磯田島線     | 那須塩原市青木〔道の駅明治の森黒磯前〕<br>～那須塩原市豊住町〔西那須野那須線連絡〕            |
|                   | 市道<br>上黒磯旧線       | 那須塩原市橋本町〔西那須野那須線交点〕<br>～那須塩原市黒磯〔那珂川河畔運動公園前〕            |
|                   | 市道<br>環状線         | 那須塩原市豊町〔西那須野那須線交点〕<br>～那須塩原市豊町〔菅間記念病院前〕                |
|                   | 市道<br>石林・東赤田線     | 那須塩原市東三島1丁目〔国道4号交点〕<br>～那須塩原市南郷屋5丁目〔西那須野運動公園前〕         |
|                   | 市道<br>たて道線        | 那須塩原市二区交差点〔国道4号交点〕<br>～那須塩原市三区町                        |
|                   | 市道<br>塩原街道線       | 那須塩原市南赤田〔国道400号交点〕<br>～那須塩原市三島5丁目〔道の駅那須野が原博物館〕         |
|                   | 市道<br>那須塩原駅西都計2号線 | 那須塩原市方京3丁目〔大田原高林線交点〕<br>～那須塩原市方京3丁目〔那須塩原警察署前〕          |
|                   | 市道<br>島方芝中線       | 那須塩原市島方〔国道4号交点〕<br>～那須塩原市上中野〔蛇尾川河川防災ステーション前〕           |
| 第3次<br>緊急輸送<br>道路 | 主要地方道<br>藤原塩原線    | 日光市川治温泉高原〔エーデルワイススキー場前〕<br>～那須塩原市もみじライン入口交差点〔国道400号交点〕 |
|                   | 主要地方道<br>矢板那須線    | 矢板市下太田交差点〔県民の森矢板線交点〕～那須町広谷池交差点〔那須高原線交点〕                |
|                   | 主要地方道<br>大田原高林線   | 大田原市紫塚2丁目〔大田原市道交点〕<br>～那須塩原市大原間南交差点〔国道4号交点〕            |
|                   |                   | 那須塩原市木綿畑交差点〔矢板那須線〕<br>～那須塩原市鹿野崎〔黒磯板室インター線交点〕           |
|                   | 主要地方道<br>西那須野那須線  | 那須塩原市上赤田交差点〔国道400号交点〕<br>～那須塩原市井口交差点〔折戸西那須野線交点〕        |
|                   | 主要地方道<br>黒磯棚倉線    | 那須塩原市越堀〔大田原芦野線交点〕<br>～那須町沼野井〔那須町道交点〕                   |
|                   | 主要地方道<br>大田原芦野線   | 大田原市中田原〔大田原市道交点〕<br>～那須町芦野〔国道294号交点〕                   |
|                   | 一般県道<br>折戸西那須野線   | 那須塩原市井口交差点〔西那須野那須線交点〕<br>～那須塩原市西富山〔国道4号交点〕             |
|                   | 一般県道<br>黒磯田島線     | 那須塩原市戸田交差点〔矢板那須線交点〕<br>～那須塩原市青木〔道の駅明治の森黒磯前〕            |

## 第2 陸上輸送体制の整備

### 1 道路管理者による輸送体制の整備

#### (1) 道路・橋りょうの整備

道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備に当たっては、災害に強い施設の整備を推進する。

また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

#### (2) 情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

#### (3) 道路パトロールの実施

県（県土整備部）は、災害予防のため、栃木県道路パトロール実施要領に基づき、道路パトロールを実施する。

## 第3 空中輸送体制の整備

市（総務部）は、台風や豪雨時に、道路が土砂崩れ、冠水等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、臨時ヘリポート候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定し、本計画に定めておく。また、消防本部及び県（危機管理防災局）は本章・第23節・第1のとおり、必要な措置を実施する。

## 第4 地域物資拠点の整備等

市（総務部・施設所管部）は、地域物資拠点（本章・第18節・第2参照）となる建物の堅牢化、通信機器の確保など必要な整備を図る。また、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努める。

## 第5 関係機関との連携による輸送体制の強化

### 1 建設関係機関との連携体制

市（建設部）は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、那須塩原市建設業協会等との災害協定等について、事前に協力内容や実施体制について確認しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

### 2 物資輸送機関との連携体制

市（総務部）は、支援物資を迅速かつ円滑に被災地に供給することができるよう、県トラック協会塩那支部との災害協定等について、定期的に協力内容や実施体制の確認のための訓練を行うなど、平常時から連携体制の強化を図る。

## 第6 大規模災害時における道路啓開体制の整備

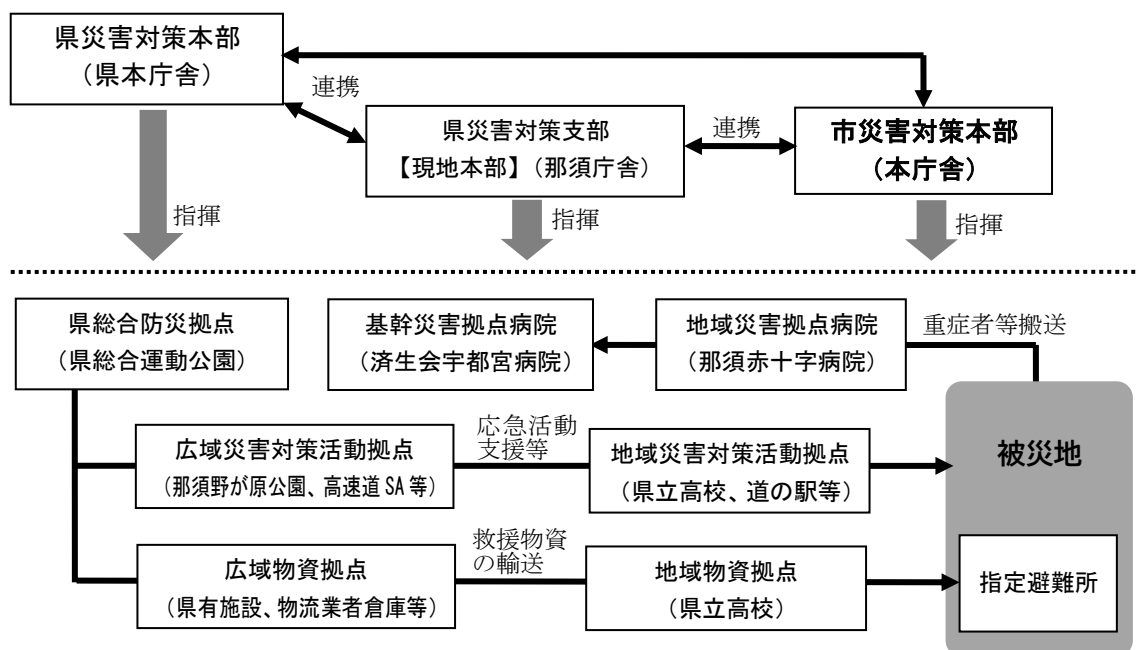
市（総務部）は、大規模災害時において直ちに放置車両の移動等により緊急通行車両の通行路線を確保するため、平常時から民間のレッカー業者等との連携体制の強化を図る。

## 第18節 防災拠点の整備

災害対策活動等における中核的な役割を担う防災拠点の整備を図る。

### 第1 防災拠点の概要

本市における防災拠点の体系は、次に示すとおりである。



### 第2 災害対策活動拠点の整備

市（総務部）は、災害対策活動において中核的な役割を担う活動拠点の整備を、関係機関と連携を図りながら推進していく。

#### 1 災害対策活動拠点の種類

##### (1) 市災害対策本部

市（総務部）は、市本庁舎に対して市災害対策本部設置場所としての必要な整備を実施していく。

また、被災により市本庁舎の機能が失われる場合を想定して、災害対策本部設置場所の代替施設を確保しておく。

##### (2) 広域災害対策活動拠点

県（危機管理防災局・県土整備部）が、県営大規模公園を中心に、全国からの救援物資の一次的な集積及び配分活動の拠点並びに緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動や野営の拠点として整備するもので、市内では那須野が原公園が拠点となっている。

また、県（危機管理防災局・県土整備部）は、NEXCO東日本と連携し、県内高速道路のSA（サービスエリア）やPA（パーキングエリア）について、自衛隊や警察、消防等全国からの支援部隊に対する支援拠点としての活用を促進する。

##### (3) 地域災害対策活動拠点

県（県土整備部・危機管理防災局・教育委員会事務局）は、県立高等学校を中心に、被災地への捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動及び必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点として整備する。

また、道の駅を、避難場所や捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動など地域における拠点と

して位置づけ、市や関係機関と連携しながら、道の駅の防災機能の充実・強化の取組を促進する。

(4) 広域物資拠点（一次集積拠点）

県（危機管理防災局）が、全国からの支援物資の一次的な集積及び配分活動を行うための拠点として整備するもので、市内では那須野が原公園が拠点となっている。

また、県（危機管理防災局・県土整備部）は、県有施設や県営都市公園、また、（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した災害時協定に基づき、同協会会員施設からあらかじめ幹線道路からのアクセス等を踏まえて複数の候補施設を選定して、広域物資拠点の確保を促進する。

(5) 地域物資拠点（二次集積拠点）

市（総務部）は、市有施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割を担う地域物資拠点の整備を促進する。

## 2 災害対策活動拠点の主な設備等

市（総務部）は、災害時において中枢の役割を担う市災害対策本部となる施設について必要に応じて次のような整備を計画的に推進する。

- (1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- (2) 非常用電源（発電、再生可能エネルギー発電設備、蓄電池システム、蓄電機能を有する車両等）
- (3) 県防災行政ネットワーク及びインターネット接続環境の整備
- (4) 災害対応職員の休憩場所の整備
- (5) 災害対応職員の食料、飲料水、非常用トイレ等の備蓄
- (6) 耐震性貯水槽、防火水槽の整備
- (7) 備蓄倉庫

## 第 19 節 建築物災害予防対策

強風に対する建築物の堅牢化、付属物の落下・飛来防止、雨による地下空間や電気設備等の浸水防止対策等を図る

### 第 1 一般建築物（公共建築物以外の建築物）に対する予防対策

#### 1 地下空間浸水対策

市（建設部）は、地下室、地下街等の建設事例が生じた場合は、防水扉や防水板の整備など建物や地下空間等を浸水被害から守るための対策について、必要に応じて設計者や施工者に対して啓発・助言を行う。

#### 2 電気設備の浸水対策

市（建設部）は、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」に基づき、浸水リスクの低い場所へ電気設備の設置など建築物の機能継続に向けた浸水対策について、必要に応じて、設計者や施設管理者に対して指導、助言を行う。

#### 3 落下物・飛来物防止対策

市（建設部）は、風水害等発生時における建築物からの落下物を防止するため、定期報告等の機会を通じて管理者に対して適切な改善指導を行う。その際、屋根ふき材、外装材、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に設置されているものが風圧で脱落したり、飛ばされたりすることがないように対処するよう指導を徹底する。

### 第 2 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

市（各部等）は、災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の機能を確保するため、必要な災害予防対策を実施するものとする。

#### 1 防災上重要な公共建築物

- (1) 災害対策活動拠点（市庁舎）〈本章・第 18 節・第 1 参照〉
- (2) 医療救護活動の施設（保健センター等）
- (3) 応急対策活動の拠点（消防署等）
- (4) 避難収容施設（学校、体育館、公民館、文化施設等）

#### 2 防災対策の実施

防災設備等の整備を次のとおり行う。

- ア 非常用電源設備の整備
- イ 配管設備類の固定・強化
- ウ 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- エ その他防災設備の充実

## 第20節 インフラ施設等災害予防対策

上下水道、電力、道路、鉄道等のインフラ施設について安全性を考慮した施設整備に努める。

### 第1 上水道施設

市（上下水道部）は、水が住民の生命維持に必要不可欠なものであることを鑑み、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設における災害予防対策を実施する。

- (1) 書類等の整備  
施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。
- (2) 防災体制の編成等  
防災体制の編成、危機管理マニュアル及び緊急連絡系統図等を作成する。
- (3) 水道水の確保  
浄水及び配水施設の耐震化等適切な維持管理を図り、水道水の安定供給を継続できるようにする。
- (4) 二次災害防止  
浄水場内での薬液注入設備等の設置に当たっては、台風、豪雨等による漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。
- (5) 施設の維持管理  
点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させるとともに、水道施設の実情に応じて補修、補強等を実施する。  
また、消火機器、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておくよう努める。
- (6) 配水管路等の改良  
老朽管の布設替えにより、管路の強化に努める。なお、配水管の新設、更新の際は、地盤の特性を考慮するなど配水管路等の材料を適切に選定する。
- (7) 応援体制の整備  
給水系統相互間における水道水の融通体制を強化するとともに、日本水道協会及び隣接水道事業者間の相互連携に努める。
- (8) 応急復旧用資機材の備蓄  
主要施設に資機材を備蓄するなど、応急復旧が速やかに実施できるよう準備に努める。

### 第2 下水道施設

- (1) 施設の整備  
市（上下水道部）は、施設の新設、増設に当たっては、風雨や降雪に対応できる構造とするとともに、河川敷内に伏せ越し水管橋、放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。  
また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。
- (2) 危険箇所の改善  
市（上下水道部）は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

### 第3 電力施設

- (1) 災害発生時の電力供給の確保を図るため、東京電力パワーグリッド（株）では、同社防災業務計画に基づき次の予防措置を講じる。  
ア 巡視、点検等の実施  
台風、豪雨等に伴う災害の発生に備え、必要に応じ巡視、点検を行う。

#### イ 施設対策

洪水、土砂災害、暴風、雷などに対するリスクを考慮し、施設整備の見直し、既存施設の点検・補強等を実施する。

#### ウ 要員、資機材の確保対策

災害対策本部の要員、参集体制、関連会社を含む連絡体制を確保する。また、復旧作業等に必要の資機材、車両、舟艇等のほか、非常用食料等の備蓄、調達体制の確保に努める。

#### エ 防災訓練の実施

災害発生時に円滑な対応を図るため、情報連絡、本部・支部運営、復旧作業、災害対策用資機材の整備点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を実施する。

### 第4 道路施設

市（建設部）及びその他の道路管理者は、災害時において安全性、信頼性の高い道路を確保するために施設整備に努めるとともに、巡回・点検等の予防対策を講じる。加えて、災害時における道路機能を確保するために、適切な道路の整備を推進する。

また、落石等危険箇所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

### 第5 鉄道施設

鉄道事業者は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

#### (1) 施設等の点検巡回

災害による被害を最小限に抑えるため、平時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

#### (2) 運転規則

災害により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、災害時に備えて平常時から訓練教育を行う。

### 第6 廃棄物処理施設

市（環境戦略部）、一部事務組合、処理業者及び民間事業者は、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物を迅速かつ円滑に処理することができるよう、次の対策を講じておく。

(1) 処理施設における耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源確保等を図る。

(2) 被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。

(3) 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。

(4) 応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。

(5) 廃棄物の最終処分場（平成10年6月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

(6) 市クリーンセンター施設が被災し、廃棄物の処理に支障が生じる場合を想定し、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」及び「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」に基づき県に応援を求め、緊急事態に対応する体制を整備する。

## 第2 1 節 危険物施設等災害予防対策

災害に起因する危険物等の事故を防止するため、消防本部、危険物取扱事業者等の関係機関は、連携して各種予防対策を実施する。

### 第1 消防法上の危険物

消防本部等及び消防法上の危険物を取り扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

〈資料編2－23 危険物規制対象数一覧〉

〈資料編2－40 消防法上の危険物〉

#### 1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (2) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (3) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (4) 近隣・関連事業所等と相互に連絡協力して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

#### 2 消防本部等が実施する対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態等について検討させるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。
- (3) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (4) 危険物施設の所有者等に対し、施設の堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

### 第2 毒物・劇物

県（保健福祉部）は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、毒劇物を取扱う施設の把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。また、市（保健福祉部）、消防本部、医療機関等と連携して、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

### 第3 放射性物質

#### 1 放射性同位元素等取扱施設の管理者等の行う対策

災害に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、消防本部、警察、市（総務部）、国に対する通報連絡体制を整備しておく。

#### 2 市・消防本部等の対策

- (1) 市（総務部）及び消防本部は、県が策定した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知し、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。

- (2) 市（総務部）、消防本部、県（危機管理防災局）は、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。
- (3) 市（総務部）及び県（危機管理防災局）は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化する。

## 第22節 学校・社会施設等の災害予防対策

学校における学校安全計画等の作成、児童生徒等及び教職員に対する防災教育等を推進する。

### 第1 学校等の対策

#### 1 学校安全計画等の作成

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園（以下この編において「学校等」という。）の長（以下この編において「校長等」という。）は、学校保健安全法に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校等の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における児童・生徒・幼児（以下この編において「児童・生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育と安全管理の充実を図る。

また、市（教育委員会事務局教育部）は、学校等に対して、学校安全計画の策定及び状況に応じた改訂を行うよう指導し、随時その内容を点検する。

〈資料編2-24 学校安全計画の概要〉

#### 2 学校等の防災体制の確立

##### (1) 事前対策の確立

校長等は、台風、雷、豪雨、竜巻及び降雪等の発生時における児童・生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をするため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動を具体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図る。

##### (2) 応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童・生徒等の退避・保護の方法、及び保護者等への確実な引渡し方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員及び児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者に対しても周知徹底を図る。

##### (3) 施設・設備の安全管理

市（教育委員会事務局教育部）及び校長等は、校（園）舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校等の設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

#### 3 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

校長等は、学校教育等を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等の実施により学校等、家庭及び地域における防災の知識や避難方法を習得させる。

##### (1) 防災教育の充実

ア 学校等では、学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

イ 防災教育の実施に当たっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

その際、県（教育委員会事務局）が作成した防災関係指導資料や、国が作成する防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

ウ 災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることができるよう、その発達段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

##### (2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施に当たっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。

また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練を行ったり、専門家に避難行動の評価を仰いだりするなど訓練方法の工夫を行う。

### (3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市（教育委員会事務局教育部）及び校長等は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

## 第2 社会教育施設の対策

市（教育委員会事務局教育部）及び市が設置する公民館、図書館、博物館、体育施設等の社会教育施設の長（以下この節において「施設長」という。）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等についてあらかじめ定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

### 1 社会教育施設の防災体制の確立

市（教育委員会事務局教育部）及び施設長は、台風、雷、豪雨、竜巻及び降雪等の発生時における利用者の安全確保のために、事業の運営・継続、中止について事前対策を確立しておく。

さらに、災害発生時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関や情報入手・伝達手段、水道・電気等ライフラインが途絶したときの安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

また、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

### 2 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

市（教育委員会事務局教育部）及び施設長は、利用者、地域住民及び職員に対する防災教育の充実に努める。

#### (1) 防災教育の充実

ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。

イ 防災教育の実施に当たっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ 災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることがもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、共助の精神を培う教育を推進する。

#### (2) 避難訓練の実施

本節・第1・3（2）に準ずる。

#### (3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

本節・第1・3（3）に準ずる。

## 第3 私立学校の対策

私立学校の長は、公立学校の対策に準じ必要な対策を行う。

## 第4 文化財災害予防対策

市（教育委員会事務局教育部）は、市民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の推進を図る。

(1) 文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。

(2) 文化財の特性に応じた風水害予防管理や収蔵庫等の整備充実を推進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在を所有者等に明確に把握させておく。

- (3) 風水害等から文化財を保護するための訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

## 第 2 3 節 航空消防防災体制の整備

消防防災ヘリコプター等による航空消防防災体制の充実強化に努める。

### 第 1 離着陸場等の整備

消防本部は、県や他機関のヘリコプターによる偵察、救急・救助、空中消火、人員・物資輸送等の災害応急対策活動が円滑に実施できる体制を整備する。

また、離着陸場等候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

### 第 2 広域航空消防防災応援体制の整備

#### 1 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

##### (1) 通信体制の整備

応援ヘリコプターと消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者との連絡のため、消防本部は、統制波を実装した無線機の整備に努める。

##### (2) 事前計画の作成

消防本部及び県（危機管理防災局）は、他機関のヘリコプターによる応援を受けて災害応急対策活動を実施する場合の計画を作成しておき、それに基づき必要な事項を整備する。

## 第24節 応援・受援体制の整備

災害時又は災害のおそれがある場合の人員派遣を基本とした相互応援体制を整備するとともに、市・消防本部等のみで支援することが出来ない場合に備え、他の自治体や関係機関との応援・受援体制を整備する。

### 第1 市町相互応援体制の整備

#### 1 県内市町間相互応援協定の運用体制の充実強化

市（総務部）は、県内全市町間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」の適切な運用を図るため、災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。

##### (1) ブロック内市町及び各ブロック間の連絡体制

市（総務部）は、応援活動を迅速かつ円滑に行うため、ブロック（県内を8地域に区分）内の市町及び各ブロック間の災害時の連絡体制について確認しておく。

なお、本市のブロックは次のとおりである。

○市町の区分 北那須ブロック（那須塩原市、大田原市、那須町）

○応援ブロック 日光ブロック（日光市）、南那須ブロック（那須烏山市、那珂川町）

塩谷ブロック（矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町）

#### 〈資料編2-25 災害時における市町相互応援関係〉

##### (2) 体制の充実強化

市（総務部）は、協定の円滑な運用を図るため、被災市町の応援要請、応援市町の支援準備、応援業務の実施、県の災害対策業務との連携等に関する基本ルールの策定を検討する。

また、ブロック内での各市町の地域特性等を考慮した共同備蓄の推進や、ブロック内合同防災訓練の実施について検討する。

### 2 県との連携強化

市（総務部）は、県が市町防災担当職員に対して開催する説明会、各種の合同防災訓練に参加し、県との連携体制の強化に努める。

### 3 その他災害時相互応援協定の締結の推進

市（総務部）は、県の区域を越えた市町村を含め、できるだけ多くの市町村との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておくなど平常時から連携体制の強化を図る。

また、東日本大震災における教訓を踏まえ、大規模災害により全市的な被害を受け、市民等を市外に避難させる必要が生じた場合を想定し、受け入れ先となる県外市町村を確保し、平常時から密接な連携を図るよう努める。

#### ○災害時相互応援協定の締結先（県外市等）

茨城県ひたちなか市、埼玉県新座市、東京都足立区、福島県白河市、埼玉県さいたま市、廃棄物と環境を考える協議会加盟団体構成市町、八溝山周辺地域定住自立圏推進協議会構成市町

#### 〈資料編2-26 那須塩原市と県外市等との災害時相互応援協定書〉

### 4 受援体制の整備

市（総務部）は、他市町村・関係機関からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するために受援計画を策定し、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努める。

受援計画には、受援対象業務、応援団体職員の執務スペース、事務機器の確保体制等を明確にしておく。また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施する。

さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合を想定し、宿泊場所として活用可能な施設（ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、テント等の仮設や車両を配置できる空き地など）のリスト化に努める。

## 5 応急対策職員派遣体制の整備

総務省の「災害応急対策職員派遣制度」により、県が対口支援団体に選定された場合、市は県及び県内他市町と「チーム栃木」として支援を行うため、市（総務部）は要請に応じて必要な人員・資機材を確保できる体制を整備する。

## 第2 消防広域応援体制の整備

### 1 県内消防相互応援体制の整備

#### (1) 協定の適切な運用

消防本部は、特殊災害消防相互応援協定及びその他隣接地区消防本部等と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

#### (2) 栃木県広域消防応援等計画による充実強化

消防本部は、「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。

また、応援要請方法、応援出動方法等災害発生時の対応について、消防機関の有機連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

#### (3) 広域消防応援訓練の実施

県（危機管理防災局）及び消防本部は、県内全消防本部による合同訓練を実施し、栃木県広域消防応援等計画に基づく応援要請、応援出動及び相互連携した応急活動が円滑に行えるよう努めるとともに、訓練後に明らかになった課題等を踏まえ、体制及び計画の改善を行う。

〈資料編2-27 特殊災害消防相互応援協定〉

〈資料編2-28 栃木県広域消防応援等計画〉

### 2 緊急消防援助隊の受援体制の整備

県（危機管理防災局）及び消防本部は、「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努める。

また、消防本部は、平成30年度に策定された「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、県（危機管理防災局）との連携のもと県外からの緊急消防援助隊が市長等の指揮の下円滑に活動できる体制の確保を図る。

〈資料編2-53 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱〉

〈資料編2-54 栃木県緊急消防援助隊受援計画〉

## 第3 警察、消防本部及び自衛隊との連携体制の強化

市（総務部）は、市内に大規模災害が発生した場合、警察、消防本部及び自衛隊の各機関と連携を密にしながら、初期の段階における消火、救助、搜索等を迅速かつ的確に実施することにより市民の生命・財産を守るため、相互連携体制の強化を図る。

また、消防本部は、年度毎に開催する「災害時の初動体制確立のための関係機関連絡会議」に参加し、初期活動における県、自衛隊等の関係機関との役割分担、連絡調整方法、効率的な協力方法等の検討を行い、相互連携体制の強化を図る。

## 第4 災害時応援協定締結企業等との連携

市（各部）は、災害時の医療救護、輸送、物資供給、情報収集伝達等を適切に行うため、これらを

行う団体と応援協定を締結し、平時から、連絡体制、要請手順、受け入れ方法、経費負担等の確認を行っておく。

## 第25節 孤立集落災害予防対策

災害時に道路や通信の途絶により孤立する可能性がある地区に対する情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

### 第1 市及び消防本部等の対策

市（総務部）及び消防本部等は、地形、道路状況及び通信手段等の状況などから、風水害等の発生時に孤立するおそれのある地区（以下「孤立可能性地区」という。）について現状の把握に努める。

また、当該地区の自主防災組織や自治会に対し、万一孤立状態となった場合に、地区住民の生活の安全を確保するための次のような対策を講じる。

なお、本市においては、地形などの状況から、大規模災害時に孤立するおそれがある集落が12箇所確認されている。

- ・ 自主防災組織の結成促進（連絡担当者、緊急連絡網の作成、備蓄・防災訓練の実施の推進等）
- ・ 通信機器等（衛星携帯電話など）の整備
- ・ 物資輸送ルートの確保（臨時ヘリポートの整備等）
- ・ 避難場所の確保
- ・ 非常用電源、食料、飲料水、医薬品、簡易トイレ等の備蓄及び防災資機材の整備に対する支援

〈資料編2-47 災害時に孤立するおそれのある集落一覧〉

### 第2 未然防止対策

市（建設部）、県（県土整備部）及び他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路や橋りょうについて、洪水、土砂災害、倒木等による損壊や閉塞などの対策工事を推進する。

また、県（環境森林部・県土整備部）は、孤立可能性地区の周辺にある土砂災害警戒区域等の対策工事を推進する。

### 第3 住民等の対策

孤立可能性地区では、次のような対策を講じる。

#### (1) 住民の対策

孤立可能性地区の住民は、1週間分程度の量の必要物品等の備蓄を確保しておくよう努める。

#### (2) 地域の対策

孤立可能性地区の自主防災組織、自治会、事業所等は、平常時から連携協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等の訓練を行う。また、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信するための訓練や必要な機材の整備を実施する。

## 第26節 災害廃棄物等の処理体制の整備

災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理体制の整備を図る。

### 第1 市の対策

市（環境戦略部）は災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。また、那須塩原市災害廃棄物処理計画により、平時から災害時の廃棄物処理に対する備えに努める。

### 第2 処理業者の対策

処理業者は、事業継続計画の策定、処理施設の災害対策の強化等に努める。

## 第3章 応急対策

### 第1節 活動体制の確立

市内に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策の中核となる本部を設置し、関係機関と連携して被災者の救出・救護等の応急対策活動を迅速かつ的確に実施する体制を確立する。

#### 第1 市の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は、原則として別に定める「那須塩原市災害応急対策計画初動体制」（以下この節において「初動体制」と記載する。）のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

〈資料編2-2 那須塩原市災害応急対策計画初動体制〉

#### 第2 注意準備体制

市内に災害警戒本部を設置するに至らない小規模な災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合、「那須塩原市災害応急対策計画初動体制」に定める注意準備体制の参集職員は、直ちに登庁し、相互に連携して注意体制をとり、次の措置を講じる。注意準備体制の責任者は、総務部危機管理課長とする。

- ア 大雨及び台風に関する情報の収集
- イ 被害情報の把握と県（危機管理防災局）への報告
- ウ 必要に応じて関係課等への通報
- エ 必要に応じて市長等への連絡

#### 第3 災害警戒本部の設置

市（総務部）は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、初動体制のとおり災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。災害警戒本部の責任者（以下「警戒本部長」という。）は、総務部長とする。

なお、災害警戒本部は、当初は参集人員が少ない配備体制Ⅰで設置し、被害調査、気象予報等から判断して人員が必要となる場合は、配備体制Ⅱに移行する。

〈資料編2-2 那須塩原市災害応急対策計画初動体制〉

##### 1 災害警戒本部の設置

###### (1) 災害警戒本部設置の基準

| 配備体制Ⅰ                    | 配備体制Ⅱ              |
|--------------------------|--------------------|
| ア 気象警報が発表されたとき（大雪警報を除く。） | ア 6時間以内に台風が直撃するとき  |
| イ 9時間以内に台風が接近するとき        | イ 土砂災害警戒情報が発表されたとき |
| ウ 警戒本部長が必要と認めるとき         | ウ 警戒本部長が必要と認めるとき   |

###### (2) 設置場所

災害警戒本部は本庁舎に設置する。ただし、本庁舎に災害警戒本部を設置することができない場合又は別の場所に設置したほうがよい場合は、警戒本部長の指定する場所に設置する。

###### (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれなくなったと警戒本部長が認めたとき
- イ 災害応急対策がおおむね終了したと警戒本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき（配備体制Ⅲへの移行）

## 2 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、初動体制に記載のとおりとする。

〈資料編 2－2 那須塩原市災害応急対策計画初動体制〉

## 3 災害警戒本部の業務

（災害警戒本部）

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- (2) 災害対策本部の設置に関すること
- (3) 災害応急対策の実施に関すること

## 4 代決者

警戒本部長不在時等の意思決定は総務部危機管理課長が、警戒本部長、総務部危機管理課長がともに不在の場合は総務部危機管理課長補佐が行う。

# 第4 災害対策本部

## 1 災害対策本部の設置、解散の時期等

市（総務部）は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2及び那須塩原市災害対策本部条例の規定により、市長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。また、市長は必要に応じて支所に災害対策本部設置することができる。

〈資料編 2－2 9 那須塩原市災害対策本部条例〉

### (1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、次の各号に掲げる場合において、市長が必要と認めるときに設置する。

- ア 市内における24時間の連続雨量が200mmを超えると見込まれる場合
- イ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

### (2) 設置場所

災害対策本部は、那須塩原市本庁舎内に設置する。本庁舎に災害対策本部を設置することができない場合又は別な場所に設置したほうがよい場合は、本部長が指定する場所に設置する。

### (3) 災害対策本部の解散

本部長は、災害のおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき災害対策本部を解散する。

## 2 防災関係機関等への通報

市（総務部）は、災害対策本部設置時の通報先一覧のうち必要と認める機関へ速やかに通報する。

〈資料編 2－2 那須塩原市災害応急対策計画初動体制〉

## 3 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、那須塩原市災害対策本部条例及び初動体制の定めるところに

よる。

〈資料編 2－29 那須塩原市災害対策本部条例〉

〈資料編 2－2 那須塩原市災害応急対策計画初動体制〉

#### 4 本部員会議

本部長（市長）は、災害対策本部の運営、災害応急対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部員会議を招集する。本部員会議の庶務は、総務部危機管理課が担当する。

（本部員会議の協議事項）

- ア 災害対策本部の配備体制に関する事
- イ 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関する事
- ウ 県その他関係機関に対する災害応急措置の実施の要請及び応援の要求に関する事
- エ その他災害対策に関する重要事項
- オ 決定事項の実行

#### 5 災害対策本部の業務

（災害対策本部の災害対策業務）

- (1) 災害救助法の実施に関する事
- (2) 災害応急対策の実施、調整に関する事
- (3) 本部の活動体制に関する事
- (4) 国、県、他の市町村等への応援要請に関する事
- (5) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関する事
- (6) 災害広報に関する事
- (7) 災害対策本部等の解散に関する事
- (8) その他重要な事項に関する事

#### 6 代決者

本部長不在時の意思決定は災害対策副本部長（副市長）が、本部長及び副本部長すべてが不在の場合の意思決定は総務部長が行う。

〈資料編 2－29 那須塩原市災害対策本部条例〉

#### 7 災害対策本部等設置時の各部等の事務分掌

災害対策本部が設置された場合、全職員体制で災害応急対策にあたる。

各部等は、通常の業務を必要最小限に抑え、災害対策本部の所掌事務（資料編 2－2 那須塩原市災害応急対策計画初動体制）を優先に行う。

各課において人員が不足する場合は、その課の属する部等において部長等及び幹事課長等が調整し、協力体制をとる。

それでも人員の不足が解消されない場合は、速やかに総務部総務課に協議する。

##### (1) 本庁と支所の役割等

本庁は、原則として市内全域の被害状況等の把握、被害応急対策の指示、調整を行う。

支所は、原則としてその担当する区域の被害調査、災害応急対策等の活動を行うとともに、随時本庁関連課に対応状況等の情報伝達を行う。

なお、本庁が西那須野庁舎にある子ども未来部、上下水道部及び教育委員会事務局教育部は、市内全域の被害状況等の把握、災害応急対策の指示・調整等の業務を西那須野庁舎において担当するものとする。

また、教育委員会事務局の出先機関（公民館、調理場等）は、それぞれの機関で担当する業務（避難所業務、炊き出し業務等）を行う。

## (2) 各施設職員の対応

災害対策本部等が設置された場合、各施設（教育委員会事務局の出先機関を除く。）職員は、原則として施設所在地を所管する支所等へ参集することとするが、当該施設が避難所となったり、被害を受けたりする場合も想定されるため、所属長の判断により当該施設へその職員を参集させることができるものとする。

### 〈資料編 2－2 那須塩原市災害応急対策計画初動体制〉

## 第5 県との連携

### 1 緊急対策要員との連携

市（総務部）は、県の情報収集要員や災害マネジメント総括支援員が派遣された場合は、密接に連携して対応する。また、災害マネジメントの総括的な支援を要する場合は、県（危機管理防災局）に栃木県災害マネジメント総括支援員の派遣を要請する。

#### (1) 情報収集要員

市庁舎の近隣に居住する県職員から知事があらかじめ指定しており、県内に特別警報が発表されたことを覚知した場合は、安全を確保の上、市庁舎に登庁し、初動期における市での情報収集業務等に従事する。また、栃木県マネジメント総括支援員が派遣された場合には、災害マネジメント業務の補佐を行う。

#### (2) 栃木県災害マネジメント総括支援員

市からの派遣要請により、市災害対策本部へ参画して応急対応等を総括的に支援する。

県災害対策本部（災害対策本部が設置されないときは危機管理課）から市に派遣を命じられた場合、直ちに市庁舎に登庁し、情報収集要員と連携して市災害対策本部との調整、市における応援職員のニーズ等の把握を行うなど、市の災害マネジメントの総括的な支援業務に従事する。

### 2 県現地災害対策本部との連携

市内に県の現地災害対策本部が設置されたときは密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

## 第6 業務継続性の確保

市は、大規模災害の発生により行政機能も被害を受け、ヒト・モノ・情報・ライフライン等利用する資源に制約を受ける状況を想定し、災害発生時において応急対策業務等を実施するとともに、中断することのできない優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画（震災編）に準じて、全庁体制で業務を実施・継続する。

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

気象予警報、水防警報等を関係機関や住民に対し迅速に伝達する。また、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難指示等の判断に必要な情報の収集・伝達・報告を行う。

### 第1 情報収集伝達体制

市（総務部）は、消防本部等と連携を図り、災害発生時の情報の収集、伝達を24時間365日体制で迅速かつ適切に実施する。

#### 1 災害対策主管課（総務部危機管理課及び支所）の体制

##### (1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務部危機管理課及び支所職員は、気象警報発表後又は災害発生後速やかにそれぞれ勤務する庁舎に登庁し、被害情報の収集及び県、消防本部等の防災関係機関との連絡調整に当たる。

##### (2) 連絡体制

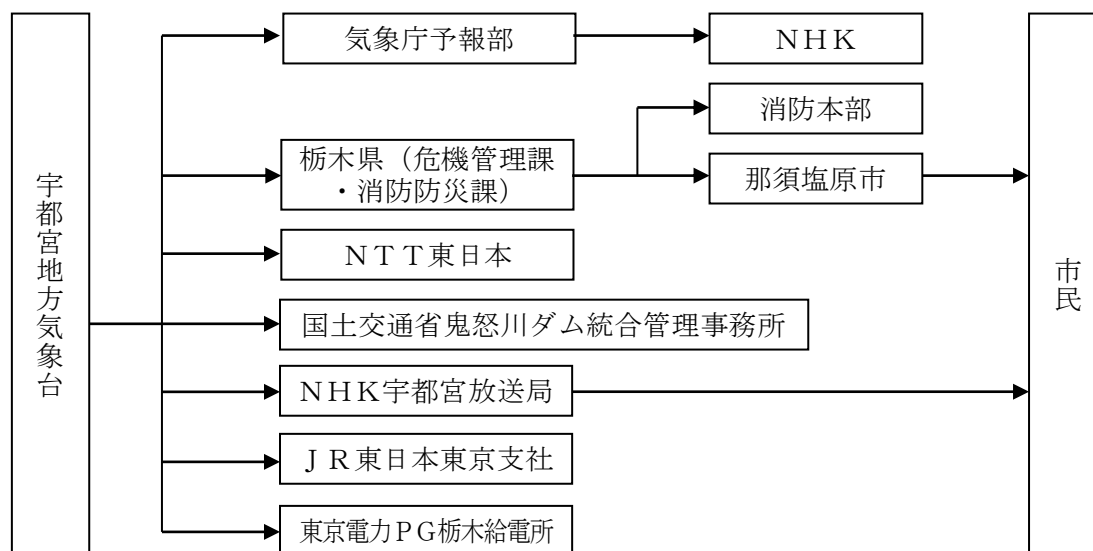
市（総務部）は、県防災行政ネットワーク等を活用し、那須地区消防本部、宇都宮地方気象台等からの災害情報、気象予警報等を24時間365日体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

### 第2 警戒情報等の受伝達

#### 1 気象警報等の伝達

気象業務法に基づき、宇都宮地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は、次の伝達系統により速やかに通知される。

市（総務部）は、県からの通知やラジオ、テレビ放送等によって警報等の発表を知ったときは、必要に応じて市民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。



気象注意報・警報の伝達系統

#### 2 土砂災害警戒情報の伝達

市（総務部・保健福祉部・こども未来部・教育部）は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、土砂災害警戒区域内の市民や要配慮者利用施設の管理者等に伝達する。

### 3 指定河川の洪水予報の伝達

市（総務部・保健福祉部・教育部）は、指定河川（那珂川、余笹川、蛇尾川）の洪水予報が発表されたときは、洪水浸水想定区域内の市民や要配慮者利用施設の管理者等にその旨を伝達する。

### 4 異常現象等の通報

#### (1) 発見者（市民）の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、市又は警察に通報する。なお、土砂災害危険箇所において土砂災害発生の前兆を発見した場合、遅滞なく県（土木事務所）、市又は警察に通報する。

#### (2) 市、警察の処置

ア 異常現象や災害による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに市へ通報する。

イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた市（総務部）は、状況を調査し、判明した情報を直ちに県（危機管理防災局）、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

## 第3 被害状況等の情報収集

市（各部等）は、大規模な災害が発生した場合、職員の巡回等により次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報を収集する。また、災害情報共有システムに、被害状況や対応状況等を速やかに入力する。

ア 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質

イ 降雨、降雪、河川水位、ダム・湖沼の水位状況

ウ 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難の状況

エ 家畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道等の被害状況

オ 水道、ガス、電気、通信等の被害状況

カ 要配慮者利用施設の被害状況

キ 消防、水防等の応急措置の状況

ク 食料その他緊急に補給すべき物資の状況及び数量

ケ 衛生環境の状況、死傷者及び疾病の発生状況、その他救護措置の要否

コ 医薬品その他衛生材料の補給の要否

サ その他法令に定めがある事項

## 第4 情報等の伝達

市（総務部・企画部）及び消防機関等は、大規模な災害が発生した場合、次の手段等により関係住民及び市内外への被害状況、注意すべき気象情報等の迅速な周知に努める。

なお、本節に定めるほか、情報等の伝達に関する詳細はマニュアルに定めるものとする。

ア 防災情報伝達システム（防災ラジオ）、消防団緊急伝達システム、市ホームページ、電話応答システム、みるメール、緊急速報メール、とちぎテレビデータ放送、ケーブルテレビ等による周知

イ 広報車（市職員、消防職員、消防団員、警察官）による周知

ウ 自治会、自主防災組織への連絡

## 第5 被害状況の報告

(1) 市（総務部）は、市内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

なお、災害による被害が同時多発したり、多くの死傷者が発生したりし、消防本部等への通報が殺

到する場合は、その状況を直ちに県（危機管理防災局）及び国（総務省消防庁）へ報告する。  
 また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

- (2) 市（総務部）は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

〈資料編 2－30 栃木県火災・災害等即報要領〉

〈資料編 2－31 即報基準一覧〉

（報告先）

|                          |                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県<br>危機管理防災局<br>危機管理課    | ●危機管理課<br>NW-TEL 500-2136 NW-FAX 500-2146<br>TEL 028(623)2136 FAX 028(623)2146<br>●災害対策本部室（災害対策本部設置時）<br>NW-TEL 500-7131 NW-FAX 500-7190                                                                                      |
| 国<br>総務省<br>消防庁<br>応急対策室 | ●平日（午前9時30分～午後6時15分）<br>NW-TEL 048-500-90-49013 NW-FAX 048-500-90-49033<br>TEL 03(5253)7527 FAX 03(5253)7537<br>●夜間休日（上記以外の時間 消防庁宿直室）<br>NW-TEL 048-500-90-49102 NW-FAX 048-500-90-49036<br>TEL 03(5253)7777 FAX 03(5253)7553 |

## 第6 通信手段の確保

### 1 市の通信手段

市の災害用の通信手段は、次のようなものがある。

市（総務部・企画部）は、管理する通信設備の機能を維持し、関係機関相互の通信手段を確保する。また、通信施設が被災した場合は関係業者と協力し、迅速な応急復旧を行う。

災害時に利用する通信施設が不足する場合、県（危機管理防災局）を通して国（総務省関東総合通信局）、電気通信事業者等に調達を要請する。

| 通信手段              | 説明等                                            | 配置と電話番号等                               |                |                |
|-------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------|----------------|
|                   |                                                | 本 庁                                    | 西那須野支所         | 塩原支所           |
| 県防災行政ネットワーク       | 県内の防災関係機関との通信、気象警報等の伝達等に利用し、衛星回線もある。           | 危機管理課                                  |                |                |
| 防災情報伝達システム（防災ラジオ） | 市域において災害情報の地域住民への伝達を行う無線設備                     | 主配信局 1<br>その他屋外子局 22 局、戸別受信機 5000 台を配置 | 副配信局 1         | 副配信局 1         |
| N T T 災害時優先電話     | 災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を N T T 東日本と協議して事前に設定） | 危機管理課<br>農務畜産課<br>保全管理課                | 支所<br>千本松浄水場   | 支所<br>出張所      |
| N T T ドコモ災害時優先電話  | 防災用携帯電話として災害対応関係課に配備                           | 危機管理課 1<br>保全管理課 10                    | 支所 1           | 支所 1<br>出張所 1  |
| 衛星携帯電話（イリジウム）     | 通信不能時に備え、本部と災害現場間における情報伝達等に活用                  | 本部用 1<br>現場用 1                         | 本部用 1<br>現場用 1 | 本部用 1<br>現場用 1 |

| 通信手段         | 説明等               | 配置と電話番号等                                                  |        |      |
|--------------|-------------------|-----------------------------------------------------------|--------|------|
|              |                   | 本 庁                                                       | 西那須野支所 | 塩原支所 |
| N T T 特設公衆電話 | 災害時に優先的に発信できる電話設備 | 指定避難所となる小中学校を中心に設置。避難所開設時に、体育館等に設置された配線盤に電話機を接続して使用（発信のみ） |        |      |

## 2 非常通信の利用

市及び防災関係機関等は、非常時において他機関の通信施設を利用することができる。

### (1) 非常通信の依頼

官公庁、企業、アマチュアなどのすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の非常通信として取り扱うことができる。依頼する無線局等の選定に当たっては、関東地方非常通信協議会構成員所属の最寄りの無線局等が望ましい。

ただし、無線局等の機能及び通信可能範囲等は異なるため、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局等を十分把握しておく。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ア 県無線施設      | イ 国土交通省無線施設  |
| ウ 警察通信施設     | エ 鉄道事業者の通信施設 |
| オ 電気事業者の通信施設 | カ アマチュア無線局   |

### (2) 依頼の方法

- ア 依頼文書の様式は任意
- イ 通信文はなるべく簡潔明瞭に作成（本文 200 字以内）
- ウ あて先は、住所、氏名（職名）、電話番号を記載
- エ 本文の末尾に発信人名を記載
- オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載

### (3) 市から県への非常通信の経路

市（総務部）から県（危機管理防災局）へ伝送する非常通信の主な経路は、次のとおりである。

| 発信依頼機関                | 中継機関         | 着信機関                |
|-----------------------|--------------|---------------------|
| 那須地区消防組合消防本部<br>黒磯消防署 | なし           | 栃木県危機管理防災局<br>危機管理課 |
| 那須塩原警察署 警備課           | 栃木県警察本部警備第二課 |                     |

## 第7 放送要請

災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、市（企画部）が災害対策基本法第 57 条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、とちぎテレビ、栃木放送に放送を要請する場合は、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を要請する。

また、必要に応じて、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビに対し、県（危機管理防災局）を通じて、災害情報、生活情報、安否情報等の必要な放送を要請する。

〈資料編 2－49 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定〉

〈資料編 2－20 県が締結した災害時における放送要請に関する協定〉

## 第3節 浸水・洪水・土砂災害等の災害拡大防止活動

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂くずれ・地すべり、倒木、降雪等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため、関係機関は連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

### 第1 水防活動

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、那須塩原市水防計画に基づき水防活動を行う。

### 第2 ダムからの放流による洪水被害の拡大防止

県（県土整備部）は、塩原ダムの操作・規則・細則により洪水調節を行い、下流河川の洪水の軽減を図る。また、ダムの計画規模を上回る洪水に備え、利水容量の一部を活用し、より多くの洪水調節容量を確保するため事前放流を行い、ダムの洪水調節機能の強化を図る。

### 第3 土砂災害の拡大防止

#### 1 施設・災害危険箇所の点検・応急措置の実施

市（建設部）、消防本部等は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害危険箇所の点検を実施して安全の確保に努めるとともに、許可工作物等の管理者に対して施設を点検させ、その結果報告を求める。

また、二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

#### 2 被災宅地危険度判定の実施

市（建設部）は、二次的な地すべり、崖崩れ等から住民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定や表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、宅地の使用を制限する必要がある場合、市（建設部）は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

#### 3 避難対策

市（総務部）、消防本部等は、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害発生のおそれが高まった場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章・第6節により警戒区域の設定、避難指示等を行う。

### 第4 河川管理施設等の対策

市（建設部）及び県（県土整備部）は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

### 第5 風倒木等対策

市（建設部）は、風倒木による被害を防止するため、必要に応じ、市道路等の巡回を行い、風倒木を確認した場合には、速やかな除去に努める。

### 第6 異常降雪時の対策

市（建設部）その他の道路管理者は、降・積雪による交通障害の発生時には、必要な災害応急対

策を迅速かつ的確に実施する。

## 第7 倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

震災対策編・第3章・第10節・第2・2に準ずる。

## 第4節 自治体・自衛隊等の応援協力

市は、自力による災害応急対策が困難な場合、応急対策職員派遣制度、災害協定等に基づき、他自治体等へ迅速かつ的確な応援要請を行う。また、自衛隊に対し災害派遣の要請を県に依頼する。

### 第1 受援体制の確保

市（総務部）は、円滑な受援のため、次の措置を講じる。

- (1) 総務部に受援統括担当を設置し、応援の要請・受け入れの統括・総合調整を行う。
- (2) 受援統括担当は、応援団体ごとに受援窓口となる担当班を指定する。
- (3) 応援要請時における応援部隊の車両の受け入れを円滑に行うため、あらかじめ駐車スペースとして利用可能なスペースの確保を検討する。
- (4) 宿泊施設の確保に関する要望があった場合には、公共施設又は民間宿泊施設から選定し、確保する。

### 第2 他市等への要請

市（総務部）は、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他市等に応援を求め、災害対策の万全を期する。

#### 1 県内市町への要請

市（総務部）は、県内市町で締結している「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、あらかじめ定められたブロック内の市町又は必要に応じて他のブロックに対して応援要請を行う。また、必要に応じて自主的に被災市町を応援する体制を整備する。

〔市町の区分〕 ・北那須ブロック（那須塩原市、大田原市、那須町）

〔応援ブロック〕 ・日光ブロック（日光市） ・南那須ブロック（那須烏山市、那珂川町）  
・塩谷ブロック（矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町）

〈資料編2-25 災害時における市町村相互応援関係〉

#### 2 県外市等への要請

市（総務部）は、応急対策を実施するために下表のとおり県外の市等と応援協定を締結しており、必要に応じて各個別の相互応援協定に基づき、応援要請を行う。

| 締 結 先     | 連 絡 先                        |
|-----------|------------------------------|
| 茨城県ひたちなか市 | NW-TEL （衛星発信番号）-008-718-409  |
| 埼玉県新座市    | NW-TEL （衛星発信番号）-011-230-1328 |
| 東京都足立区    | 03-3880-5111                 |
| 福島県白河市    | 0248-22-1111                 |
| 埼玉県さいたま市  | 048-829-1126                 |

〈資料編2-26 那須塩原市と県外市等との災害時相互応援協定書〉

### 第3 県への要請

#### 1 災害対策基本法に基づく応援

市（総務部）は災害対策基本法第68条の規定に基づき、県に対して応援又は応急対策の実施を要請する場合、県に対し、県防災行政ネットワーク、電話等により依頼し、後日速やかに文書を送付する。要請時は、次に掲げる事項を示して行う。

ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由

- イ 応援を必要とする期間
- ウ 応援を希望する職種別人員並びに物資、機材器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容又は応援を必要とする応急措置内容
- カ その他必要な事項

## 2 応急対策職員派遣制度による応援

市（総務部）は、総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム<sup>※1</sup>、対口支援チーム<sup>※2</sup>の支援が必要と認める場合、県に支援チームの派遣を要請する。

※1 災害マネジメントを支援するチーム

※2 避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチーム

## 第4 指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請

- (1) 市（総務部）は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県（経営管理部）に対し指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求め、災害対策に万全を期する。

派遣の要請、あつせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。

- ア 派遣を要請する（あつせんを求める）理由
  - イ 派遣を要請する（あつせんを求める）職員の職種別人員数
  - ウ 派遣を要請する期間
  - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- (2) 市（総務部）は、国土交通省関東地方整備局との「災害時の情報交換に関する協定」を必要に応じて活用し、情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請して災害対応等に関する情報交換の円滑化を図る。

〈資料編2-45 関東地方整備局との災害時の情報交換に関する協定〉

## 第5 ライフライン関係機関との連携

市（総務部）は、電気、ガス、電話等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、次のような復旧方針の調整等を行う。

- (1) 市の災害応急対策活動との調整
- (2) ライフライン復旧に当たっての各機関相互の連携
- (3) 復旧作業に当たっての重機等の確保

## 第6 自衛隊の災害派遣要請

### 1 派遣要請

市長は、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、①公共性（公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。）、②緊急性（差し迫った必要性があること。）、③非代替性（自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。）を満たす場合に、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

### 2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

| 区分            | 活動内容                                                                             |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ①被害状況の把握      | 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。                                              |
| ②避難の援助        | 避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。                         |
| ③避難者等の搜索救助    | 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して搜索活動を行う。                                         |
| ④水防活動         | 堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。                                            |
| ⑤消防活動         | 火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火に当たる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。） |
| ⑥道路、水路の啓開     | 道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。                                              |
| ⑦診察、防疫、病虫害の防除 | 被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）                                |
| ⑧人員、物資の緊急輸送   | 救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。   |
| ⑨給食、給水の支援     | 被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。                                                           |
| ⑩入浴支援         | 被災者に対し、入浴支援を実施する。                                                                |
| ⑪救援物資の無償貸付、譲与 | 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。                           |
| ⑫危険物の保安、除去    | 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。                                            |
| ⑬その他臨機の措置等    | その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。                                             |

### 3 災害派遣要請手続

#### (1) 災害派遣要請の依頼方法

##### ア 知事（県）に対する要求

市長（総務部）は、知事（危機管理防災局）に対して、派遣要請に必要な事項を記した文書（様式）をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政ネットワーク、電話等で依頼し、後日速やかに文書を送付する。

##### イ 自衛隊への直接要請

特に緊急を要し、かつ、知事に対し依頼することができないときは、速やかに陸上自衛隊東部方面特科連隊に通知する。この場合において、速やかに知事にその旨を通知する。

<直接要請の内容>

- ㊦ 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ㊧ 派遣を希望する期間
- ㊨ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ㊩ その他参考となるべき事項（作業用資材、宿舎の準備状況等）

#### (2) 災害派遣部隊の受け入れ体制

市（総務部）は、災害派遣部隊に対して次の受け入れ体制を確保する。

- ア 円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。
- イ 災害救援のために使用する資材は、原則として市（総務部）が準備する。
- ウ 宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあつせんする。

### (3) 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおりとする。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

ア 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

## 4 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害救援活動の必要がなくなったと判断される場合、陸上自衛隊東部方面特科連隊と協議の上、知事を通じて陸上自衛隊第12特科隊長に対して部隊の撤収を要請する。

## 第7 応援派遣

### 1 県との連携による他自治体への応援

県（危機管理防災局・経営管理部・総合政策部）は、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に、市長会及び町村会と連携して県・市町が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行うことになっている。

この場合、市は県と連携して職員の派遣等の応援を実施する。

### 2 災害時応援協定等に基づく派遣

災害協定等に基づき、他市町から職員の派遣要請や物資の支援要請等があった場合、市（総務部・各部）は必要な支援を行うよう努める。

## 第5節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法を適用した場合、県と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

### 第1 災害救助法の適用基準

#### 1 災害が発生した場合

市（総務部）は、県（危機管理防災局）が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

＜災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条）＞

| 該当条項           | 災害救助法適用基準                                                                                                                                                                |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1項第1号         | 那須塩原市内の住家の滅失世帯数が100世帯以上                                                                                                                                                  |
| 第1項第2号         | 栃木県内の住家の滅失世帯数が1,500世帯以上<br>かつ、那須塩原市内の住家の滅失世帯数が50世帯以上                                                                                                                     |
| 第1項第3号<br>（前段） | 栃木県内の住家の滅失世帯数が7,000世帯以上で、那須塩原市内の住家の滅失世帯数が多数                                                                                                                              |
| 第1項第3号<br>（後段） | 災害が隔離した地域で発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める次の特別の事情がある場合で、かつ、住家の滅失世帯数が多数のもの<br>・被災者について食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。                                            |
| 第1項第4号         | 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める次のいずれかの基準に該当するもの<br>・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。<br>・被災者について食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。 |

（注）住家の滅失世帯数は、被害程度に応じて次のように換算する。

| 被害程度                          | 被害世帯数 | 滅失世帯数        |
|-------------------------------|-------|--------------|
| 全壊（全焼・流失）住家                   | 1世帯   | 1世帯<br>として換算 |
| 半壊（半焼）住家                      | 2世帯   |              |
| 床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住できない状態の住家 | 3世帯   |              |

※床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。

#### 2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、本市域がその所管区域になった場合、現に救助を必要とするときに適用される。

### 第2 災害救助法の適用手続

(1) 市（総務部）は、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県（危機管理防災局）に報告する。

県（危機管理防災局）は、災害救助法施行細則第1条第1項の規定により、市（総務部）に対し、被害状況について報告を求める。

ア 災害救助法の適用基準に該当する災害

イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適

用基準に該当する可能性のある程度の災害

ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害

オ その他特に報告の指示のあった災害

- (2) 市（総務部）は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。
- (3) 市（総務部）は、消防本部、その他関係機関と連絡を密にし、情報の収集に当たっては遺漏、重複、誤認等のないよう留意するとともに、その旨を災害救助法所管各課に対して周知する。
- (4) 県（経営管理部・危機管理防災局）は、必要に応じて職員を派遣し、市の行う被害状況の調査に応援、協力、立ち会い等を行う。
- (5) 市（総務部）は、住家の被害認定を行うに当たり、専門技術的な判断を求められる場合があるため、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくとともに、担当職員に対する研修等を実施して調査認定に関する技量向上に努める。
- (6) 災害救助法適用については、原則として県（危機管理防災局）と内閣府との協議により決定するものであるが、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、市（総務部）は、直接内閣府に対して情報提供を行う。
- (7) 県（危機管理防災局）は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を市及び内閣府あて通知するとともに告示をする。

#### 〈資料編 2－3 2 災害救助法施行細則〉

### 第3 災害救助法の運用

災害救助法の対象事務は、次のとおりである。なお、災害が発生するおそれの段階では、「① 避難所の設置」のみが対象となる。

| 災害救助法対象事務              | 担当部等                  |
|------------------------|-----------------------|
| ① 避難所の設置               | 保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局 |
| ② 応急仮設住宅の供与            | 建設部                   |
| ③ 炊出しその他による食品の給与       | 教育委員会事務局・市社会福祉協議会     |
| ④ 飲料水の供給               | 上下水道部                 |
| ⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 産業観光部                 |
| ⑥ 医療                   | 保健福祉部                 |
| ⑦ 助産                   | 保健福祉部                 |
| ⑧ 被災者の救出               | 消防本部                  |
| ⑨ 被災住宅の応急修理            | 建設部                   |
| ⑩ 学用品の給与               | 教育委員会事務局              |
| ⑪ 埋葬                   | 環境戦略部                 |
| ⑫ 死体の搜索                | 環境戦略部、消防本部            |
| ⑬ 死体の処理                | 環境戦略部                 |
| ⑭ 住居障害物の除去             | 建設部                   |
| ⑮ 応急救助のための輸送           | 各部                    |

- (1) 上記のうち②以外は原則として、その事務の全部又は一部は市長に委任されており、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を市長に通知し、直ちにその旨を公示する。
- (2) (1)により知事の権限の一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助法適用事務を行う。
- (3) 市（総務部・各部）は、(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の

指示を待ついとまがない場合には救助法適用事務を開始し、事後速やかに県（危機管理総務局）に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。

(4) 市（各部）は、災害救助法適用事務の実施状況を、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。

(5) 災害救助法の対象経費等は、栃木県災害救助法施行細則による。

〈資料編2－32 災害救助法施行細則〉

〈資料編2－33 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

## 第6節 避難対策

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連携して、適切な避難誘導を行う。また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子どもへの支援、避難場所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。また、必要に応じて、市民の広域避難措置を行う。

### 第1 避難情報の発令・警戒区域の設定

#### 1 避難情報の発令

##### (1) 避難情報の発令者

避難情報は、次の法律に基づき市長等が実施する。

| 区分     | 実施者                 | 要件等                                                           | 根拠法令           |
|--------|---------------------|---------------------------------------------------------------|----------------|
| 高齢者等避難 | 市長                  | 警報等の伝達に当たり、要配慮者の円滑な避難が図られるよう必要な情報を提供するとき                      | 災害対策基本法第56条第1項 |
| 避難指示   | 市長                  | 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があるとき | 災害対策基本法第60条第1項 |
|        | 知事                  | 市が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき                                   | 災害対策基本法第60条第6項 |
|        | 知事又はその命を受けた職員       | 地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき                                  | 地すべり等防止法第25条   |
|        | 知事、その命を受けた職員又は水防管理者 | 洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるとき                                | 水防法第29条        |
|        | 警察官                 | 市長が指示することができないとき又は市長から要求があったとき                                | 災害対策基本法第61条第1項 |
|        | 警察官                 | 人命又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災などで、特に急を要するとき             | 警察官職務執行法第4条    |
|        | 災害派遣を命じられた自衛官       | 災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき                             | 自衛隊法第94条第1項    |
| 緊急安全確保 | 市長                  | 立退き避難を行うことがかえって人命又は身体に危険を及ぼすおそれがあり、緊急を要すると認められるとき             | 災害対策基本法第60条第3項 |
|        | 知事                  | 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき                        | 災害対策基本法第60条第6項 |
|        | 警察官                 | 市長が指示することができないとき又は市長から要求があったとき                                | 災害対策基本法第61条第1項 |

##### (2) 警戒レベルと居住者等の行動

風水害時の避難情報は警戒レベルに応じて実施し、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。

| [警戒レベル]<br>避難情報等              | 居住者等がとるべき行動等                                                                                                                                          |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [警戒レベル1]<br>早期注意情報<br>(気象庁発表) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</li> <li>●市民居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</li> <li>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul> |

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [警戒レベル2]<br>大雨・洪水・<br>高潮注意報<br>(気象庁発表) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：気象状況悪化</li> <li>●市民等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</li> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</li> </ul>                                                                                                                                                                          |
| [警戒レベル3]<br>高齢者等避難                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発令する状況：災害のおそれあり</li> <li>●市民者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</li> <li>・高齢者等※は危険な場所から避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。<br/>                     ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用の高齢者及び障がいのある人等並びにその人の避難を支援する者</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul> |
| [警戒レベル4]<br>避難指示                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発令する状況：災害発生のおそれが高い</li> <li>●市民等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                              |
| [警戒レベル5]<br>緊急安全確保                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発令する状況：災害発生又は切迫</li> <li>●市民等がとるべき行動：直ちに安全確保</li> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                             |

(注)「立退き避難」とは災害リスクのある区域内の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることから、その場を離れ、リスクのある区域の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。「屋内安全確保」とは災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

### (3) 広域避難の実施

市（総務部）は、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすること  
 が困難で他市町村に避難させる必要がある場合、災害対策基本法又は災害協定による広域避難を  
 実施する。

#### ア 広域避難の要請

災害対策基本法第61条の4第1項に基づき、県内の他市町村に受け入れを要請する場合は、  
 その旨を県に報告し、当該市町と協議する。

また、災害対策基本法第61条の5第1項に基づき、県外の市町への広域避難が必要な場合は、  
 県に対して当該都道府県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町  
 村と協議する。災害時広域支援連携協定を締結している市町に広域避難の受け入れを要請する  
 場合は、所定の事項を明らかにして、口頭、電話又はファックスにより行い、後日、速やかに  
 文書をもってその内容を通知する。

#### イ 広域避難の受け入れ

災害対策基本法第61条の4第3項に基づき、他市町村又は県から本市への広域避難の受け入  
 れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を  
 提供する。また、災害協定を締結している市町から本市への広域避難の受け入れを求められた  
 場合は、可能な限りこれに応じ、受け入れに努める。

### (4) 避難情報の発令判断

市長は、あらかじめ定めた基準により必要と認める地域の居住者等に対し、避難情報等の判断・  
 伝達マニュアルに基づき、以下の避難情報を発令する。

市長は、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

#### 〈資料編 2－46 避難情報等の判断・伝達マニュアル〉

##### (5) 助言の要求

市長（総務部）は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長（宇都宮地方気象台）又は知事（危機管理防災局・県土整備部）に対し、災害による危険が生ずることが予想される地域、避難情報を発令すべきタイミングなどについて必要に応じて助言を求める。

##### (6) 伝達事項

市（総務部）は、避難情報を発令する際、次の事項を避難対象地域の居住者等に周知する。

ア 避難対象地域・対象者      イ 避難先      ウ 避難経路  
エ 避難の理由      オ 避難時の注意事項      カ その他の必要事項

## 2 警戒区域の設定

市長（総務部）等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命じ、速やかに知事（危機管理防災局）に報告する。

| 設定権者                              | 種 類     | 要件                                                                        | 根拠法令                                    |
|-----------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 知 事                               | 災 害 全 般 | 災害が発生した場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき                                 | 災害対策基本法<br>第 73 条第 1 項                  |
| 市 長                               | 同 上     | 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき           | 災害対策基本法<br>第 63 条第 1 項                  |
| 警 察 官                             | 同 上     | 上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき                   | 災害対策基本法<br>第 63 条第 2 項                  |
| 自 衛 官                             | 同 上     | 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合                         | 災害対策基本法<br>第 63 条第 3 項                  |
| 消防吏員又は<br>消防団員<br>(消防長又は<br>消防署長) | 火 災 等   | 火災の発生現場や危険物の漏洩等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく高く、人の生命又は財産に著しい被害が生じるおそれがあるとき | 消防法<br>第 28 条第 1 項<br>(第 23 条の 2 第 1 項) |
| 警 察 官<br>(警察署長)                   | 同 上     | 上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき                            | 消防法<br>第 28 条第 2 項<br>(第 23 条の 2 第 2 項) |
| 消 防 機 関<br>に 属 する 者               | 洪 水     | 水防上緊急の必要がある場所において                                                         | 水防法<br>第 21 条第 1 項                      |
| 警 察 官                             | 同 上     | 上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき                                                    | 水防法<br>第 21 条第 2 項                      |

## 第 2 避難情報の周知・誘導

### 1 住民への周知

避難情報を発令したときは、市（総務部）、消防本部等は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底ができるよう、おおむね次の方法により伝達する。

特に乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の避難行動要支援者のいる世帯等に対しては、自主防災組織及び地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 防災情報伝達システム（防災ラジオ）による伝達
- (2) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (3) 自主防災組織、自治会、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (4) 広報車による伝達
- (5) 報道機関を活用した伝達
- (6) 緊急速報メール、那須塩原市ホームページ、みるメールによる伝達

## 2 県への報告

市（総務部）は、避難情報を発令したとき又は市長以外が実施したことを了知したときは、速やかに県（危機管理防災局）に報告する。

## 3 関係機関相互の連絡

市（総務部）その他の避難指示等実施機関（県、警察、消防機関、自衛隊）は、避難の指示等をしたときは、速やかにその内容を相互に連絡する。

## 4 避難の誘導

### (1) 住民の誘導

市（総務部）その他の避難指示等実施機関（県、警察、消防機関、自衛隊）は、住民が安全、迅速に避難できるよう自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

また、避難行動要支援者の避難支援は、本章・第7節・第1による。

### (2) 要配慮者利用施設における誘導

病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の管理者は、あらかじめ作成した避難確保計画等に基づき、施設利用者等を円滑かつ迅速に避難させる。

また、学校における避難誘導は、本章・第17節・第1による。

### (3) 集客施設における誘導

ホテル、大規模商業施設等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

### (4) 塩原温泉地区における避難誘導

塩原温泉地区における災害により市が開設した避難所までの移動が困難である場合、協定により提供を受けることのできる施設を有効に活用する。

## 第3 避難所の開設、運営

### 1 避難所の開設

#### (1) 収容対象者

市（保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局教育部）は、災害により住宅等に被害を受け、又は受けるおそれがある者、その他避難しなければならない者を一時的に受け入れ、保護するため、避難所を設置する。

また、鉄道の運行停止により乗客などが帰宅困難者となる場合には、鉄道の運行再開又は代替輸送の開始までの期間、市の指定避難所に受け入れるものとし、市（保健福祉部・子ども未来部）は、鉄道事業者等と連携して、避難者を安全に避難所まで誘導するよう努める。

#### 〈資料編2-21 指定避難所一覧表〉

#### (2) 避難所の選定・確保

市（保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局教育部）は、避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じて安全が確保できる避難所を選定し、速やかな開設に努める。

避難行動要支援者については、必要に応じて介護等の支援機能を備えた福祉施設等に受け入れる。

避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

### (3) 帰宅困難者の収容

鉄道乗客などの帰宅困難者を受け入れる避難所は、避難者の移動経路等を考慮し、鉄道駅や線路から近い避難所を選定して開設する。

また、市（企画部・市民生活部・総務部）は、帰宅困難者の帰宅を支援するため、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。また、徒歩帰宅者に対しては、食料や水、休憩場所の提供を行う。

### (4) 避難所の周知

市（総務部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局教育部）は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知する。

また、避難所の混雑状況を災害情報共有システムに入力し、混雑状況を市民等に提供する。

市（保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局教育部）は、開設している避難所のリスト化に努める。

### (5) 避難者名簿の作成等

市（保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局教育部）は、避難者個々の氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。

### (6) 県への報告

市（総務部）は、避難所を開設又は移転した場合は、県防災行政ネットワーク等によりただちに次の事項を県（危機管理防災局）に報告する。

ア 避難所開設の日時、場所                      イ 受け入れ人員

ウ 開設期間の見込み                              エ その他必要事項

## 〈資料編 2-52 那須塩原市避難所運営マニュアル〉

## 2 避難所の運営

### (1) 運営体制の確立

市（保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局教育部）は、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て、避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあっては、避難者自身が避難所運営に自主的に関与できる体制の整備に努める。

### (2) 情報伝達・相談

市（保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局教育部）は、避難所の運営に当たっては、避難者に対する各種情報の提供に努める。特に、避難所にいる避難者は情報を得る手段が限られることから、被災者支援に関する情報については様々な手段を講じて情報提供に努める。

また、避難行動要支援者等を含む避難者相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障害者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等への情報伝達手段に配慮する。

### (3) 保健衛生

市（保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局教育部）は、避難所の衛生状態を常に良好に保つように努めるとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、必要に応じ、清掃、し尿処理、生活ご

みの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

また、避難生活の長期化に伴う生活不活発病等の防止や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの予防のため、避難行動要支援者をはじめ避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

さらに、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の提供に努める。

#### (4) 防犯

市（市民生活部）は、県警察本部と十分連携を図りながら、本章・第8節に記載する災害警備活動の一環として、避難所における犯罪や事故を防止するための巡回を行う。

また、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報管理を徹底する。

#### (5) 状況把握等

市（保健福祉部・子ども未来部）は、避難所における避難住民等の実態把握と保護に当たるものとし、避難所の状況については随時災害対策本部への情報連絡を行う。

また、避難所の運営に当たり、自主防災組織等と連携して次の記録をとる。

ア 避難者名簿の作成

イ 受け入れの状況

ウ 避難所から退出した者がある場合は、転出先の把握

エ 食料・物資の配給状況

#### (6) 女性参画等

市（保健福祉部・子ども未来部）は、避難所の運営組織における女性の参画を推進するとともに、避難者の意見等を取り入れながら、パーテーション（間仕切り）によるプライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮した避難所の運営管理に十分留意する。

特に、女性専用の相談窓口（女性職員の配置）、洗濯機、物干し場、トイレ、更衣室や授乳室の設置、女性用の物資の女性からの配布など、女性や子育て家庭のニーズに十分配慮する。

#### (7) 生活環境の向上

市（総務部）は、停電発生時等に備えた発電機や投光器等の活用や、暖房器具の手配など冬期間における環境整備、その他、断水時に備えて備蓄している非常用トイレの配備など、避難所における避難者の良好な生活環境の維持に努める。また、避難者やボランティア等に対する熱中症対策を十分に行う。

市（企画部）は、通信事業者等の協力を得て、速やかに避難所に非常用電話やインターネット等の通信環境を整え、必要な機器等を配備する。

#### (8) ペット同行避難対策

市（保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局教育部）は、必要に応じ、避難所にペットの受け入れスペースを確保するよう努める。

ペットの受け入れスペースは避難者の生活スペースから離れた場所とし、飼主には他の避難者に配慮して適切に飼育管理するよう依頼する。

その他ペットの保護管理については、本章・第14節・第3・1に準ずる。

#### (9) 安否情報

市（総務部）は、避難所開設時に安否情報システムの使用環境を整備し、県と連携して避難者の安否情報の収集に努める。

〈資料編2-21 指定避難所一覧表〉

〈資料編2-39 福祉避難所一覧表〉

〈資料編 2－5 2 那須塩原市避難所運営マニュアル〉

3 災害救助法の運用

災害救助法の適用時は、避難所運営の実施状況、支出等に係る書類、帳簿等を整備する。

〈資料編 2－3 2 災害救助法施行細則〉

〈資料編 2－3 3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

第4 在宅避難者等の支援

車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法の周知に努める。

1 避難所外避難者の把握

市（各部等）は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。

2 必要な支援の実施

市（各部等）は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送など必要な支援を行う。

第5 広域一時滞在

〈資料編 2－2 5 災害時における市町相互応援関係〉

1 広域一時滞在の実施

市（総務部）は、市域で災害が発生し、被災した市民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、災害対策基本法又は災害協定による広域一時滞を実施する。

(1) 広域一時滞在の要請

災害対策基本法第86条の8第1項に基づき、県内の他市町に広域一時滞在を要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町と協議する。また、災害対策基本法第86条の9第1項に基づき、県外の市町村への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。災害協定を締結している市町に広域一時滞在の受け入れを要請する場合は、所定の事項を明らかにして、口頭、電話又はファックスにより行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知する。

2 市外への避難者の支援

(1) 市外への避難者の情報収集

市（総務部）は、県及び避難先の市町と連携し、また、全国避難者情報システム等を活用し、市外への避難者の情報を収集する。

(2) 市外への避難者への情報提供

市（総務部）は県及び避難先の市町村と連携し、市からの被災者支援情報等を市外への避難者に提供するよう努める。

3 広域一時滞在の受け入れ

災害対策基本法第86条の8第3項に基づき、他市町又は県から本市への広域一時滞在の受け入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定避難所等を提供する。ま

た、相互応援協定を締結している市町から本市への広域一時滞在の受け入れを求められた場合は、可能な限りこれに応じ、受け入れに努める。

その他県外からの避難者の受け入れは、震災対策編・第3章・第5節・第6に準ずる。

#### 4 費用負担

被災した市町が負担し、災害救助法適用時は県に対して費用を請求する。

#### 第6 被災者台帳の作成

市（総務部）は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努めるものとする。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- |                                 |              |
|---------------------------------|--------------|
| (1) 氏名                          | (2) 生年月日     |
| (3) 性別                          | (4) 住所または居所  |
| (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況      | (6) 援護の実施の状況 |
| (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 | (8) その他必要事項  |

## 第7節 要配慮者の支援

災害時に最も被害を受けやすい弱い立場にある要配慮者に対して、市は、地域住民の協力を得て、要配慮者のニーズに配慮した支援対策を実施する。

### 第1 避難行動要支援者の避難支援

#### 1 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、「高齢者等避難」等が発令された場合、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者の指定一般避難所等への移動を支援する。

市（総務部・保健福祉部）は、避難行動要支援者名簿、個別避難計画の情報管理等に留意し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要がある場合は、避難支援等関係者に対し、名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意のないものについても必要な限度で提供する。

#### 2 安否確認

自治会、自主防災組織等は、あらかじめ把握している避難行動要支援者名簿に基づき、要支援者の安否確認を行う。

### 第2 福祉避難所の運営

市（保健福祉部・子ども未来部）は、指定福祉避難所を開設し、指定一般避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる。

一般避難所及び福祉避難所における要配慮者の福祉的支援ニーズの把握、スクリーニング、各種相談対応が必要な場合は、栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）の派遣を県（保健福祉部）に要請する。

#### 1 指定福祉避難所（地域福祉避難所・拠点福祉避難所）の運営

##### (1) 医療支援スタッフの対応

医師会や県等と連携し、市の保健師や地元医療関係者等が要配慮者の健康管理や医療相談等に対応にあたる。

##### (2) 情報の提供

聴覚障がい者、視覚障がい者等に漏れなく伝達されるよう、文字情報や音声情報の機能をもつ情報伝達手段を活用する。

##### (3) 相談窓口の設置等

要配慮者のニーズを把握するため、相談窓口を設置するとともに、巡回相談などを実施する。

##### (4) ニーズに応じた物資等の提供

要配慮者のニーズに応じた生活用品や物資等の提供に努める。

##### (5) 民間福祉避難所や病院への移送

避難が長期化する場合、民間福祉避難所等への入所が適切であると判断した要配慮者を順次移送する。また、医療機関で治療が必要となった要配慮者を、速やかに病院に搬送する。

#### 2 民間福祉避難所の開設

市は、災害協定を締結している民間社会福祉施設について、緊急一時入所の可否、受け入れ可能人数等を確認する。受け入れが可能な社会福祉施設等に対しては、災害協定に基づき、福祉避難所の開設、運営を要請する。

### 第3 要配慮者の生活支援

市（保健福祉部・子ども未来部）及び市社会福祉協議会は、要配慮者に対して次の支援を行う。

#### 1 支援スタッフの配置

自分の力だけでは生活が困難な要配慮者に対しては、介護等の必要性に応じて、生活行動を支援するスタッフを配置する。

#### 2 災害ボランティアとの連携

災害ボランティアセンターと連携し、要配慮者支援ボランティアを配置する。また、随時、刻々と変化するニーズの把握に努め、情報を共有し、災害ボランティアに最新の情報を提供する。

#### 3 要配慮者の特性に配慮した物資等の配布

日常的に使われる物資等が要配慮者の特性によって異なるため、相談窓口の設置や巡回相談などにより要配慮者のニーズを把握し、要配慮者に配慮した物資等の配布に努める。

#### 4 要配慮者への相談体制の整備

要配慮者の実態調査やニーズ把握のために、相談体制を整備し、相談窓口の設置や巡回相談を行う。

#### 5 保健福祉サービスの提供

実態調査とニーズの把握に基づき、必要な保健福祉サービスを継続的に提供するために調査の集約やニーズ量を算出し、保健福祉サービス事業者と調整を行い、サービスの提供を行う。

#### 6 応援要請

市（保健福祉部）は、必要と認める場合、県や災害協定を締結する他自治体市町に対して、要配慮者に必要な物資の提供や支援スタッフの派遣、社会福祉施設等への緊急一時入所等を要請する。

また、人工透析を必要とする慢性腎臓病が患者や特定の医薬品が不可欠な難病患者、酸素供給装置等を必要とする低肺機能者など、放置すると生命にかかわる疾病を有した要配慮者について、その所在を確認するとともに、医療機関と連絡調整を図り、人工透析患者を受け入れる体制や、必要な医薬品、酸素供給装置などを確保する。

### 第4 在市外国人への対策

市（企画部）は、県（産業労働観光部）と連携して、被災した在市外国人に対して、那須塩原市国際交流協会等との連携のもと、必要に応じて生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

## 第8節 警察における活動

災害時に発生が予想される犯罪等への対処や避難誘導など、警察署等が行う警備・社会秩序維持活動等に協力して、市民の生命、身体、財産を保護するための活動を行う。

### 第1 災害警備体制の確立

警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、早期に警備体制を確立して情報収集に努め、住民等の生命、身体の保護を第一とした災害警備活動等を実施する。

市（市民生活部）は、警察署との情報連絡体制を確保し、警備活動の協力に努める。

### 第2 応急活動

警察署は、市民等の生命、身体の保護を第一とした次の応急活動を実施する。市（市民生活部）は、警察署等が行う応急活動に協力をする。

#### 1 情報の収集・伝達

災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関等に速やかに伝達する。二次災害についても同様に把握し、伝達する。

また、交番、駐在所、パトカー、白バイ等により被災状況、交通状況等の情報収集を行う。

#### 2 救出救助・避難誘導活動等

自署員、応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、管轄区域内の被災状況を踏まえて部隊の担当区域を決定する。また、消防等他の防災関係機関と随時調整を行い、現場活動を円滑に実施するように努める。

#### 3 二次災害の防止と避難誘導等の措置

二次災害の危険場所等を調査するとともに、市災害対策本部等と連携して、避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

#### 4 被災者等への情報伝達活動・相談活動

被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用する等、適切な伝達に努める。また、特に避難行動要支援者に対する配慮に努める。

その他、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所等への警察官の立ち寄りによる相談活動を推進する。

### 第3 社会秩序の維持

警察署は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗、避難所内での女性や子供等に対する性暴力・DV・トラブルなどを防止するため、被災地や避難所、その周辺におけるパトロールを強化する。

市（市民生活部）は、警察署が行うパトロール、避難所等の巡回等に協力する。

## 第9節 救急・救助活動

災害により被災した者を迅速に救助するため、消防機関、地域住民、自主防災組織、県、県警察、自衛隊と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

### 第1 市民及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等による消防機関の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を行う。

#### 1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者や負傷者を発見した者は、自らの安全を確保しながら、直ちに消防本部等の関係機関に詳細を通報する。

#### 2 救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者や負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、近隣住民等と協力して可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護に当たる。

また、自主防災組織は、会長等の指示のもと災害発生後直ちに応急活動を開始し、通行人等とも協力して、可能な範囲で救助活動や負傷者の保護に当たる。

#### 3 消防機関等への協力

市民及び自主防災組織は、消防機関等が救急・救助活動を実施する際、消防機関等からの求めがあった場合には、可能な限りこれに協力する。

### 第2 市、消防機関の活動

市（各部等）及び消防機関は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

#### 1 救助活動の実施

市（各部等）及び消防機関は、大規模災害発生時に要救助者が同時に多数発生する事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、可能な範囲内で、自主防災組織、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

#### 2 救急活動の実施

市（保健福祉部）は、災害発生後直ちに、医師会、消防本部等と協力して次の救急活動を行う。

- (1) 救護所を開設し、傷病者等の救護に当たる。
- (2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージ（治療優先度判定）を行い、重症者から搬送する。なお、特に重篤な傷病者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。
- (3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

〈資料編2-22 県が締結した災害時における医療救護に関する協定〉

### 第3 県消防防災ヘリコプター緊急運航の要請

市長又は消防本部の消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産等を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプターによる対応以外に適切な手段がない場合は、県（危機管理防災局）に対して県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

要請手順は、「栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」による。

市（総務部）は、飛行場外離着陸場を確保し、安全対策を図る。また、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行う。

飛行場外離着陸場として、蛇尾川河川防災ステーションのほか、市指定避難所等における確保を検討し、緊急運航時の地上支援等の準備を行う。

〈資料編 3－1 飛行場外緊急離着陸場一覧〉

## 第4 消防相互応援等

### 1 消防相互応援

消防本部は、一の消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、栃木県広域消防応援等計画や災害協定による消防応援を要請する。

- (1) 特殊災害消防相互応援協定に基づく栃木県広域消防応援等計画
- (2) 県北地区消防相互応援協定（那須地区消防、塩谷消防）
- (3) 消防相互応援協定（白河地方広域市町村圏整備組合、那須地区消防組合）
- (4) 東北自動車道内の白河・那須 I C 間における消防相互応援に関する協定（白河地方広域市町村圏整備組合）

〈資料編 2－2 7 特殊災害消防相互応援協定〉

〈資料編 2－2 8 栃木県広域消防応援等計画〉

### 2 緊急消防援助隊

県は、県内の消防力では対応できない大規模な災害が発生した場合、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

#### (1) 要請手続

ア 消防本部消防長は、市長及び那須地区消防組合長に報告の上、県（危機管理防災局）に応援要請を行う。県（危機管理防災局）は、当該要請を受けた場合、災害の状況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

イ 消防本部消防長は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行う。

#### (2) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

〈資料編 2－5 3 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱〉

〈資料編 2－5 4 栃木県緊急消防援助隊受援計画〉

## 第5 消防、警察、自衛隊の連携

消防本部は、県、警察、自衛隊との適切な連携のもと、迅速かつ適切に救急・救助活動を実施する。

### 1 相互連絡の徹底

各機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、相互に連絡を取り合い、災害対策に必要な情報の交換を行う。

### 2 連絡調整員の現地派遣

各機関は市に連絡調整員を派遣し、災害応急活動の実施にあたり、機関相互の現場レベルの活動調整を行う。

○主な調整事項

- |                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| (1) 被災者の検索、救助における地域の割り当て | (2) 一斉合同捜索活動の実施 |
| (3) 救助のための人員、資機材等の確保     | (4) 交通規制の実施     |

## 第 10 節 医療救護活動

災害時には、広域にわたり医療助産等の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、県、医療機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療、救護、助産活動を実施する。

### 第 1 実施体制

市（保健福祉部）は、被災者に対する医療助産を実施するとともに、医療救護班を編成・出動し、災害の状況により那須郡市医師会に出動を要請する。また、市のみでは対応が十分でない場合は、県（保健福祉部）、関係機関に協力を要請する。

### 第 2 災害医療救護

#### 1 災害医療情報の共有

市（保健福祉部）は、災害発生地区の病院の稼働状況、医療救護ニーズを収集するとともに、消防本部、那須郡市医師会、県北健康福祉センター、災害拠点病院（那須赤十字病院）その他の医療関係機関と災害情報を共有する。

#### 2 医療救護班の編成

市（保健福祉部）は、那須郡市医師会等の協力を得て、医師、看護師、事務職員で編成する医療救護班を編成し、救護所に派遣する。

#### 3 救護所の設置

市（保健福祉部）は、病院や消防署等の門前等に救護所を設置する。なお、救護所の設置スペース、設置方法等は、消防署、病院、医師会等と協議しておく。

#### 4 負傷者等の搬送

市（保健福祉部）は、中等症者、重傷者等について災害拠点病院等の後方医療機関への搬送を消防本部に要請する。

#### 5 医療資器材等の確保

市（保健福祉部）は、被害の状況に応じて、県、薬剤師会及び関係業者に必要な医療資器材、医薬品等の供給を要請する。また、輸血用血液製剤については、栃木県赤十字血液センターに供給を要請する。

#### 6 県への応援要請

市（保健福祉部）は、災害の状況に応じて県の保健医療福祉調整本部に、救護班、DMAT、LDMAT、JMAT、DPAT、日赤栃木県支部救護班等の応援派遣、その他救急医療活動に必要な応援を要請する。

### 第 3 後方医療機関の確保

#### (1) 後方医療機関の確保

市（保健福祉部）は、消防本部、県北健康福祉センターと連携し、市内の病院の稼働状況を把握するとともに、中等症者、重傷者等の受け入れを要請する。

#### (2) ライフラインの確保

市（総務部・保健福祉部・上下水道部）は、市内の病院の医療機能を確保するため、断水した病院への応急給水を行う。また、その他のライフラインが停止した病院の電力、電気通信、自家発電機用燃料等の供給を、電力事業者、電気通信事業者、県石油商業組合等に要請する。

#### 第4 災害救助法の運用

災害救助法の適用時は、医療、助産の実施状況、支出等に係る書類、帳簿等を整備する。

〈資料編 2－3 2 災害救助法施行細則〉

〈資料編 2－3 3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

## 第 1 1 節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を确实、迅速に輸送するため、県、防災関係機関と連携して災害時の緊急輸送対策を実施する。

### 第 1 実施体制

被災者の輸送は、市（市民生活部）が行う。市のみでの被災者輸送が困難と判断した場合は、県に支援を求めるものとする。

また、災害応急対策に必要な人員、緊急物資等の輸送は、市（各部等）、県、消防機関等、警察署などのそれぞれの災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。

なお、災害時の緊急輸送は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じて次の対象を優先するものとする。

#### 1 第 1 段階 救出救命期

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (3) 国、県、市等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員及び物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

#### 2 第 2 段階 避難救援期

- (1) 第 1 段階の続行
- (2) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送拠点の応急復旧に必要な人員及び物資

#### 3 第 3 段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 第 2 段階の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

### 第 2 交通路の確保

#### 1 県警察の措置

市（建設部・市民生活部）及び消防団は、警察署が行う次に掲げる災害時の交通路確保等に関する対策に協力する。

##### (1) 交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報、交通管理用カメラ等のあらゆる手段を講じ、通行可能な道路や交通状況を迅速かつ的確に把握する。

##### (2) 交通規制の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を的確、円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法、道路交通法等に基づき、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。なお、緊急交通路が指定された場合は、指定区間、緊急通行車両等の手続き等を市（建設部）及び関係機関に連絡する。

(3) 交通規制の周知徹底

交通規制を実施するときは、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間その他必要な事項について、市民、運転者等に周知徹底を図る。

(4) その他緊急交通路確保のための措置

ア 交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努める。

イ 必要に応じて、放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。

エ 緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防本部、自衛隊等と協力し、状況に応じて道路啓開等必要な措置をとる。

(5) 関係機関等との連携

交通規制に当たって、道路管理者との緊密な連携に努める。

## 2 道路管理者の措置

道路管理者は、緊急輸送道路等の重要路線の優先的な確保を行う。

(1) 交通状況の把握

現場の職員、関係機関等からの情報、ＣＣＴＶ等のあらゆる手段を講じて、重要路線を中心に被害状況や交通状況を迅速かつ的確に把握する。

(2) 重要路線の確保

重要路線の路上障害物の除去や簡易な応急復旧により、緊急通行車両の通行路線を確保する。

ア 車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、かつ、緊急の必要があると認められるときは、区間を指定して以下の措置を実施する。

㊦ 緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。

㊧ 運転者等が命令に従わない、又は従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合には自ら車両等を移動する。

㊨ 車両等の移動のためやむを得ないときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

㊩ 車両移動等に当たっては、警察署、他の道路管理者と連携して行う。

イ 重要路線が使用不能な状態の場合は、他の道路管理者と連携して代替路線を確保する。

## 3 市内の緊急輸送ネットワークの確保

市（建設部）は、緊急輸送道路と市の災害対策拠点（市災害対策本部、救護所、後方医療機関、避難所、臨時ヘリポート、物資拠点など）を結ぶ市道を優先して啓開する。

また、啓開に当たっては、必要に応じて災害協定を締結する建設業協会等に協力を要請する。

## 第3 輸送手段の確保

### 1 車両の確保

(1) 市（総務部）は、災害時の交通規制に際し、緊急通行車両の円滑な確認が受けられるよう、緊急通行を必要とする市保有車両等をあらかじめ指定して、県警察から緊急通行車両の確認標章等の事前交付を受けておく。

(2) 市（市民生活部・総務部）は、輸送用の車両等が不足する場合は、災害協定を締結する他市町、トラック協会、運送事業者である指定（地方）公共機関等に車両の確保や輸送業務の要請を行う。

(3) 市（市民生活部・総務部）は、必要な車両等の確保が困難なときは、県（経営管理部）に対して次の事項を明示して調達あっせんを依頼する。

ア 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）

- イ 車両等の種類、台数
- ウ 輸送を必要とする区間、借り上げ期間
- エ 集結場所、日時
- オ その他必要事項

(4) 災害救助法の適用時は、輸送の実施状況、支出等に係る書類、帳簿等を整備する。

〈資料編 2－3 2 災害救助法施行細則〉

〈資料編 2－3 3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

## 2 航空輸送、鉄道輸送の要請

市（総務部）は、ヘリコプターや鉄道による輸送が必要な場合、県（危機管理防災局）を通じて運行機関の協力を要請する。

## 第4 輸送拠点の確保

市（総務部）は、被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速、円滑に行うため、必要な輸送拠点を確保する。

### 1 物資拠点（物資集積所）の確保

救援物資の集積、配送の円滑化を図るため、あらかじめ定める地域物資拠点（黒磯高等学校、黒磯南高等学校、那須拓陽高等学校、那須清峰高等学校）から物資集積所を選定し、開設する。

また、これらの施設が利用できない場合等は、県（危機管理防災局）に対して県トラック協会や県倉庫協会の物資集積施設の提供を要請する。

### 2 臨時ヘリポートの確保

市（総務部）は、緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、あらかじめ把握している飛行場外緊急離着陸場から臨時ヘリポートを選定し、開設する。

〈資料編 3－1 飛行場外緊急離着陸場一覧〉

## 第 1 2 節 食料・飲料水・生活必需品等の供給

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・生活必需品等の供給を図るため、県・関係機関と相互に連携して調達、供給体制を確立する。

### 第 1 基本方針

#### 1 実施体制

市は、被災者、災害応急対策業務従事者等に対し、必要な物資を調達・供給する。市のみでは対応出来ない場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

県は、市からの要請があった場合又は市からの要請を待ついとまがなく市への緊急な支援が必要であると認めた場合、市への支援を開始する。また、県が作成した「災害時における支援物資の広域物流マニュアル」を活用し、県トラック協会・倉庫協会の参画等による輸送体制を確保し、広域物資拠点（那須野が原公園）から地域物資拠点（市内各県立高校）並びに避難所までの円滑な物流システムを確立する。

#### 2 要配慮者や季節への配慮

食品や生活必需品の供給に当たっては、難病患者、透析患者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギー等に配慮するほか、災害の発生時季、時間の経過とともに変化する被災地のニーズを踏まえ、時宜を得た内容とする。

### 第 2 食料の調達・供給

#### 1 供給の対象

市（教育委員会事務局教育部）及び市社会福祉協議会は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

- (1) 炊き出しによる給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

#### 2 食料の調達

市（教育委員会事務局教育部）及び市社会福祉協議会は、被害の状況等から判断して必要と認めた場合、次により食料を調達し、避難所等に供給する。供給に当たっては、要配慮者に配慮した品目を選定する。

##### (1) 備蓄物資の提供

災害発生直後は、市が備蓄している食料を被災者に供給する。

##### (2) 食料の供給

災害協定の締結団体等から、パン、弁当、ミルク、ペットボトル水などを調達して避難所等に供給する。また、調達に当たっては、要配慮者等に配慮した品目も含め選定する。

搬送は、調達先の業者、団体に要請し、調達先が輸送できない場合は、災害協定を締結するトラック協会等に搬送を要請する。また、消費期限や災害の状況に応じて物資集積所（本章・第11節・第4・1参照）に一時保管した後、適宜、避難所へ搬送する。

##### (3) 要配慮者への配慮

要配慮者への食料が適切に供給されるよう、要配慮者の把握及び必要な食料の抽出、確保を行う。市のみでは要配慮者への適切な食料の供給が困難な場合は、県（保健福祉部）、近隣市町等に応援を求める。

#### (4) 炊き出し

炊き出しを行う場合は、日赤奉仕団等の協力を得て避難所敷地内又は近隣の給食施設等を利用して実施する。また、食材、調味料、燃料等は、災害協定団体等から調達する。

災害救助用米穀を使用する場合は、県に対して政府保有米穀の引渡しを要請する。県（農政部）との連絡がつかない場合は農林水産省に直接要請し、後にその旨を県に報告する。

〈資料編 2－5 塩原温泉旅館協同組合及び板室温泉旅館組合との食料等提供等に関する協定書〉

〈資料編 2－4 3 民間企業との災害時における物資供給等の協力に関する協定〉

### 3 災害救助法の運用

災害救助法の適用時は、食料供給の実施状況、支出等に係る書類、帳簿等を整備する。

〈資料編 2－3 2 災害救助法施行細則〉

〈資料編 2－3 3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

## 第3 給水

### 1 飲料水の供給

市は、1人1日3リットルを基準として災害時に飲料水が得られない者に飲料水を提供する。

(1) 市（上下水道部）は、給水源を確保し、また、避難所等に給水所を設置し、市の給水車等で給水を行う。

(2) 市（総務部）は、市の備蓄品や災害協定団体等から調達したペットボトル水を、避難所等々で避難者等に提供する。

### 2 重要施設への給水

市（上下水道部）は、医療機関、社会福祉施設などの人命に関わる重要施設の断水状況を速やかに把握し、優先的に給水を行う。

### 3 生活用水の供給

市（総務部）は、応急用飲料水以外の生活用水等について、市が設置する災害用井戸の適正な管理に努めるとともに、民間井戸の活用等による生活用水の確保に努める。

### 4 応援要請

市（上下水道部）は、給水活動が十分行えないときは、県、日本水道協会栃木県支部、災害協定団体、自衛隊災害派遣部隊等に、給水車、給水資機材、職員等の応援協力を要請する。

### 5 災害救助法の運用

災害救助法の適用時は、飲料水の供給の実施状況、支出等に係る書類、帳簿等を整備する。

〈資料編 2－3 2 災害救助法施行細則〉

〈資料編 2－3 3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

## 第4 生活必需品等の供給

### 1 供給の対象

市（産業観光部）は、避難生活の長期化等により生活必需品が不足するなど、日常生活が困難な被災者について生活必需品の需要を把握し、供給する。

### 2 生活必需品の調達、供給

市（産業観光部）は、被害の状況等から判断して必要と認めた場合、次により生活必需品を調達し、避難所等に供給する。

(1) 備蓄品の活用

災害発生直後は、市が備蓄している生活必需品を被災者に供給する。

(2) 生活必需品の調達

災害協定団体等から、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事用具、食器、日用品、光熱材料等を調達し、避難所等に供給する。

搬送は、調達先の業者、団体に要請するものとし、調達先が輸送できない場合は、災害協定を締結する運送事業者等に搬送を要請する。

また、調達の規模や災害の状況に応じて物資集積所（本章・第11節・第4・1参照）に一時保管した後、適宜、避難所へ搬送する。

その他調達が困難な場合、県（危機管理防災局）に備蓄物資の提供又は物資供給を依頼する。

(3) 留意事項

調達に当たっては、女性や要配慮者、時季、災害発生からの時間経過に伴うニーズの変化等に配慮した品目を選定する。

〈資料編2-43 民間企業との災害時における物資供給等の協力に関する協定〉

### 3 災害救助法の運用

災害救助法の適用時は、飲料水の供給の実施状況、支出等に係る書類、帳簿等を整備する。

〈資料編2-32 災害救助法施行細則〉

## 第5 燃料の確保

市（産業観光部）は、通常の燃料供給ルートが機能しない事態が発生した場合等には、緊急車両や重要施設等に対して優先的に燃料を供給するよう、県（危機管理局）、県石油組合那須北支部に要請する。

## 第 1 3 節 農林業関係対策

被害を受けた農林産物及び施設の応急対策を実施し、早期の営農林体制の再開を目指す。

### 第 1 家畜伝染性疾病予防対策

市（産業観光部）は、県（農政部）と連携して、風水害による畜舎の冠水等により発生する家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ次の対策を実施する。

#### (1) 家畜伝染性疾病予防実施体制の整備

市（産業観光部）は、被災地における家畜伝染性疾病予防対策を実施する体制を整備する。

#### (2) 応急対策の実施

市（産業観光部）及び県（農政部）は、それぞれ次に掲げる応急対策を実施する。

##### ア 市が実施する対策

㊦ 家畜所有者等から通報を受けた場合における被害状況の把握、県への通報

㊧ 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置についての指導

㊨ その他必要な指示の実施

##### イ 県が実施する対策

㊦ 伝染性疾病予防対策についての指導、助言

㊧ 被害の程度により必要と認めた場合の畜舎、家畜の消毒等の実施

#### (3) 死亡家畜の処理

伝染性疾病により死亡した家畜の処理については、本章・第14節・第3に準じて行う。

### 第 2 農地、農業用施設、林業用施設の応急対策

#### 1 施設の点検、監視等

市（産業観光部）は、農地、農業用施設、林業用施設の管理者に対して、風水害等の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行い、その結果、危険と認められる箇所等を確認した場合には報告をするよう指導する。

#### 2 農地、農業用施設、林業用施設の災害応急復旧対策

農地、農業用施設、林業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

##### (1) 被害状況の把握

市（産業観光部）は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については農業振興事務所、林業用施設については環境森林事務所）に報告する。

##### (2) 応急対策の実施

ア 施設の管理者等は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

㊦ 災害発生後の降雨の状況等を注視し、土砂災害や河川の氾濫などにより主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに市（産業観光部）、県（環境森林部・農政部）等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制を整備するなど二次災害の防止に努める。

㊧ 土砂災害が発生した場合には、施設等の被害状況や被害拡大の可能性を調査し、二次災害の発生防止に注意しながら、必要に応じて土砂の除去、土のうの設置等の応急工事を実施する。

㊨ 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路と

なる道路の障害物を優先的に除去し、応急復旧に努める。また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

㊤ ダム、ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、放流先の河川等の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

㊦ 施設の管理者は、災害により被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、必要な危険防止の措置を講じる。

イ 市（産業観光部）及び県（環境森林部・農政部）は、農地、農業用施設、林業用施設の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設の管理者等に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

ウ 県（環境森林部・農政部）は、主務省庁に農地、農業用施設、林業用施設の災害の状況を報告し、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づき、速やかに災害復旧の手続きを行う。なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手するよう市（産業観光部）を通じて指導する。

### 3 農林水産業共同施設

農林水産業共同利用施設に被害が発生した場合には、次の復旧対策等を実施する。

#### (1) 被害状況の把握、報告

施設管理者は、農林水産業共同利用施設の被害状況を把握し、所轄農業振興事務所及び環境森林事務所に報告する。農業振興事務所及び環境森林事務所は、被害報告をとりまとめ、各事業主管課に報告する。

#### (2) 復旧対策の実施

県（環境森林部・農政部）は、報告を受けた農林水産業共同施設の被害について、暫定法等に基づき、速やかに災害復旧を図る。

## 第 1 4 節 保健衛生活動

被災地における感染症の発生予防・まん延防止及び人身の安定・保護のため、関係機関と連携して、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理等を的確に実施する。

### 第 1 保健衛生対策

#### 1 感染症対策

##### (1) 実施体制

市（保健福祉部）は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症への対策を実施する。

##### (2) 実施方法

##### ア 市が実施する対策

市（保健福祉部・環境戦略部）は、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行うことができるよう、被災者の健康管理を担当する保健対策班、消毒・衛生監視及びねずみ及び衛生害虫の駆除等を行う感染症生活衛生対策班を編成し、避難所及び被災家屋等における感染症の発生を防止するための活動を行う。

また、市だけでは対応が困難である場合、県（保健福祉部）に応援の依頼を行うとともに、必要に応じて、災害協定に基づき、他市町に応援要請を行う。

##### イ 県（保健福祉部）が実施する対策

県北健康福祉センター内に、消毒・衛生監視・検査を行う感染症対策・生活衛生担当を編成し、適切な防疫活動の実施のために被災状況をできるだけ的確に把握する。

##### ㊦ 被災者の健康状態の把握

感染症の発生及びその疑いがある者の情報を把握し、必要な調査や指導を実施する。

##### ㊧ 市、関係機関との調整等

市、市医師会等関係機関との感染症予防対策に関する連絡調整を行うとともに、管内の感染症指定医療機関の被害状況や患者受け入れ体制等の状況を把握する。

##### ㊨ 防疫活動

市から応援依頼があった場合、県北健康福祉センターが防疫活動を実施する。ただし県ペストコントロール協会との協定に基づき、市には防疫活動の活用を案内する。

##### ㊩ 感染症発生時の対応

感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は、栃木県感染症マニュアル等に基づき迅速かつ適切な対応を実施する。

##### ㊪ 避難所等における指導

避難所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のための普及啓発として、消毒や手洗いの励行等についてリーフレット配付等による広報や防疫指導を実施するとともに、必要に応じ巡回により指導を行う。

#### 2 食品衛生監視

県（保健福祉部）は、食品衛生活動体制を確立し、市（保健福祉部）、関係団体と連携して避難所、炊出施設等の実態を把握するとともに、当該施設等に対し、安全で衛生的な食品の供給に必要な食品衛生の啓発、指導助言等を行う。

#### 3 被災者等の健康管理対策

市（保健福祉部）は、避難所等の避難者の健康管理のため、次の対策を実施に努める。

(1) 巡回指導

被災状況等により必要と認めた場合は、保健師及び栄養士等に避難所等を巡回させ、県（保健福祉部）や医療機関等の協力を得て、被災者の健康相談と栄養指導を実施する。

(2) メンタルケアの実施

避難生活の長期化等による被災者の精神不安定に対応するために、避難所等の被災者に対し、県（保健福祉部）や医療機関等の協力を得て、巡回メンタルケアを実施する。

#### 4 栄養指導対策

(1) 実施体制

市は食糧の供給にあたり、避難所の生活が長期化する場合は被災者全般の食事について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

県（保健福祉部）は、市からの要請があった場合又は市への支援が必要と判断した場合は、市の対策を支援する。

(2) 実施方法

ア 県（保健福祉部）が実施する対策

㊦ 栄養・食生活支援活動に関する情報を収集し、随時まとめて県北健康福祉センターや関係機関等に提供して情報の共有化を図る。

㊧ 人材及び乳児ミルク（アレルギー除去ミルク含む）やアレルギー除去食品等の病者用食品などの調達のため、必要に応じて関係機関（栃木県栄養士会等）へ支援要請を行う。

イ 県北健康福祉センターが実施する対策

㊦ 被災地の食に関する情報把握

被災地における食生活に関して援護を必要とする者の人数や被災の状況、避難所の設置状況や特定給食施設等の被害状況を把握する。

㊧ 被災者の栄養指導

市と連携して被災者の栄養指導を行う。

㊨ 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

設置された炊事場、炊き出しの提供食材・調理、管理等について確認し、必要に応じて実施主体への提案、指導・助言を行う。

㊩ 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回して、被災者の健康状態、食料の供給状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

㊪ 食生活の相談・指導の実施（要配慮者への食生活支援）

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、難病患者、透析患者、糖尿病、食物アレルギー疾患患者等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

㊫ 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないよう指導し、給食の早期平常化を支援する。

## 第2 遺体取扱対策

### 1 遺体の搜索

#### (1) 実施体制

災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情から既に死亡していると推定される者の搜索は、原則として市（環境戦略部）が県警察、消防機関等の関係機関の協力のもとに実施するものとする。

#### (2) 実施方法

ア 市（環境戦略部）が実施する対策

県警察、消防機関、自主防災組織等と協力して搜索する。対応が困難な場合は、災害協定に基づく他市町への応援要請、自衛隊の派遣要請を県（危機管理防災局）に依頼する。

イ 県（危機管理防災局）が実施する対策

市からの依頼により、自衛隊に派遣要請を行う。

ウ 県警察、消防機関等が実施する対策

市（環境戦略部）が行う搜索活動に協力し、行方不明者等の発見に努める。

#### (3) 災害救助法の運用

災害救助法の適用時は、遺体の搜索の実施状況、支出等に係る書類、帳簿等を整備する。

〈資料編2-32 災害救助法施行細則〉

〈資料編2-33 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

### 2 遺体の処置、収容及び検案（検視）

#### (1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として市（環境戦略部）が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

#### (2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）に当たっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。

ア 市（環境戦略部）が実施する対策

㊦ 那須郡市医師会や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

㊦ 遺体が多数ある場合は、公共施設等を遺体収容所として開設する。また、葬祭業者等にドライアイス、棺等の確保を要請する。

㊦ 搜索により発見された遺体について、警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

イ 県（保健福祉部）が実施する対策

市からの応援要請等により、医師会等の協力を得て遺体処置等の支援を行う。

なお、災害救助法適用後は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班、災害拠点病院が組織する救護班に対して活動を要請するとともに、状況により医師会や医療機関等の協力を得て実施する。

ウ 県警察が実施する対策

各種の法令や規則に基づき、遺体の検視を行う。検視後の遺体について、身元が明らかになったものは遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体については、市（環境戦略部）へ処理を引き継ぐ。

#### (3) 災害救助法の運用

災害救助法の適用時は、遺体の処置の実施状況、支出等に係る書類、帳簿等を整備する。

〈資料編 2－3 2 災害救助法施行細則〉

〈資料編 2－3 3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

### 3 遺体の埋葬等

#### (1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として市（環境戦略部）が遺体の応急的な埋葬を行う。市のみでの対応が困難な場合は、県（保健福祉部）に対して広域的な火葬の実施を要請する。

#### (2) 埋葬の実施方法

##### ア 市（環境戦略部）が実施する対策

- ㊦ 民間事業者の協力を得て、骨つぼ等の確保に努める。
- ㊧ 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。
- ㊨ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。
- ㊩ やむを得ず遺体を土葬する場合は、公営墓地等の中に所要の地積を確保して実施する。

##### イ 県（保健福祉部）が実施する対策

市のみでの対応で火葬が十分に行えない状況になった場合は、県内他市町及び他都県に対して応援要請を行い、広域的な火葬の実施に努める。

#### (3) 災害救助法の運用

災害救助法の適用時は、実施状況、支出等に係る書類、帳簿等を整備する。

〈資料編 2－3 2 災害救助法施行細則〉

〈資料編 2－3 3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

## 第3 動物取扱対策

### 1 動物保護管理対策

#### (1) 実施体制

市（環境戦略部）は、県（保健福祉部）、獣医師会等関係機関と連携の上、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。以下この節において同じ。）の被災状況、被災動物受け入れに関する状況などの情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

#### (2) 実施方法

##### ア 市（環境戦略部）が実施する対策

- ㊦ 県と連携して動物の被災状況等に関する情報を収集する。
- ㊧ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送をする。
- ㊨ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- ㊩ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。
- ㊪ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。
- ㊫ 動物保護管理の実施に当たっては、現有の人員、機材、施設等に対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

##### イ 県（保健福祉部）が実施する対策

- ㊦ 総合相談窓口を栃木県動物愛護指導センター（以下この節において「動愛センター」という。）に設置し、収集した情報に基づき、関係機関による被災動物の救助等を支援する。

- ④ 被災動物の救助、搬送、治療等は動愛センターが主体となって支援する。
- ⑤ 被災動物について、必要に応じ動愛センターへ搬送し、収容、治療等を行う。
- ⑥ 被災動物の救護、管理及び避難所等での飼い主に対する適正飼養の支援等については、協定に基づき獣医師会へ応援を要請する。
- ⑦ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- ⑧ 飼料（餌）の確保や被災動物を保護収容するための施設の措置については、関係機関が連携してこれを協議する。
- ⑨ 飼い主及び行方不明となった犬の捜索については、総合相談窓口を活用し、市（環境戦略部）と連携して情報の収集、提供を行う。
- ⑩ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて動愛センター内において写真の掲示等を行い、飼い主への情報提供を行う。
- ⑪ 市等関係機関から被災動物に対するペットフード等支援物資の要請があった場合、関係団体と連携し、これに応じる。

#### ウ 獣医師会が実施する対策

- ⑦ 県や市等関係機関から被災動物に対する救護及び管理等の要請があった場合は、協定に基づき各支部と協力してこれに応ずる。
- ⑧ 被災動物の健康管理等に関する問合せ、相談窓口を設置する。

#### エ 飼い主が実施する対策

- ⑦ 飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
- ⑧ 飼い主は、災害発生時に動物を同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

## 2 死亡家畜の処理

### (1) 実施体制

被災地において死亡家畜（畜産農業に係るものに限る。以下この節において同じ。）の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、市（産業観光部）が行う。また、県（環境森林部・保健福祉部・農政部）は、死亡家畜の処理範囲が広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合に、市と協力して適切な措置を実施する。

### (2) 実施方法

#### ア 市（産業観光部）が実施する対策

- ⑦ 死亡家畜の回収等適切な措置を実施する。
- ⑧ 死亡家畜の処理に当たっては、死亡家畜取扱場で処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。
  - a 移動が可能な死亡家畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常的に人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理する。
  - b 移動が困難な死亡家畜については、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理する。

#### イ 県が実施する対策

- ⑦ 死亡家畜の処理について指導、助言を行う。
- ⑧ 必要と認めた場合、市等と協力して適切な措置を実施する。

## 第 1 5 節 障害物等除去活動

被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、県、道路管理者等と連携して、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

### 第 1 住居内障害物の除去

#### 1 家屋等の障害物の除去

家屋等の障害物の除去は、原則として所有者、管理者が実施するものとする。

市（保健福祉部）は、避難行動要支援者の世帯等について、必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかけ、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

また、住民に対し、家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。

#### 2 災害救助法の運用

災害救助法が適用されたときは、障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力では障害物を除去できない被災者を支援する。

市（建設部）は、住居障害物除去制度の周知、申し込みの受け付けを行い、建設業者との請負契約により障害物の除去を実施する。

〈資料編 2－3 2 災害救助法施行細則〉

〈資料編 2－3 3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

### 第 2 河川の障害物の除去

河川に堆積した流下障害物の除去は、河川管理者が実施し、水防管理者（市長）が支援する。

また、河川の増水等に伴う天然ダム堤防の決壊など二次災害の防止を考慮し、速やかに実施する。

### 第 3 道路の障害物の除去

#### 1 実施体制

市（建設部）は、所管する市道路の交通に支障となる障害物については、直営その他業者委託の活用等により速やかに除去し、道路交通の安全確保を図る。

国道、県道、私道についての障害物は、原則として管理者が行うものであるが、緊急性があり止むを得ないものについては速やかに市（建設部）において除去するものとする。

#### 2 実施方法

市（建設部）は、所管する市道路の障害物の状況を調査し緊急度、重要度に応じて除去作業を実施する。

その他、緊急輸送道路の啓開については、本章・第 11 節・第 2 による。

### 第 4 障害物集積所の確保

市（建設部）は、災害により発生した河川及び道路等の障害物の除去に当たって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

### 第 5 除雪活動

#### 1 家屋等の除雪活動

家屋等の積雪の除去は、原則として所有者、管理者が実施するものとする。

市（保健福祉部・建設部）は、避難行動要支援者の世帯等について、必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかけるほか、労力が不足する場合には、ボランティアの協力を要請する。

また、市（建設部）は、住民に対し家屋等の除雪に関する啓発、指導、情報提供等を行うものとする。

## 2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ、地域住民に対して地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

# 第 1 6 節 廃棄物等処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、県、関係機関と連携して、被災地及び避難所におけるごみ、がれき、し尿等の廃棄物を適正に処理する。

## 第 1 市の対応

市（環境戦略部）は那須地区広域行政事務組合等と速やかに連携体制を確保し、また、「那須塩原市災害廃棄物処理計画」に基づく災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を実行する。

- (1) 処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。
- (2) 被害状況等を踏まえ、災害廃棄物、避難所ごみ、し尿の発生量・処理可能量を推計する。
- (3) 災害廃棄物や生活ごみ等の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。
- (4) 大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。
- (5) 収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

## 第 2 県の対応

県（環境森林部）は、「栃木県災害廃棄物処理計画」に基づき、市へ災害廃棄物対策や国庫補助制度に関する技術的助言を行うとともに、市等から支援の要請を受けた場合には、被災していない市町等や民間事業者団体又は他都道府県、国に応援を求める等、広域連携について連絡調整を行う。

## 第 1 7 節 学校・社会施設等の応急対策

災害時の児童・生徒等の生命、身体确保安全や応急時の教育の実施のため、市及び市教育委員会は、県教育委員会等と連携して必要な措置を講じる。

### 第 1 応急措置

校長等は、災害の発生に際し、あらかじめ定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の応急措置を行う。

- (1) 教職員等をして児童・生徒等を安全な場所に避難させ、安否を確認する。
- (2) 児童・生徒等、教職員等、施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会又は市（保健福祉部）に報告する。
- (3) 災害の状況により、市教育委員会又は市（保健福祉部）と連携し、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など適切な措置を講じ、児童・生徒等の安全確保に努める。

〈資料編 2－24 学校安全計画の概要〉

### 第 2 応急時の教育の実施

#### 1 教育施設の確保

- (1) 市（教育委員会事務局教育部・保健福祉部）は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策を立てる。

| 災 害 の 程 度                | 応急時の教育の実施の予定場所                              |
|--------------------------|---------------------------------------------|
| 学校等の一部の校舎が災害を受けた場合       | 特別教室、体育館                                    |
| 学校等の校舎が全部災害を受けた場合        | 1 公民館等公共施設<br>2 隣接学校の校舎                     |
| 特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合 | 1 住民の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設<br>2 応急仮校舎 |
| 県内大部分についての災害を受けた場合       | 避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設                         |

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく、復旧に長期間を要し、おおむね1週間以上授業不可能となる場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができない場合、又は仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室として使用できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

#### 2 教職員の確保

市（教育委員会事務局教育部・保健福祉部）及び県教育委員会は、連携して、災害により通常ので教育活動を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を確保する。

- (1) 市（教育委員会事務局教育部・保健福祉部）は、災害の状況を勘案して、被害を免れた学校等の教職員を適宜被害を受けた学校等に派遣し、教育の正常化に努める。
- (2) 市内における被災の状況が甚大で、前号によることが困難な場合は、県教育委員会が、郡又は県単位に対策を立て、市（教育委員会事務局教育部・保健福祉部）と協議して早急に応援体制をとり教職員の確保に努める。

### 第3 防災拠点としての役割

避難所等の防災拠点としての役割を果たす学校等の校長、公民館、体育館等の長は、避難所の運営や災害対応に活用される学校施設設備の提供等について、可能な限り市（保健福祉部・教育委員会事務局教育部）に協力する。

### 第4 学用品の調達・給与

#### 1 実施方法

市（教育委員会事務局教育部）は、被災により損失した教科書について、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて取り寄せ、配付するほか、不足する学用品等については、必要量を調達して被災校へ搬送する。

#### 2 災害救助法の運用

災害救助法の適用時は、学用品の給与の実施状況、支出等に係る書類、帳簿等を整備する。

〈資料編2-3-2 災害救助法施行細則〉

〈資料編2-3-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

### 第5 文化財の保護

#### 1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害が発生した場合には、通報責任者として直ちにその被害状況を市（教育委員会事務局教育部）に通報する。

なお、所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、市教育委員会教育長とする。市（教育委員会事務局教育部）は、通報を受理したときは、県教育委員会に速報し、被災の状況によって係員等の派遣を求める。

#### 2 災害状況の調査、復旧対策

市（教育委員会事務局教育部）は、災害発生の場合、被害の程度により係員等を現地に派遣して被害状況の詳細を調査する。また、必要に応じて県（教育委員会事務局）に対して復旧準備及び計画策定への応援協力について要請する。

#### 3 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。

また、災害発生時に施設にいる見学者、入場者等を安全な場所へ避難させる、施設を臨時休業する又は開館等時間を短縮するなどの応急措置をとる。

### 第6 社会教育施設における応急対策

施設の管理者は、災害が発生した場合には、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認するとともに、施設を臨時休業する又は開館等時間を短縮するなどの応急措置をとる。

また、直ちにその被害状況を市（教育委員会事務局教育部）に報告するとともに、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

## 第 18 節 住宅応急対策

被災者の居住の安定を図るため、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の建設、被害家屋の応急修理、民間賃貸住宅に関する情報提供を行う。

### 第 1 実施体制

#### 1 実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理は、原則として市（建設部）が行い、県はこれに協力する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県が行う。

#### 2 応急住宅の供給方針

原則として既設の公営住宅等を供給し、必要数が不足する場合には、民間賃貸住宅等を借り上げて供給する。それでもなお不足する場合には、応急仮設住宅を建設して供給するものとする。

### 第 2 市営住宅等の一時供給

#### 1 対象

災害による市営住宅等（市営住宅及び雇用促進住宅をいう。以下この節において同じ。）の一時供給をする対象者は、次の条件をすべて満たす者とする。ただし、災害の規模により、対象者が少数である場合には、状況に応じて条件を適宜緩和して対応する。

なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、身体障害者等に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと
- (2) 居住する住家がないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと

#### 2 供給する市営住宅等の確保

- (1) 市（建設部・産業観光部）は、既設の市営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 市営住宅等のみで十分な数を確保できない場合、県（県土整備部）は市（建設部）の要請に応じ、既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等々のあっせんを行う。

### 第 3 応急住宅の供給

災害救助法が適用された場合の対象、規模、費用、期間等は、栃木県災害救助法施行細則の基準による。また、供給に当たっては、高齢者・障がい者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

#### 1 応急仮設住宅の建設（建設型応急住宅の供与）

##### (1) 設置予定場所

市（建設部）において決定する。

なお、市は建設候補地をあらかじめリスト化し、県（危機管理防災局）に報告する。

##### (2) 建設方法

県（県土整備部）が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。

#### 2 民間賃貸住宅の借上げ（賃貸型応急住宅の供与）

県（県土整備部）は、「関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」等を活用し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住宅として被災者に供給

する。

### 3 応急住宅の管理運営

市（建設部・保健福祉部）は、応急住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。

## 第4 被災住宅の応急修理

市（建設部）は、災害救助法が適用された場合に、同法に基づく被災住宅の応急修理を行う。修理の対象、規模、費用、期間等は栃木県災害救助法施行細則の基準により行い、実施要領を作成して被災者への周知、申し込みの受付を行う。また、修理事業者を案内し、修理申込者に紹介する。

| 応急修理の種類               | 対象者                                                                                                |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 | ○ 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者                                      |
| 日常生活に必要な最小限度の部分の修理    | ○ 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者<br>○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 |

## 第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

市（建設部）は、被災者のうち自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者に対して、県（県土整備部）から提供された情報をもとに民間賃貸住宅の空き家情報を提供する。

〈資料編2－42 県が締結した災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定〉

## 第 19 節 インフラ施設等応急対策

輸送施設やライフライン施設の関係者が連携し、道路、鉄道、上下水道、電力等の早期復旧を図る。

### 第 1 道路と生活インフラの連携した復旧

道路管理者、上下水道管理者、電力事業者等のインフラ事業者は、相互に連携し、道路と生活インフラが連携した復旧を行う。また、復旧の予定時期の目安を地区別に明示するよう努める。

### 第 2 道路施設の対策

#### 1 市の対策

##### (1) 被害情報の収集

市（建設部）は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等による巡視、道路情報モニター、管理委託業者等からの巡回報告などから、随時道路情報の収集に努める。

##### (2) 被害情報の伝達

ア 市（総務部）は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県（県土整備部）に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ 市（建設部）は、管理する道路以外の道路における被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

##### (3) 応急措置

##### ア 緊急の措置

市（建設部）は、巡視の結果等から応急修繕等が必要と思われる被災箇所については、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

緊急輸送車両の通行確保については、本章・第 11 節・第 3 に準ずる。

##### イ 交通規制

市（建設部）は、市内道路において交通の危険が生じると認められる場合又は道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第 47 条の 5 に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

##### ウ 道路情報の提供

市（建設部）は、道路情報板等の活用や、道の駅への掲示などにより、災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に利用者へ提供するよう努める。

#### 2 その他の道路管理者の対策

県（県土整備部）、宇都宮国道事務所、東日本高速道路（株）は、道路パトロールカー等により被害情報を収集し、市（建設部）その他の道路管理者と情報を共有する。また、状況に応じて道路の点検、通行制限、障害物の除去、応急復旧等を行い、交通を確保する。

#### 3 大雪時の交通規制対策

宇都宮国道事務所が大雪時に国道 4 号の通行規制を行い、市に協力を依頼した場合、市（総務部・各部）は、一般ドライバー及び宇都宮国道事務所職員等の待機（休憩）場所や備蓄品の提供等を行う。

〈資料編 2-52 那須塩原市避難所運営マニュアル〉

### 第3 鉄道施設

鉄道事業者は、乗客、乗員等の多数の死傷者の発生、危険物の流出等が発生した場合は、直ちに市や関係機関に通報する。また、応急措置を適切に行う。

### 第4 ライフライン関係施設の対策

#### 1 上水道施設

##### (1) 被害情報の収集、伝達

市（上下水道部）は、災害発生後直ちに上水道施設の被害状況の調査、点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

##### (2) 応急措置

上水道施設が被害を受けた場合、市（上下水道部）は、次により短期間のうちに応急復旧させ、給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、生活機能の回復維持に努める。

##### ア 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

##### イ 送配水管等の復旧手順

##### ⑦ 送配水管の復旧

応急復旧作業は、危機管理マニュアルに基づき実施し、配水池における水量の確保及び給水の継続を図るものとする。また、配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

##### ⑧ 臨時給水栓の設置

被災していない配水管、復旧された配水管で避難所に近い公設消火栓に臨時給水栓を設置する。なお、臨時給水栓を設置する際は、所管消防機関に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

##### ウ 仮設配水管の設置

被害状況により主要配水管の応急修理が困難な場合には、仮設配水管を布設する。

##### エ 通水作業

応急処置後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

##### (3) 広報

市（上下水道部）は、災害発生時において、広報活動により給水場所を住民に周知する。また、利用者の水道に関する不安解消を図るため、水道施設の被害状況、復旧見込等についても周知する。

##### (4) 応援の依頼

市（上下水道部）は、水道施設の復旧のため必要と認めたときは、日本水道協会栃木県支部及び他の水道事業者等に応援を依頼する。

#### 2 下水道施設

##### (1) 被害情報の収集、伝達

市（上下水道部）は、災害発生に際して、直ちに下水道施設の被害状況の調査、点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。なお、巡視結果等から判断し詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては速やかに応急復旧を行う。

また、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報の実施に努める。

## (2) 応急措置

ア 下水道施設が被害を受けた場合、市（上下水道部）は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

イ 市（上下水道部）は、処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

㊦ 応急復旧の緊急度、工法の検討

㊧ 復旧資材、作業員の確保

㊨ 技術者の確保

㊩ 復旧財源の措置

## 3 電力施設

### (1) 東京電力の対策

東京電力パワーグリッド（株）は、同社防災業務計画に基づき、災害時における設備被害の早期復旧に努める。停電等の状況に関しては、ホームページや報道機関を通じて、広報活動を行うとともに、必要に応じて直接該当する地域へ周知する。

大規模停電の発生時には、災害協定に基づいて相互協力を実施する。

## 第20節 危険物施設等応急対策

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、消防本部等関係機関は、適切な応急対策を実施する。

### 第1 消防本部の対策

#### 1 放射性同位元素等事故

消防本部は、汚染水による身体汚染を防止するため、防水性を有する防護服等を着装するなど、職員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して応急活動を実施する。

また、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、放射性同位元素等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導等必要な措置を実施する。なお、管理区域内における注水は放射性物質の飛散を招くおそれがあるため、施設関係者と連携をとりながら状況の把握に努め、棒状注水を避け、低速噴霧注水でかつ必要最小限の水量とする。

#### 2 石油類等危険物漏洩事故

消防本部は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

#### 3 ガス施設事故

消防本部は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。また、漏洩ガス滞留による引火爆発等の二次災害に留意して消火活動等を実施する。

#### 4 毒物・劇物事故

消防本部は、状況により周辺住民への周知、避難指示、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

### 第2 県の対策

#### 1 放射性同位元素等事故

県北健康福祉センターは、配備しているサーベイメータにより、周辺地域の放射線量の測定を行い、その情報を速やかに市（総務部）、消防本部へ提供する。

#### 2 毒物・劇物事故

県（保健福祉部）は、状況に応じて医療機関へ連絡し、毒物・劇物の化学的特性に関する情報提供を行う。

県（環境森林部）は、大気汚染及び水質汚濁の状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供するとともに、事業者等への必要な指導を行う。

### 第3 河川管理者等の対策

危険物が漏洩した場合、河川管理者、河川以外の水路等の管理者（市）は、次の措置を講じる。

- (1) パトロールによる監視及び必要に応じた適切な応急対策
- (2) オイルフェンスの拡張など危険物の拡散防止、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用した回収作業の実施

## 第4 危険物等取扱事業者の対策

### 1 放射性同位元素等取扱事業者

放射性同位元素等取扱事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国（原子力規制委員会）、県（危機管理防災局）、市（総務部）、消防本部及び警察署に連絡する。

### 2 石油类等危険物取扱事業者

石油类等危険物取扱事業者は災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合、次の対策を行う。

#### (1) 火災・爆発等対策

- ア 消防、警察等への速やかな通報による協力体制の確立
- イ 自衛消防組織等の活動要領に基づく自主防災活動
- ウ 災害の拡大防止のため、関連する施設及び装置等の緊急停止及び被災施設、関連施設の点検
- エ 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置の実施
- オ 地域住民への速やかな周知及び避難誘導等適切な措置の実施並びに関係機関に対する市民への広報や避難誘導等の協力要請

#### (2) 漏洩対策

- ア 消防、警察等への速やかな通報による協力体制の確立
- イ 自衛消防組織等の活動要領に基づく自主防災活動
- ウ 土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等による危険物の流出防止
- エ 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置の実施
- オ 地域住民への速やかな周知及び避難誘導等適切な措置の実施並びに関係機関に対する市民への広報や避難誘導等の協力要請

### 3 LPガス・一般高圧ガス事業者

LPガス・一般高圧ガス事業者は災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合、次の対策を行う。

#### (1) 速やかな応急措置の実施

- ア 二次災害を防止するため、市民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を実施
- イ 直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るほか、県、市、消防本部、警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報

#### (2) 応援・協力

- ア 応急措置や復旧に当たっては人員、資機材等に関し相互に応援、協力
- イ 自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請

### 4 火薬類取扱事業者等

火薬類取扱事業者は災害が発生した場合、又は災害発生のおそれがある場合、次の対策を行う。

- (1) 災害により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合で、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送の実施及び見張り人の配置
- (2) 移送する余裕がない場合等は、火薬類を水中に沈める等安全な措置を実施
- (3) 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に

避難するよう警告

- (4) 安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄

## 5 毒物・劇物取扱事業者等

毒物・劇物取扱事業者等は災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合、次の対策を行う。

- (1) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合における消防本部、県、警察等への通報
- (2) 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置及び周辺住民の安全を確保するための措置
- (3) 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置

## 第 2 1 節 広報活動

災害時に、市民に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、消防機関、警察署等の関係機関と連携して、市民ニーズに対応した広報活動を行う。

### 第 1 広報活動

#### 1 広報の内容

市（総務部・企画部）は、消防機関、警察署等の防災関係機関等と連携して、災害の規模、態様等に応じて、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに対応した情報の提供に努める。

なお、(10)については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。また、救助活動の効率化のため安否不明者等の氏名等を公表する場合は、県（危機管理防災局）と連携して円滑に行う。

- (1) 災害の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難情報に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 被災者の安否に関する事項
- (11) ボランティア・義援物資等の受け入れに関する事項
- (12) 問合せ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (14) 市民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (15) その他必要な事項

#### 2 広報の方法

市（総務部・企画部）は、利用可能な広報媒体を積極的に活用する。

- ア 被災地や避難所等へ市広報車等の派遣
- イ 避難所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等
- ウ 広報紙、チラシ、ビラ等の配布
- エ ホームページやみるメール等（大規模災害時には、市ホームページのトップページを災害関連情報に特化したページに切り替えて、緊急事態であることを強調する。）
- オ ボランティア、自主防災組織、消防団等の支援による広報活動

#### 3 広報体制

市（企画部等）は、次により災害時の広報活動体制を確保する。なお、本節に定めるほか、広報活動の詳細はマニュアルに定めるものとする。

- (1) 市長の呼びかけ
 

災害の規模が大きく被害が甚大な場合、必要に応じて、市民に対し、冷静な行動と応急対策への協力について、市長から呼びかけを行う。
- (2) 災害情報の一元化
 

市（企画部・総務部）は、必要に応じて、市が収集した情報、市民等からの受信情報、本部会

議等へ報告内容、市民等への発信情報等を一元管理する。

(3) 相互連絡体制の確立

市（企画部）は、県（危機管理防災局）その他関係機関との相互連絡体制を確立し、連携を図る。

(4) 報道機関への提供

市（企画部）は、必要に応じて市政記者クラブ等に広報内容を発表するほか、必要に応じて市庁舎内にプレスセンターを、被災現場に現地情報センターを開設する。

(5) 要配慮者への配慮

市（企画部・保健福祉部・市民生活部）は、県（保健福祉部）と連携し、災害情報の取得が困難な者への情報伝達については次のような配慮をする。

ア 道路や通信が途絶した地域の住民等に情報が伝達されるよう、衛星携帯電話など各種通信手段を活用し、自主防災組織と連携して災害情報等の速やかな伝達に努める。

イ 視覚・聴覚障害者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等に情報が的確に伝達されるよう、福祉団体、ボランティア、那須塩原市国際交流協会等の支援を得て情報提供を行う。

ウ 一時的に遠隔地に避難した者に対して、生活再建、復興計画等に関する情報が伝達されるよう、避難者の現況を把握するなどして伝達手段を工夫する。

#### 4 報道要請

市（企画部・総務部）は、次の事項に関する広報を、必要に応じ県（危機管理防災局）を通じて報道機関に要請を行う。なお、報道要請に係る連絡責任者は、総務部長が当たる。

- (1) 警報の発令・伝達、避難情報に関すること
- (2) 消防、その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童・生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設、設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制、緊急輸送の確保に関すること
- (8) 災害の拡大防止の措置に関すること
- (9) その他災害応急対策に関すること

#### 5 記録写真等の収集

市（企画部）は、災害に関する写真や映像等を整理・保存するほか、関係機関が保持する災害写真、ビデオ等資料の収集に努める。

## 第22節 自発的支援の受け入れ

ボランティアの円滑な活動のため支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、受け入れ、公平に配分する。

### 第1 ボランティアの受け入れ・活動支援

#### 1 災害時のボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容としては、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊き出し、その他の避難所運営支援活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障害者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、仕分け
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) その他災害応急対策に関する業務

#### 2 ボランティア活動の支援調整

市社会福祉協議会は、市（保健福祉部）と連携し、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。

また、市社会福祉協議会は、ボランティア団体と協力して、ボランティアの受け入れ窓口となる災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動が円滑に行えるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、センター設置の状況をホームページ等に公表するなど、市民やボランティア等への周知を図る。市（保健福祉部）は、これを支援する。

なお、災害救助法が適用された場合は、市が委託するボランティア活動の調整事務に必要な人件費、旅費等を国庫負担の対象経費として記録し、県に請求する。

### 第2 義援金の受け入れ・配分

市（保健福祉部・総務部）は、次の要領で義援金を受け入れ、それを被災者に配分する。

#### (1) 義援金配分委員会の設置

義援金の配分を公平に行うため、那須塩原市被災者義援金配分委員会設置要綱に基づき、義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。

#### 〈資料編2-36 那須塩原市被災者義援金配分委員会設置要綱〉

#### (2) 義援金の受け入れ

義援金は、市が指定した受付機関（以下「受付機関」という。）において受け入れて一時管理を行うものとする。配分委員会が設置された後は、配分委員会が受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

#### (3) 義援金の配分

義援金は、被害程度、被害人員等を考慮して、配分委員会において配分内容を決定し、原則として被災市民等に対して配分する。

#### (4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

## 第 2 3 節 孤立集落応急対策

道路や通信の途絶により孤立状態となった集落の状況を迅速に把握し、応急対策活動を実施する。

### 第 1 孤立実態の把握

市（総務部）は、県（危機管理防災局）と連携して災害発生時には各地域との情報交換等により孤立状態発生の有無及び想定される被害状況の把握に努める。

また、災害時に孤立するおそれのある地区内の自主防災組織の長（又は自治会長）は、災害発生時には地区内の状況把握に努め、孤立状態となっているか否かを確認し、市に報告する。

〈資料編 2－4 7 災害時に孤立するおそれのある集落一覧〉

### 第 2 通信体制の確保

市（総務部）は、孤立状態となった地区に対しては、通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により、通信手段を確立する。

### 第 3 生活必需物資の輸送

市（産業観光部）は、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送を、ヘリコプターによる空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

### 第 4 道路の応急復旧

市（建設部）は、県（県土整備部）の協力を得て、災害時に孤立状態となった地区に通じる道路を優先的に復旧し、輸送ルートを確保する。

## 第4章 復旧・復興

### 第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

原状復旧又は更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

#### 第1 基本方向の決定

##### (1) 実施体制

市（各部等）は、被災の状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

##### (2) 市民との協働

被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ、協働して計画的に行うものとする。

##### (3) 国等職員の派遣要請

市（各部等）は、復旧・復興に当たり、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に職員の派遣等の協力を求めるものとする。

#### 第2 計画的復興の推進

##### 1 復興本部の設置

市（企画部）は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行及び地方公共団体間の連携、県、国との連携及び広域調整のため、復興本部を設置するものとする。

##### 2 復興計画の作成

著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、市は、大規模災害からの復興に関する法律第10条に基づき、国の復興基本方針に則して必要に応じて県と共同して復興計画を定める。

##### (1) 復興計画の区域

##### (2) 復興計画の目標

##### (3) 市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

##### (4) (2)の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項

##### (5) 復興整備事業と一体になってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

##### (6) 復興計画の期間

##### (7) その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

##### 3 都市復興計画

市（建設部）は、都市復興計画の作成に当たっては「栃木県都市復興ガイドライン」等をもとに次の点に留意する。

##### (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、基本的な方向について速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

- (2) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し行うこと。
- (3) 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。
  - ア 河川の治水安全度の向上
  - イ 土砂災害に対する安全性の確保
  - ウ 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市施設及び防災安全街区の整備
  - エ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
  - オ 建築物や公共施設の耐震化、不燃化
  - カ 耐震性貯水槽の設置

## 第2節 住民生活の早期再建

住民・事業者の生活等の早期再建を図るため、生活相談、商業の斡旋等を実施する。

### 第1 被災者のための相談、支援

市（各部等）は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて防災関係機関と連携し、被災者が容易に知ることができるように広報する。また、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続できるよう総合的な相談窓口を設置するなど、地域の実情に応じた被災者支援の仕組みの整備に務める。

さらに、被災地外へ避難等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を整えるものとする。

### 第2 罹災証明書の交付

市及び消防本部等は、市内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

また、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

#### 1 住家被害調査

市（総務部）は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づき、被災地区の住家被害認定調査を行う。また、火災に起因するに住家被害は、消防本部が調査する。

その他、状況に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。

#### 2 罹災証明の交付

市（総務部）、消防本部は、被災者に罹災証明の交付手続きを周知、案内し、災害相談窓口等において罹災証明書を交付する。

また、罹災証明の対象とならない家財等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する被害申出証明書を必要に応じて交付する。

### 第3 住宅対策

市（建設部）は、県、国の支援のもと、必要に応じて災害公営住宅の整備、公営住宅への特定入居等を検討する。また、県（県土整備部）は、市（建設部）、関係機関の協力を得て、民間賃貸住宅等に関する情報を提供する。

### 第4 雇用の確保、安定

栃木労働局（黒磯公共職業安定所・大田原公共職業安定所）は、必要と認められる範囲で次の措置を行う。

#### 1 離職者の早期再就職の促進

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職者の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談の実施
- (2) 公共職業安定所に来所することが困難な地域における巡回職業相談等の実施

(3) 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

## 2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

公共職業安定所は、災害により失業の認定日に来所できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給する。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）第 25 条に定める措置を適用する激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して基本手当を支給する。

## 第5 市税の特例措置

市（総務部）は、災害の状況に応じて、法令、条例の規定に基づき、市税の申告・納付等の延長、徴収猶予、減免等の措置を実施する。

## 第6 農作物等災害助成

栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、市長が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、県（環境森林部・農政部）は市（産業観光部）に対して基準の範囲で次の助成を行う。

| 補助の種類              | 対象農作物等                 | 対象被害率     | 補助率      |
|--------------------|------------------------|-----------|----------|
| 病虫害防除用農薬購入費等補助     | 農作物                    | 30%～70%未満 | 1 / 2 以内 |
|                    | 果樹桑樹                   | 30%以上     |          |
| 樹草勢回復用肥料購入費等補助     | 農作物                    | 30%～70%未満 | 1 / 2 以内 |
|                    | 果樹桑樹                   | 30%以上     |          |
| 蚕種購入費補助            | 桑樹                     | 70%以上     | 1 / 2 以内 |
| 代替作付け用種苗等購入費補助     | 農作物、きのこ類               | 70%以上     |          |
| 種苗・桑葉等の輸送費補助       | 農作物、桑樹                 | 30%以上     |          |
| 被害農作物取り片付け作業費等補助   | 農作物、きのこ類<br>(収穫直前)     | 70%以上     |          |
| 被害果実の選果等作業費補助      | 果実                     | 30%以上     |          |
| 農作物育成管理用施設等撤去作業費補助 | 農作物、きのこ類に係る農作物育成管理用施設等 | 70%以上     |          |

## 第7 被災者生活再建支援制度

### 1 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法が適用された大規模災害で著しい住宅被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給する。

#### (1) 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するものとなる。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県における自然災害
- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

- ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内で、①～③のいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の全壊が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑥ ①又は②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）又は全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

(2) 支給対象世帯

支援金の支給対象は、次のいずれかに該当する世帯である。

- ① 居住する住宅が全壊した世帯
- ② 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ④ 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 居住する住宅が半壊し、相当規模の改修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給金額

支援金は、下表に示す区分により支給される。

（単位：万円）

|              | 世帯<br>人員 | 合計<br>支給<br>限度額 | 基礎<br>支援金 | 加算支援金   |      |       |
|--------------|----------|-----------------|-----------|---------|------|-------|
|              |          |                 |           | 住宅の再建方法 |      |       |
|              |          |                 |           | 建設・購入   | 補修   | 賃借    |
| 全壊・解体・長期避難世帯 | 単数       | 225             | 75        | 150     | 75   | 37.5  |
|              | 複数       | 300             | 100       | 200     | 100  | 50    |
| 大規模半壊世帯      | 単数       | 187.5           | 37.5      | 150     | 75   | 37.5  |
|              | 複数       | 250             | 50        | 200     | 100  | 50    |
| 中規模半壊世帯      | 単数       | 75              | —         | 75      | 37.5 | 18.75 |
|              | 複数       | 100             | —         | 100     | 50   | 25    |

※単数世帯はその世帯に属する者が1人である世帯、複数世帯はその世帯に属する者が2人以上である世帯をいう。

※基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。

※加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

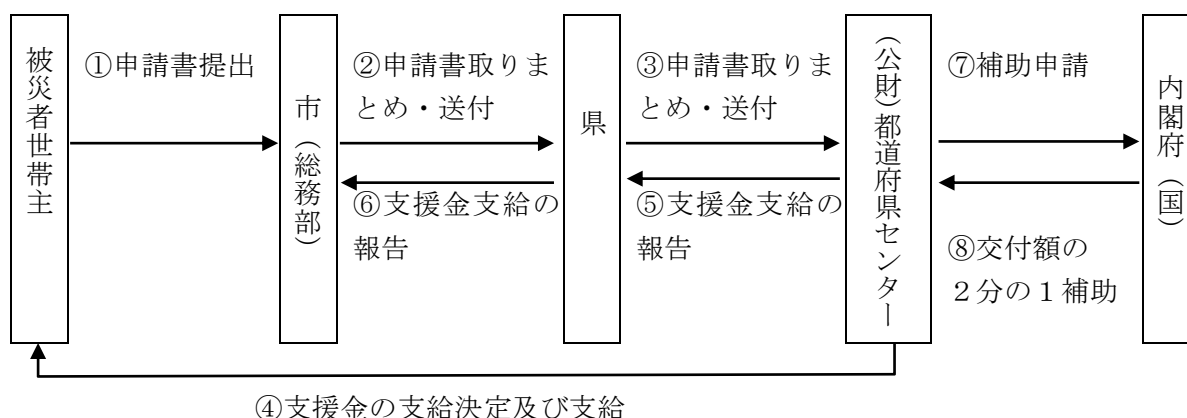
(4) 支給手続

被災者は、支給申請を市（総務部）に行う。

市（総務部）は申請書等を確認して取りまとめ、県（危機防災管理局）に提出する。

県（危機防災管理局）は、当該書類を委託先である公益財団法人都道府県センター被災者生活再建支援基金部に提出する。

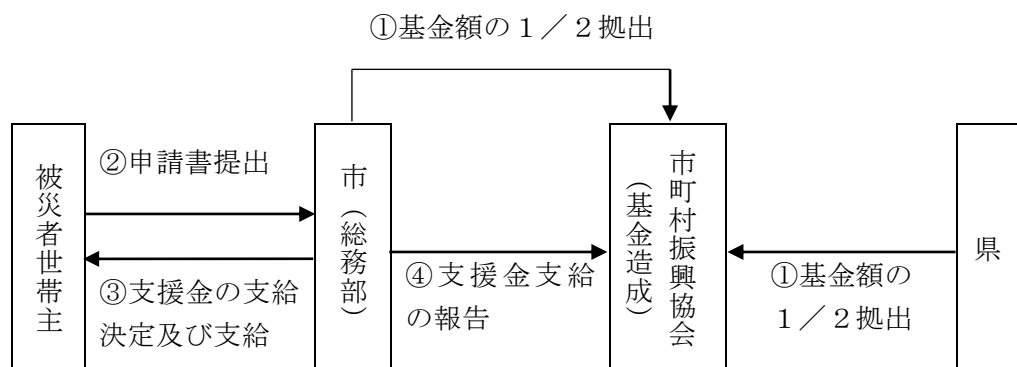
【支援金支給事務手続】



## 2 栃木県被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法が市域に適用されない災害で著しい住宅被害を受けた世帯に対し、同法と同等の支援金を支給する。

### 【支援金支給事務手続】



## 第8 災害弔慰金等の支給・その他資金等の支援

### 1 災害弔慰金の支給等

市（保健福祉部）は、那須塩原市災害弔慰金の支給等に関する条例により、一定規模以上の自然災害によって死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、著しい障がいを受けた市民に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。また、一定所得以下の被災世帯に対して災害援護資金の貸付けを行う。

### 2 市災害見舞金の支給

市（保健福祉部）は、那須塩原市災害見舞金及び弔慰金支給規則により、災害により被災した市民に見舞金又は弔慰金を支給する。

なお、那須塩原市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金の受給者は、本制度の支給の対象外となる。

### 3 その他の資金の貸付等

市（各部）及び関係機関は、法令等に基づき、被災した市民や中小企業へ金融支援や情報提供を行う。

#### ○融資・貸付・その他資金等の概要

|    | 資金名等           | 対象者                       | 窓口       | 県担当課  |
|----|----------------|---------------------------|----------|-------|
| 支給 | 那須塩原市災害見舞金・弔慰金 | 住家罹災者、被災者、遺族              | 市（保健福祉部） | —     |
|    | 災害弔慰金          | 災害により死亡した者の遺族             | 市（保健福祉部） | 危機管理課 |
|    | 災害障害見舞金        | 災害により精神・身体に重度の障害を受けた者     | 市（保健福祉部） | 危機管理課 |
| 貸付 | 災害援護資金貸付金      | 災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり） | 市（保健福祉部） | 危機管理課 |
|    | 生活福祉資金         | 災害により被害を受けた低所得世帯          | 市社会福祉協議会 | 保健福祉課 |
|    | 勤労者生活資金        | 災害により被害を受けた県内居住の勤労者       | 労働金庫     | 労働政策課 |

|  | 資金名等                                                        | 対象者                                        | 窓口                                  | 県担当課                 |
|--|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------------|----------------------|
|  | 中小企業融資<br>（県制度融資）                                           | 災害により被害を受けた中<br>小企業                        | 県<br>銀行<br>信用金庫<br>信用組合<br>商工組合中央金庫 | 経営支援課                |
|  | 災害復興住宅融資                                                    | 災害により被害を受けた住<br>宅の所有者                      | 住宅金融支援機構                            | 住宅課                  |
|  | 災害条例資金制度<br>（災害経営資金）<br>（施設復旧資金）<br>（家畜再生産資金）               | 災害条例の適用を受けた<br>場合において、市長の認定<br>を受けた被害農林漁業者 | 農業協同組合等                             | 経済流通課                |
|  | 農業近代化資金<br>（災害復旧支援資金）                                       | 市長の認定を受けた被害農<br>漁業者                        | 農業協同組合等                             | 経済流通課                |
|  | 災害により被害を受けた中小<br>企業向け融資<br>・国民生活事業「災害貸付」<br>・中小企業事業「災害復旧貸付」 | 市長の認定を受けた被害農<br>林漁業者                       | 日本政策金融公庫                            | 経済流通課<br>林業木材産<br>業課 |

## 第9 被災者支援制度の周知

市（総務部・企画部）は、県及びその他関係機関等と連携し、被災者に対する各種相談、施策の実施について、次のような広報手段を用いて周知を図る。

- (1) 放送、新聞広報
- (2) 広報車、広報誌、チラシ
- (3) 防災行政無線、優先ラジオ放送
- (4) 市及び関係機関等のホームページ、みるメール

### 第3節 インフラ施設等の復旧

インフラ施設の早期復旧を図るため、被害状況を調査把握し、復旧事業を実施する。

#### 第1 迅速な現状復旧

市（各部）その他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたる。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

#### 第2 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業は次のとおり。

| 災害復旧事業名                                                                                                                                             | 関係省庁                                                                              | 県 担当課                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）</b><br>(1)河 川<br>(2)砂防設備<br>(3)林地荒廃防止施設<br>(4)地すべり防止施設<br><br>(5)急傾斜地崩壊防止施設<br>(6)道 路<br>(7)下水道<br><br>(8)公 園 | 国土交通省<br>国土交通省<br>農林水産省<br>国土交通省<br>農林水産省<br>国土交通省<br>国土交通省<br>国土交通省<br><br>国土交通省 | 河川課<br>砂防水資源課・河川課<br>森林整備課<br>砂防水資源課・河川課<br>農地整備課・森林整備課<br>砂防水資源課・河川課<br>道路保全課・河川課<br>上下水道課・河川課<br>都市整備課・河川課 |
| <b>2 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）</b><br>(1)農地・農業用施設<br>(2)林業用施設<br>(3)共同利用施設                                                      | 農林水産省<br>農林水産省<br>農林水産省                                                           | 農地整備課<br>林業木材産業課・森林整備課<br>環境森林部・農政部                                                                          |
| <b>3 文教施設等災害復旧事業</b><br>(1)公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）<br>(2)私立学校施設（激甚災害法）<br>(3)公立社会教育施設（激甚災害法）<br>(4)文化財                                             | 文部科学省<br>文部科学省<br>文部科学省<br>文部科学省                                                  | 施設課<br>文書学事課・こども政策課<br>生涯学習課・スポーツ振興課<br>文化振興課                                                                |

| 災害復旧事業名                                                                                                                                                                              | 関係省庁                                                                 | 県 担当課                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 4 保健衛生施設等災害復旧事業                                                                                                                                                                      | 厚生労働省                                                                | 保健福祉課<br>健康増進課<br>感染症対策課<br>障害福祉課<br>医薬・生活衛生課                              |
| 5 社会福祉施設災害復旧事業                                                                                                                                                                       | 厚生労働省                                                                | 保健福祉課<br>高齢対策課<br>障害福祉課<br>人権男女平等参画課                                       |
| 6 児童福祉施設等災害復旧事業                                                                                                                                                                      | こども家庭庁                                                               | 保健福祉課<br>子ども政策課<br>障害福祉課                                                   |
| 7 廃棄物処理施設災害復旧事業                                                                                                                                                                      | 環境省                                                                  | 資源循環推進課                                                                    |
| 8 医療施設災害復旧事業<br>(1)公的医療機関<br>(2)民間医療機関（資金融資）                                                                                                                                         | 厚生労働省<br>厚生労働省                                                       | 医療政策課<br>医療政策課                                                             |
| 9 水道施設災害復旧事業                                                                                                                                                                         | 国土交通省                                                                | 上下水道課                                                                      |
| 10 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に<br>関する基本方針）<br>(1)街 路<br>(2)都市排水施設<br>(3)堆積土砂排除事業<br>(4)湛水排除事業                                                                                           | 国土交通省<br>国土交通省<br>国土交通省<br>国土交通省                                     | 都市整備課<br>上下水道課<br>都市整備課<br>上下水道課                                           |
| 11 住宅災害復旧事業（公営住宅法）<br>(1)罹災者公営住宅の建設<br>(2)既設公営住宅の復旧<br>(3)既設改良住宅の復旧                                                                                                                  | 国土交通省<br>国土交通省<br>国土交通省                                              | 住宅課<br>住宅課<br>住宅課                                                          |
| 12 災害関連緊急事業<br>(1)災害関連緊急治山事業<br>(2)災害関連緊急地すべり防止事業<br>(3)災害関連緊急砂防事業<br>(4)災害関連緊急地すべり対策事業<br>(5)災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業<br>(6)災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（がけ特）<br>(7)災害関連緊急雪崩対策事業<br>(8)災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 | 農林水産省<br>農林水産省<br>国土交通省<br>国土交通省<br>国土交通省<br>国土交通省<br>国土交通省<br>国土交通省 | 森林整備課<br>森林整備課<br>砂防水資源課<br>砂防水資源課<br>砂防水資源課<br>砂防水資源課<br>砂防水資源課<br>砂防水資源課 |
| 13 その他の災害復旧事業等<br>(1)鉄道施設（鉄道軌道整備法）<br>(2)公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手<br>戻り工事<br>(3)その他の復旧事業                                                                                             | 国土交通省<br>国土交通省<br><br>(関係省庁)                                         | 交通政策課<br>(各事業所管課)<br><br>(関係課)                                             |

### 第3 災害復旧事業実施方針

#### 1 災害復旧事業計画の策定

市（各部等）は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

#### 2 災害復旧事業期間の短縮

市（各部等）は、復旧事業計画の策定に当たっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

### 第4 激甚災害の指定に関する計画

#### 1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

#### 2 激甚災害に関する調査

市（各部等）は、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等に協力する。  
（適用対象となる復旧事業等）

- ・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）
- ・農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置（法第5条）
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
- ・水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条）
- ・中小企業信用保険法による災害関連保証の特例（法第12条）
- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）
- ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）
- ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）
- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）
- ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（法第9条）
- ・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条）
- ・共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条）
- ・森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（法第20条）
- ・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条）
- ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（法第25条）



# 第1章 総則

## 第1節 本市の地形・地質・活断層

地質、断層の状況等の特性からみた本市の自然的条件を明らかにし、効果的な災害対策の実施に資する。

### 第1 本市の地形と地質の概要

本市域は那須野が原に属する南東部の中央低地と下野山地に属する北西部の第四紀火山地域から構成される。中央低地と火山地域の境界付近には活断層である関谷断層が走っている。

#### 1 中央低地

那須野が原は、那珂川と箒川に挟まれた北西から南東に向かって緩やかな傾斜する台地と河川沿いの低地からなる面積約 40,300ha の広大な複合扇状地である。そのほぼ中央には蛇尾川と熊川が流れている。台地は第四紀更新世の扇状地砂礫層、河川沿いの低地は第四紀完新世の扇状地砂礫層が厚く堆積している。蛇尾川と熊川は厚い砂礫層の上を流れるため地下浸透が激しく、扇央部では水が伏流して水無川となっている。扇央付近から南東にかけては湧水点がみられる。

平滑な扇状地上には第四紀の大規模火砕流堆積物からなる数条の細長い分離丘陵列が北西－南東方向に延びている。

市東端の那珂川東側は那須火山麓に広がる火山麓扇状地の末端にあたり、第四紀更新世の岩屑なだれ堆積物などの火山碎屑物からなる小起伏丘陵地がみられる。

#### 2 第四紀火山地域

北西部の山地域は、北部に那須岳、南部に高原山の活火山、その間は大佐飛山（1,908m）などの標高 1,200～1,900m の第三紀火山からなる急峻な山地が広がる。箒川上流の高原火山北麓付近や那珂川上流の那須火山南西側の一部には、河川沿いに低地や数段の段丘面などの平坦地がみられる。

那須火山は、関谷断層に沿って南北に配列する成層火山群で、活動した時期は 50 万～10 年前である。那須火山群では過去に数回の山体崩壊が起きており、20 万年前以前に黒礫岩屑なだれ、約 14～17 万年前に那珂川岩屑なだれ、約 30,000～40,000 年前に御富士山岩屑なだれなどを発生させ、その堆積物は東側の山麓の広い範囲を覆っている。

那須火山群で最も新しい茶臼岳（標高 1,915m）は、約 16,000 年前から活動を開始し、溶岩・火砕物は大部分が東山麓に、一部は西側の那珂川上流部に堆積している。茶臼岳は現在までの 1 万年間にわたり活動が続いており、約 6,000 年前までに降下火砕物・火砕流・厚い溶岩流を噴出する 3 回の大きな活動があり、約 6,000 年前以降は数百年に 1 回程度の水蒸気爆発が発生している。約 2,600 年前に比較的規模の大きな活動では山頂の火砕丘が形成された。その後も水蒸気爆発が繰り返され、応永 15（1408）年から応永 17（1410）年の活動によって降下火砕物・火砕流が噴出し、さらに茶臼岳溶岩ドームが形成された。この後、小規模な水蒸気爆発が繰り返されている。

高原山（釈迦ヶ岳・標高 1,795m、富士山・標高 1,184m）は、塩原地区から矢板市域に位置する成層火山で、北部のカルデラ火山（塩原火山）とその中央火口丘（明神岳、前黒山）及び南部の釈迦ヶ岳、剣ヶ峰などからなる円錐火山（釈迦ヶ岳火山）からなる。さらに、前黒山北側山麓には西北西－東南東の断裂帯（割目群）に伴う単成火山がみられる。活動は約 50 万年前に始まり、約 10 万年前には主な活動を終止させたといわれている。この後に長い休止期があったが、約 6,500 年前に北側で割れ目噴火が発生し水蒸気爆発と降灰の活動があり、割れ目火口の上に富士山溶岩ドームが形成された。

## 第2 活断層

### 1 関谷断層の状況

関谷断層は、那須岳西側山腹から那須野原の西縁に沿って、那須岳北方の福島－栃木県境から、那須塩原市、矢板市を経て、塩谷町北東部に延びる約38kmの活断層である。本市は、板室本村から百村本田、鳴内、湯宮、墓沼、遅野沢、関谷、金沢、宇都野の裾野沿いを南北に約23kmに延びている。過去の文献等から、この断層の活動により、周辺の地域に地震被害をもたらしたことがあるとされている。

関谷断層は、国が定める主要113活断層帯の一つとして位置づけられ、平成12年度から14年度にかけて（独）産業技術総合研究所により現地調査が行われてきた。その調査結果を元に、文部科学省にある地震調査研究推進本部が分析を行ってきたが、平成16年5月に関谷断層の評価が国の正式見解として公表された。

#### (1) 断層の過去の活動

関谷断層の最新の活動は14世紀以後、17世紀以前と推定される。また、平均的な活動間隔は約2,600～4,100年と推定される。

#### (2) 断層の将来の活動

関谷断層は、全体が1つの活動区間として活動する場合、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定される。また、その時、断層近傍の地表面では、西側が東側に対して相対的に

3－4m程度高まる段差やたわみが発生する可能性がある。一般的に活断層で発生する地震は千年程度から数万年という長い間隔で発生するとされており、将来このような地震が発生する長期確率は、以下のとおりである。

| 項 目             | 将来の地震発生確率 |
|-----------------|-----------|
| 今後30年以内の地震発生確率  | ほぼ0%      |
| 今後50年以内の地震発生確率  | ほぼ0%      |
| 今後100年以内の地震発生確率 | ほぼ0%      |

※今後30年間の地震発生確率が0.1%以上の場合、発生確率がやや高いと評価される。

出典 地震調査研究推進本部：主要活断層帯の長期地震発生確率値（2024年1月1日現在）

## 第2節 本市の主な地震活動

本市における地震の発生状況、本市を取り巻く地震環境、過去に本市に被害をもたらした地震及び本市周辺で起こる主な地震の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

### 第1 主な被害地震

#### 1 東日本大震災（平成23年3月11日）

午後2時46分に、宮城県沖を震源として発生した「東北地方太平洋沖地震」は、マグニチュード9.0、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの広範囲にわたる、日本における観測史上最大規模の地震であった。

この地震によって、東北地方沿岸を中心に大津波が発生し、岩手、宮城、福島各県の沿岸部では、壊滅的な被害を受けた。

死者、行方不明者は、東北地方沿岸部を中心に2万2千人を超え、また、この大津波の直撃を受けた「東京電力福島第一原子力発電所」においては、全電源を喪失して炉心を冷却できなくなったことで、大量の放射性物質の漏洩を伴う大規模な原子力事故が発生し、福島県を中心に広範囲で深刻な放射能汚染を引き起こすなど、未曾有の大災害となった。

その他、茨城、千葉の各県を中心に液状化現象が発生したほか、大規模停電、通信途絶、公共交通機関の運転停止に伴う帰宅困難者の発生など、地域防災計画などで想定されていない現象が生じ、自治体におけるそれらの対応について、大きな課題を残した。

本市においても、最大震度6弱を観測し、負傷者5人の人的被害、全壊24棟をはじめとする1,600棟を超える家屋や多数のブロック塀等に大小の被害が生じたほか、大規模停電や鉄道の運行停止などの影響で500人を超える避難者や帰宅困難者を市内指定避難所において収容した。

加えて、福島県から多数の避難者が本市に避難し、同年4月末日までの期間に、最大160人を市内施設に収容した。

また、東京電力福島第一原発の事故で拡散された放射性物質の被害は、市内のほぼ全域に広がり、公共施設や一般住宅、事業所などの除染作業が必要となっただけでなく、風評被害による観光客・宿泊客の減少や、キノコ・山菜類をはじめとする林産物の出荷制限などの大きな影響を受けた。

## 第3節 地震被害想定

地震災害に迅速かつ的確に対応し、総合的な防災体制を確立するための基礎資料として、那須塩原市に最も甚大な被害をもたらす地震を想定し、その場合の被害を予測する。ここでは、栃木県が実施した地震被害想定のうち、栃木県庁及び那須塩原市役所の直下で地震が発生した場合と、首都直下地震が発生した場合の本市における被害想定結果を示す。

### 第1 地震被害の想定

#### 1 想定地震

県では、平成25年度に地震被害想定調査を実施している。本調査では、県の地域防災計画や防災行政、市町の防災力・県民の自助力の向上等において想定すべき地震として活断層等の地震、どこでも起こりうる直下の地震として次の地震を想定し、被害を予測している。

- ・関谷断層を震源とする地震(M7.5)
- ・関東平野北西縁断層帯（主部）を震源とする地震(M8.0)
- ・東京湾北部を震源とする地震(M7.3)
- ・茨城県南西部を震源とする地震(M7.3)
- ・県庁直下に震源を仮定した地震(M7.3)
- ・市役所、町役場直下に震源を仮定した地震(M6.9)

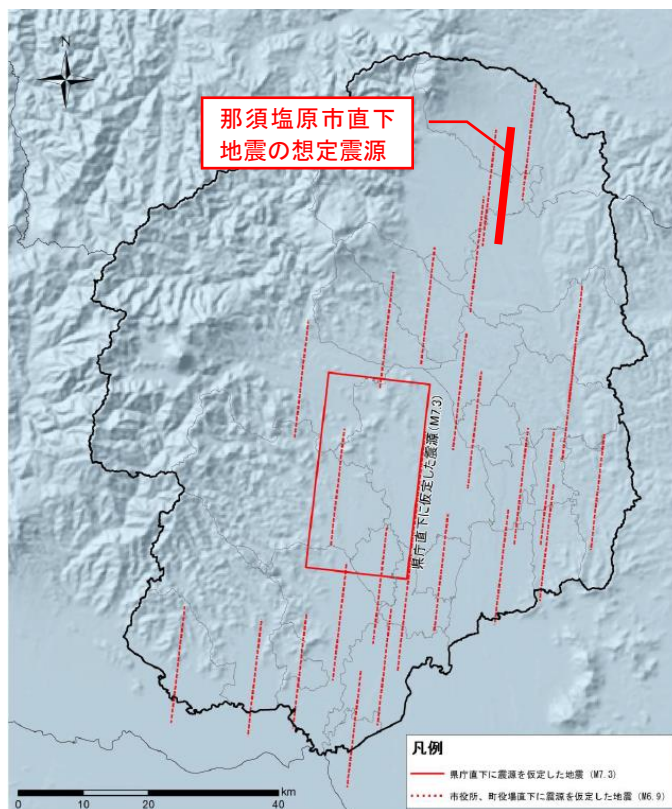
※その他東北地方太平洋沖地震、県庁直下に震源を仮定した地震(M8.0)についても調査の参考として被害想定を行っている。

#### 2 被害想定結果

ここでは、「那須塩原市直下に震源を想定した地震(M6.9)」について、その概要を示す。

市域東部の多くで深度6弱となり、一部では6強になる。西に向かうほど震度は小さくなるが、河川沿いの土地ではやや高くなる傾向がある。西部山間地の多くは震度4であるが、ごく僅かの場所では震度3に止まる。

建物の全壊・半壊は、約8千棟、冬の深夜に発生するケースでは、死者が約100人、負傷者は約1,600人に上ると予測されている。

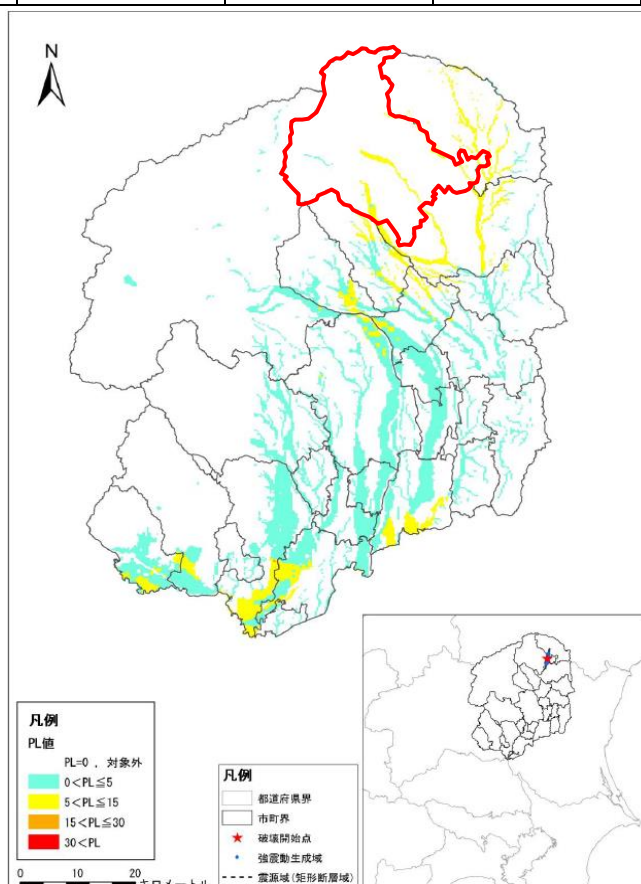
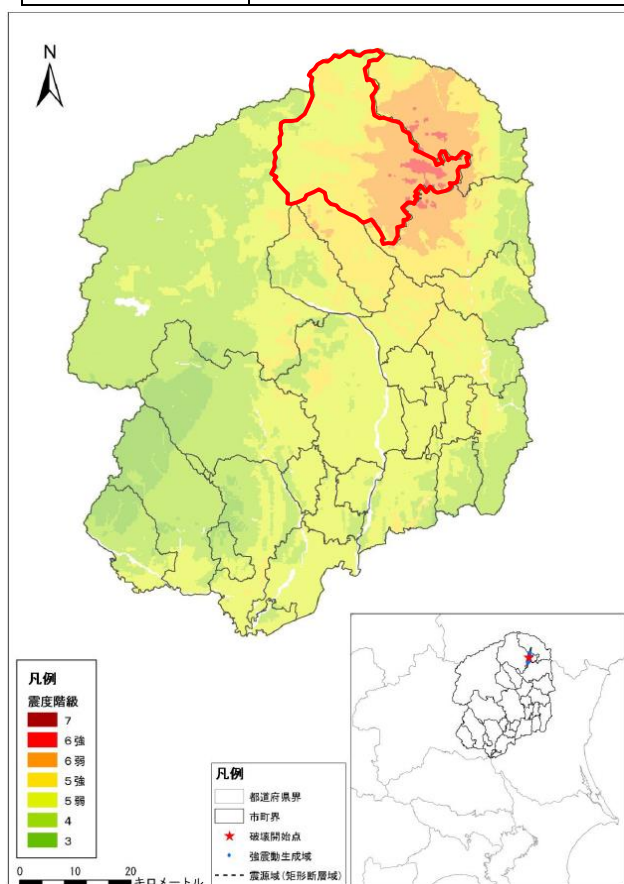


想定地震の震源分布図（栃木県地震被害想定調査報告書）

那須塩原市役所直下地震(M6.9)の予測被害量と震度・液状化危険度分布（風速10m/s）

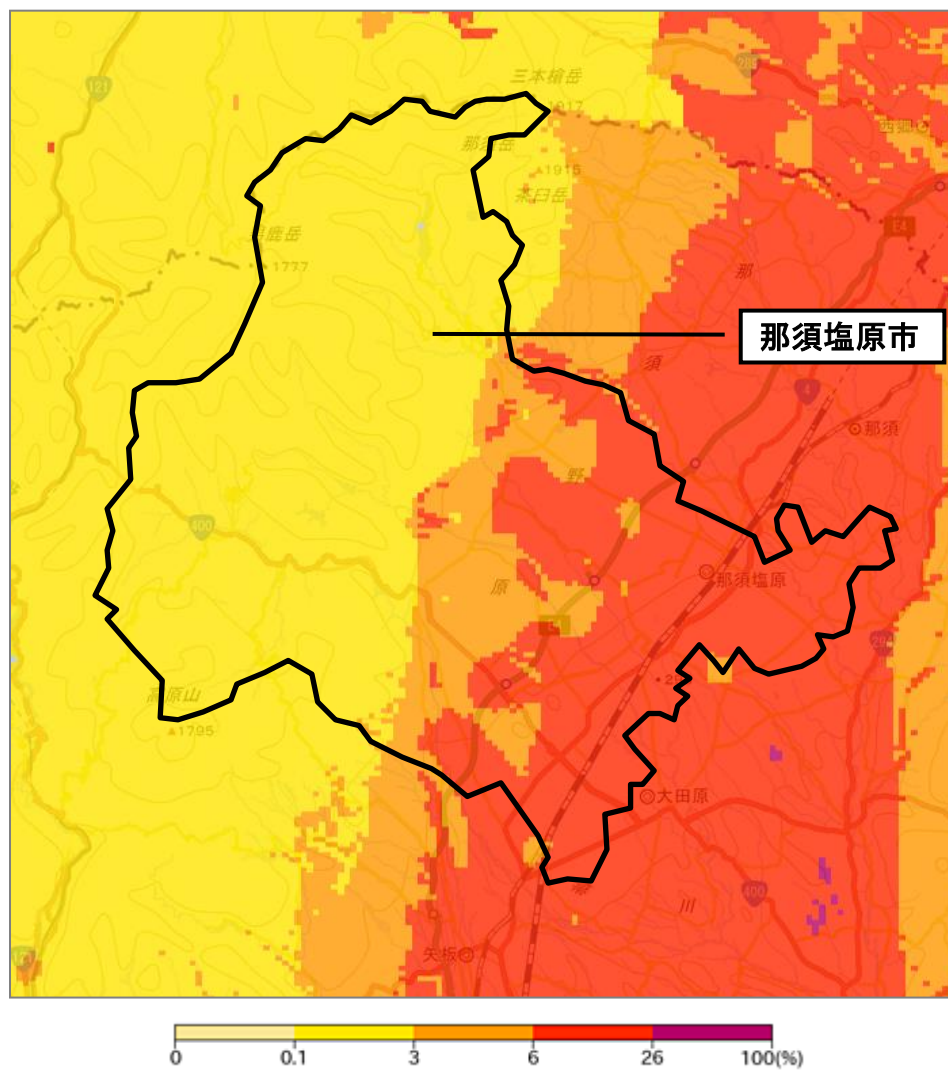
（平成25年栃木県地震被害想定調査報告書）

|                  |          |        | 冬深夜      | 夏12時 | 冬18時    |
|------------------|----------|--------|----------|------|---------|
| 建物被害             | 全壊       |        | 1,627 棟  |      |         |
|                  | 半壊       |        | 6,589 棟  |      |         |
| 地震火災             | 出火       |        | 3 件      | 0 件  | 2 件     |
|                  | 焼失       |        | 5 棟      | 0 棟  | 0 棟     |
| 人的被害             | 死者数      |        | 101 人    | 0 人  | 0 人     |
|                  | 負傷者数     | 重傷者数   | 179 人    | 0 人  | 0 人     |
|                  |          | 軽傷者数   | 1,419 人  | 32 人 | 21 人    |
|                  | 要救助者数    |        | 337 人    | 0 人  | 0 人     |
| ライフライン<br>被害直後   | 上水道      | 断水人口   | 51,228 人 |      |         |
|                  | 下水道      | 支障人口   | 13,017 人 |      |         |
|                  | 電力       | 停電件数   | 2,025 軒  |      |         |
|                  | 通信（固定電話） | 不通回線   | 1,811 回線 |      |         |
|                  | 都市ガス     | 供給停止戸数 | 0 戸      |      |         |
|                  | LPGガス    | 供給停止戸数 | 6,500 戸  |      |         |
| 交通施設<br>被害       | 道路被害     |        | 119 箇所   |      |         |
|                  | 鉄道被害     |        | 42 箇所    |      |         |
| 避難者数<br>（当日・1日後） | 避難所      |        | —        | —    | 3,805 人 |
|                  | 避難行動要支援者 |        | —        | —    | 681 人   |
|                  | 避難所外     |        | —        | —    | 2,536 人 |



## 第2 地震動の発生確率

防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」によると、今後30年以内に本市に震度6弱以上の揺れをもたらす可能性のある地震が起こる確率は、市の西部では3%未満であるが、東側に向けて上昇していき、市の中央部で3%以上6%未満、東部では6%以上26%未満と予想されている。



確率低←・→確率高

今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図

(2023年版、防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」)

## 第2章 予防

### 第1節 防災意識の高揚

市民の適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童生徒等や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

#### 第1 市民に対する防災意識の高揚

風水害等対策編・第2章・第1節・第1に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加して行う。

##### 1 自主防災思想の普及、徹底

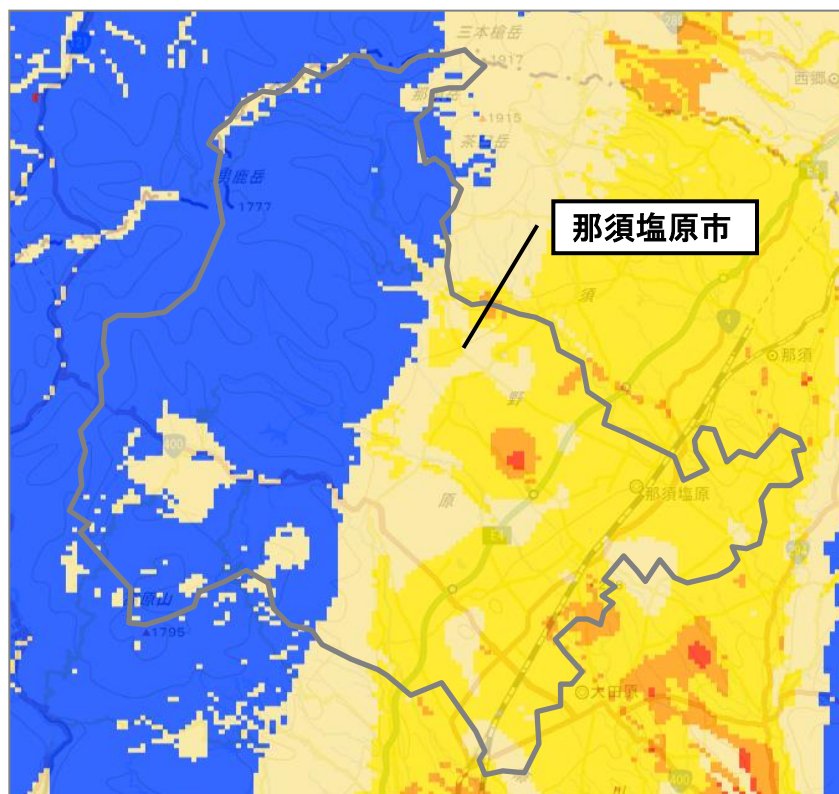
市（総務部）は、自主防災思想や防災に関する正しい知識の普及、徹底を図る。

##### (1) 発生地震の想定

防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」（本編・第1章・第3節・第2参照）によると、市内で人口が集中する市域東側の扇状地部で、今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる確率が比較的高くなっていることから、市（総務部）は、市民の一人ひとりが最低限震度6弱以上の地震の発生を想定し、日頃からこれに備えておく必要があることを普及する。

##### (2) 地盤の揺れやすさ

防災科学技術研究所が公表している表層地盤の増幅率分布（下図参照）によれば、市域南部に県内でも特に揺れやすい地盤が広がっており、山地などの固い岩盤が地表近くまで迫る地域では揺れにくく、柔らかい軟弱地盤が広がり生活しやすい平地では揺れやすくなっている。このため、自分の住む場所が揺れやすい土地なのかどうかあらかじめ把握しておくことを普及する。



揺れにくい ← ・ → 揺れやすい



表層地盤の増幅率分布（2023年版、防災科学技術研究所）

## 2 防災知識の普及啓発推進

市（総務部）及び消防本部等は、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

### (1) 普及啓発活動

#### ア 市民への啓発内容

緊急地震速報を覚知したときのとっさの行動について、気象庁ホームページ「緊急地震速報を見聞きしたときは」を活用する。

#### イ 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、消防庁ホームページ「地震に自信を」を活用する。また、（一財）消防防災科学センター作成の外国人のための防災冊子「地震に自信を」を活用する。

#### ウ 消防団員、自主防災組織等による防災普及啓発活動の促進

家具の転倒防止、避難口等の点検、地震発生時にとるべき行動の普及を図る。

### (2) 啓発強化期間

#### ア 春季全国火災予防運動実施週間（3月1日～3月7日）

#### イ 防災週間（8月30日～9月5日）

#### ウ 秋季全国火災予防運動実施週間（11月9日～11月15日）

## 第2 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

風水害等対策編・第2章・第1節・第2に準ずる。

## 第3 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

風水害等対策編・第2章・第1節・第3に準ずる。

## 第4 職員に対する防災教育

風水害等対策編・第2章・第1節・第4に準ずる。

## 第5 防災に関する調査研究

風水害等対策編・第2章・第1節・第5に準ずる。

## 第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

風水害等対策編・第2章・第1節・第6に準ずる。

## 第7 言い伝えや教訓の伝承

風水害等対策編・第2章・第1節・第7に準ずる。

## 第2節 地域防災力の充実

自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を図るとともに、ボランティアの活動支援体制の整備を行う。

### 第1 個人・企業等における対策

風水害等対策編・第2章・第2節・第1に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

#### 1 市民個人の対策

##### (1) 防災に関する知識の取得

- ア 震度、マグニチュード等の知識
- イ 過去に発生した地震被害状況
- ウ 緊急地震速報及びその利用の心得に関する知識

##### (2) 各家庭の地震対策

- ア 家屋の耐震診断、補強
- イ 家具の転倒、落下等対策
- ウ 地震保険への加入の検討

### 第2 自主防災組織の育成・強化

風水害等対策編・第2章・第2節・第2に準ずる。

### 第3 消防団の活性化の推進

風水害等対策編・第2章・第2節・第3に準ずる。

### 第4 女性防火クラブの育成・強化

風水害等対策編・第2章・第2節・第4に準ずる。

### 第5 災害関係ボランティアの環境整備

風水害等対策編・第2章・第2節・第5に準ずる。

### 第6 人的ネットワークづくりの推進

風水害等対策編・第2章・第2節・第6に準ずる。

### 第7 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

風水害等対策編・第2章・第2節・第7に準ずる。

### 第3節 防災訓練の実施

初動対応等を重視した実践的な防災訓練を行う。

市は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

その他風水害等対策編・第2章・第3節に準ずる。

なお、震災対策の総合防災訓練には、消火訓練及び土砂災害にかかる防災訓練を追加する。

### 第4節 避難行動要支援者対策

風水害等対策編・第2章・第4節に準ずる。

### 第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

風水害等対策編・第2章・第5節に準ずる。

## 第6節 震災に強いまちづくり

防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消、地震防災対策場整備の緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進等の各種対策を総合的かつ計画的に展開する。

### 第1 震災に強いまちづくり

#### 1 震災に強い都市整備の計画的な推進

風水害等対策編・第2章・第6節・第1・1に準ずる。

#### 2 震災に強い都市構造の形成

##### (1) 土地区画整理事業等の面的整備事業推進による防災都市づくり

風水害等対策編・第2章・第6節・第1・2・(1)に準ずる。

##### (2) 防災機能を有する施設の整備

風水害等対策編・第2章・第6節・第1・2・(2)に準ずる。

また、震災対策においては、特に、災害時の重要拠点となる庁舎や消防本部等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

なお、それらの施設については、本章・第17節のとおり、十分な耐震性を確保するよう留意する。

##### (3) 火災に強い都市構造の形成

市（各部等）、県（県土整備部・その他各部局）等の関係機関は、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性防火水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による火災拡大防止に配慮した土地利用への誘導等により、火災に強い都市構造の形成を図る。

##### (4) 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

市（各部等）は、風水害等対策編・第2章・第4節・第4のとおり、避難行動要支援者に配慮した施設の整備を推進する。

#### 3 震災時の緊急活動を支える公共施設等の整備

風水害等対策編・第2章・第6節・第1・3に準ずる。

#### 4 火災延焼防止のための緑地整備

市（建設部・教育委員会事務局教育部・産業観光部）は、震災時の避難場所として利用される公園、学校等の公共施設の緑化に際して、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど火災に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、震災による火災延焼防止のための緑づくりを促進する。

#### 5 緊急時における電源の確保

風水害等対策編・第2章・第6節・第1・4に準ずる。

### 第2 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

地震に起因する崖崩れ、山崩れ等を防ぐため、風水害等対策編・第2章・第6節・第2に準じて、市（建設部・産業観光部）は、県（環境森林部・県土整備部）に対して、土砂災害危険地域における山腹等の整備対策を要望する。

## 第7節 地盤災害予防対策

大規模な地震に起因する山崩れ・崖崩れ等から、市民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

### 第1 宅地造成地災害防止対策

風水害等対策編・第2章・第7節・第2に準ずる。また、震災対策においては次の事項を追加する。

#### 1 大規模盛土造成地

市（建設部）は、公表した大規模盛土造成地について、県（県土整備部）と連携しながら、安定性及び安全性確保に向けた取組を実施するとともに、災害防止に努める。

### 第2 被災宅地危険度判定制度の整備

風水害等対策編・第2章・第7節・第3に準ずる。

### 第3 軟弱地盤対策

市（各部等）、県（各部局）及び公共・公益施設の管理者は、液状化の被害が想定される地域における施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発に当たって十分な連絡調整を図る。

※液状化とは、地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液状になる現象のこと。これにより、比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管等）が浮き上がったりする。

## 第8節 農林業関係災害予防対策

風水害等対策編・第2章・第10節に準ずる。

## 第9節 地震情報の観測・収集・伝達体制の整備

地震情報収集体制の整備を図るとともに、各地震情報に対する市民への普及・啓発に努める。

### 第1 宇都宮地方気象台の対策

#### 1 観測及び情報伝達システム

気象庁が設置している市内の計測震度計に対し、適切な維持管理を行うとともに、設置環境等の調査を定期的に行い、必要に応じて改善する。

#### 2 緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報について市民等がテレビ・ラジオ等で見聞きした時に適切な対応行動がとれるよう、利用の心得などの普及啓発に努める。

#### 3 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の普及

北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域やその周辺でMw7.0以上の地震が発生し、大規模地震の発生可能性が平常時より相対的に高まっている際に、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表を行うことから、発表時の市民等の防災対応について普及啓発に努める。

### 第2 市の対策

市（総務部）及び消防本部は、地震発生時に迅速かつ的確な対応が図れるよう、「栃木県震度情報ネットワークシステム」及び気象庁の「緊急地震速報」等を活用し、迅速かつ的確な災害応急対策活動の実施に努める。

#### ＜市内の震度観測地点＞

| 設置者                    | 設置箇所         |
|------------------------|--------------|
| 栃木県＜栃木県震度情報ネットワークシステム＞ | 共墾社、あたご町、中塩原 |
| 気象庁                    | 麤沼           |
| （国立研究開発法人）防災科学技術研究所    | 鍋掛、中塩原       |

## 第10節 情報通信網の整備

風水害等対策編・第2章・第12節に準ずる。

## 第 1 1 節 避難体制の整備

避難所等の選定、避難誘導体制、避場所運営体制の整備を促進するとともに逃げ遅れをなくすため、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、早期避難の重要性を市民に周知する。

風水害等対策編・第2章・第13節に準ずる。また、震災対策においては東日本大震災の経験を踏まえるほか、次の事項を併せて実施する。

### 第 1 帰宅困難者対策

#### 1 栃木県帰宅困難者対策連絡会議との連携

市（総務部）、県（危機管理防災局）、県警察、鉄道事業者等は、帰宅困難者発生時に円滑に対応することを目的として、県が主宰する「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」に参加して、必要な情報収集を行う。

#### 2 一斉帰宅の抑制

「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に一斉帰宅を抑制する取組を推進する。

##### (1) 企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

ア 従業員や児童生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保

イ 従業員や児童生徒等の安否確認手段の確保

ウ 従業員や児童生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

##### (2) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護と一斉帰宅の抑制に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、鉄道事業者に準ずる対策を実施する。

##### (3) 市民等への周知

市（総務部・産業観光部）は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を市民へ周知するとともに、上記の取組について企業等への啓発を図る。

#### 3 一時滞在施設等の確保

市（総務部）は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、市所有の施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。また、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

#### 4 帰宅困難者の誘導等の体制整備

市（総務部）は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の案内誘導について、警察等の関係機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、（一社）栃木県バス協会に協力を得られるよう連絡体制を整備しておく。

県は、栃木県帰宅困難者対策連絡会議等を通じて、市に対して必要な支援を行う。

#### 5 外国人への支援

市（市民生活部）は、那須塩原市国際交流協会等と連携し、外国人の帰宅困難者に対して多言語に

よる情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

また、県（生活文化スポーツ部）及び（公財）栃木県国際交流協会に必要な支援を求める。

## 第2 県外避難者受入対策

県（危機管理防災局）は、市が県外避難者の緊急避難場所、避難所として使用できる施設についてあらかじめ把握するため、市（総務部）はこれに協力する。

選定に当たっては避難行動要支援者の受け入れについて十分留意するほか、県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営は、原則として市が行うことに留意する。

### 第12節 警察における活動体制の整備

風水害等対策編・第2章・第14節に準ずる。

## 第 1 3 節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備

火災予防の徹底に努めるとともに、消火・救急・救助体制の整備充実を図る。

### 第 1 火災予防の徹底

#### 1 地域住民に対する指導

市（総務部）及び消防機関は、自主防災組織等と連携して、一般家庭に対する各戸巡回や各種会合等における消火訓練などを通じて消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、市（総務部）及び消防本部等は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている女性防火クラブ民間の防火組織の育成、指導を強化する。

#### 2 住宅防火対策の推進

地域住民、特に、高齢者、障害者等の要配慮者を住宅火災から守るため、消防本部等、女性防火クラブ等関係機関は、自主防災組織等と連携して、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及啓発活動を実施するなど住宅防火対策の一層の推進を図る。

#### 3 防火・防災管理者の育成

消防本部等は、防火及び防災管理者に対して施設における消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

### 第 2 消防力の強化

#### 1 組織の充実強化

市（総務部）及び消防本部等は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、消防団員の減少やサラリーマン化をはじめ、一部では高齢化の問題を抱えている消防団について、団員の確保と資質の向上を図るほか、機能別消防団員及び女性消防団員の加入を推進し、平日の日中時間帯における人員確保に努める。

#### 2 消防施設等の整備充実

市（総務部）及び消防本部等は、「消防力の整備指針」等により、庁舎設備、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

#### 3 消防水利の確保・整備

市（総務部）及び消防本部等は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について計画的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたすおそれが高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

##### (1) 消防水利施設の整備

市（総務部）は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽その他自然水利等の整備に努める。

##### (2) 河川水の緊急利用

市（上下水道部）は、都市部を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

(3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

市（各部等）は、庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な消防水利の確保を図る。

また、既存の防火水槽について、定期的な点検による適正な維持管理や耐震補強を実施するなど、地震に備えた消防水利の確保に努める。

4 広域的な消防応援受入体制の整備

消防本部等は、風水害等対策編・第2章・第24節・第2のとおり、広域的な消防応援受入体制を整備する。

第3 救急・救助力の強化

1 組織の充実強化

本節・第2・1に準ずる。

2 救急・救助用車両・資機材等の整備

消防本部等は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、次に掲げる人員、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

- ・救急救命処置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需要に対応できる職員の養成
- ・救助工作車、高規格救急車等の車両の整備
- ・応急措置の実施に必要なエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備

3 医療機関との連携強化

風水害等対策編・第2章・第15節・第3に準ずる。

4 応援受入・連携体制の整備

消防本部等は、風水害等対策編・第2章・第24節・第2のとおり、広域的な消防応援受入体制を整備する。また、同節・第3のとおり県警察及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

## 第 1 4 節 保健医療体制の整備

風水害等対策編・第2章・第16節に準ずる。

## 第 1 5 節 緊急輸送体制の整備

風水害等対策編・第2章・第17節に準ずる。

なお、震災対策における同節・第2・1「(1) 道路・橋りょうの整備」は、次のとおりとする。

### ア 道路の整備

道路管理者は、震災時における道路機能を確保するために、適切な道路の整備を推進する。

また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

### イ 橋りょうの整備

道路管理者は、被災を受けた場合に交通に重要な影響を与える橋りょうについて、国土交通省の道路橋示方書の基準に合致した耐震性の高い橋りょうの整備を行う。

また、耐震補強等の対策が必要な既設橋りょうについては、緊急度の高い橋りょうから順次対策の実施を図る。

## 第 1 6 節 防災拠点の整備

風水害等対策編・第2章・第18節に準ずる。

## 第 1 7 節 建築物等災害予防対策

地震発生時における建築物の安全性の確保を促進するため、建築物の耐震性の強化など必要な防災対策を積極的に講じる。

### 第 1 現状と課題

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号）（以下「耐震改修促進法」という。）は、阪神淡路大震災の教訓から、建築物の耐震化を促進することを目的として施行され、平成 18 年と平成 25 年には法律の改正、平成 31 年には施行令の改正が行われ、耐震対策の強化が図られている。

これら法令の改正や栃木県耐震改修促進計画の策定及び改定を受け、市は現在、令和 3 年から令和 7 年を計画期間とする「那須塩原市建築物耐震改修促進計画（三期計画）」の下に耐震化を促進しており、引き続き耐震化促進の取組強化、普及啓発に努める必要がある。

### 第 2 民間建築物の耐震性の強化促進

#### 1 耐震診断、耐震改修等の促進指導

市（建設部）は、那須塩原市建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の所有者等に指導、助言を行い、耐震診断、耐震改修等を促進する。また、天井の脱落防止対策についても、新しい基準や落下の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行う。

#### 2 耐震性に関する知識の普及

市（建設部）は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震補強等の重要性の啓発及び耐震改修相談窓口の整備などを行うほか、（一財）日本建築防災協会が行う建築技術者向け耐震診断講習会の周知等を行い、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。

#### 3 耐震診断、耐震改修等の支援

市（建設部）は、県と連携して住宅所有者等の費用負担を軽減するための助成制度の周知・活用促進を図る。

### 第 3 公共建築物の耐震性等の強化

応急対策活動の拠点、避難施設等として重要機能を担う公共建築物について、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

#### (1) 市庁舎等の整備

市（総務部）は、災害対策の中核施設となる市庁舎等について、重点的に耐震性の確保を図る。

#### (2) 学校校舎

市（教育委員会事務局教育部）は、震災時における児童・生徒や教職員等の安全の確保を図るため、次の安全確保の観点に立った学校校舎等の整備を図る。

##### ア 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎、体育館等について、耐力度調査、耐震診断等を実施し、必要に応じ建替え又は耐震補強工事を実施するとともに、国が示す技術的基準に基づいて、非構造部材の落下防止対策に努める。

##### イ 設備・備品等の安全管理

テレビ、ロッカー、書棚、書架等の転倒落下等の防止対策を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

### (3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難収容施設、医療救護施設、社会福祉施設、その他の応急対策の拠点となる防災上重要な公共建築物の管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じて順次改修等に努める。

## 第4 その他必要な防災対策の実施

防災上重要な公共建築物は、復旧活動における拠点施設としての機能も確保する必要があることから、次に示す防災対策を推進する。

### (1) 防災設備等の整備

市（各部等）は、防災上重要な公共建築物に対し、以下のような防災措置を実施して防災機能の強化に努める。

- ア 食料、飲料水、非常用トイレ等の確保
- イ 通信設備及びインターネット接続環境の整備
- ウ 非常用電源設備の整備
- エ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- オ 配管設備類の固定・強化
- カ 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- キ その他防災設備の充実

### (2) 施設の維持管理

市（各部等）は、防災上重要な公共建築物について、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検や法令に基づく点検などを実施して施設の維持管理に努める。

- ア 点検結果の記録等
- イ 建築物の構造図、平面図及び防災関連図面
- ウ 施設の維持管理の手引

## 第5 震災建築物応急危険度判定制度の整備

市（建設部）は、地震により被災した建築物の余震等による二次災害に対する安全性を判定するため、震災建築物応急危険度判定制度を整備する。

### 1 震災建築物応急危険度判定士の養成

震災により被災した建築物の応急危険度を判定する技術者を確保するため、「那須塩原市震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、応急危険度判定士の養成を行う。

### 2 震災建築物応急危険度判定士の運用・支援体制の整備

震災建築物応急危険度判定を円滑に実施するため、震災建築物応急危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等についての運用方法や連絡網等を整備する。

## 第6 構造の耐震化以外の安全対策

### 1 天井脱落対策

市（建設部）は、大規模な天井の脱落対策に係る新たな基準や、天井の脱落による人的な被害の危険性を所有者等に周知する。また、市有建築物においては、早期の安全化を進める。

### 2 ブロック塀等の倒壊防止

東日本大震災においては、市内広範囲においてブロック塀（特に大谷石製のもの）の倒壊被害が発生し、人的被害に及ぶおそれも生じたほか、倒壊したブロックが道路を塞ぎ、緊急車両の通行や避難路の確保に支障が生じる状況も確認された。

このため、市（建設部）は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊防止のため、建築基準法に基づき、市民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

また、通学路や多くの住宅から避難所等に通じる道路において、危険なブロック塀の除去に対して実施している「危険ブロック塀等改善事業補助制度」を周知する。

### 3 窓ガラス等の落下防止

市（建設部）は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、広告塔、タイル等の落下の危険のあるものについて、定期報告及び確認申請等によりその実態を把握し、必要に応じて所有者等に対する改善指導を行う。

### 4 エレベーターの安全対策

市（建設部）は、地震発生時のエレベーター閉じ込め防止等における安全基準の普及啓発を実施するとともに、必要に応じて改善の指導を行う。

## 第7 家具等転倒防止

市（総務部）は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやチラシ等の配布を通じて普及啓発を図る。

## 第8 石綿含有建材使用建築物の予防対策

### 1 応急対策時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備

市（環境戦略部・建設部）は、平時から県（環境森林部・危機管理防災局・県土整備部）と調整し、災害時の対応方法を整理するとともに、情報の受け入れ・伝達体制を構築するよう努める。

### 2 解体・補修時の石綿飛散防止に係る指導体制の整備

市（環境戦略部・建設部）は、平時から県（環境森林部・県土整備部）と調整し、建築物等の所有者、解体工事受注者等に対する指導方針をあらかじめ定めるとともに、被災建築物等の解体等に係る相談窓口や指導体制を整理するよう努める。

## 第 1 8 節 インフラ施設等の災害予防対策

鉄道、上下水道、電力等のインフラ施設について安全性を考慮した施設整備に努める。

### 第 1 輸送関係機関の対策

#### 1 道路施設

風水害等対策編・第2章・第20節・第4に準ずる。

#### 2 鉄道施設

風水害等対策編・第2章・第20節・第5に準ずる。

### 第 2 ライフライン関係機関の対策

#### 1 上水道施設

風水害等対策編・第2章・第20節・第1に準ずる。

#### 2 下水道施設

風水害等対策編・第2章・第20節・第2に準ずる。また、震災対策においては、次の施設整備に留意する。

##### (1) 施設の整備

市（上下水道部）は、施設の新設、増設に当たっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、耐震性向上のために開発される資機材や工法等を積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。

また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。

#### 3 電力施設

風水害等対策編・第2章・第20節・第3に準ずる。また、震災対策においては次の事項を追加する。

##### ア 設備の安全化対策

##### ① 電力施設

電力施設については、電気設備の技術基準等に基づき設計する。

##### ② 電力の安定供給

a 電力系統は、発・変電所、送電線が一体となり運用しているが、供給力逼迫時は、他電力からの応援を受ける体制を整える。

b 震災時においても、停電の回避、停電しても停電範囲の極限化、停電時間短縮化が図られるよう操作を行うとともに、常日頃の訓練や体制を整える。

### 第 3 廃棄物処理施設

風水害等対策編・第2章・第20節・第6に準ずる。

## **第 1 9 節 危険物施設等災害予防対策**

風水害等対策編・第2章・第21節に準ずる。

## **第 2 0 節 学校・社会施設等の災害予防対策**

風水害等対策・編第2章・第22節に準ずる。

## **第 2 1 節 航空消防防災体制の整備**

風水害等対策編・第2章・第23節に準ずる。

## **第 2 2 節 応援・受援体制の整備**

風水害等対策編・第2章・第24節に準ずる。

## 第23節 孤立集落災害予防対策

震災時に道路や通信の途絶により孤立する可能性がある地区に対する情報連絡体制、物流体制、備蓄等の整備に努める。

### 第1 市及び消防本部等の対策

風水害等対策編・第2章・第25節・第1に準ずる。

また、震災対策では、平成16年の新潟県中越地震や平成20年の岩手・宮城内陸地震において、中山間地域において土砂崩れ等による孤立集落が発生し、ヘリ等を使用した救助・輸送活動が行われたこと等に留意する。

〈資料編2-47 災害時に孤立するおそれのある集落一覧〉

### 第2 未然防止対策

風水害等対策編・第2章・第25節・第2に準ずる。また、震災対策においては、孤立するおそれのある集落に通じる道路や橋りょうについて耐震化を推進する。

### 第3 住民等の対策

風水害等対策編・第2章・第25節・第3に準ずる。

## 第24節 災害廃棄物等の処理体制の整備

風水害等対策編・第2章・第26節に準ずる。

## 第3章 応急対策

### 第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

市内で大規模災害が発生時し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部等を設置し、国、県、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を実施する。

#### 第1 市の活動体制

職員の体制区分、配備基準は、原則として別に定める「那須塩原市災害応急対策計画初動体制」のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

なお、地震発生時には電話による連絡が困難となる場合も考えられるため、初動体制で指定された職員は、命令がなくとも自主登庁により参集することを原則とする。

〈資料編2-2 那須塩原市災害応急対策計画初動体制〉

#### 第2 災害警戒本部（Ⅰ）の設置

市（総務部）は、市内いずれかの観測地点において震度5弱の地震が発生した場合は、風水害等対策編・第3章・第1節・第3に準じて、災害警戒本部（Ⅰ）を設置する。

#### 第3 災害警戒本部（Ⅱ）の設置

市（総務部）は、市内いずれかの観測地点において震度5強の地震が発生した場合は、風水害等対策編・第3章・第1節・第3に準じて災害警戒本部（Ⅱ）を設置する。

#### 第4 災害対策本部等の設置

風水害等対策編・第3章・第1節・第4に準ずる。また、震災時における設置基準等は、次の内容とする。

##### 1 災害対策本部の設置時期等

市（総務部）は、地震発生に伴い災害対策の責務を遂行するために必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の2及び那須塩原市災害対策本部条例の規定により、市長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、本庁舎に本部を設置できない場合、又は、全庁的でなく局地的な被害が発生した場合、市長の判断により、指揮をとりやすい支所庁舎等に本部を設置する場合がある。

〈資料編2-29 那須塩原市災害対策本部条例〉

##### (1) 災害対策本部等の設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

ア 市内に最大震度6弱以上の地震が発生したとき（自動的に設置する）。

イ 長周期地震動階級4が発表されたとき。

ウ 市内において大規模な地震により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。

エ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき。

#### 第5 業務継続性の確保

風水害等対策編・第3章・第1節・第6に準ずる。

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難指示等の判断に必要な情報の収集・伝達・報告を行う。

### 第1 情報収集伝達体制

風水害等対策編・第3章・第2節・第1に準ずる。

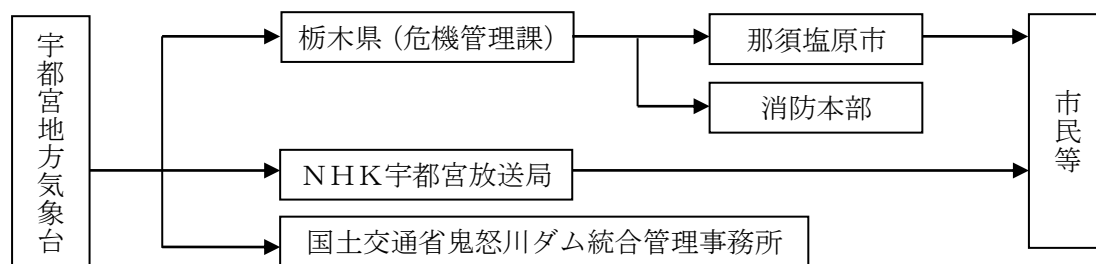
なお、災害対策の主管課である総務部危機管理課は、地震発生後速やかに本庁舎に登庁し、被害情報の収集及び県、消防本部等の防災関係機関との連絡調整に当たる。

### 第2 地震情報等の受伝達

#### 1 地震情報等の発表

宇都宮地方気象台は、次の場合に地震情報等を発表する（観測点は、気象台及び県、(国研)防災科学技術研究所が管轄するもの）。

- ア 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合
- イ 県内で地震による被害が発生した場合
- ウ 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合
- エ その他、必要と認められる地震が発生した場合



地震情報等の伝達系統

#### 2 異常現象等の通報

風水害等対策編・第3章・第2節・第2・4に準ずる。

### 第3 被害状況等の情報収集

風水害等対策編・第3章・第2節・第3に準ずる。

### 第4 情報等の伝達

風水害等対策編・第3章・第2節・第4に準ずる。

### 第5 被害状況の報告

風水害等対策編・第3章・第2節・第5に準ずる。

### 第6 通信手段の確保

風水害等対策編・第3章・第2節・第6に準ずる。

### 第7 放送要請

風水害等対策編・第3章・第2節・第7に準ずる。

### 第3節 自治体・自衛隊等の応援協力

風水害等対策編・第3章・第4節に準ずる。

### 第4節 災害救助法の適用

風水害等対策編・第3章・第5節に準ずる。

## 第5節 災害発生時の避難対策

震災時における人的被害を軽減するため、県及び防災関係機関との連携によりして、適切な避難誘導を行うとともに、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者等への支援、避難場所等における良好な生活環境の整備等について、特に配慮する。

### 第1 避難情報の発令・警戒区域の設定

風水害等対策編・第3章・第6節・第1に準ずる。

なお、地震時における避難指示等は、次のような場合に必要な範囲の住民に対して行う。

- (1) 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき
- (2) ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき
- (3) 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき
- (4) 工作物等の倒壊の危険があるとき
- (5) その他特に必要があると認められるとき

### 第2 避難情報の周知・誘導

風水害等対策編・第3章・第6節・第2に準ずる。

### 第3 避難所の開設、運営

風水害等対策編・第3章・第6節・第3に準ずる。

### 第4 在宅避難者等の支援

風水害等対策編・第3章・第6節・第4に準ずる。

### 第5 広域一時滞在

風水害等対策編・第3章・第6節・第5に準ずる。

### 第6 県外避難者の受入

#### 1 初動対応

市（総務部）は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、その受け入れに努める。

県（危機管理防災局）は、県外からの避難者が発生したと認められる場合は次のとおり対応し、市はこれに協力する。

#### (1) 受入方針の決定

市（総務部）は県（危機管理防災局）と調整の上、県外からの避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外からの避難者の受入方針を決定する。

#### (2) 県外広域避難所の選定

市（総務部）は県からの要請に基づき、指定避難所の中から県外広域避難所を選定する。

#### (3) 県外広域避難所の開設・運営

市（保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局教育部）は、本節・第3に準じて県外広域避難所の開設、運営を行う。県は、原則として市が行う県外広域避難所の運営を支援する。

## 2 避難者の支援

### (1) 県外からの避難者への総合的な支援

市（総務部・各部）及び県（危機管理防災局、その他部局）は、自主防災組織、自治会、ボランティア、市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会等と協力して、県外からの避難者の支援に努める。

### (2) 県外からの避難者の地域コミュニティの形成支援

市（総務部・保健福祉部）及び県（危機管理防災局）は、県社会福祉協議会や市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力により、県外からの避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

## 第7 被災者台帳の作成

風水害等対策編・第3章・第6節・第6に準ずる。

### 第6節 要配慮者の支援

風水害等対策編・第3章・第7節に準ずる。

### 第7節 警察における活動

風水害等対策編・第3章・第8節に準ずる。

## 第8節 救急・救助・消火活動

関係者が連携して被災者の救急・救助活動を行う。

### 第1 市民及び自主防災組織の活動

風水害等対策編・第3章・第9節・第1に準ずる。なお、「災害時」については「地震災害時」と読み替える。

#### 1 消火活動

##### (1) 火災予防措置

###### ア 家庭の措置

大きな地震を感じた場合、火災の発生を防止するため、身の安全を確保した上で、使用中の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレーカーの遮断をする。

###### イ 自主防災組織

各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

##### (2) 火災が発生した場合の措置

###### ア 家庭の措置

- ㊦ 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。
- ㊧ 消防本部等に通報する。
- ㊨ 消火器、くみ置き水等で初期消火活動を行う。

###### イ 自主防災組織の措置

火災が発生した旨を近隣住民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期消火活動に努める。

消防機関が現場に到着したときは、消防機関の指示に従う。

### 第2 事業所の活動

#### 1 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

#### 2 火災が発生した場合の措置

- (1) 防災管理者又は防火管理者の指揮により、自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

#### 3 二次災害防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- (2) 県警察、最寄りの防災関係機関にかけつけるなど可能な手段により直ちに通報する。
- (3) 事業所内への立入禁止等の適切な措置を講ずる。

### 第3 市、消防機関の活動

#### 1 救急・救助活動

風水害等対策編・第3章・第9節・第2・1及び2に準ずる。

#### 2 消火活動

##### (1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防機関は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

##### (2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を行う。

ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区においては、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先に行う。

ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区においては、住民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災組織が実施する初期消火活動と連携するとともに、指導に努める。

### 第4 県消防防災ヘリコプター緊急運航の要請

風水害等対策編・第3章・第9節・第3に準ずる。

### 第5 消防相互応援等

風水害等対策編・第3章・第9節・第4に準ずる。

### 第6 消防、警察、自衛隊の連携

風水害等対策編・第3章・第9節・第5に準ずる。

## 第9節 医療救護活動

風水害等対策編・第3章・第10節に準ずる。

## 第10節 二次災害防止活動

地震発生後の余震、降雨等に伴う二次的な災害を防ぐため、関係機関は連携して、応急対策を実行する。

### 第1 水害・土砂災害時の二次災害防止

#### 1 水害の防止

風水害等対策編・第3章・第3節・第1、第2に準ずる。

#### 2 土砂災害の防止

風水害等対策編・第3章・第3節・第3に準ずる。なお、「降雨等による」は「余震、降雨等による」に読み替える。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

##### (1) 土砂災害警戒情報の発表基準

地震の影響により現状の基準を見直す必要がある場合は、県（県土整備部）と宇都宮地方気象台は栃木県土砂災害警戒情報に関する実施要領に基づき、地震時における暫定基準を適用する。

### 第2 建築物・構造物の二次災害防止

#### 1 震災建築物応急危険度判定の実施

市（建設部）は、県（県土整備部）と連携して、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止するため、震災建築物応急危険度判定を実施する。

点検の結果、建築物の使用を制限する必要がある場合は、当該建築物等の管理者、使用者に十分な説明に努める。

#### 2 倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

##### (1) 注意喚起の実施

市（保健福祉部）は、市民及び救護活動又は障害物撤去等従事者に対し石綿を含む粉じんのばく露防止についての注意喚起を行う。

##### (2) 石綿露出状況の把握

市（総務部）は、県（環境森林部・危機管理防災局）に対し、建築物等の倒壊・損壊の情報等を提供し、建築物等の吹付け石綿等の露出状況の把握に協力する。

##### (3) 解体等工事における石綿飛散防止に関する周知

県（環境森林部・県土整備部）は、被災建築物等の解体・補修工事（以下「解体等工事」という。）開始前に説明会を開催するなどして、市、解体業者、建設・土木業者等に対して、解体等工事における石綿飛散防止等について周知するよう努める。

## **第 1 1 節 緊急輸送活動**

風水害等対策編・第3章・第11節に準ずる。

## **第 1 2 節 食料・飲料水・生活必需品等の供給**

風水害等対策編・第3章・第12節に準ずる。

## **第 1 3 節 農林業関係対策**

風水害等対策編・第3章・第13節に準ずる。

## **第 1 4 節 保健衛生活動**

風水害等対策編・第3章・第14節に準ずる。

## **第 1 5 節 障害物等除去活動**

風水害等対策編・第3章・第15節に準ずる。

## **第 1 6 節 廃棄物等処理活動**

風水害等対策編・第3章・第16節に準ずる。

## **第 1 7 節 学校・社会施設等の応急対策**

風水害等対策編・第3章・第17節に準ずる。

## **第 1 8 節 住宅応急対策**

風水害等対策編・第3章・第18節に準ずる。

## **第 1 9 節 インフラ施設応急対策**

風水害等対策編・第3章・第19節に準ずる。

## **第 2 0 節 危険物施設等応急対策**

風水害等対策編・第3章・第20節に準ずる。

## 第 2 1 節 広報活動

風水害等対策編・第3章・第21節に準ずる。

## 第 2 2 節 自発的支援の受け入れ

風水害等対策編・第3章・第22節に準ずる。

## 第 2 3 節 孤立集落応急対策

風水害等対策編・第3章・第23節に準ずる。

## 第4章 復旧・復興

### 第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

風水害等対策編・第4章・第1節に準ずる。

### 第2節 住民生活の早期再建

風水害等対策編・第4章・第2節に準ずる。

### 第3節 インフラ施設等の復旧

風水害等対策編・第4章・第3節に準ずる。



## 附編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

### 第 1 節 総 則

#### 第 1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 2 項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されている那須塩原市における円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を定め、本地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この章に記載のない事項は、総論及び震災対策編による。

#### 第 2 定義

この計画において、次に掲げる用語の意味は、次のとおりである。

##### 1 後発地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でM7.0以上の地震が発生した後に発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。

##### 2 北海道・三陸沖後発地震注意情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。

### 第 2 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第 1 条に掲げる地震防災上緊急に整備すべき施設等（下表参照）を必要性及び緊急性に従い、所定の基準等により整備する。

なお、施設等の整備は、概ね五箇年を目途とし、事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法を考慮する。

| 地震防災上緊急に整備すべき施設等   | 留意事項                                                                                                                                         |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化 |                                                                                                                                              |
| 2 土砂災害防止施設         |                                                                                                                                              |
| 3 避難場所             | <p>○積雪寒冷地においては、必要に応じて、屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。</p> <p>○地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される地域において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。</p> |

|                                   |                                                                                  |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 4 避難経路                            | ○積雪寒冷地においては、必要に応じて、積雪等に配慮した避難経路の整備を行う。                                           |
| 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設<br>その他の消防用施設 | ○消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設 |
| 6 緊急輸送を確保するために必要な道路               |                                                                                  |
| 7 通信施設                            | ○市防災行政無線、その他の防災機関等の無線                                                            |
| 8 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地        |                                                                                  |
| 9 その他の事業                          |                                                                                  |

### 第3節 関係者との連携協力の確保

#### 第1 人員、資機材等の確保

被災時の応急対策のための人員、資機材等の手配について、広域的措置については、震災対策編・第3章・第3節に準ずる。

#### 第2 物資の備蓄・調達

被災時に必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は、震災対策編・第2章・第5節及び第3章・第12節に準ずる。

### 第4節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応

#### 第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の防災体制

##### 1 市の情報伝達体制

市（総務部・企画部）は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合、次の点に留意して庁内、関係機関及び住民等へ、後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報及び後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）を伝達する。

その伝達方法等は、震災対策編・第3章・第2節に準ずる。

##### <情報伝達に当たっての留意事項>

- (1) 勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、確実に伝達する。
- (2) 可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達する。
- (3) 地域住民等に対し、具体的にとるべき行動を併せて示す。
- (4) 状況の変化等に応じ、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずる。
- (5) 地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続して行う。
- (6) 外国人等に対し、外国語放送等を活用する。

## 2 市の防災体制

市（総務部）は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合に警戒体制をとり、災害警戒本部を設置する。その方法等は、震災対策編・第3章・第1節に準ずる。

### 第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

市（総務部・企画部）は、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

その体制、周知方法は、震災対策編・第3章・第2節に準ずる。

### 第3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

### 第4 市のとるべき措置

市（総務部・企画部）は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

#### <後発地震に対して注意する措置>

- (1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- (2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- (3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- (4) 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

## 第5節 防災訓練

震災対策編・第2章・第3節に準ずる。

## 第6節 地震防災上必要な教育及び広報

### 第1 市職員に対する教育

市（総務部）は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。

- (1) 地震に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

### 第2 市民に対する教育・広報

市（総務部）は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

- (1) 地震に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品



# 第1章 総 則

## 第1節 本市の火災を取り巻く環境

市街地、準市街地等の状況、林野に関する状況等大規模火災・林野火災対策面から見た本市の環境を把握し、効果的な火災対策の実施に資する。

### 第1 市街地の状況

市街地火災の防除のため、本市では準防火地域を次のとおり指定している。

#### ○準防火地域の指定状況

| 地域      | 決定面積（ha） | 決定年月日     |
|---------|----------|-----------|
| 大黒町周辺   | 約 12.1   | H14. 4. 1 |
| 那須塩原駅周辺 | 約 26.5   | H14. 4. 1 |
| 西那須野駅周辺 | 約 49.0   | S56. 4. 1 |
| 合 計     | 約 87.6   |           |

### 第2 林野の状況

本市の林野面積は38,406haで、市の面積の約4割を占める。また、国有林は24,957ha、民有林13,449haで、森林の3割以上が民有林である。（令和5年版栃木県森林・林業統計書）

## 第2節 本市に被害を及ぼした主な火災

本市に被害を及ぼした大規模火災・林野火災の概要を知り、的確な災害対策に資する。

### 第1 ブリヂストン栃木工場火災（平成15年9月8日～10日）

#### 1 火災の概要

9月8日正午ころ、島方地区のブリヂストン栃木工場のゴム練り（バンバリー）工場内にある精練機から出火。県内全消防本部をはじめとする近隣の消防機関、県外からの緊急消防援助隊及び県消防防災ヘリコプターが一体となった消火活動の結果、9月10日人的被害を出さずに鎮火した。

#### 2 被害概況

焼損面積 39,581㎡

損害額 4,390,000千円

タイヤ製品約16万5千本が焼失

周辺住民5,000名余に避難指示が出される。

## 第2章 予 防

### 第1節 市民等の防災活動の促進

市民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、消防団、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織等の育成及びそれら団体との連携による地域防災力の強化により、火災が発生した場合の被害軽減に資する。

#### 第1 火災予防対策の推進

##### 1 防火知識の普及啓発

消防本部等は、春季（3月1日～7日）・秋季（11月9日～15日）の全国火災予防運動期間中の広報活動や、講習会の開催などにより、防火知識の普及啓発を図る。

##### 2 林野火災への防火意識の啓発

林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いであることから、消防本部等及び市（産業観光部）は、県（環境森林部）と連携して林業関係者、林野周辺住民及びハイカーなどの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

また、県（危機管理防災局・環境森林部）と連携して、全国山火事予防運動（3月1日～7日）及び栃木県春の山火事防止強調運動（3月1日～5月31日）の実施期間において啓発活動等を行う。

#### 第2 地域防災力の強化

風水害等対策編・第2章・第2節に準ずる。

## 第2節 火災に強いまちづくり

都市基盤施設、緑地等の整備による延焼拡大防止、野外堆積物に対する管理指導による火災発生原因の除去、建築物の安全化を総合的に展開する。

### 第1 火災に強いまちづくり

風水害等対策編・第2章・第6節・第1に準ずる。

### 第2 火災に強い都市の形成

#### 1 火災に強い都市構造の形成

市（総務部・建設部）は、防火地域、準防火地域の的確な指定により火災に配慮した土地利用への誘導等を行うとともに、次に掲げる事業の実施により火災に強い都市構造の形成に努める。

- (1) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地など骨格的な都市基盤施設の整備
- (2) 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
- (3) 建築物や公共施設の耐震・不燃化
- (4) 水面・緑地帯の計画的確保
- (5) 耐震性防火水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等

#### 2 延焼火災防止のための緑地整備

震災対策編・第2章・第6節・第1・4に準ずる。

### 第3 野外堆積物対策

消防本部等は、廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、県及び市の廃棄物担当部局等との連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

### 第4 林野等の整備

#### 1 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災発生又は拡大の危険性の高い地域を林野火災特別地域に指定された場合、県（危機管理防災局）及び市（総務部）は、林野火災特別地域対策事業計画を作成し、これに基づき事業を推進する。

#### 2 火災に強い森林づくりと管理活動の推進

県（危機管理防災局）及び市（総務部）は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努める。

森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動に努める。

### 第5 火災に対する建築物等の安全化

消防本部等及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより火災に強い建物構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用に関する啓発の徹底など火災安全対策の充実を図る。

## 第3節 迅速かつ円滑な応急対策への備え

平常時から関係機関との情報伝達体制の整備、県消防防災ヘリコプターとの連携などの相互連携体制強化対策を実施する。

### 第1 情報収集・伝達体制の整備

#### 1 火災警報発令等情報の充実

消防機関及び市（総務部）は、宇都宮地方気象台が発表する火災気象通報を分析活用し、火災警報を適時・的確に発令する体制を確保する。

#### 2 情報の収集・伝達

市（総務部・各支所）及び消防機関は、それぞれの機関及び機関相互間において火災情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。

また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

#### 3 機動的な情報収集体制の整備

消防機関及び市（総務部・各支所）は、迅速かつ的確な火災情報の収集・連絡の重要性に鑑み、火災発生現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

#### 4 多様な情報収集体制の整備

市（総務部・各支所）は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な火災関連情報等を的確に収集できる体制の整備に努める。

#### 5 通信確保対策

消防機関及び市（総務部・各支所）は、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

### 第2 災害応急体制の整備

#### 1 防災関係機関との連携

(1) 消防本部、市（総務部）、県（危機管理防災局）及びその他の防災関係機関は、大規模な火災の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなどして平常時から連携を強化しておく。

(2) 市（総務部）は、消防本部等と連携して、大規模な火災において、自衛隊の派遣要請を行う分野（偵察、消火、救助、救急等）を想定し、平常時から連絡調整方法や協力体制を確保しておく。

### 第3 消火活動への備え

#### 1 消防施設等の整備・強化

##### (1) 消防水利の整備

ア 市（総務部・各支所）及び消防本部等は、大規模な火災に備え、耐震性防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消火栓のみに偏らない消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置と管理に努める。

イ 消防本部等は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。

##### (2) 消防用資機材等の整備

消防本部等は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(3) 空中消火活動の拠点の確保

市（総務部）及び消防本部等は、火災発生時に空中消火の拠点となるヘリコプターの緊急時離発着場を確保する。

〈資料編 3－1 飛行場外緊急離着陸場一覧〉

## 第4 避難収容活動への備え

### 1 緊急避難場所

市（総務部）は、大規模火災から市民等の安全を確保するため、風水害等対策編・第2章・第13節・第1に準じて指定緊急避難場所（大規模火災）の指定、周知を行う。

## 第5 防災訓練

消防機関及び市（総務部）は、関係機関と連携して、大規模な火災が発生した場合に応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的な防災訓練を実施する。

## 第3章 災害応急対策

### 第1節 活動体制の確立

火災（大規模火災・林野火災）の発生時に応急対策活動を迅速・的確に実施するため、消防機関と連携して応急活動体制を確立する。

#### 第1 市の活動体制の整備

##### 1 職員の配備体制

大規模火災、林野火災発生時における職員の体制区分、配備基準は、原則として別に定める那須塩原市災害応急対策計画初動体制（以下本章において「初動体制」と記載する。）のとおりとし、火災の規模や状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

##### 〈資料編2-2 那須塩原市災害応急対策計画初動体制〉

| 体 制             | 災害の態様                              | 体制の概要                                            | 備 考                                                           |
|-----------------|------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 配備体制Ⅱ<br>（警戒体制） | 大規模な火災が発生した場合                      | 災害警戒本部を設置し、大規模な火災の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制 | 総務部危機管理課（各支所総務担当課）及び警戒配備に該当する各部局災害対策関係職員は、直ちに登庁して災害応急対策を実施する。 |
| 配備体制Ⅲ<br>（非常体制） | 大規模な火災により多数の死傷者が発生した場合又は発生が予想される場合 | 災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施して災害の拡大に備える体制                | 全職員は、直ちに登庁して災害応急対策を実施する。                                      |

#### 第2 大規模な火災発生時の措置

##### 1 災害警戒本部の設置

災害警戒本部長（総務部長）は、大規模な火災が発生した場合、初動体制により、次のとおり災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

##### 〈資料編2-2 那須塩原市災害応急対策計画初動体制〉

##### (1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 大規模な火災が発生した場合
- イ 本部長が必要と認めた場合

##### (2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、風水害等対策編・第3章・第1節・第2に準じる。

##### (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 大規模な火災発生のおそれなくなったと本部長が認めたとき
- イ 災害応急対策をおおむね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

## 2 災害対策本部の設置

市長は、次の設置基準に該当するとき、災害対策基本法第23条第1項及び那須塩原市災害対策本部条例の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、市長は必要に応じて支所に災害対策現地本部を設置することができる。

### 〈資料編2－29 那須塩原市災害対策本部条例〉

#### (1) 災害対策本部の設置基準

ア 大規模な火災により多数の死傷者等が発生した場合又は発生が予想される場合

イ その他市長が必要と認めた場合

#### (2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、風水害等対策編・第3章・第1節・第2に準じる。

#### (3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、大規模な火災のおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと市長が認めたときに解散する。

## 3 災害対策本部の業務、災害対策本部設置時の各部の事務分掌等

災害対策本部の業務並びに災害対策本部設置時の各部等の事務分掌等については、風水害等対策編・第3章・第1節・第2に準ずる。

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

大規模火災が発生した場合、消防機関と連携して速やかな災害情報の収集に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

### 第1 大規模火災

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

市（総務部）及び消防本部等は、大規模火災発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に報告する。

なお、被害が同時多発的に発生し、又は、多くの死傷者が発生したことなどにより、消防本部等への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

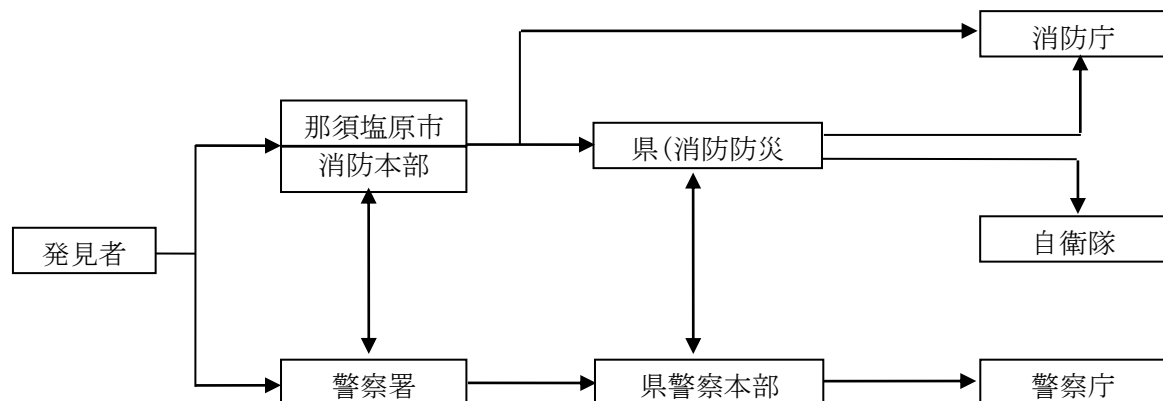
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に直接報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

〈資料編2－30 栃木県火災・災害等即報要領〉

〈資料編2－31 即報基準一覧〉

#### 2 情報の収集・伝達系統

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



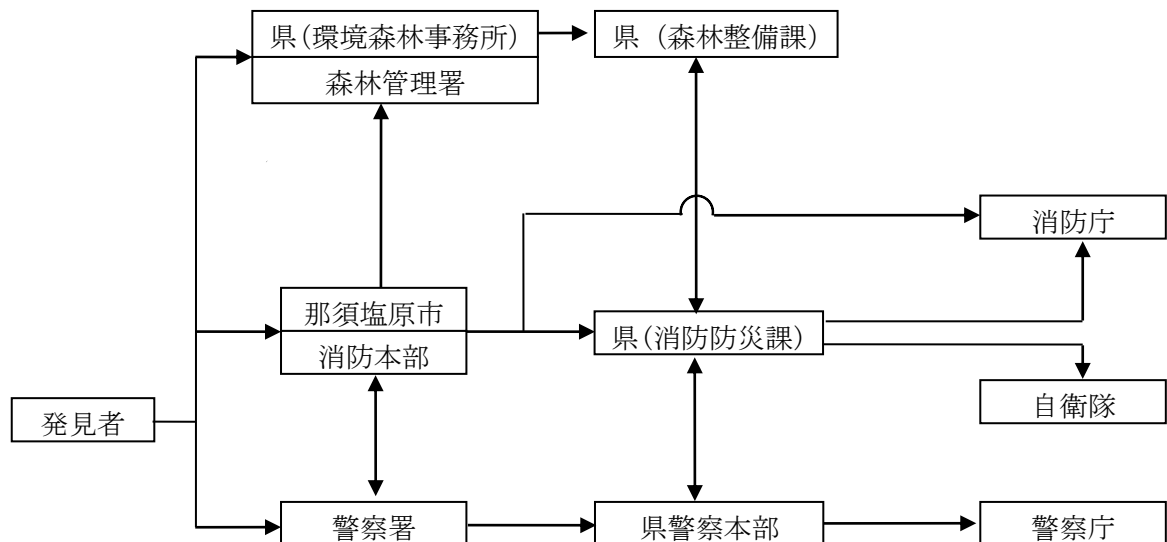
### 第2 林野火災

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

本節・第1・1に準ずる。

#### 2 情報の収集・伝達系統

林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第3 大規模火災・林野火災に関する通信確保対策

大規模火災・林野火災が発生した場合等の通信確保対策は、風水害等対策編・第3章・第2節・第5及び第6に準じる。

## 第3節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法を適用した場合、県及び消防本部等と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

災害救助法の適用及び運用については、風水害等対策編・第3章・第5節に準じる。

## 第4節 消火活動及び救助・救急活動

消防と住民等が協力し、迅速・的確な消火、救助・救急活動を行う。また、自らの消防力だけでは対応できないときは、消防応援、県消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊、自衛隊等の協力を得る。

### 第1 消防機関の活動

#### 1 消防本部等の活動

消防本部等は、関係機関と密接な連携の下、消防計画に基づき、次のとおり効果的な消防活動を実施する。

##### (1) 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

##### (2) 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

##### (3) 飛火警戒の実施

火災現場においては、飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒に当たる。

##### (4) 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止し、又は制限する。

##### (5) 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

#### 2 消防団の活動

消防団は、消防本部の消防計画に基づき、現場指揮本部の指揮下に入り、消防本部及び住民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止活動に当たる。

### 第2 消防応援等の要請

#### 1 広域応援の要請

風水害等対策編・第3章・第9節・第3に準ずる。

#### 2 自衛隊の災害派遣要請

風水害等対策編・第3章・第4節・第6に準ずる。

#### 3 県消防防災ヘリコプター等の要請

風水害等対策編・第3章・第9節・第3に準ずる。

### 第3 大規模火災対策

#### 1 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場における火災が発生した場合、消防本部等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、危険物施設や大規模工場の火災においては、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

## 2 古タイヤ火災の消火活動

古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防本部等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。

また、古タイヤの燃焼においては、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視及び地中温度測定を実施するなど、適切な消火活動に努める。

# 第4 林野火災対策

## 1 消火活動

消防本部等は、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等を要請しての空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、消火活動による延焼阻止が困難と判断されるときは、速やかに森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどの手段により延焼を阻止する。

## 2 現地指揮本部の開設

消防本部等は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携して延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

## 3 消防団の活動

消防団は、保有する車両、資機材を動員して消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動に当たる。

## 4 空中消火活動

消防本部等及び市（総務部）は県（危機管理防災局）と十分協議の上、ヘリコプター離発着場の決定や空中消火用資機材の確保など、円滑な空中消火活動が実施できるよう支援に努める。

〈資料編 3－1 飛行場外緊急離着陸場一覧〉

## 第5節 避難対策

火災が発生した場合、被害の拡大を防ぐため、県及び消防機関等関係機関と連携して、住民への適切な避難対策や警戒区域の設定を行う。

大規模な火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市（総務部）及び消防機関が行う避難対策は、風水害等対策編・第3章・第6節に準じる。

## 第6節 施設、設備の応急対策

火災が発生した場合、市民に多大な影響を与える公共施設や設備について、関係機関が連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

市（各部等）は、火災発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

## 第7節 広報対策

関係機関が連携して迅速かつ的確に火災に関する広報活動を行い、市民の不安解消を図る。

市（企画部・総務部）は、県、警察署、消防機関と連携して、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危機回避のための情報、火災の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、報道機関の協力を得て適切に提供する。

その他風水害等対策編・第3章・第2節・第4に準ずる。

## 第4章 復 旧

火災により被災した施設や林野の原状回復を図るため、県及び関係機関と連携して、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。

### 第1 施設の復旧

市（各部等）は関係機関と協力し、火災に伴う施設の被害状況に応じて被災施設の復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を市民等に明示するよう努める。

### 第2 荒廃林野の復旧

市（産業観光部・建設部・総務部）は県（環境森林部・県土整備部）及び関係機関と連携し、林野火災により荒廃した地域の復旧を行う。復旧に当たっては、土石流等の二次災害に留意する。



# 第1章 総 則

## 第1節 本市の火山の状況

本市における火山（活火山）の状況を明らかにし、想定される火山災害に対する効果的な災害対策の実施に資する。

### 第1 活火山の状況

#### 1 那須岳（常時観測火山）

##### (1) 概要

那須火山群は南北に連なる安山岩の成層火山群であり、那須岳はその峰のひとつで別名茶臼岳と呼ばれる。那須岳は東に向かって開いた大きな崩壊凹地の中に生じた新しい火山で、数枚の溶岩流・火砕流と頂部の火砕丘・その中の溶岩円頂丘から形成される。溶岩円頂丘の中央火口（直径100m）の内外には硫気孔が多いが、特に西斜面の2つの爆発火口内では活発な硫気活動が続いている。有史後の噴火はすべて爆発型である。泥流を生じやすい。

##### (2) 過去1万年間の噴火活動

那須岳においては、約1万6千年前に最大規模のマグマ噴火が発生し、このときの噴火では、火砕流や降灰が広い範囲に到達したとされている。その後、数千年おきにマグマ噴火を、数十～数百年おきに水蒸気噴火を発生させる活動を行っている。

##### (3) 有史以降の火山活動

記録に残っている噴火活動としては、応永15（1408）年～応永17（1410）年の噴火が最も活発である。この活動は、1408年2月24日の大規模な水蒸気爆発から始まり、東側山麓に硫黄混じりの火山灰を大量に降らせた。やがてマグマが直接噴火するマグマ噴火に活動が移行し、爆発的に火山灰や噴石を噴出する噴火が起こった。この噴火に伴い火砕流も発生したと考えられている。

1410年3月5日には更に規模の大きい噴火が発生し、山麓の集落に大打撃を与える災害が発生した。この時の噴火により、高温の火山噴出物が、斜面に積もっていた雪を融かし、大規模な泥流となって那珂川に流れ込んだため、那珂川の流域は大洪水に見舞われ、多くの家屋が埋没あるいは流出したと考えられており、約180名の人が及び多くの家畜が犠牲になったとの記録がある。

これ以降にも、小規模の水蒸気爆発や群発地震活動が何回か起こっており、近年では、昭和28（1953）年や昭和35（1960）年、昭和38（1963）年に小噴火して、多少の降灰が発生している。

#### 2 高原山（活火山）

##### (1) 概要

高原山は栃木県北部に位置する複合火山であり、北部のカルデラ火山（塩原火山）とその中央火口丘（明神岳、前黒山）及び南部の円錐火山（釈迦岳火山）で形成されている。さらに前黒山北側山麓には西北西－東南東の割目群に伴う単成火山群がある。

活動は、約50万年前には開始していて、約10万年前頃には主な活動を終止させた。高原山のもっとも新規の活動は、単成火山群の一つである富士山溶岩ドームの形成及び高原一上ノ原テフラの噴出である。歴史時代の活動は知られていないが、微弱ながらも富士山溶岩ドーム近くには硫気活動があり、昭和54（1979）年2月及び昭和56（1981）年12月から昭和57（1982）年1月には群発性微小地震が発生している。

##### (2) 過去1万年間の噴火活動

約6,500年前に北麓での水蒸気爆発と降灰の活動があり、溶岩ドーム（富士山）の形成があった

と推定されている。

(3) 有史以降の火山活動

歴史時代の噴火記録は残されていないが、富士山近くの新湯では噴気活動がある。また、富士山付近の地下を震源とする群発地震が昭和54（1979）年2月及び昭和56（1981）～昭和57（1982）年に発生している。

## 第2章 予防対策

### 第1節 市民等の防災活動の促進

火山災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策が行われるよう、防災意識の高揚、地域防災活動の充実を図る。

#### 第1 防災意識の高揚

##### 1 防災思想の普及、徹底

市（総務部）は、市民に対し、噴火等発生時に近隣の避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは市、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めるよう自主防災思想の普及、徹底を図る。

##### 2 防災知識の普及、訓練

###### (1) 市民、登山者、観光客等に対する防災知識及び火山に関する知識の普及啓発推進

市（総務部）は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、火山災害の危険性を周知するとともに、その危険性だけではなく恩恵をもたらすことも理解しながら、火山災害を適切におそれ、備えるための正しい知識と技術を身につけられるよう、観光施設、関係事業者と連携して防災知識及び火山に関する知識の普及啓発を推進する。

###### ア 普及啓発活動

###### ⑦ 主な普及啓発活動

風水害等対策編・第2章・第1節・第1に準ずる。

###### ⑧ 那須岳防災マップ等による普及啓発活動

市（総務部・産業観光部）は、那須岳火山防災協議会が作成した「那須岳防災マップ」及び「那須岳火山防災ハンドブック」を防災関係機関と連携して市民、登山者及び観光客等に広く配布し、火山災害対策に関する知識の普及啓発に努める。

###### イ 啓発強化期間

風水害等対策編・第2章・第1節・第1に準ずる。

###### (2) 児童・生徒に対する防災教育

市（教育委員会事務局教育部）は、児童・生徒等に対し、学校教育を通じて、風水害、地震に加えて、火山災害に対する教育の充実を図る。

###### (3) 職員に対する防災意識啓発

市（総務部）は、火山災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員に対する防災教育の実施により個々の防災力の向上を図る。

###### (4) 防災訓練の実施、指導

市（総務部・建設部）は、防災週間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に火山災害に係る実動訓練、図上訓練、通信訓練等の訓練を実施するよう努める。また、市民に対し、火山災害発生時の避難行動等の習熟を図るとともに、登山者への啓発を行う。

###### (5) 防災知識の普及啓発、防災訓練における避難行動要支援者への配慮

風水害等対策編・第2章・第4節・第2の9に準ずる。

## 第2 地域防災活動の充実

### 1 自主防災組織の育成強化

那須岳噴火警戒レベルにおける噴火警報（レベル5）又は高原山噴火警報（居住地域嚴重警戒）が発表され、危険地域に居住する住民全てが早期に安全な場所に避難する必要がある際には、地域住民が組織的に連携しての避難の実施及び避難の誘導や避難行動要支援者に対する対応等を実施することが効果的であることから、市（総務部）は、地域の初動災害対策を担う自主防災組織を、風水害等対策編・第1章・第2節・第2に準じて育成、強化するとともに、活動の活性化促進を図る。

### 2 消防団の育成強化

風水害等対策編・第2章・第2節・第3に準ずる。

### 3 防災ボランティア活動の環境整備

風水害等対策編・第2章・第2節・第5に準ずる。

### 4 企業、事業所等の自主防災体制の充実、強化

風水害等対策編・第2章・第2節・第1・2に準ずる。

### 5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

風水害等対策編・第2章・第2節・第1に準ずる。

## 第3 避難確保計画の促進

本計画（資料編）に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設（避難促進施設）の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表及び当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施する。また、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果を市長（総務部）に報告する。

市（総務部）は、避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

## 第4 言い伝えや教訓の継承

風水害等対策編・第2章・第1節・第7に準ずる。

## 第2節 火山災害に強いまちづくり

活火山である那須岳・高原山の活動は現在のところ静穏な状態が続いているが、一度噴火すると大規模な被害が懸念されることから、市民の生命・財産を守るため、火山災害に強いまちづくりを進める。

### 第1 砂防・治山事業の推進

市（産業観光部・建設部）は、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、治山ダム、砂防堰堤、遊砂地、導流堤等の施設整備事業を総合的、計画的に推進することについて、火山対策上必要と認める場合は、県（環境森林部・県土整備部）に対しこれを要請する。

### 第2 火山観測情報の活用

市（総務部）は、国（気象庁）、県（県土整備部）、関係研究機関等が行っている那須岳及び高原山についての火山の観測結果等の情報を入手し、火山災害の予防に役立てる。

〈資料編4－● 火山観測の種類・体制〉

### 第3 交通、通信機能の整備

#### 1 交通機能の整備

市（建設部）は、噴石、火砕流等の火山災害及び火山活動に伴う土砂災害等の二次的な災害を受けおそれのある区域を考慮に入れ、県が指定する緊急輸送道路（風水害等対策編・第2章・第17節・第1参照）の適切性を随時検討し、必要に応じて県（県土整備部）に対して緊急輸送道路の指定替え又は代替路線の整備等について要請する。

#### 2 通信機能の整備

市（総務部）は、火山災害に関する情報を、市民、登山者及び観光客等に迅速に伝達する機能として、広報車、警鐘、サイレン等を整備し、併せて自主防災組織等との連携を図る。

### 第4 施設の整備

#### 1 重要な施設の安全化

##### (1) 応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設の安全化

市（各部等）は、災害時における応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設について、溶岩や噴石等による火災、損壊等の被害を防止・軽減するために、不燃堅牢化を推進する。また、風水害等対策編・第2章・第18節・第2に準じ、設備等の適切な整備を推進する。

ア 防災拠点（市庁舎）

イ 医療救護活動の施設（保健センター等）

ウ 応急対策活動の拠点（消防署等）

エ 避難場所、物資集積所等になる建物（学校、体育館、公民館、文化施設等）

オ 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者支援施設）

カ 観光施設等不特定多数の者が使用する施設

##### (2) ライフライン施設等の安全化

市（上下水道部・環境戦略部）は、上下水道等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、代替性の確保を進める。

## 2 退避施設の整備

市（総務部）は、ハザードマップ等により火山の噴火に伴う噴石等の固形噴出物の降下が予測される地域においては、一時的な避難場所となる退避施設等の整備に努める。

## 第3節 災害応急対策への備え

火山災害に備えた関係機関の連携、火山活動観測、情報伝達体制を整備するとともに、避難誘導、避難場所の指定、実践的な訓練を実施するほか、地域住民、観光客、登山客等の安全確保対策を行う。

### 第1 本市の火山災害警戒地域

本市は、活動火山対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく那須岳の火山災害警戒地域<sup>※1</sup>（下表参照）に指定されており、那須岳火山防災協議会<sup>※2</sup>に所属している。

| 火山名 | 火山防災協議会    | 火山災害警戒地域 |           |
|-----|------------|----------|-----------|
|     |            | 県        | 市町村       |
| 那須岳 | 那須岳火山防災協議会 | 栃木県      | 那須塩原市・那須町 |
|     |            | 福島県      | 下郷村・西郷村   |

※1 周辺に住民や観光客、登山者等が存在する常時観測火山で、噴火による影響範囲の都道府県及び市町村を、特に警戒避難体制を整備すべき地域として内閣総理大臣が指定するもの。

※2 火山災害警戒地域の指定を受けた県及び市町村が、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関して必要な協議を行うため、防災関係機関、火山専門家等を構成員として設置する会議体

### 第2 火山防災協議会の運営

那須岳火山防災協議会は、主に次の事項について協議する。

- (1) 噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項
- (2) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項
- (3) 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項
- (4) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項
- (5) 「火山防災マップ」に関する事項
- (6) 県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項
- (7) 市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項
- (8) 住民や観光客、登山者等に対する情報提供に関する事項
- (9) 火山防災意識の普及活動に関する事項
- (10) その他必要と認められる事項

〈資料編4－1 那須岳火山防災協議会設置運営要綱〉

### 第3 火山防災マップ等の整備・普及

那須岳火山防災協議会は、那須岳が噴火した場合に想定される危険地域、効果的な避難等を明示した火山防災マップについて、不足情報の追記や想定の見直し等必要な改善に努める。

市（総務部）は、県（危機管理防災局）と連携し、地域住民のみならず、観光客、登山者、別荘利用者の安全確保のため、那須岳火山防災マップ及びハンドブックの周知に努める。

〈資料編4－3 那須岳火山防災マップ〉

### 第4 火山現象に関する予報及び警報等の普及

市（総務部）は、気象庁が発表する火山情報、噴火警報、降灰予報等の種類・内容、避難等の対応等について普及に努める。

〈資料編4－● 気象庁の発表する火山現象に関する情報、噴火警報・予報〉

## 1 関係機関及び機関相互の情報伝達体制の整備

噴火警報等の重要な情報を迅速かつ的確に伝達するため、市（総務部）は、県（危機管理防災局・県土整備部）、関係市町村及び防災関係機関と連携して、活火山毎にそれぞれの機関相互の情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、関係機関は連携し、随時、情報伝達訓練の実施や体制の見直しを行い、より迅速で正確な情報伝達体制の整備に努める。

〈資料編 4－2 那須岳火山防災情報伝達系統図〉

## 2 住民や観光客、登山者等への情報伝達体制

市（総務部）は、地域住民や観光客、登山者等に対し、気象庁の発表する噴火警報や避難の指示等を速やかにかつ確実に伝達するため、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、緊急速報メール、みるメール等多様な情報伝達手段の整備に努める。

## 3 地域住民等からの通報体制の確立

市（総務部）は、地域住民や観光客、登山者等に対し、火山災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合、遅滞なく市役所、警察署、消防署又は宇都宮地方気象台に通報するよう周知に努める。

# 第5 避難体制の整備及び住民等への周知・啓発

## 1 警戒避難体制、避難計画の整備

法第6条に基づき、市防災会議は次の事項を本計画に定める。

- (1) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項（本編・第3章・第2節）
- (2) 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市長が行う通報及び警告に関する事項（本編・第3章・第5節）
- (3) 避難場所及び避難経路に関する事項（本編・第3章・第5節）
- (4) 火山現象に係る避難訓練に関する事項（本編・第2章・第1節）
- (5) 救助に関する事項（本編・第3章・第6節）
- (6) 火山災害警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地
- (7) その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、上記の(1)～(7)の事項のほか、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段などは「那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画」に定める。

〈資料編 4－4 那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画〉

## 2 住民や観光客、登山者等に対する周知・啓発

- (1) 市（総務部）及び県（危機管理防災局）は、住民や観光客、登山者等に対し、当該警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について周知・啓発を行う。
- (2) 市（総務部）は、火山防災マップを住民等に配布するほか、登山道や登山口周辺の集客施設への備え付け、インターネットへの掲示等を行う。

# 第6 緊急輸送体制の整備

市（総務部・建設部）は県（危機管理防災局）及び県警察と連携し、火山災害時の輸送体制を確保するとともに市民の生命を守るため、火山防災マップ等を活用し、火山噴火により交通を規制すべき区域について事前に調査しておく。

## 第7 避難体制の整備

### 1 避難場所等の指定

風水害等対策編・第2章・第13節・第1に準ずる。なお、火山災害は、水蒸気噴火、マグマ噴火等各事象により危険区域が異なることを考慮し、火山防災協議会等における共同検討を通じて、それぞれの事象に応じた施設又は場所を選定するよう努める。また、避難に要する時間の短縮を図るため、避難路の指定について検討する。

### 2 避難場所等の整備

風水害等対策編・第2章・第13節・第1に準ずる。

### 3 地域住民への周知徹底

風水害等対策編・第2章・第13節・第2に準ずる。なお、火山災害においては、特に次の点に留意する。

- ・指定緊急避難場所の中には、他の災害時には安全であっても火山災害においては危険地域に含まれるため使用できない場所があること
- ・一度噴火が起こると、即座に生命や身体に危害が及ぶ可能性が高いことから、他の災害に比べて早期に避難する必要があること
- ・他の災害に比べて避難生活が長期に及ぶ可能性があること
- ・警戒区域が長期間設定される可能性があり、区域内に自宅等がある場合は戻ることができなくなること等

### 4 避難実施・誘導体制の整備

風水害等対策編・第2章・第13節・第3に準ずる。なお、火山災害時は被害が予想される地区の全住民が早期に避難する必要があることを考慮し、避難行動要支援者の対策を強化する。

## 第8 登山者・観光客・別荘利用者保護対策

### 1 登山者や観光客等に対する情報の把握

- (1) 市（総務部・産業観光部）は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関と連携し、火山への登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）の積極的な提出について周知・啓発を図るほか、「みるメール」への登録を周知する。
- (2) 登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等に努める。

### 2 登山規制・立入規制事前対策

登山道等の施設を管理する市（産業観光部）、国（環境省）、県（環境森林部）、関係市町村その他関係機関は、那須岳火山活動の状況に応じ、登山規制、立入規制等の措置を速やかに行うことができるよう、あらかじめ実施体制について火山防災協議会等で関係機関と協議しておくとともに、看板や規制杭・封鎖用ロープ等の機材の整備に努める。

### 3 観光客・登山者・別荘利用者への普及啓発活動

市（総務部）は、周辺の店舗、宿泊施設及び観光施設等不特定多数の者が利用する施設に火山防災マップや啓発用ポスターの掲示並びに観光客向けの異常現象や噴火発生時等の対応措置を示したパンフレット等を常置するよう努める。

#### 4 別荘地区における対策

市（総務部）は、火山防災マップや避難場所・避難経路等の避難に必要な事項を記載したパンフレットなどを戸別配布するよう努めるとともに、防災情報の発表や避難指示等の重要な情報を別荘地区に対しても速やかに伝達ができる体制の整備に努める。

また、別荘が被災した場合に所有者に速やかに連絡が取れるよう、所有者の連絡先の確保に努める。

### 第9 火山防災訓練の実施

#### 1 火山防災訓練の実施

市（総務部）、関係市町村及び県（危機管理防災局・その他各部局）は、消防機関、県警察、自衛隊やライフライン関係機関と協力し、大規模火山災害を想定し、避難、救急・救助、消火等他の災害と同様の訓練に加え、噴火警報等の伝達、登山規制、警戒区域設定、交通規制等を考慮した防災訓練を積極的に実施するよう努める。

また、噴火警報が発表された場合、観光客、登山者等も含め、周辺地域全世帯の速やかな避難が必要となることから、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。

さらに、周辺他自治体とも密接に連携をとりながら、協力して広域応援受入・出動訓練を実施する。

#### 2 実践的な訓練の実施と事後評価

市（総務部）は、訓練を行うに当たっては、火山防災マップ等を活用し、水蒸気噴火、マグマ噴火、火山活動に起因する土砂災害等各事象を想定して実施するとともに、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求める内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫し、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

また、訓練後には評価を行って課題等を明らかにし、必要に応じ計画、体制、火山防災マップ等の改善を行うよう努める。

## 第3章 応急対策

### 第1節 活動体制の確立

火山災害による被害を軽減するため、迅速な火山災害直前対策を実施する。災害発生後は職員の参集、災害対策本部の設置等必要な体制を確立する。

#### 第1 市の活動体制

火山災害に応じた市の職員の体制区分、配備基準は原則として別に定める那須塩原市災害応急対策計画初動体制（以下この章において「初動体制」と記載する。）のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

〈資料編2-2 那須塩原市災害応急対策計画初動体制〉

#### 第2 災害警戒本部等の設置

風水害等対策編・第3章・第1節・第2に準ずる。また、火山災害における設置基準等は、次の内容とする。

##### 1 災害警戒本部等の設置、解散の時期等

市は、配備体制Ⅰ又はⅡの基準に該当するときに災害警戒本部を設置する。災害警戒本部の責任者（以下「警戒本部長」という。）は総務部長とする。

##### (1) 設置基準

| 配備体制Ⅰ                         | 配備体制Ⅱ                         |
|-------------------------------|-------------------------------|
| ア 火口周辺警報（那須岳噴火警戒レベル2）が発表されたとき | ア 火口周辺警報（那須岳噴火警戒レベル3）が発表されたとき |
| イ 火口周辺警報（高原山火口周辺危険）が発表されたとき   | イ 火口周辺警報（高原山入山危険）が発表されたとき     |

##### (2) 設置場所

災害警戒本部は那須塩原市本庁舎に設置する。本庁舎に災害警戒本部を設置することができない場合又は別な場所に設置したほうがよい場合は、警戒本部長の指定する場所に設置する。

#### 第3 災害対策本部等の設置

風水害等対策編・第3章・第1節・第4に準ずる。また、火山災害における設置基準等は、次の内容とする。

##### 1 災害対策本部等の設置等

##### (1) 災害対策本部等の設置基準

市長は、次のいずれかに該当する場合に災害対策本部を設置する。

- ア 那須岳又は高原山が噴火した場合（極小規模な噴火を除く）
- イ 噴火警報（那須岳噴火警戒レベル4又は5、高原山居住地域嚴重警戒）が発表された場合
- ウ 県内に災害救助法による救助を実施する火山災害又はこれに準じる火山災害が発生した場合

##### 2 防災関係機関等への通報

市（総務部）は、災害対策本部設置時の通報先一覧のうち必要と認める機関へ速やかに通報する。

〈資料編2-2 那須塩原市災害応急対策計画初動体制〉

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

火山災害から地域住民の生命・身体・財産を保護するため県、関係機関と緊密な連携のもと迅速な火山情報の収集伝達体制整備に努める。

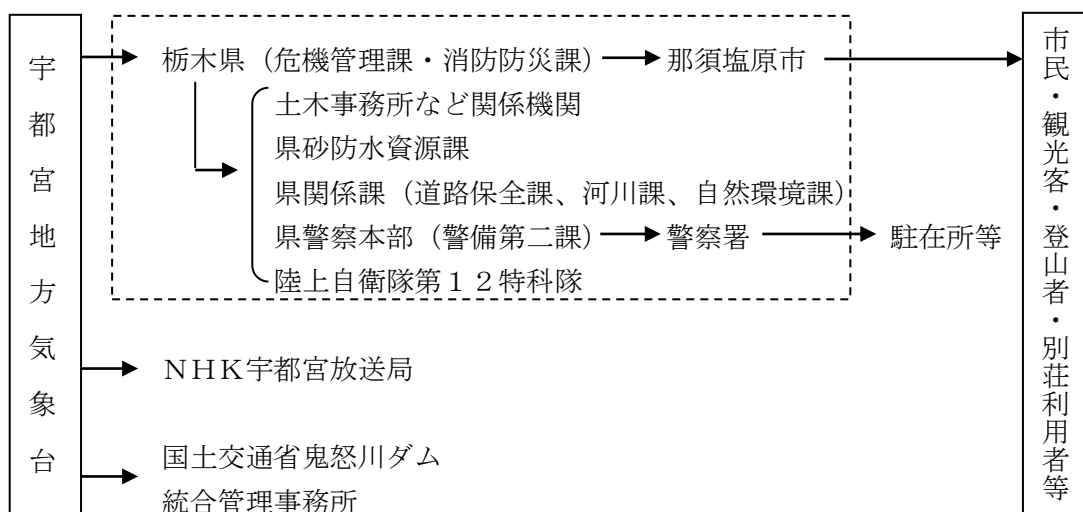
### 第1 火山現象に関する情報の収集・伝達体制

#### 1 情報の収集伝達

市（総務部）は、県（危機管理防災局）から気象庁が発表した火山現象に関する予報及び警報等の発表があったときは、速やかに関係機関や市民、登山者等に伝達する。

なお、市民、登山者等への周知方法は、風水害等対策編・第2章・第11節・第2に準じる。

《気象台からの火山情報の伝達経路図》



※ 那須岳については、破線内の連絡は那須岳火山防災情報伝達系統図により行う。

〈資料編4-2 那須岳火山防災情報伝達系統図〉

#### 2 異常現象発見者の通報

(1) 次のような異常現象を発見した者は、市（総務部）、県警察又は消防署に通報する。また、可能であれば、併せて宇都宮地方気象台にも通報する。

ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）やそれに伴う地形の変化

イ 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の多発

ウ 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤上昇・沈下、陥没等の地形変化

エ 噴気孔の新生拡大や移動、噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化

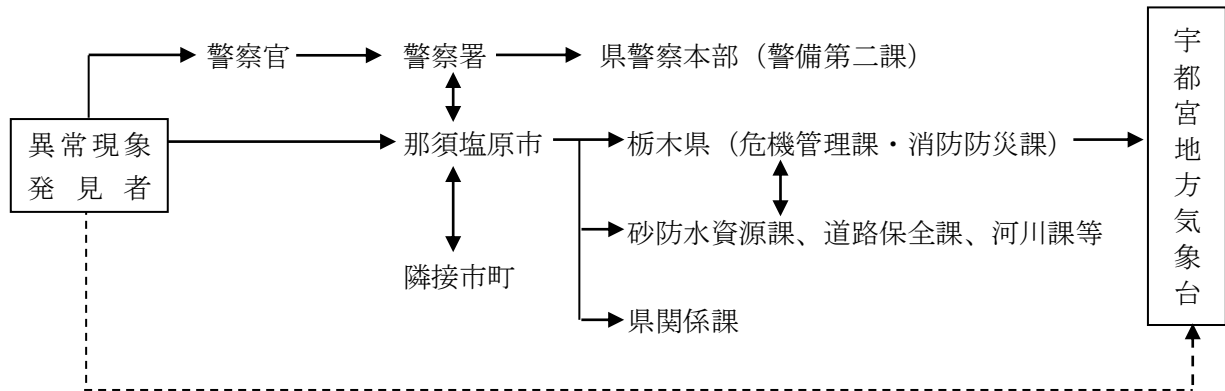
オ 火山地域での湧泉の新生、枯渇、量、味、臭い、色、濁度、温度の異常等顕著な変化

カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大や移動、草木の立ち枯れ等

キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類の浮上等

(2) 異常現象発見者から通報を受けた市（総務部）又は警察官は、その内容を次の連絡系統により速やかに関係機関へ連絡する。

《異常現象発見者からの情報伝達経路図》



### 3 災害情報の収集・伝達

#### (1) 災害情報の収集・伝達

ア 市（総務部）、県（危機管理防災局）、警察署は、宇都宮地方気象台から噴火警報（レベル4～5）、噴火警報（居住地域嚴重警戒）、火口周辺警報（レベル3）又は火口周辺警報（入山危険）の伝達を受けたときや異常現象発見者からの通報を受けたときは、相互に連携して災害情報の収集に努め、その情報を関係機関に連絡する。

##### ㊦ 市、警察署の情報収集

- a 地域住民からの情報収集
- b 職員の巡回

##### ㊧ 県の情報収集

- a 県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプターによる情報収集
- b 県出先機関からの情報収集

イ 市（総務部）は、火山災害により市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する規制を実施したとき又は被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれに対して取られた措置の概要を県に報告する。

〈資料編2-30 栃木県火災・災害等即報要領〉

〈資料編2-31 即報基準一覧〉

#### (2) 災害情報の広報

市（総務部・企画部）は、噴火警報（レベル4～5）、噴火警報（居住地域嚴重警戒）、火口周辺警報（レベル3）又は火口周辺警報（入山危険）の伝達を受けたときは広報活動を行い、地域住民、観光客、登山者等に対する周知に努める。

## 第2 火山災害に関する通信確保対策

火山現象に関する予報及び警報が発表された場合や火山災害が発生した場合等の通信確保対策は、風水害等対策編・第3章・第2節・第6に準じる。

## 第3節 二次災害防止活動

火山の噴火に伴い降灰等のあった地域における土石流等による二次的な災害を防ぐため、警戒・避難体制を確立する。

### 第1 土砂災害等の防止

#### 1 土砂災害の防止

##### (1) 点検・応急措置の実施

市（建設部・総務部）、県（県土整備部）、消防機関等関係機関は、火山噴火に伴い降灰等のあった地域において火山性地震、土石流、火山泥流等による二次災害の発生防止のため、火山噴火緊急減災対策砂防計画等に基づき国土交通省等の関係機関と連携して、各機関の管理施設や災害危険箇所の点検を実施して安全の確保に努めるとともに、許可工作物等の管理者に対して施設の点検報告を求める。

なお、二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設構造物の設置等の応急措置を行う。

##### (2) 避難対策

二次災害の発生が予想される場合、市（総務部）は、県（県土整備部）、消防機関等関係機関と連携して、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じて本章・第5節の要領により警戒区域の設定又は避難指示を行う。

#### 2 水害の防止

風水害等対策編・第3章・第2節・第1に準ずる。

#### 3 火山防災マップの活用

市（総務部・建設部）及び消防本部等は、火山噴火に伴う土砂災害等の防止に当たり、那須岳火山防災マップを活用するものとする。

火山噴火時の降灰による土石流発生のおそれがある場合は、国土交通省が土砂災害防止法に基づき緊急調査を実施し、被害の想定される区域及び時期の情報（土砂災害緊急情報）について市長に提供し、市長は住民に周知を行う。

〈資料編4－3 那須岳火山防災マップ〉

### 第2 建築物・構造物の二次災害防止

市（建設部）は、火山性地震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止するため、震災建築物応急危険度判定を実施する。

建築物等の点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に対し、十分な説明に努める。

### 第3 火山災害時の社会秩序の維持

市（市民生活部）は、警察署が行う被災地やその周辺におけるパトロールや生活の安全に関する情報の提供に協力し、速やかな安全確保に努める。特に、避難指示が発令されている区域若しくは警戒区域等において、住民が避難しているなどのために無人となっている家屋に係る窃盗事犯や、災害に便乗した悪質商法、廃棄物の不法投棄等の防止に努める。

## 第4節 災害救助法の適用

火山災害において甚大な被害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は災害救助法を適用し、市と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

風水害等対策編・第3章・第5節に準ずる。

## 第5節 避難対策

火山災害による人的被害を軽減するため、防災関係機関と連携して、避難行動要支援者に配慮しながら適切な避難誘導を行うとともに、避難所での生活支援を行う。

### 第1 避難指示及び警戒区域の設定

#### 1 避難の準備

市（総務部）は、火口周辺警報（レベル3）又は火口周辺警報（入山危険）が発表され、居住地域の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、警戒が必要な居住地域における通常の住民生活は可能であるものの、特に避難行動要支援者に対しては避難の準備を呼びかける。

また、噴火警報（レベル4）又は噴火警報（居住地域嚴重警戒）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると認めるときは、警戒が必要な居住地域における避難準備及び避難行動要支援者の避難を呼びかける。

#### 2 避難指示及び警戒区域の設定

避難指示及び警戒区域の設定については、本節に定める他、風水害等対策編・第3章・第6節に用ずる。

なお、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、噴火警報等に対応した入山規制、避難指示、警戒区域の設定を行うものとする。

#### 3 避難指示の基準

市（総務部）は、火山災害に係る避難指示を、次の場合に、必要な範囲の住民、登山者、滞在者その他の者に対して、危険の切迫する前に十分な余裕をもって行う。

なお、県（危機管理防災局）は、学識経験者等専門家との密接な連携のもとに、必要に応じ市（総務部）に対して助言を行う。

- (1) 噴火警報（レベル4～5）、噴火警報（居住地域嚴重警戒）又は火口周辺警報（レベル3）、火口周辺警報（入山危険）等が発表され、避難を要すると認められるとき
- (2) 関係機関から火山災害に関する通報があり、避難を要すると認められるとき
- (3) 地すべり、土砂崩れ等による被害の危険が切迫していると認められるとき
- (4) 火災が発生し、延焼の危険があると認められるとき
- (5) 避難路を断たれる危険があるとき
- (6) 噴火が発生し、再噴火による被害のおそれがあるとき
- (7) 酸素が欠乏し、又は、有毒ガス等が大量に流出し、人的被害のおそれがあるとき
- (8) その他特に必要があると認められるとき

#### 4 登山の規制等の実施

市（産業観光部）、県（環境森林部）、国（環境省）その他関係機関は、避難指示等に準じて、必要

に応じ登山の規制措置を行うものとする。

## 〈資料編 4－4 那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画〉

### 第2 避難誘導

#### 1 住民への周知

市（総務部）は、避難指示を実施したときは、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底ができるよう、おおむね次の方法により伝達する。特に、乳幼児、高齢者、障害者、要介護者、外国人等の避難行動要支援者に対しては、自主防災組織及び地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

なお、避難時の周囲の状況などにより、屋内にとどまっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避などの安全確保措置を講ずべきことに留意するものとする。

- (1) 防災情報伝達システム（防災ラジオ）による伝達
- (2) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (3) 自治会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (4) 広報車の使用による伝達
- (5) 報道機関の協力によるテレビ、ラジオ等を活用した伝達
- (6) 緊急速報メール、みるメール、市ホームページによる伝達

#### 2 滞在者等への周知

市（総務部・産業観光部）は、避難指示を実施したときは、住民に周知を図ると同様に、観光客、登山者、別荘利用者等に対しても周知徹底に努めるものとする。

#### 3 避難経路

市（総務部）は、火山防災マップや噴火警戒レベルを踏まえた適切な避難経路について、火山防災協議会の意見聴取を経た上で、市の地域防災計画に定めるものとする。なお、火山活動の特殊性を踏まえ、複数の避難経路の確保に努める。

住民等の避難経路については、避難対象地区ごとの避難対象人員数を把握した上で、火山活動の状況に応じた避難経路をあらかじめ定めるものとする。

登山者等の避難経路については、地点別の避難ルート（緊急退避・緊急下山）についてあらかじめ定めるものとする。いずれの場合においても、避難経路については看板やパンフレット等で事前の周知を図るものとする。

#### 4 避難の誘導

##### (1) 住民・滞在者の誘導

市（総務部）その他の避難指示等実施機関（県、警察、消防機関、自衛隊）は、住民や滞在者が安全、迅速に避難できるよう、自主防災組織、消防団等の協力を得て集団避難を行うよう指導する。

避難行動要支援者については、避難行動要支援者援護マニュアル、個別計画等に基づき、あらかじめ定めた支援者が避難支援を行い、速やかな避難が実施できるよう配慮する。

また、遠距離の避難先への避難を指示したときは、バスの手配等を行う。

##### (2) 集客施設における誘導

市（産業観光部・総務部）は、ホテル等の集客施設の管理者に対して、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者を誘導するよう指導する。

#### 5 避難者情報の収集

市（各部等）は、避難者名簿を作成するなど関係機関と連携して避難者名等の情報収集を行う。

特に滞在者については、登山届や宿泊者名簿、旅行者名簿、救助者名簿等との照合により安否不明者を把握する。

### 第3 避難所の開設

#### 1 避難所の開設

風水害等対策編・第3章・第6節・第3に準ずる。

なお、火山災害の規模に応じ、火山からの溶岩流、火砕流、噴石等の被害から住民の生命、身体を保護するのに十分な場所に避難所を開設する。

〈資料編2－52 那須塩原市避難所運営マニュアル〉

### 第4 応急住宅対策

風水害等対策編・第3章・第18節に準ずる。

### 第5 避難行動要支援者への生活支援

風水害等対策編・第3章・第7節・第3に準ずる。

## 第6節 救急・救助、医療及び消火活動

市民の生命・身体の安全を守るため、被災者の救急・救助活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を実施する。また、火山災害に伴う火災について消火活動を実施する。

### 第1 救急・救助活動

風水害等対策編・第3章・第9節に準ずる。

火山災害現場において要救助者・負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救助活動及び負傷者の保護を行う。

また、消防機関その他の防災関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切な救急・救助活動を安全管理に主眼を置き実施する。

なお、火山災害の特殊性から、救急・救助活動における救助部隊の活動基準を「山岳救助活動時における消防機関の救助活動マニュアル（平成28年3月消防庁作成）」を参考に以下の項目について関係機関と協議の上、定めることとする。

- (1) 天候や火山の状態に応じた活動（中止）基準
- (2) 再噴火に対する避難方法
- (3) 必要な資機材及び救出方法

### 第2 医療救護活動

風水害等対策編・第3章・第10節に準ずる。

### 第3 消火活動

火災対策編・第3章・第4節に準じる。

### 第4 要救助者及び安否不明者の把握

市（各部等）、消防機関等は、住民、滞在者等の救出・救助活動を行う際、要救助者名簿を作成する。

要救助者を特定する際は、安否不明者情報を収集、整理し、登山届、宿泊者名簿、旅行者名簿、避難者名簿等と照合する。また、必要に応じて県を通じて安否不明者の氏名等を公表し、寄せられた情報から要救助者の絞り込みを行う。

## 第7節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確保、迅速に輸送するため、関係機関と連携して火山災害の各段階に応じ緊急輸送対策を実施する。

### 第1 実施体制

風水害等対策編・第3章・第11節に準じる。

### 第2 交通路の確保

市（市民生活部・総務部・建設部）及び消防団は、警察署が行う次の交通路確保対策に協力する。

#### (1) 交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通管理用カメラ等のあらゆる手段を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

#### (2) 交通規制の実施

##### ア 火山災害の発生が予想される時

ハザードマップ等により危険が予想される区域への一般車両の進入を制限するとともに、同区域からの迅速・円滑な避難に配慮する。また、市外からの車両等の流入を制限するため、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

##### イ 火山災害が発生したとき

前号に記載の事項に加え、応急対策のための緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。特に、被災直後における被災者の救助等に係る車両の通行を最優先とする。

また、火山活動の拡大の状況に応じ、ハザードマップ等により危険が予想される区域への進入を制限する。併せて積雪の状況により、融雪型火山泥流危険区域への進入制限を検討する。

なお、規制区域が、高速道路、国道等物流の基幹となる道路に係る場合は、迂回路の設定に特に配慮する。

〈資料編4－3 那須岳火山防災マップ〉

### 第3 市の対応

(1) 市（市民生活部）は、避難者のバス輸送を行う場合、警察署と緊急通行車両の運用等について調整する。

(2) 市（総務部・企画部）は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、避難用バスの集合場所、マイカー避難の通行規制等に関する情報を住民、滞在者等へ周知する。

## 第8節 降灰等対策

被災住民の生活の確保のため、県その他関係機関と連携して、火山灰等の障害物対策を実施する。

### 第1 農林水産業対策

#### 1 実施体制

市（産業観光部）は、県（環境森林部・農政部）、農業協同組合等関係機関と連携して、農林水産業に関する降灰対策を実施する。

#### 2 農林水産業降灰対策

市（産業観光部）は、県（環境森林部・農政部）と連携して、降灰による被害状況の把握に努めるとともに、栽培・管理技術の指導を行う。

### 第2 宅地等の降灰対策

#### 1 火山灰の除去

市（総務部）は、市民に対して家屋等の火山灰等の除去に関する啓発、情報提供を行う。なお、家屋等に積もった火山灰等の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとする。

市（保健福祉部）及び市社会福祉協議会は、避難行動要支援者のいる世帯等の火山灰除去作業等について、必要に応じて近隣住民、自主防災組織、ボランティア等に協力を呼びかける。

#### 2 集積場所の確保

市（環境戦略部）は、適当な場所に市民が除去した火山灰の集積場所を確保する。

## 第9節 施設・設備の応急対策

火山災害発生時に、関係機関と連携して公共施設の応急対策を迅速に行う。

### 第1 公共施設

#### 1 市道路における火山灰等の除去

市（建設部）は、市道に係る火山灰、土砂、噴石等の障害物を、関係機関と連携して安全を確認しつつ除去する。また、除去した障害物の集積場所は、二次災害の原因にならない場所を選定する。

#### 2 被災施設の応急復旧

市（建設部）は、市道の損傷箇所、埋没箇所等を、関係機関と連携して安全を確認しつつ復旧する。また、市（各部等）は、自らが管理する施設を点検し、破損箇所等の速やかな応急復旧に努める。

### 第2 ライフライン施設

風水害等対策編・第3章・第19節・第4に準ずる。

## 第 1 0 節 広報活動

火山災害時に、事実とは異なる情報等による社会的混乱を防止し、人心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するため、広報活動を行う。

風水害等対策編・第3章・第21節に準じて行う。

## 第4章 復旧・復興

### 第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

#### 第1 基本方向の決定

風水害等対策編・第4章・第1節・第1に準ずる。

また、火山対策においては、次の事項に留意する。

##### (1) 実施体制

火山活動が継続中の場合も、火山活動や被災状況を総合的に勘案して、必要と認めたときは復旧復興の段階に移行し、又は応急対策と並行して復旧復興活動を実施する。

#### 第2 公共施設等の迅速な原状復旧

風水害等対策編・第4章・第3節・第1に準ずる。

また、火山対策においては、次の事項に留意する。

- (1) 降灰や地盤の緩み等により土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (2) 火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の整備を行うこと。
- (3) 火山災害の状況に応じ、融雪型火山泥流、土石流対策等適切な安全確保策を講ずること。
- (4) 火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅等及び仮設校舎等の建設に努めること。

#### 第3 計画的復興の推進

##### 1 復興計画の作成

大規模な火山災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造や産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるが、これを可及的速やかに実施するため、市（各部等）及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

##### 2 復興計画策定上の留意事項

復興計画の策定に当たっては、風水害等対策編第3章第1節に定める他、次の点に留意する。

- (1) 必要に応じ、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、災害発生直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めること。
- (2) 火山活動が継続中の場合、避難対策・安全確保対策について配慮すること。
- (3) 火山が形成する雄大な自然景観や自然現象を活用することを念頭に保全する等、市民と火山との共生に配慮すること。

## 第2節 民生の安定化及び公共施設等復旧対策

市民・事業者の生活等の早期再建のため、生活相談、職業の斡旋等を実施する。

また、インフラ施設の早期復旧のため、被害状況を的確に調査し、速やかに復旧事業を実施する。

### 第1 民生の安定化

火山災害に係る復旧事業における民生の安定化対策については、風水害等対策編・第4章・第2節に定めるもののほか、活動火山対策特別措置法に基づく降灰防除地域の指定による事業等がある。

#### 1 降灰防除地域の指定

活火山法第23条による降灰防除地域に指定された場合は、火山の爆発に伴う降灰により住民の日常生活に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがある地域について、当該支障を防止し、又は軽減するための施設の整備を行う。

また、教育施設、社会福祉施設、医療施設等についても、国庫補助等の措置を受ける。

#### 2 被害農林漁業者に対する資金の融通

市（産業観光部）は、活火山法第21条の規定により、避難施設緊急整備地域（本節・第2参照）及びその周辺で火山の爆発により被害を受けた農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるよう努める。

### 第2 公共施設等災害復旧対策

火山災害に係る公共施設等災害復旧対策については、風水害等対策編・第4章・第3節に準ずる。

また、活火山法第13条に基づく避難施設緊急整備地域の指定を受けたときは、避難施設緊急整備計画を作成する。

同計画に基づく事業は、国、県その他の者が実施するものを除き、市（建設部・教育委員会事務局 教育部・総務部）が実施する。

### 第3 防災営農施設整備計画の実施

県は、活火山法第19条の規定により、避難施設緊急整備区域又はその周辺の地域で火山の爆発によって生ずる農林水産物の被害が経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域について、当該農林水産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画（防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計画等）を作成する。

計画の作成に当たっては、あらかじめ市（産業観光部）、関係農林漁業団体の意見を聴き、農林水産大臣に報告する。



# 第1章 総 則

## 第1節 計画策定の趣旨

本市周辺に原子力発電所は存在しないが、近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する本市の対応を明確にし、よりの確な対策に資する。

### 第1 計画の目的

本編は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対し実施すべき施策等について規定し、市、県、防災関係機関、原子力事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、市民の安全・安心を確保することを目的とする。

### 第2 計画の性格

本編は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、那須塩原市防災会議が作成する「那須塩原市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

また、本編に定めのない事項については、震災対策編に準ずるものとする。

なお、本編は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき、実践的な細部の計画等を定め、その具体的推進に努める。

### 第3 策定に際し尊重すべき指針

本編の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を十分に尊重するものとする。

## 第2節 原子力災害対策重点区域

市内には原子力災害対策を重点的に実施すべき地域であるPAZ、UPZはないが、UPZ外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合を想定した対策を検討する必要がある。

### 第1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力災害対策重点区域は、原子力施設の種類に応じて当該施設からの距離を目安として設定される。なお、本市にPAZ、UPZに該当する区域は無い。

### 第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

UPZ外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、専門的知見を有する原子力規制委員会が原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、UPZ外へ屋内退避エリアを拡張する範囲を判断することとしている。

そのため、UPZ外においても防護措置の実施を想定する必要がある。

# 第3節 原子力災害の想定

## 第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

本県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、同じく隣接する福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には4基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

本市境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約68kmの位置関係にある。

### ○計画の対象となる原子力発電所

|       |                  |          |          |          |          |          |
|-------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 発電所名  | 福島第一原子力発電所       |          |          |          |          |          |
| 事業者名  | 東京電力ホールディングス株式会社 |          |          |          |          |          |
| 所在地   | 福島県大熊町・双葉町       |          |          |          |          |          |
| 距離    | 約93km            |          |          |          |          |          |
| 設置番号  | 1号機              | 2号機      | 3号機      | 4号機      | 5号機      | 6号機      |
| 熱出力   | 138万kw           | 238.1万kw | 238.1万kw | 238.1万kw | 238.1万kw | 329.3万kw |
| 電気出力  | 46万kw            | 78.4万kw  | 78.4万kw  | 78.4万kw  | 78.4万kw  | 110万kw   |
| 運転開始日 | S46.3            | S49.7    | S51.3    | S53.10   | S53.4    | S54.10   |
| 備考    | 廃炉決定             |          |          |          |          |          |

|       |                  |          |          |          |             |
|-------|------------------|----------|----------|----------|-------------|
| 発電所名  | 福島第二原子力発電所       |          |          |          | 東海第二発電所     |
| 事業者名  | 東京電力ホールディングス株式会社 |          |          |          | 日本原子力発電株式会社 |
| 所在地   | 福島県楡葉町・富岡町       |          |          |          | 茨城県東海村      |
| 距離    | 約87km            |          |          |          | 約68km       |
| 設置番号  | 1号機              | 2号機      | 3号機      | 4号機      | —           |
| 熱出力   | 329.3万kw         | 329.3万kw | 329.3万kw | 329.3万kw | 329.3万kw    |
| 電気出力  | 110万kw           | 110万kw   | 110万kw   | 110万kw   | 110万kw      |
| 運転開始日 | S57.4            | S59.2    | S60.6    | S62.8    | S53.11      |
| 備考    | 停止中              |          |          |          | 定期検査中       |

|       |                  |          |          |          |          |          |          |
|-------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 発電所名  | 柏崎刈羽原子力発電所       |          |          |          |          |          |          |
| 事業者名  | 東京電力ホールディングス株式会社 |          |          |          |          |          |          |
| 所在地   | 新潟県柏崎市・刈羽村       |          |          |          |          |          |          |
| 距離    | 約111km           |          |          |          |          |          |          |
| 設置番号  | 1号機              | 2号機      | 3号機      | 4号機      | 5号機      | 6号機      | 7号機      |
| 熱出力   | 329.3万kw         | 329.3万kw | 329.3万kw | 329.3万kw | 329.3万kw | 392.6万kw |          |
| 電気出力  | 110万kw           | 110万kw   | 110万kw   | 110万kw   | 110万kw   | 135.6万kw | 135.6万kw |
| 運転開始日 | S60.9            | H2.9     | H5.8     | H6.8     | H2.4     | H8.11    | H9.7     |
| 備考    | 定期検査中            |          |          |          |          |          |          |

## 第2 原子力災害の想定

### 1 原子力発電所等における事故

県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（E P Z : Emergency Planning Zone）にも本県は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質がこの範囲より広範囲に拡散し、市民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

### 2 放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

## 第3 予想される影響

### 1 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が県内の広範囲に拡散し、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づき、本市を含む県内の8市町（佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町）が汚染状況重点調査地域に指定され、除染が必要となったほか、農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など産業と市民生活に大きな影響を与えた。

### 2 想定

U P Z 外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえて防護措置（屋内退避）の必要性を判断する。市及び県は放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避の実施を想定・準備する必要がある。

なお、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリング結果等を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断することとなっている。

県や市においては環境放射線モニタリングや飲食物に係る放射性物質モニタリング検査を速やかに実施するとともに、飲食物の出荷制限・摂取制限や避難・一時移転等の実施を想定・準備する必要がある。

## 第2章 予防

### 第1節 初動体制の整備

東日本大震災における東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質の放出は、本市においても放射能汚染や農観商業等への風評被害など、重大な影響を及ぼした。

原子力災害発生時の情報の迅速かつ的確な収集・伝達的重要性に鑑み、国、県、原子力事業者等との間で異常事態発生時の連絡体制の整備に努め、初動体制の整備を図る。

#### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

##### 1 市の役割

市（総務部）は、県（危機管理防災局）との間での連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報の交換に努める。

#### 第2 情報の分析整理

##### 1 原子力防災関連情報等の収集・蓄積と利用の促進

市（総務部）は、県（危機管理防災局・その他各部局）と連携して、平常時から、原子力防災関連情報、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等の収集・蓄積に努める。

##### 2 人材の育成・確保

市（総務部）は、平常時から、収集した情報を的確に分析・整理するため、防災業務関係職員等人材の育成・確保に努める。また、収集した情報の分析・整理に当たり、必要に応じて県等からの支援や専門家からの助言を受けるための体制を整備する。

#### 第3 通信手段の確保等

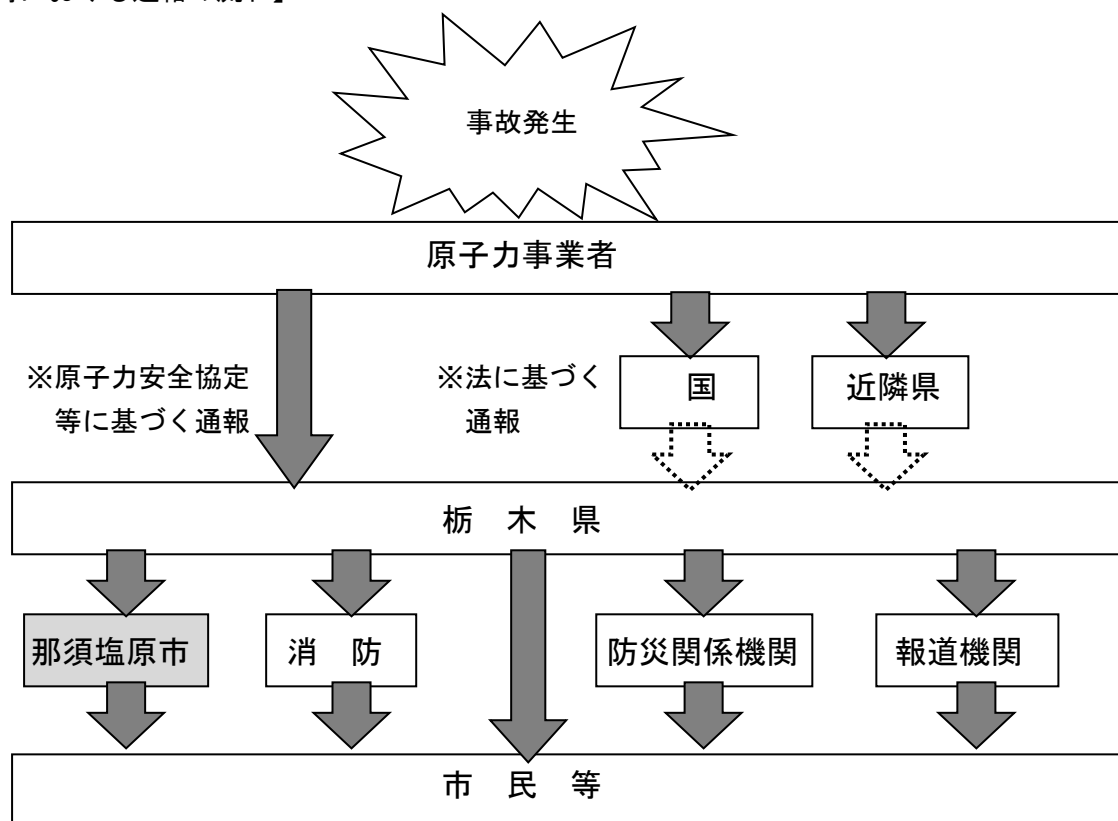
##### 1 通信連絡網等の整備

市（総務部）は、原子力防災対策を円滑に実施するため、関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、県と連携して緊急時における通信連絡網等の整備に努める。

##### 2 複合災害への備え

市（総務部）は、県等と連携して、県防災行政ネットワーク、衛星携帯電話等緊急時の通信手段の整備・拡充を図るとともに、複合災害発生を想定して複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。

【緊急時における連絡の流れ】



## 第2節 市民等への情報伝達体制の整備

原子力災害発生時における各種情報を、市民等に対し正確・迅速に伝達できる体制の整備に努める。

市（総務部）は、県（危機管理防災局）と連携し、特定事象発生後の経過等に応じて、住民等に伝達すべき情報の項目について整理する。

## 第3節 避難活動体制等の整備

市民等の生命及び身体を原子力災害から保護するため、屋内退避等を迅速に実施するための体制を確保する。

### 第1 避難指示の判断

#### 1 避難等の判断基準等

国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリングの結果などにより、空間放射線量率等が緊急防護措置等の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市町長等に対し、O I Lに基づき避難等の指示が発出される。

#### 2 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すると、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

U P Z外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、国の原子力災害対策本部は、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて屋内退避エリアを拡張し、屋内退避を実施するよう指示することになる。

国の指示を受けた市及び県は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう市民等に指示する。また、市及び県は、プルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国等と連携して迅速かつ適切な時期の屋内退避解除に努める。

市（総務部）及び県（危機管理防災局）は、これらの指示を実行するための伝達方法等の整備に努める。

### 第2 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故により人命若しくは身体に危険が生じる場合又は生じるおそれがある場合は、原災法及び「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、市長は、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。

警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲が設定されることから、市（総務部）は、警戒区域を設定するための手順や体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の警察署、消防機関等との連携、協力体制について検討しておく。

### 第3 要配慮者への対応

市（各部等）は、原子力災害発生時において、高齢者、障害者、要介護者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の避難行動要支援者及び観光客等の一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から、消防団、民生委員・児童委員、観光施設管理者、国際交流協会、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、実情に応じた実態把握により随時計画を更新するよう努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等の避難支援については、特に十分な配慮をする。

## 第4節 モニタリング体制の整備

県は、緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による県内の環境への影響を把握するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するなど、あらかじめ必要な体制を整備することとなっているため、これに協力し、連携を図る。

### 第1 モニタリングによる監視の実施等

市（環境戦略部）は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定した環境放射能水準調査実施計画書に基づき県（環境森林部・その他各部局）が実施している環境放射線モニタリングに関する情報の提供を求める。

### 第2 モニタリング体制

#### 1 体制の整備

##### (1) 機器等の整備・維持への協力

市（環境戦略部）は、平常時・緊急時における環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するために県（環境森林部）が実施するモニタリングポストなどの環境放射線モニタリング機器等の整備・維持に協力する。

##### (2) 複合災害への備え

原子力発電所事故等の発生の際に地震、台風等の複合災害が生じた場合、その影響によりモニタリングポストから正確な情報が入手できなくなるおそれがあることから、市（環境戦略部）は県（環境森林部）と連携して、万一モニタリングポストが稼働しない場合等に備え、サーベイメータ等による測定等を実施することができるよう体制を整備する。

#### 2 要員の確保・育成等

市（環境戦略部）は、県（環境森林部）と連携して、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員の育成に努める。

また、市（総務部・環境戦略部）は、県（危機管理防災局・環境森林部）と連携して、モニタリングの結果について判断することが困難な場合に備え、専門家等に要請するための体制を整備する。

### 第3 関係機関との協力体制の整備

市（総務部・環境戦略部）は、緊急時の環境放射線モニタリングに関し、県（危機管理防災局・環境森林部）及び近隣市町等と平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

## 第5節 市民等の健康対策

原子力災害発生時における市民等の健康対策を実施するため、必要な資機材等を整備するとともに、県と連携して、初期被ばく医療を中心とした医療体制の整備に努める。

### 第1 資機材の整備等

#### 1 活動用資機材の整備

市（総務部・保健福祉部）は、原子力災害発生時における市民等の健康対策を実施するため、県（危機管理防災局・保健福祉部）から整備すべき資機材に関する情報提供を受け、関係機関等と協力して、スクリーニング、除染等の活動を行うために必要な資機材の整備に努める。

#### 2 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市（総務部・各部等）は、県（危機管理防災局・その他各部局）と協力して、被爆の可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のために必要な資機材をあらかじめ整備、維持管理する。

また、市（総務部）は、被爆の可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時から県、近隣市町、原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行う。

### 第2 医療救護体制の整備

市（保健福祉部）は、県（保健福祉部）と連携して、関係機関の協力を得ながら避難所に設置する救護所等における住民や防災業務関係者を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射線サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する医療救護体制を整備する。

## 第6節 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

原子力発電所事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う市民等の内部被ばくを防止するため、県と連携して、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限するための体制を整備する。

### 第1 検査体制の整備

市（産業観光部・各部等）は、県（環境森林部・保健福祉部・産業労働観光部・農政部）と連携して、原子力災害発生時における農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全を確保するため、平常時から検査体制を整備する。

また、市（各部等）においては、食品等の検査を的確に実施するため、日ごろから関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等について習熟する。

さらに、市（各部等）は、原子力発電所事故発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等を円滑に実施するため、平常時から県と連携して検査方法等を確認しておく。

## 第7節 緊急輸送体制の整備

風水害対策編・第2章・第17節に準ずる。

## 第8節 普及・啓発等を通じた リスクコミュニケーションの充実

原子力災害発生時において、市民や防災業務関係者等が適切な行動をとることができるよう、様々な手段により放射線等に関する知識の普及・啓発のための活動を実施する。

### 第1 市民等に対する普及・啓発

市（総務部・各部等）は、県及び関係機関等と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- ① 放射性物質及び放射線の特性
- ② 原子力発電所等の概要
- ③ 避難等施設の位置
- ④ 原子力災害とその特性
- ⑤ 放射線による健康への影響及び放射線防護
- ⑥ 本市における平常時の環境放射線の状況
- ⑦ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
- ⑧ 屋内退避、避難
- ⑨ 安定ヨウ素剤の服用
- ⑩ 放射性物質による汚染の除去

### 第2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

市（総務部・各部等）は、原子力防災業務の円滑な実施を図るため、県、国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用し、職員の知識向上に努める。

また、市（総務部・各部等）は、必要に応じ県と連携して、次に掲げる事項等について防災業務関係者に対する研修を実施する。

- ① 原子力防災体制及び組織
- ② 原子力発電所等の概要
- ③ 原子力災害とその特性
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護
- ⑤ 放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- ⑥ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
- ⑦ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項
- ⑧ その他緊急時対応に関すること

## 第3章 応急対策

### 第1節 災害対策本部等の設置

市内において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策本部等を設置して、県、消防、警察、近隣市町及び各種関係機関等と相互に連携し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施する。

#### 第1 市の活動体制

原子力災害発生時における災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

各区分における本部参集職員体制及び執るべき対応等については、別に定める「那須塩原市原子力災害応急対策計画初動体制」（以下この章において、単に「初動体制」と記載する。）のとおりとする。

| 体制等     | 災害の態様                                                          |                                        | 体制の概要                                             | 備 考<br>(勤務時間外の配備)                                         |
|---------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 注意体制    | 近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らないと判断される場合       |                                        | 情報収集及び応急対策を行う体制                                   | 本庁危機管理課、支所総務担当課職員は直ちに登庁し、小規模災害対策を実施する                     |
| 警戒体制    | ①原子力防災管理者又は県知事から原災法第10条第1項に定める通報があった場合（EAL2）<br>②総務部長が必要と認めた場合 |                                        | 本庁舎に災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するために必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制 | 本庁危機管理課、支所総務担当課及び警戒配備に該当する各部等の災害対策関係職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する |
| 第1 非常配備 | ①原子力防災管理者から県を通じて、原災法第15条第3項に定める緊急事態応急対策の指示があった場合（EAL3）         | ①大規模な災害が発生するおそれがある場合<br>②大規模な災害が発生した場合 | 本庁舎に災害対策本部を設置し、災害応急対策の実施により災害の拡大に備える体制            | 初動体制における第1非常配備に該当する職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する                  |
| 第2 非常配備 | ②市長が必要と認めた場合                                                   | 大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合            | 本庁舎に災害対策本部を設置し、市の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制             | 初動体制における第2非常配備に該当する職員（原則として全職員）は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する        |

#### 〈資料編5－1 那須塩原市原子力災害応急対策計画初動体制〉

（注）原子力防災管理者…原子力事業所における原子力防災業務を統括・管理する最高責任者であり、原災法では事業所ごとに選任するよう義務付けている。当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、異常事態が発生したときの通報、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などがその職務となる。

## 第2 注意体制

市（総務部）は、近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、大小にかかわらず被害発生のおそれが生じた場合であって、災害警戒本部を設置するに至らないと判断される場合、注意体制をとる。本庁危機管理課及び各支所総務担当課職員は直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 原子力災害に関する情報の収集
- (2) 次に掲げる被害情報等の把握
  - ア 被害が発生した日時、場所
  - イ 被害の概要
  - ウ 被害に対してとられた措置
  - エ その他必要な事項
- (3) 必要に応じて関係部局等への通報
- (4) 必要に応じて総務部長への報告
- (5) 小規模な災害応急対策

## 第3 災害警戒本部等の設置

風水害等対策編・第3章・第1節・第3に準ずる。また、原子力災害における設置基準等は、次の内容とする。

### 1 災害警戒本部等の設置等

市（総務部）は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置又は災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、初動体制のとおり総務部長を責任者（警戒本部長）とする災害警戒本部を設置する。

#### (1) 災害警戒本部等の設置基準

市（総務部）は、次の各号に該当する場合、初動体制に基づき災害警戒本部を設置し、職員を参集させる。

- ア 原子力防災管理者又は県知事から原災法第10条第1項に定める通報があったとき（EAL2）
- イ 原子力防災管理者から県を通じて緊急時の通報を受け、総務部長が災害警戒本部の設置の必要性を認めたとき
- ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき
- エ その他総務部長が必要と認めたとき

## 第4 災害対策本部の設置

風水害等対策編・第3章・第1節・第4に準ずる。また、原子力災害における設置基準等は、次の内容とする。

### 1 災害対策本部の設置

市（総務部）は、災害対策の責務を遂行するために必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2及び那須塩原市災害対策本部条例の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、速やかに職員を非常参集させ、県及び関係機関等との緊密な連携を図りながら災害応急対策を実施する。

#### 〈資料編2-29 那須塩原市災害対策本部条例〉

##### (1) 災害対策本部の設置基準

市（総務部）は、次の各号に該当する場合、初動体制に基づき職員を参集させる。

- ア 原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から原災法第15条第3項に定める緊急事態応急対策の指示があったとき
- イ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき（2地点以上又は10分間以上継続して検出された場合に限る）
- ウ 原子力事業所等の事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき
- エ その他市長が必要と認めたとき

## (2) 設置場所

災害対策本部は本庁舎に設置する。ただし、本庁舎に災害対策本部を設置できない場合又は別の場所に設置したほうがよい場合は、本部長の指定する場所に設置する。

## (3) 災害対策本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害対策本部は解散する。

- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき
- イ 原子力施設等の事故が収束して、災害応急対策が完了し、又は対策の必要がなくなったと本部長が認めたとき

## 第5 専門家等への支援要請

### 1 専門家に対する支援要請

市（総務部）は、特定事象の発生等に伴う影響の把握や、原子力災害に関する応急対策の検討及び実施に当たり、必要に応じて、県（危機管理防災局）を通じて栃木県原子力災害対策専門委員会などに原子力に関する専門的支援を要請する。

### 2 県に対する支援要請

市（総務部）は、被害情報の収集、避難指示、応急救助のために緊急の支援を必要とする場合、県（危機管理防災局）に対して職員の派遣、各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言、物資の提供や機材の貸与、施設の提供などを要請する。

## 第6 防災業務関係者の安全確保

### 1 防護対策

市（総務部・環境戦略部・各部等）は、原子力災害発生時の防災業務関係者に対して、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材を整備するなど必要な防護対策を行う。

### 2 防災業務関係者の被ばく線量管理

市（各部等）は、原子力災害対応における防災業務関係者の安全を確保するため、次により被ばく線量管理を徹底する。

(1) 防災業務関係者の被ばく線量管理については、次の指標を基準とする。

- ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で5年間につき  $100\text{mSv}$  かつ1年間につき  $50\text{mSv}$  を上限とする。
- イ 救命救助等に従事する場合の防災関係者の被ばく線量は、実効線量で  $100\text{mSv}$  を上限とする。  
なお、女性に関しては、胎児保護等の観点から、適切な配慮を行う。

(2) 市（各部等）は、県及び関係機関等との緊密な連携のもと被ばく線量管理を行うものとし、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

## 第2節 情報の収集・連絡活動

原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、県や原子力事業者等から速やかな情報収集を行い、関係機関等に対してその情報を迅速かつ的確に伝達する。

### 第1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。このため、近隣県で警戒事態が発生した場合、市（総務部）は、県（危機管理防災局）が原子力事業者との間で締結している原子力発電所等の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき受けた連絡通報の情報を迅速に収集する体制を確保するとともに、関係機関への通報や市民への周知を行う。

### 第2 特定事象発生情報等の連絡（EAL2）

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条に規定する特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、防災業務計画に基づき、直ちに原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等（以下この節において「原発所在県等」という。）に、文書をファクシミリで送付することとされている。

市（総務部）は、近隣県で特定事象が発生し、県が原子力事業者から緊急時における連絡通報を受けた場合、県（危機管理防災局）等に対し情報の提供を求め又は必要に応じて職員の派遣を求める等、情報収集活動を実施し、事故の状況、その他市内への影響の把握に努める。

〈資料編5－2 県が交わした原子力発電所等の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等〉

### 第3 応急対策活動情報の連絡

#### 1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（EAL2）

原子力事業者は、原発所在県等に対して、施設の状況、原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等について、定期的に文書により連絡することとされている。

市（総務部）は、県等からこれらの情報を収集するとともに、関係機関と連携してその後の対応に備える。

#### 2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（EAL3）

##### (1) 要員の確保

市（総務部）は、原子力事業所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合には、速やかに各部等の職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保し、配備する。

##### (2) 情報の収集等

市（総務部）は、県及び原子力事業者等から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、国及び近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策について活用する。

### 第4 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

市（総務部）は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

## 第3節 市民等への情報伝達

放射性物質及び放射線による影響は五感で感じることができないなどといった原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎ、又はその拡大を抑えるため、市民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

### 第1 市民等への情報伝達活動

#### 1 市民等に対する情報伝達

- (1) 市（総務部）は、原子力災害に関する情報を次の手段等により広く迅速に市民等に向けて提供し、市内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ、又はその軽減に努める。
  - ア 防災情報伝達システム（防災ラジオ）、消防団緊急伝達システム、市ホームページ等による周知
  - イ 広報車による周知
  - ウ 自治会、自主防災組織への連絡
  - エ 緊急速報メール（エリアメール）及びみるメールによる周知
- (2) 市（総務部）は、県が持つ情報を県防災行政ネットワークなどを活用して収集し、これを市民等に伝達するとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て広域的な情報提供に努める。
- (3) 市（各部等）は、市民等のニーズを的確に把握し、市民等が必要とする情報について迅速に伝達するよう努める。特に、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、市が講じている施策等に関する情報、交通規制等の情報など、市民等の不安の解消や市民生活の混乱の防止に役立つ事項について、県及び関係機関と緊密に連携しながら、情報を伝達する。  
また、これらの情報については、庁内での一元化を図り、常に最新の情報を各部等において共有するように努める。

#### 2 情報伝達の内容等

- (1) 情報伝達に当たっての留意事項
 

市（企画部・総務部）は、市民等への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく、かつ、誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。
- (2) 避難行動要支援者への配慮
 

市（企画部・総務部・市民生活部・保健福祉部）は、情報伝達において困難が予想される高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の避難行動要支援者に対して、十分な配慮をしながら確実な情報伝達に努める。
- (3) 情報伝達内容
 

市（各部等）は、原子力災害発生時の市民等への情報伝達に当たっては、特に次に掲げる内容について留意の上伝達する。

  - ア 事故・災害等の概況
  - イ 災害応急対策の実施状況
  - ウ 不安解消のための市民等に対する呼びかけ
  - エ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入れを行う旨の情報提供及び避難を円滑に行うための協力の呼びかけ

(4) 広報内容の確認

市（各部等）は、市民等への情報伝達に際し、次の事項に留意して広報内容の確認を行う。

- ア 公表する情報及び広報活動での伝達情報については、関係各部等及び関係機関等に問い合わせるなど、事前に十分な内容の確認を行う。
- イ 情報の発表内容や発表時期については、県、原子力事業者、指定行政機関及び各関係機関等と相互に連絡を取り合い、十分な調整を行う。

(5) 誤情報の拡散防止

市（総務部）は、県、関係機関等と十分な情報交換を行い、原子力災害対応における各種の公式見解を迅速に発表し、市民等の間に拡散しがちな誤った情報（デマ等）の抑制に努める。

## 第2 市民等からの問合せに対する対応

### 1 相談窓口の設置

市（総務部）は、県と連携し、必要に応じ、あらかじめ定めた手続きに従い、速やかに市民等からの問合せに対応するための相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。

また、市（総務部）は、相談窓口の開設に当たっては、庁内各部等との十分な情報の共有化を図り、ワンストップサービスの充実に努める。

### 2 情報の収集・整理

市（各部等）は、災害発生時の市民等のニーズ等を見極め、必要な情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動に的確に反映させるよう努める。

## 第4節 屋内退避・避難誘導等

原子力災害発生時には、原災法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示等に基づき、県と協力して、市民等に対する屋内退避又は避難等の措置を講じる。

### 第1 避難等措置の実施主体

市民の避難等の措置を講じるに当たっては、県、警察、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施する。また、市（総務部）は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、市民等が動揺したり混乱したりしないよう、速やかな指示伝達に努める。

### 第2 屋内退避、避難等の実施

#### 1 市民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、市（総務部）は、県（危機管理防災局）と緊密な連携を図り、市民等に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて、屋内退避等の措置を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

特に、情報伝達に困難が予想される高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の避難行動要支援者に対する周知の方法について、特段の配慮を行う。

#### 2 避難誘導等

原子力災害発生時において、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）からの指示が出された場合、県が住民の安全確保のために必要と認めた場合は、市に対して、住民の屋内退避又は避難のための立ち退きの指示などの連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。

市（総務部）は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの避難等の防護対策の指示又は独自の判断に基づいて、市民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示を行う。

#### 3 避難状況の確認

市（総務部）は、市民等に対する避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合には、県、消防機関等と協力し、市民等の避難状況などを的確に把握する。

### 第3 安定ヨウ素剤の配布等

市（総務部・保健福祉部）及び県（危機管理防災局・保健福祉部）は、国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、国及び関係機関と連携して対応する。

### 第4 避難所等の開設、運営

#### 1 避難所の開設

市（総務部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局教育部）は、必要に応じて避難所及び福祉避難所を開設し、情報の周知徹底を図る。

また、市（総務部）は、あらかじめ指定した避難所のみでは十分な避難者の受入れができないと判断される場合、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

#### 2 避難所の管理、運営

開設した避難所の管理、運営に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 市（保健福祉部・子ども未来部・教育委員会教育部）は、避難所の管理、運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、施設の清掃等が円滑に実施されるよう、医師

等専門家、ボランティア、避難者、自主防災組織等の協力が得られるよう、体制づくりに努める。

(2) 市（総務部）は、必要な設備及び資機材をあらかじめ避難所に配備し、又は、必要なときに直ちに配備できるよう準備をしておく。

(3) 市（保健福祉部・子ども未来部・教育委員会教育部）は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望等を把握するなど、避難所における避難者の生活環境の維持に注意を払い、必要に応じて改善を図るなど、常に良好な状態を保つよう努める。

### 3 飲食物、生活必需品等の供給

市（総務部・産業観光部）は、避難者等に対する食料、飲料水、生活必需品等の提供が必要であると認めた場合は、市の備蓄品を供給、給（貸）与するほか、事業者等に対し物資の調達要請等を行う。なお、不足する場合は、県に対して物資調達の協力を要請する。

## 第5 県外からの避難者の受入れ

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県から本市に避難することが予想される。また、東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における県外広域避難について、UPZ内にある茨城県常陸大宮市と本市の間で協定が締結されている。

市（総務部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会教育部）は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を避難所として提供するとともに、避難所の開設等を行う。

## 第6 避難行動要支援者等への配慮

市（総務部・市民生活部・保健福祉部・子ども未来部）は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者及びペット同伴者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

## 第5節 モニタリング活動

県は、モニタリング計画等に基づき平常時のモニタリングを強化するとともに、緊急時には原子力発電所等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握するための活動を行うこととなるため、これと緊密な連携を図り、情報を市民等に対して広く公表する。

### 第1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

県（環境森林部）は、県内における放射性物質の影響を把握するためモニタリングポストの監視を強化し、測定結果等の取りまとめを行うため、市（環境戦略部）においては、県と連絡を密にしながら、測定結果等の情報を迅速に収集し、これを市民等に対して広く公表するよう努める。

### 第2 特定事象発生のお知らせを受けた場合の対応

県（危機管理防災局・環境森林部）は、県内における放射性物質の影響を把握するため平常時のモニタリングを強化し、その結果等の取りまとめを行うため、市（環境戦略部）においては、県と連絡を密にしながら、モニタリング結果等の情報の収集に努める。

また、市（環境戦略部）は、県と連携して、緊急時の環境放射線モニタリングの準備を開始する。

### 第3 原子力緊急事態宣言発出後の対応

県（環境森林部）は、原子力緊急事態宣言が発出された場合、モニタリング計画に基づき、県内における放射性物質又は放射線に関する情報を得るために環境モニタリング等を行う。

市（環境戦略部）は、県と連携を密にし、モニタリング等の実施により得られた結果等の情報を迅速に収集し、市民等に対して広く公表する。

また、市（環境戦略部）は、要員の被ばく管理に十分留意しながら、県が実施する緊急時の環境放射線モニタリングに協力を行うものとする。

## 第6節 医療活動等

原子力災害発生時において、県及び医療機関等と連携して、市民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、市民等の心身の健康を確保する。

### 第1 市民等を対象とする健康相談等の実施

#### 1 避難者等に対する健康相談等の実施

市（保健福祉部）は、県（保健福祉部）に協力して、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、市民及び避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施するとともに、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

#### 2 相談窓口の設置

市（保健福祉部）は、県（保健福祉部）に協力して、県有施設及び市有施設等において、市民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置し、職員を配置する。また、医療機関等と連携して、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談等を実施する。

### 第2 被災者を対象とする医療活動の実施

#### 1 原子力災害医療派遣チームの要請

市（保健福祉部）は、医療処置が必要な被災者がある場合は、速やかに医療活動の実施を医療機関に要請してこれに協力するものとするが、特に必要がある場合には、県を通じて国に対して、原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。

#### 2 医療救護活動

市（保健福祉部）は、県（危機管理防災局・保健福祉部）及び医療機関等に協力し、主要な避難経路上に医療救護所を設けて職員を配置することとし、被災者等を対象とした汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置に対する支援を行う。

また、医療救護所等で対応できない被災者がいる場合は、搬送機関等と連携して、医療機関等へ搬送する。なお、この場合において、道路交通の混乱等を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

## 第7節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

農林水産物や加工食品等の安全性を把握するため、県と協力して放射性物質モニタリング検査を速やかに実施し、放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、市民等に対して広く周知する。

### 第1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射能モニタリングの結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、飲食物中の放射性物質濃度の測定を行うべき地域や当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、県や市町村に伝達する。

また、県（環境森林部・保健福祉部・産業労働観光部・農政部）は、国から示されるガイドラインに基づき策定する放射性物質検査計画等により、当該地域における飲食物中の放射性物質濃度の測定を実施するとともに、OILに基づく飲食物摂取制限を行い、住民等へ周知する。なお、緊急時の暫定規制数値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

県（環境森林部・保健福祉部・産業労働観光部・農政部）は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の可否を判断するため、放射性物質検査計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質濃度の測定を実施する。

### 第2 食品等の出荷自粛要請及び解除

市（総務部・産業観光部）は、県によるモニタリング検査の結果、国が定める基準値を超過した食品が確認された旨の情報を得たときは、速やかに関係団体等を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、市ホームページへの掲載や、県と連携して報道機関等による報道を要請するなど、様々な手段により市民等に対して広く周知を図る。

また、市（産業観光部）は、基準値を超過した牧草等が確認された場合には、県と連携して、関係団体等を通じて生産者等に対して家畜への給与自粛を要請するとともに、基準値を超過した牧草等が給与された疑いのある家畜の生産物については、安全であることが確認されるまでの間出荷自粛を要請する。

県を通じて国からの出荷制限の指示があった場合は、市（総務部・産業観光部）は、県と連携して、関係事業者に出荷制限を要請するとともに、市民等に対し広く周知を図る。

出荷自粛後のモニタリング検査において国の示す解除ルールに適合する結果が出た場合、県は、国と解除計画について協議し、国の指導を受けて出荷自粛等を解除するため、市（産業観光部）は、県と情報交換を密にし、必要な情報を随時市民等に周知する。

### 第3 飲料水の安全対策の実施

市（上下水道部）は、独自の調査及び県が実施するモニタリングの結果や国の指導、助言、指示などに基づき、水道水について国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、水道水の飲用制限等の必要な措置をとる。

また、市（上下水道部）は、水道水の安全対策を行うため、原子力発電所等の事故の状況に関する情報を随時関係機関等から収集するよう努める。

なお、市（総務部）は、原子力災害発生時において水道水の摂取制限がなされる事態に備え、ペットボトル水など飲料水の備蓄等を県と連携して推進する。

## 第4 食品等の調達・供給

市（各部等）は、県から食品等の摂取制限等の措置に関する指示を受けた場合は、県と協力して、風水害等対策編・第3章・第12節に準じた食品等の調達及び供給活動を実施するなど、市民等への応急措置を講じる。

## 第8節 児童・生徒等の安全対策

原子力災害発生時に、学校等が児童・生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関等と連携が図れるよう情報の提供に努める。

### 第1 児童・生徒等の安全の確保

校長等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報の収集に努め、迅速な屋内退避等を行うことにより児童・生徒等の安全を確保した上で、保護者や関係機関と連携を図るよう努める。

市（教育委員会事務局教育部・保健福祉部）は、県（経営管理部・保健福祉部・教育委員会事務局）や関係機関等と連携し、学校等に対して、学校等における児童・生徒等の生活上の留意点など、原子力災害に関する情報の提供に努める。

さらに、市（教育委員会事務局教育部・保健福祉部）は、医療機関等の協力を得て、児童・生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるような体制を整備する。

## 第9節 緊急輸送活動

風水害等対策編・第3章・第12節に準ずる。

## 第4章 復旧・復興

### 第1節 市民等の健康対策

原子力災害発生後において、市民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて健康影響に関する調査等を実施し、市民等の不安を払拭する。

#### 第1 市民等への健康相談の実施

市（保健福祉部）は、原子力災害発生後において市民等の放射線等に関する不安を払拭するため、県（保健福祉部）と協力して市民等に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

#### 第2 健康影響調査の実施

##### 1 調査の検討

市（保健福祉部）は、県（保健福祉部）と協力し、必要に応じて、防護対策を講じた区域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

市（保健福祉部）は、調査の実施に当たっては、事前に県を通じて緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等（以下この節において「検討会等」という。）の意見を聴き、健康影響調査の実施の必要性等を十分に検討することとする。

なお、検討会等においては、身体的影響調査のほか、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなどの心のケアに関する調査や情報提供のあり方等についても検討するものとする。

##### 2 調査の実施

検討会等における検討の結果、健康影響調査実施の必要性が認められた場合は、市（保健福祉部）は県（保健福祉部）と連携し、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等に対して調査の実施を要請し、これに協力する。

##### 3 メンタルヘルス対策

市（保健福祉部）は、県（保健福祉部）及び医療機関等の関係機関と連携し、原子力災害の影響による市民等のメンタルヘルス対策として、電話相談窓口を開設するなど、市民等からの問合せに対応できる体制を整備する。また、市（各部等）は、市民等に配慮しながら、防災業務関係者のメンタルヘルス対策についても十分に対応できるよう留意する。

##### 4 飲料水、食品等の安全確認

市（各部）は、防護対策を実施すべき区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、県（危機管理防災局・保健福祉部・その他各部局）と連携して飲料水及び食品等の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認して広く市民等に周知する。

#### 第3 学校等における対策

学校等は、児童・生徒等に対する健康対策の実施に当たっては、放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあることなどの子どもの特性を十分考慮する。

##### 1 健康調査

学校等は、児童・生徒等の原子力災害による心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に、児童・生徒等が災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、継続的かつ長期的に観察をするよう努める。

## 2 心のケア

原子力災害発生時における児童・生徒等の健康問題を解決するためには、災害の状況に応じた教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、学校等においては、児童・生徒等の心のケアに関する体制を整備し、対応に当たる。

また、市（教育委員会事務局教育部）は、学校等における児童・生徒等の心のケア対策に関して、県（経営管理部・保健福祉部・教育委員会事務局）と連携して校長等に対して必要な支援を行う。

## 3 その他の対策

(1) 原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童・生徒等の屋外活動の妨げとなる場合も考えられるため、市（教育委員会事務局教育部）及び校長等は、県（経営管理部・保健福祉部・教育委員会事務局）と連携して、園庭や校庭など児童・生徒等が活動する場所について定期的に放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。

(2) 市（教育委員会事務局教育部）及び校長等は、児童・生徒等や保護者等の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等の放射性物質の測定を実施し、その結果を目に見える形で公表するなど情報提供に努める。

また、市（教育委員会事務局）は、学校給食等の安全対策について、県（経営管理部・保健福祉部・農政部・教育委員会事務局）と連携して校長等に対して必要な支援を行う。

# 第2節 風評被害対策

県及び関係機関と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止、又は影響を軽減するために、農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動など、各種風評被害対策に取り組む。

## 第1 農林水産物、工業製品等に係る対策

### 1 基本方針

#### (1) 農林水産物等

市（産業観光部）は、農林水産物等に対する風評被害を最小限にとどめるため、県（環境森林部・農政部）及び関係機関等と連携して、詳細な放射性物質モニタリング検査等を実施し、安全性を確認した上で市内外に積極的にPRしていく。

#### (2) 工業製品等

市（産業観光部）は、県（産業労働観光部）と協力して、企業等が製造する工業製品や加工食品等について、速やかな放射性物質の測定による安全確認ができるよう積極的に支援を行い、安全性を確認した上で市内外に広くPRしていく。

## 2 具体的な対策の方法

### (1) 国内における対策

市（産業観光部）は、農林水産物等の流通促進のため、県（環境森林部・産業労働観光部・農政部）の協力を得て、速やかにかつ継続的に様々な広報媒体を積極的に活用し、農林水産物等の安全性に関する明確でわかりやすい情報を広く積極的に発信する。

### (2) 国外への対策

国外に及ぶ農林水産物等の風評被害については、県（環境森林部・産業労働観光部・農政部）が国と連携した払拭に向けての各種施策に取り組むこととなるため、市（産業観光部）は、積極的に

これに協力する。

## 第2 観光業に係る対策

### 1 情報の発信

市（産業観光部）は県（産業労働観光部）と連携し、放射性物質等に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には観光地等における市長の安全宣言などを行う。また、様々な媒体を活用し、観光地等の安全性に関する明確でわかりやすい情報を広く積極的に発信する。

### 2 観光客等への説明

市（産業観光部）は、本市を訪れている外国人を含む観光客等に対して安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等を通じて本市の安全性に関する誤った情報が拡散されないよう努める。

## 第3 被害者の救済

市（総務部・産業観光部）は、風評被害が実際に生じたと考えられる場合、県（環境森林部・産業観光労働部・農政部）等と連携して、原子力事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた者の救済が図られるよう努める。

また、市（産業観光部）は、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組みに加え、生産者や観光業者に対し、第4節のとおり風評被害等に対する損害賠償請求に係る手続き等を周知し、支援する。

## 第3節 除染・汚染染棄物等の処理

市民等の生活環境を保全するため、県と連携して、国が示す方針に沿って国が実施する放射性物質に汚染された廃棄物等の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて応急的な汚染廃棄物等の処理及び除染作業を行う。

### 第1 基本方針

市（各部等）及び県（危機管理防災局・環境森林部・その他各部局）は、放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染作業について、国の施策に協力し、国、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

### 第2 除染の実施

市（総務部・その他各部等）は、原子力災害発生時における避難のための立ち退きの指示があった地域以外の地域における除染の実施に当たっては、県（危機管理防災局・環境森林部・その他各部局）、防災関係機関及び市民等と協力し、国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携して、次のとおり行う。

原子力事業者は、市、県等の要請に基づき、除染等に必要な防災資機材の貸与、要員の派遣に努める。

なお、除染を実施する際には、市民の意見を十分に尊重し、市民の意見等を広く聴取して市民協働の実施体制の構築に努める。

(1) 土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていること

に鑑み、学校・幼稚園・保育園・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。

- (2) 比較的高い濃度で汚染された場所を特定し、汚染の特徴に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、適切な方法で効果的に行う。水を用いて洗浄を行う場合は、水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質を可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。
- (3) 土壌等の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にするなど除去土壌等の発生抑制に配慮する。また、除去土壌はその他の物と混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。
- (4) 除染土壌については、国が示す考え方にに基づき、周辺住民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮して（※）、収集、運搬、保管及び処分を適切に行う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。

除染廃棄物については、本節・第3の記載するところにより適切に処理を行う。

※ 参考「福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成23年6月3日原子力安全委員会）

なお、当通知の廃棄物については、除染土壌を含む。

- ① 処理に伴って周辺住民の受ける線量が1 mSv／年を超えないようにする。
  - ② 処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り1 mSv／年を超えないことが望ましい。比較的高い放射能濃度の物を取り扱う工程では、電離放射障害防止規則を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う。
  - ③ 処分施設の管理期間終了以降、周辺住民の受ける線量が10 μSv／年以下とする。
- (5) 放射性物質等の飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録など、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

### 第3 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理

#### 1 国が処理する廃棄物

市（総務部・環境戦略部・その他各部等）、県（環境森林部・その他各部局）、排出事業者等は、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000 Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管する。また、県（環境森林部）は、早期の処理を図るため、市民の不安解消、理解促進等に向けた取組を行う。

#### 2 市及び排出事業者が処理する廃棄物

市（環境戦略部・その他各部等）及び排出事業者等は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000 Bq/kg以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散、流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

#### 3 その他

市（総務部・環境戦略部・産業観光部）及び県（危機管理防災局・環境森林部・その他各部局）は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等を含め、放射性物質に汚染された廃棄物の処理について安全性を十分確認し、市民等に周知徹底するよう努める。

市（総務部・環境戦略部）及び県（危機管理防災局・環境森林部・その他各部局）は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

## 第4節 損害賠償請求

原子力災害によって損害を受けた事業者等に対して、原子力事業者に対して損害賠償を請求するために必要な情報提供を行うなどの支援を実施するとともに、必要に応じて、市が受けた損害についても請求するための体制を整備する。

### 第1 事業者等への支援

#### 1 損害状況等に関する情報収集

- (1) 原子力災害における損害に対しては、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、市（総務部・その他各部等）は、賠償内容や手続きについて、県を通じて国や原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を広く周知する。
- (2) 市（産業観光部・その他各部等）は、原子力災害により、市内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、県と連携して、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。
- (3) 市（総務部・その他各部等）は、県と連携して、市内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、情報提供などの適切な対応を行う。

#### 2 事業者等への支援内容

- (1) 市（総務部・その他各部等）は、原子力災害により損害を受けた事業者等が正当な賠償を受けることができるよう、県と連携して、次に掲げる支援を行うほか、個別の状況に応じた適切な対応を行う。
  - ア テレビ、ラジオ等の報道媒体及び市ホームページ等を通じた原子力損害賠償請求に係る制度の周知
  - イ 制度や手続き等に関する、業種や業界団体別の説明会の開催
  - ウ 市施設等における相談窓口の設置
- (2) 市（総務部・各部等）は、県と連携して、事業者等が速やかに損害賠償請求を行うことができるよう、損害賠償の対象となる損害の内容等について、制度等の周知を心がける。

### 第2 市による損害賠償請求

市（総務部・その他各部等）は、原子力災害において損害を受けたと判断される場合は、県（危機管理防災局・その他各部局）と連携して、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し損害賠償を請求した経費を参考に、原子力災害対応において支出した様々な経費について請求の可否を判断するとともに、原子力事業者に対して迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

## 第5節 各種制限の解除

飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取の注意喚起・出荷制限等の措置の解除に関し、関係機関と緊密に情報を共有することで、円滑に復旧を進める。

### 第1 状況の把握及び解除の指示

県（危機管理防災局・その他各部局）は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取の注意喚起・出荷制限等の各種制限措置の解除を、市町及び関係機関に指示するとともに、解除の実施状況などを把握することとなっている。

市（総務部・その他各部等）は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査結果、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限・出荷制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認する。

また、市（総務部・その他各部等）は、各種制限の解除に関する情報については、迅速かつ的確に市民等に対して周知を行う。

